

平成17年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

林 章

包括外部監査の報告書の構成

第 1 総論

目次	1 - 1
包括外部監査の概要	1 - 3
監査対象の概要	1 - 6
各試験研究機関に共通する監査結果	1 - 11
県として検討すべき項目	1 - 45

第 2 群馬県衛生環境研究所

目次	2 - 1
概要	2 - 3
実地監査年月日	2 - 13
監査結果	2 - 13

第 3 群馬県林業試験場

目次	3 - 1
概要	3 - 3
実地監査年月日	3 - 17
監査結果	3 - 17

第 4 群馬県農業技術センター

目次	4 - 1
概要	4 - 3
実地監査年月日	4 - 20
監査結果	4 - 20

第 5 群馬県畜産試験場

目次	5 - 1
概要	5 - 3
実地監査年月日	5 - 14
監査結果	5 - 14

第 6 群馬県立群馬産業技術センター

目次	6 - 1
概要	6 - 3
実地監査年月日	6 - 17
監査結果	6 - 17

第 7 群馬県繊維工業試験場

目次	7 - 1
概要	7 - 3
実地監査年月日	7 - 12
監査結果	7 - 12

第 1

總 論

目 次

包括外部監査の概要

1	監査の種類	1 - 3
2	外部監査の対象とした特定の事件(テーマ).....	1 - 3
3	監査対象期間	1 - 3
4	テーマ選定の理由	1 - 3
5	監査の要点	1 - 3
6	主な監査手続	1 - 4
7	外部監査の実施期間	1 - 4
8	包括外部監査人及び補助者	1 - 4
9	外部監査人と選定した特定の事件との利害関係	1 - 4
10	その他	1 - 5

監査対象の概要

1	群馬県の試験研究機関	1 - 6
2	群馬県の試験研究機関の概要	1 - 7
3	群馬県における産業別の生産状況と就業構造	1 - 8
4	他都道府県の公設試験研究機関との比較	1 - 8
5	監査対象試験研究機関の選定	1 - 10
6	監査対象試験研究機関の業務の特徴	1 - 10

各試験研究機関に共通する監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

	(平均落札率等の概要).....	1 - 11
	(意見)	
1	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について	1 - 12
2	執行伺書への契約条項案の添付等について	1 - 13
3	売買契約書における目的物品の記載について	1 - 14

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

	(施設設備及び備品の概要).....	1 - 15
	(監査結果・指摘事項)	
4	備品の現品確認について	1 - 16
5	必要がなくなった物品について	1 - 16
	(意見)	
6	備品の購入について	1 - 17
7	機器利用状況の把握について	1 - 17
8	遊休不稼動建物等について	1 - 18

9	他機関からの預かり資産について	1 - 18
1 0	火災共済付保状況について	1 - 19
1 1	薬品等の管理状況について	1 - 21

(利用者に必要な金額を負担させているか)

(意見)

1 2	受託研究における受託料の積算について	1 - 22
1 3	受託研究における受託料の算定方法の見直しについて	1 - 22

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(意見)

1 4	外部評価委員による外部評価について	1 - 23
1 5	外部評価委員の評価基準について	1 - 23
1 6	外部評価委員の評価書について	1 - 24
1 7	研究成果の調査、分析について	1 - 24

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

1 8	中長期計画について	1 - 26
1 9	外部資金の導入について	1 - 26
2 0	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について	1 - 27
2 1	人事面の施策について	1 - 28
2 2	研究職員の育成について	1 - 29
2 3	業務の効率化の追求について	1 - 30
2 4	試験研究における計画策定及び進捗管理について	1 - 31
2 5	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について	1 - 32
2 6	光熱水費節減について	1 - 32
2 7	行政コスト計算書の活用について	1 - 33
2 8	研究課題別原価計算について	1 - 40
2 9	研究成果の普及について	1 - 41
3 0	県立 8 試験研究機関の連携強化について	1 - 41
3 1	試験研究機関の今後のあり方について	1 - 43

県として検討すべき項目

(意見)

1	地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について	1 - 45
---	----------------------------------	--------

包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する群馬県との包括外部監査契約に基づく包括外部監査。

2 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

試験研究機関の内、次の 6 機関の財務事務の執行及び試験研究業務の管理について

- (1) 群馬県衛生環境研究所
- (2) 群馬県林業試験場
- (3) 群馬県農業技術センター
- (4) 群馬県畜産試験場
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター
- (6) 群馬県繊維工業試験場

3 監査対象期間

主として平成 16 年度（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日）、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 17 年度分についても監査対象とした。

4 テーマ選定の理由

群馬県は現在 8 の試験研究機関を有し、産業の振興や県民の健康の保持、環境の保全など県民生活の安定・向上を図るために、総額約 400 億円の投資を行ったうえ、350 名程度の職員数を擁し、毎年 40 億円前後の支出を行っている。

このような試験研究機関が適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは県民の関心のあるところである。

そこで、これらの試験研究機関の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また管理運営事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成していくように運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

5 監査の要点

- (1) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか。
- (2) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか。
- (3) 上記の他財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか。
- (4) 利用者に適切な金額を負担させているか。
- (5) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか。
- (6) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか。

6 主な監査手続

各試験研究機関について、沿革、設置等根拠、業務概要、施設の概要、組織、平成 16 年度の主な事業内容、試験研究について、収入・支出の状況、全国における公設試験研究機関との対比、群馬県の関係事業における政策及びそれからみた各試験研究機関の位置付け、業務の特徴及び国・都道府県・大学・民間等の役割分担等を把握・分析し、意見形成の基礎となる情報を整理したうえで以下の監査手続を実施した。

- (1) 入札等の契約事務については、入札及び随意契約による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。
- (2) 施設設備及び備品の管理状況については、現場視察、現品確認及び台帳等との照合等を行った。また、各機関における主な研究用機器につき利用状況を調査した。
- (3) その他の財務事務執行手続については、担当者への質問並びに関係法令、会計規程等及び関係書類との照合を実施した。
- (4) 利用者負担金額（県の収入）の吟味については、担当者への質問及び関係書類との照合により検討した。
- (5) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示については、担当者への質問、資料の閲覧により検討した。
- (6) 各試験研究機関の運営が設置目的に沿って行われているかを担当者への質問、資料の閲覧により検討した。そのうえで今後のあり方について検討した。
- (7) 運営が効率的に行われているかについては、計画的運営の吟味、管理組織体制・人事制度等についての検討、試験研究における業務の進捗管理の吟味、行政コスト計算書の作成・分析による各機関の事業の効率性の検討を行った。また、研究課題別原価計算を試算した。

7 外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月 29 日から平成 18 年 3 月 1 日まで

8 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 林 章
- (2) 補助者
公認会計士 横山 太喜夫
公認会計士 永井 乙彦
公認会計士 田中 誠
公認会計士 松井 理
公認会計士 鈴木 祥浩

9 外部監査人と選定した特定の事件との利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

10 その他

- (1) この報告書は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各試験研究機関に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 端数処理については、表示単位未満を切捨てているため、報告書の中にある表の総数と内訳の合計は基本的に一致しない。

監査対象の概要

1 群馬県の試験研究機関

群馬県は、県民の公衆衛生・環境の保全に資する群馬県衛生環境研究所、林業振興を支援する群馬県林業試験場、農業振興を目的とした群馬県農業技術センター、畜産業振興を図る群馬県畜産試験場、養蚕業や水産業を支援する群馬県蚕業試験場・群馬県水産試験場、工業関係を支援する群馬県立群馬産業技術センターや群馬県繊維工業試験場、合計8箇所の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）を設置している。明治時代に設立された機関が多く、永年にわたりそれぞれの専門分野で群馬県民生活の向上を支えてきている。

これらの公設試は、民間企業では困難な、健康維持増進や感染症・食中毒対策、地域に根ざした種苗開発や生産技術開発、地域企業に成果を還元するための研究開発、流通に必要な品質証明を行う依頼試験、産学官共同研究の推進、技術課題にきめ細かく対応する技術相談、地域産業界が求める人材を育成する研修事業、ホームページや機関誌を用いた情報提供、森林や河川の環境保全など、研究の成果やその過程で得た知見を通じ、公共の福祉の増大に直接的・間接的に寄与することを業務としている。

近年の研究成果として、「炭素繊維電極・オゾン利用水浄化装置」、「花粉の少ないスギ品種」、開花時期が1～2月の「早咲きアジサイ」、「群馬オリジナル蚕品種」、三年成熟系ニジマス「ギンヒカリ」、「簡易汚泥脱水装置」、「群馬K A Z E酵母を用いた清酒」の開発など、地域産業界への波及効果が大きい研究開発を行っている。

公設試は、専門性が極めて高い機関であるが故に、機関内完結型の研究開発を行いがちであった。しかしながら、異なった分野の技術を融合することで新しい技術や産業を生み出すという地域産業界からの要望も多く、公設試は各機関の専門性を活かした連携強化を図っており、部局横断的な共同研究や大学、企業等との共同研究が増加している。例えば、平成12年度から実施している事業「研究開発推進」（新政策課）では、平成16年度まで53課題の共同研究実績があり、特許出願や製品として市場化された例や分析技術の高度化など成果が生まれ、県民生活の向上に寄与している。

また、公設試を多くの県民が身近に感じるような事業も積極的に行っている。県民の日の公設試公開では、理科離れと言われる子どもたちや保護者に科学技術の楽しさを実体験できる場を提供している。県の「出前なんでも講座」のうち公設試が担当するものは、小中学校や地域からの依頼が増加しており、県民共通の財産である公設試の役割も増してきている。

群馬県では、「社会や人間の幸福のための科学技術」を基本的な政策目標として、「豊かな群馬」を創り出すために、公設試が「知の結集」を具現化するシンクタンクとしての役割を担うことが必要である。

2 群馬県の試験研究機関の概要

(平成16年度 単位：百万円・人)

名 称	決算額 (支出)	職員数(人)		投 資 額 (累 計)				主 な 事 業 内 容
		研究	他	土地	建 物	重 要 物 品	合 計	
保健・福祉・食品局								
群馬県衛生 環境研究所	445	26	4	508	2,416	546	3,471	公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、調査研究、試験検査、研修指導等の業務を行う。
環 境 ・ 森 林 局								
群馬県林業 試験場	217	13	5	194	692	392	1,279	森林・林業の活性化を図るため、森林整備・木材利用・きのこ栽培等の地域に密着した実用的な技術の開発に関する試験研究等及び優良種苗の生産を行う。
農 業 局								
群馬県農業 技術センター	1,180	90	27	11,260	4,295	1,015	16,571	農業の振興を図るため、品種育成、栽培技術、高付加価値化技術、環境調和型農業生産技術等の開発、県産農産物の販売力強化のための調査研究等を行う。
群馬県蚕業 試験場	409	16	23	302	1,353	246	1,902	蚕糸業の振興を図るため、栽桑、育蚕、蚕病害虫、人工飼料等の試験研究及び蚕品種育成等を行う。
群馬県水産 試験場	229	16	8	188	608	45	842	水産業の改良発達を図るため、水産に関する試験研究、淡水魚の増殖、種苗生産等を行う。
群馬県畜産 試験場	587	28	22	661	3,369	360	4,391	畜産業の振興を図るため、家畜飼養管理技術、家畜の改良・繁殖、飼料作物の栽培、畜産環境の保全等に関する試験研究を行う。
産 業 経 済 局								
群馬県立群馬 産業技術 センター	856	55	9	370 (注1)	7,582	2,582	10,535	ものづくり産業の振興を図るため、産業技術に関する技術支援、研究開発、情報提供等を行う。
群馬県繊維 工業試験場	231	20	4	0 (注1)	492	587	1,080	繊維産業の振興を図るため、技術支援、研究開発、人材育成等を行う。
合 計	4,156	264	102	13,485	20,811	5,777	40,074	

(注) 1 群馬県立群馬産業技術センターは前橋市及び太田市より、群馬県繊維工業試験場は桐生市より土地を無償にて借受けている。この表の群馬県立群馬産業技術センターの土地は旧工業試験場跡地である。

2 重要物品は1点100万円以上の備品である。

3 群馬県における産業別の生産状況と就業構造

群馬県の試験研究機関が主に対象とする産業の群馬県内での産業別総生産額と就業構造は次のとおりである。 (単位：億円・%・人)

区 分	平成15年度県内総生産額		就業者数	
	総生産額	構 成 比	人 数	構 成 比
農 業	1,155	1.5%	70,334	6.7%
林 業	31	0.0%	1,315	0.1%
水 産 業	4	0.0%	166	0.0%
鉱 業	81	0.1%	792	0.0%
建 設 業	4,200	5.5%	97,800	9.4%
製 造 業	25,590	33.8%	280,366	26.9%
電気・ガス・熱供給・水道	2,865	3.7%	5,118	0.4%
運 輸 ・ 通 信 業	3,223	4.2%	53,913	5.1%
卸 売 ・ 小 売 業	8,632	11.4%	210,436	20.2%
金 融 ・ 保 険 業	4,076	5.3%	24,347	2.3%
不 動 産 業	8,501	11.2%	6,736	0.6%
サ ー ビ ス 業	16,574	21.9%	253,529	24.3%
公 務	3,713	4.9%	30,455	2.9%
そ の 他	- 2,983	- 3.9%	4,943	0.4%
総 計	75,670	100.0%	1,040,250	100.0%

(出典) 県内総生産額については、「平成15年度 群馬の県民経済計算」(群馬県統計課)、就業者数については、「平成12年度 国勢調査報告」(総務省統計局)による。

(注) 県内総生産額の「その他」は、(輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税、帰属利子)を表す。

4 他都道府県の公設試験研究機関との比較

(単位：人・億円)

区 分	機関数	総職員数 (人)	1機関当り職 員数(人)	平成15年度 予算総額(億)	1機関当り予 算額(億)	職員1人当り 予算額(億)
北 海 道	29	1,654	57.03	246.4	8.50	0.149
青 森 県	5	653	130.60	81.0	16.20	0.124
岩 手 県	9	437	48.56	58.9	6.54	0.135
宮 城 県	13	463	35.62	56.1	4.32	0.121
秋 田 県	11	638	58.00	113.0	10.27	0.177
山 形 県	13	449	34.54	47.8	3.68	0.106
福 島 県	13	516	39.69	62.8	4.83	0.122
茨 城 県	22	406	18.45	44.7	2.03	0.110
栃 木 県	14	434	31.00	51.0	3.64	0.118
群 馬 県	8	384	48.00	61.9	7.74	0.161
埼 玉 県	5	521	104.20	60.7	12.14	0.117
千 葉 県	11	809	73.55	88.2	8.02	0.109

区 分	機関数	総職員数 (人)	1機関当り職 員数(人)	平成15年度 予算総額(億)	1機関当り予 算額(億)	職員1人当り 予算額(億)
東京都	15	1,353	90.20	186.7	12.45	0.138
神奈川県	9	658	73.11	77.0	8.56	0.117
新潟県	8	433	54.13	56.7	7.09	0.131
富山県	11	386	35.09	50.4	4.58	0.131
石川県	9	471	52.33	47.0	5.22	0.100
福井県	11	369	33.55	55.0	5.00	0.149
山梨県	10	274	27.40	36.8	3.68	0.134
長野県	14	454	32.43	42.9	3.06	0.094
岐阜県	12	369	30.75	48.8	4.07	0.132
静岡県	13	571	43.92	76.6	5.89	0.134
愛知県	15	728	48.53	95.1	6.34	0.131
三重県	1	326	326.00	40.0	40.00	0.123
滋賀県	11	352	32.00	54.0	4.91	0.153
京都府	10	370	37.00	47.4	4.74	0.128
大阪府	7	537	76.71	48.3	6.90	0.090
兵庫県	6	530	88.33	67.7	11.28	0.128
奈良県	7	309	44.14	37.3	5.33	0.121
和歌山県	13	308	23.69	30.8	2.37	0.100
鳥取県	9	286	31.78	36.8	4.09	0.129
島根県	10	326	32.60	40.2	4.02	0.123
岡山県	8	291	36.38	47.9	5.99	0.165
広島県	8	426	53.25	59.0	7.38	0.138
山口県	6	347	57.83	40.9	6.82	0.118
徳島県	8	254	31.75	35.9	4.49	0.141
香川県	5	276	55.20	30.3	6.06	0.110
愛媛県	17	355	20.88	41.9	2.47	0.118
高知県	12	321	26.75	38.1	3.18	0.119
福岡県	12	578	48.17	67.7	5.64	0.117
佐賀県	12	337	28.08	38.3	3.19	0.114
長崎県	7	325	46.43	41.3	5.90	0.127
熊本県	6	395	65.83	48.9	8.15	0.124
大分県	11	409	37.18	51.2	4.65	0.125
宮崎県	9	367	40.78	74.7	8.30	0.204
鹿児島県	14	533	38.07	54.0	3.86	0.101
沖縄県	9	367	40.78	40.7	4.52	0.111
全国平均	10	475	44.89	60.8	5.74	0.127

(出典) 文部科学省 地域科学技術施策推進委員会報告書「今後の地域科学技術振興について～地域イノベーション・システムの構築と豊かな活力ある地域づくりのために」(平成17年4月発行)より。

各都道府県の公設試験研究機関の設置状況は前表のとおりである。

これによると、群馬県の試験研究機関は 8 試験研究機関、総職員数 384 人、平成 15 年度予算額は 61.9 億円となっている。

これらを機関及び職員当りで見ると、1 機関当り職員数は、48 人で全国平均 44.89 人に比べ約 3 人多いが、ほぼ平均的な水準である。

1 機関当り予算額は 7.74 億円で全国平均 5.74 億円に比べ 2 億円も多く、全国で 12 番目、また、職員 1 人当り予算額は 0.161 億円で全国平均 0.128 億円に比べ、0.033 億円も多くなっており、全国で 4 番目と極めて高水準となっている。これは、上記予算額には各都道府県とも設備投資額等が含まれているが、群馬県では、群馬県立群馬産業技術センター及び群馬県衛生環境研究所の整備費及び機器投資（約 18 億円）が発生したため、多額になっている影響によるものである。

5 監査対象試験研究機関の選定

具体的な監査対象試験研究機関は、予算規模、職員数、特定の所管局に偏らない、という基準で下記の 6 試験研究機関を選定した（前記の表のうち網掛けの試験研究機関）。

記

- (1) 群馬県衛生環境研究所（保健・福祉・食品局） 略称：衛環
- (2) 群馬県林業試験場（環境・森林局） 略称：林業
- (3) 群馬県農業技術センター（農業局） 略称：農業
- (4) 群馬県畜産試験場（農業局） 略称：畜産
- (5) 群馬県立群馬産業技術センター（産業経済局） 略称：産業
- (6) 群馬県繊維工業試験場（産業経済局） 略称：繊維

6 監査対象試験研究機関の業務の特徴

各試験研究機関に質問したところ、実際の業務時間は概ね以下の割合になるのではないかと回答を得た。

区分	調査研究	試験検査	技術指導	生産・販売	備 考
衛環	30%	70%	-	-	試験検査業務が全体の過半数を占める。
林業	80%	2%	10%	8%	生産業務は林木育種場の事業である。
農業	60%	25%	15%	-	普及業務は各農業事務所内にある普及部門が主に行っており、研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。
畜産	50%		20%	30%	生産・販売業務は、種雌牛、種子豚、種鶏、牛受精卵及び豚精液等の販売であり、優秀な種の普及、資源の確保によって産業振興を目指すものである。
産業	29%	18%	53%	-	平成 16 年度下半期の職員の業務・研究時間の収集データにより算出した。
繊維	30%	20%	50%	-	

各試験研究機関に共通する監査結果

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

各試験研究機関の競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

機関	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	指 名 競 争	件 数	6 件	22 件	4 件
		平均落札率	94.9%	94.0%	98.3%
林 業	指 名 競 争	件 数	4 件	1 件	4 件
		平均落札率	91.0%	75.6%	90.1%
農 業	指 名 競 争	件 数	10 件	6 件	11 件
		平均落札率	87.8%	94.5%	88.7%
畜 産	指 名 競 争	件 数	3 件	2 件	3 件
		平均落札率	90.25%	89.79%	84.55%
産 業	一 般 競 争	件 数	13 件	31 件	12 件
		平均落札率	82.3%	90.8%	95.9%
	指 名 競 争	件 数	該当なし	3 件	10 件
		平均落札率	該当なし	96.1%	96.3%
織 維	指 名 競 争	件 数	6 件	5 件	2 件
		平均落札率	96.2%	94.3%	96.8%

各試験研究機関の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という）は以下のとおりである。

機関名	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	随 意 契 約	件 数	36 件	44 件	23 件
		平均契約率	97.9%	98.2%	98.4%
	う ち 一 者 見 積	件 数	24 件	23 件	15 件
		平均契約率	98.4%	98.6%	99.2%
林 業	随 意 契 約	件 数	24 件	8 件	11 件
		平均契約率	96.8%	98.4%	95.1%
農 業	随 意 契 約	件 数	32 件	41 件	35 件
		平均契約率	97.8%	97.2%	91.8%
	う ち 一 者 見 積	件 数	6 件	16 件	3 件
		平均契約率	98.3%	98.7%	98.9%
畜 産	随 意 契 約	件 数	8 件	18 件	26 件
		平均契約率	95.45%	95.29%	97.79%

機関名	区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
産 業	随 意 契 約	件 数	17 件	45 件	49 件
		平均契約率	93.4%	91.7%	96.8%
	う ち 一 者 見 積	件 数	5 件	22 件	30 件
		平均契約率	94.3%	94.6%	97.9%
織 維	随 意 契 約	件 数	12 件	5 件	4 件
		平均契約率	96.2%	94.9%	95.8%

意見

1 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について

随意契約理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

(現状及び問題点)

随意契約の場合でも、群馬県財務規則(平成3年規則第18号)(以下「県財務規則」という。)により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

(参考)県財務規則

第188条(随意契約によることができる場合の限度額)

政令第167条の2第1項第1号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

第189条(予定価格の作成)

契約担当者は、随意契約をする場合は、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別な理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものを除くほか、第169条第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。この場合において、予定価格が30万円未満の契約で、契約担当者が予定価格の積算を省略しても当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認めるものは、これを省略することができる。

第 190 条（見積合せ）

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、次の各号のいずれかに該当するときを除くほか、第 184 条の規定に準じ、なるべく 3 人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

- (1) 予定価格が 10 万円（工事及び修繕にあつては 30 万円）未満の契約をするとき。
- (2) その性質又は目的により、契約の相手方が特定されているとき。
- 2 契約担当者は、前項の規定により見積書を徴した者の中から、契約の相手方を選定しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さずして契約の相手方を選定することができる。
 - (1) 予定価格が 3 万円未満の契約をするとき。
 - (2) 価格を定めて払下げをするとき。
 - (3) 相手方が官公署であるとき。
 - (4) 価格が一定しており、見積書を徴する必要がないとき。
 - (5) その他見積書を徴することが困難又は不適當と認められるとき。

回議書等の起案文書において、随意契約とした理由や見積合せを省略する理由が明確でないもの、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが見受けられた。

（改善策）

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に 1 者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、慎重に検討されたい。

回議用紙による決議書類にも、それら根拠条項等の所定欄を設けることも一案と考える。
（参照 林業 3 - 17 頁、畜産 5 - 16 頁）

2. 執行伺書への契約条項案の添付等について

執行伺書に契約条項案が添付されていない。また、業務委託契約書の再委託の禁止条項がないものがあった。

（現状及び問題点）

入札執行伺及び随意契約執行伺には契約条項案を添付し、契約内容をあらかじめ明らかにしておく必要があるが、添付資料と考えていなかったため一切添付されていない事例（農業）や、一部に添付されていない事例（産業）があった。

また、業務委託契約書の不備と思われる以下のような事例があった。

- ・ 試験研究機関の契約書に再委託禁止条項が記載洩れとなっていた事例（農業）
- ・ 瑕疵担保期間が通常よりも短い期間で契約されていた事例（農業）
- ・ 業者仕様の契約書を使用した、再委託の禁止条項がない事例（産業）

（改善策）

契約伺には契約書案が添付されているが、当初の執行伺でも原則どおり契約条項案を添付するとともに、再委託の禁止条項についても、合理的な理由がある場合を除き当初から契約条項案に含めるべきである。

（参照 農業 4 - 22 頁、産業 6 - 19 頁）

3. 売買契約書における目的物品の記載について

物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されているにもかかわらず、仕様書には、メーカー、型式など機種が特定されていない事例があった。

（現状及び問題点）

入札時の仕様書には機種が特定されていないが、落札業者が決定した結果、納品予定の機種が特定されたにもかかわらず契約書上その明記がされず、「仕様書のとおり」とされる事例があった。

（改善策）

売買契約書上、目的物の特定は当然のことであり、落札業者が決定した段階で納品予定機種を特定の上、契約書もしくは添付の仕様書に特定機種を明示すべきである。

（参照 衛環 2 - 16 頁、農業 4 - 23 頁）

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか

施設設備及び備品の概要

各試験研究機関の施設の概要は以下のとおりである。

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

機関名	土 地		建 物		重要物品	合 計
	取得価額	面積(m ²)	取得価額	面積(m ²)	取得価額 (注 2)	取得価額
衛環	508,850	15,706	2,416,665	5,891	546,296	3,471,811
林業	194,602	462,394	692,493	4,361	392,707	1,279,804
農業	11,260,046	486,727	4,295,262	38,409	1,015,876	16,571,184
畜産	661,151	1,302,856	3,369,611	24,354	360,902	4,391,664
産業	370,085 (注 1)	62,990	7,582,148	23,130	2,582,826	10,535,060
繊維	(注 1)	9,219	492,921	5,404	587,476	1,080,397
合計	12,994,734	2,339,892	18,849,104	101,549	5,486,085	37,329,923

(注) 1 産業は前橋市及び太田市より、繊維は桐生市より土地を無償にて借受けている。この表の群馬県立群馬産業技術センターの土地は旧工業試験場跡地である。

2 重要物品は 1 点 100 万円以上の備品である。

上記のうち耐用年数の経過済のものは以下のとおりである。

(単位：千円)

機関名	建 物		重要物品		合 計	
	数量	取得価額	数量	取得価額	数量	取得価額
衛環	-	-	115	413,279	115	413,279
林業	19	24,275	62	349,795	81	374,070
農業	45	158,350	251	695,128	296	853,478
畜産	9	41,678	93	265,227	102	306,905
産業	-	-	145	1,019,711	145	1,019,711
繊維	5	8,455	103	474,625	108	483,080
合計	78	232,758	769	3,217,765	847	3,450,523

(注) 耐用年数の算定は、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)の別表 2 号を参考にした。

監査結果 指摘事項

4 備品の現品確認について

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

県財務規則第 231 条は、「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。このことにつき、現在、定期的な現品確認を実施していない事例があった(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取り扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 衛環 2 - 17 頁、農業 4 - 26 頁)

5 必要がなくなった物品について

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

監査人が現品確認をした際に、不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。不稼働物品は本来であれば使用不能になった段階で不用決定すべきものである。これらは、毎年削減されている予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことが主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 衛環 2 - 18 頁、農業 4 - 27 頁、畜産 5 - 19 頁、繊維 7 - 14 頁)

意見

6 備品の購入について

備品の購入の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(現状及び問題点)

備品の購入の意思決定プロセスについて調査したところ、予算要求段階の要望書類は残っているが、備品の購入を必要とする内容の説明が必ずしも十分とはいえないと思われた。

(改善策)

備品の購入の意思決定プロセスにおいて、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等行うべきあり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(参照 林業 3 - 21 頁、畜産 5 - 20 頁)

7 機器利用状況の把握について

機器類の利用頻度を高めるために稼動実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続をとる必要がある。

(現状及び問題点)

各試験研究機関において、重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査した(調査結果は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

その結果使用頻度の低い機器が多く見受けられた。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。

また、機器類の稼動状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

(1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる（原因分析ツールとして）、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 衛環2 - 19頁、林業3 - 24頁、農業4 - 29頁、畜産5 - 21頁、繊維7 - 16頁)

8 遊休不稼働建物等について

現在では使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

古い建物で現在有効に利用されているとはいえないもの（林業、農業）や、全く使用されていないもの（畜産）がある。

これらは取り壊す予定であったが、多額の解体費用を要するため、その予算確保には優先度が低く、現在に至ってしまったものである（具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

(改善策)

利用されていない旧建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(参照 林業3 - 26頁、農業4 - 32頁、畜産5 - 22頁)

9 他機関からの預かり資産について

他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。

(現状及び問題点)

重要物品の現品確認をしたところ、試験研究機関の所有物でない物品が散見された。これらは他機関からの預かり資産ということであった（具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

(改善策)

機器等は効率的に運用するとともに、他機関から預かりがある場合には県の所有物と明確に区分するため、「物品預り証」（平成13年3月群馬県出納局発行「会計事務の手引」191頁参照）を発行し管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。

(参照 衛環2 - 21頁、産業6 - 21頁)

10 火災共済付保状況について

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関は「群馬県公有財産事務取扱規則」(昭和61年規則第9号、以下この項では「規則」という。)により、その建物を相互救済事業(火災共済事業：財団法人道県会館災害共済部)に付保している。その範囲については、次によっている。

(1) 規則第50条第1項各号のいずれかに該当し、理事が相互救済事業に委託する必要を認めるもの。

(規則第50条第1項)

- 一 木造の建物
- 二 文化財その他の重要又は高価であると認められる物件を保管する建物
- 三 火災の発生率が高いと認められる建物
- 四 前三号に掲げるもののほか、相互救済事業に委託することが必要と認められる公有財産

(2) 平成17年度予算の検討において、新規加入については、継続物件の振替や各所属において独自の予算措置を求めるよう相互共済事業を見直した。

(平成16年10月1日管財課長通知 新規委託対象物件)

概ね60㎡以上で、主に県民が利用する建物又は木造の建物
 文化財その他の重要又は高価であると認められる物件を保管する建物
 公舎及び職員住宅
 県営住宅

なお、共済責任額(保険料)は以下のように計算される。

- ・ 等級A(RC) ... 台帳価額 × 0.7 = 見積価額 見積価額 × 0.4 = 共済責任額
- ・ 等級B(鉄骨) ... 台帳価額 = 見積価額 見積価額 × 0.7 = 共済責任額

各試験研究機関では、予算の範囲で上記方針に該当するものから付保する物件を選定している。付保する基準設定や予算の制約は当然だが、高額な県有財産に付保されていない物件があり、火災リスクが回避されていない状況にある。主なものは以下のとおりである。

(単位：千円)

建設年度	所 在	建物名称	取得価格
群馬県衛生環境研究所			
平成 10 年度	本所	研究所本棟（注 1）	2,937,018
群馬県農業技術センター			
昭和 47 年度	前橋研究拠点	本館事務所	157,075
昭和 60 年度	〃	事務棟	169,629
昭和 63 年度	こんにやく研究センター	本館	149,904
平成 8 年度	本所	高度バイオテクノロジー研究棟	572,123
平成 9 年度	〃	優良種苗研究棟	165,879
平成 10 年度	〃	同上関連温室	533,484
群馬県畜産試験場			
平成 13 年度	本場	育雛舎	124,305
〃	〃	肉用鶏舎	33,194
〃	〃	成鶏舎	113,118
〃	〃	種鶏舎	92,216
〃	〃	鶏飼料舎	34,739
〃	〃	肉牛舎	145,603
群馬県立群馬産業技術センター			
平成 15 年度	群馬産業技術センター	管理棟	1,115,003
群馬県繊維工業試験場			
昭和 51 年度	本場	管理棟	183,280
〃	〃	研究棟	278,689
合 計			6,805,264

（注 1） 群馬県衛生環境研究所本棟は 4 階建であり、1 階と 3 階及び 4 階を衛生環境研究所が使用し、2 階を食品安全検査センターが使用しているが、2 階部分（取得価額 654,353 千円：面積按分）を含めて記載しているので 1 - 7 頁の表と金額が一致しない。

（改善策）

リスク管理の観点から、高額な県有財産について付保されていない状況は、見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

（参照 衛環 2 - 21 頁、農業 4 - 32 頁、畜産 5 - 23 頁、産業 6 - 23 頁、繊維 7 - 19 頁）

11 薬品等の管理状況について

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

各試験研究機関は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)、毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号、以下「毒劇法」という)及び農薬取締法(昭和23年法律第82号)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

(1) 毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。
 目の届く所に保管する。
 施錠する。
 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 漏えい、流出を防止する。
 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である各試験研究機関は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。(衛環、林業、農業、畜産、産業)

(2) 農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例(平成14年10月11日条例第54号)で適正使用と管理を義務付けている。

内 容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。
 使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める他である。
 (林業、農業)

(具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある)。

(改善策)

より適切な管理がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。

(参照 衛環2-22頁、林業3-26頁、農業4-33頁、畜産5-23頁、産業6-24頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか

意見

12 受託研究における受託料の積算について

受託研究における受託料の積算について、積算に関する規定がない事例や規定があるものの、規定の文言が曖昧である等の理由により統一的に積算されていない事例があった。

(現状及び問題点)

受託研究の取り扱いについて、各試験研究機関で受託研究に関する実施要綱が制定されているが、受託料の積算について以下のような事例があった。

- ・ 受託料の積算方法が規定されていないため案件ごとに必要に応じて積算している事例(衛環)
- ・ 受託料の積算方法が規定されているものの、規定の文言が曖昧であるため実際の積算が統一的に行われていなかった事例(林業、産業、繊維)

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託料の設定が恣意的にならないように積算の規定を設け、その規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。(参照 衛環 2 - 23 頁、林業 3 - 29 頁、産業 6 - 25 頁、繊維 7 - 20 頁)

13 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者への適正な負担はどうあるべきか常に見直しをしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

受託料に含まれる人件費相当額は職員の給与総額をベースに算定されている。これは条例で定められた手数料の算定根拠と同様に「群馬県職員の給与に関する条例」(昭和 26 年条例第 55 号)第 17 条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出に準じた形で行っている。人件費には給与以外に法定福利費などもあるため、これらを算出根拠に入れる方法もある。

(改善策)

受託料の算定の基礎となる人件費について、利用者の負担はどうあるべきかの行政的判断を的確に行い、常に見直しを続けることが望まれる。

(参照 林業 3 - 30 頁、産業 6 - 26 頁、繊維 7 - 21 頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

意見

14 外部評価委員による外部評価について

各試験研究機関における外部評価の規定に、事後評価が盛り込まれていない事例があった。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の外部評価の規定には、事前評価及び中間評価としての外部評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていないものがある。

(改善策)

研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であるので、各試験研究機関における外部評価においても規定すべきものと思われる。

(参照 林業 3 - 32 頁、農業 4 - 37 頁、畜産 5 - 29 頁)

15 外部評価委員の評価基準について

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

(現状及び問題点)

農業研究機関の研究を外部委員が評価するにあたり「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」(以下「指針」という。)を制定している。

指針では、事前評価の目的を「研究開発に着手する初期段階で、研究から実用化までに解決すべき課題を出来るだけ整理し、研究から実用化までがスムーズに運営されるようにすることにある」旨規定し、一方中間評価の目的を「研究の進捗状況を、外部の専門家等の評価を得ることにより、関連研究との整合を確認し、研究ロスを最小限にし、研究を効率的に進めること、研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組との連携を効率的に進めること等を目的とする」旨規定している。

また指針は、研究課題は「研究課題に係る標準的な評価基準」、研究手法は「研究手法等の評価に係る標準的な評価基準」と評価基準を設定している。

研究手法では事前評価と中間評価でそれぞれ評価基準を設定しているが、研究課題はそれらを分けて設定していない。

(改善策)

事前評価と中間評価の目的は異なるので、研究課題の評価基準についても、それぞれ目的に合った評価基準を規定することが望ましい。

(参照 農業 4 - 38 頁、畜産 5 - 29 頁)

16 外部評価委員の評価書について

農業研究機関における研究課題についての外部委員の評価書について、改善する必要がある。

(現状及び問題点)

農業研究機関における外部評価委員による評価結果について、「指針」は農業技術推進会議(注)への報告及び公表を義務付けているが、その評価書について以下の事例があった。

- (1) 外部評価委員の評価書はただ単に「指針」の別表1「研究課題に係る標準的な評価基準」をコピーしたものに外部評価委員が丸印をつけるだけの簡単なもので済ませている事例(農業)。
- (2) 外部評価委員の評価書は「指針」の標準的な評価基準に基づいた研究課題に係わる評価5項目、研究手法に係わる評価5項目について5段階の評価を下すもののほか、評価結果では、主な助言、提言とそれに対する措置を記入する独自の評価結果表を作成しているが、簡易なため改善する必要があると思われる事例(畜産)。

上記2事例とも外部評価委員が低評価しても、その理由を記載する箇所がなく、また評価委員の意見を記載する箇所がないか、あっても小さく、ほとんどの評価委員が何も記載してない。これでは外部評価委員会が有名無実化するおそれがある。

また外部研究評価会については特に議事録はなく、会議の内容のメモ書きがあるだけである。これでは外部評価の決定経過が明確にされない部分が残る。

(注) 農業技術推進会議は農業局長が設置し、農業関係試験研究推進について、研究課題設定、成果の普及等の施策を講じている。

(改善策)

外部評価委員評価書の書式を改正し、評価結果についての理由、その他の意見等を記載する箇所を設ける等書式を整え、会議要旨(概要)の作成等、研究課題についての外部評価を効果的に利用できるようにすべきである。(参照 農業4-38頁、畜産5-29頁)

17 研究成果の調査、分析について

基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また農業研究機関における研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

(現状及び問題点)

(1) 研究成果の調査分析について

研究成果の追跡調査については、難しい問題であるが、一部取り組んでいる試験研究機関もある。

農業研究機関では「研究成果を利用者に試験的または実践導入して、この定着性や有利性を実証し、一定期間経過後の波及効果の把握などによる研究成果の妥当性を検討する。」としているが、実際には研究担当者レベルが一部行っているだけで、まだ制度化されていない。ただし、畜産試験場では平成16年度に制度化され具体的

な実施は今後としている（農業、畜産）。

工業系の研究機関でも担当者レベルで試算する程度のもの以外、試験研究機関として正式に具体的な金額評価等の調査は行っていない。ただし、群馬産業技術センターでは、利用者にアンケート調査を行い、その回答によって経済効果の算出を試みている。しかし、これは、質問に対する回答の集計であり、したがって研究を実施した年度の成果で、また、単なる「聞き取り」の結果なので客観性に欠けるが、こうした試みを試験研究機関が行ったという点に関しては高く評価される点である（産業、繊維）。

(2) 農業研究機関における研究計画について

農業研究機関における年度試験研究実施計画には研究によって期待される効果について記載することになっているが、具体的な成果目標が掲げられていない。「優良な...が供給される」「...に役立つ、改善される」等の抽象的表現が目立つ。「優良」がどの程度をさすのか、改善する場合、どのような基準で何をどれだけ改善するのが記載していなければ、その研究の成果を的確に評価できないものと思われる。畜産試験場では平成 16 年度の制度化から数値目標を設定することになっているが、いまだ十分とは言えない（農業、畜産）。

(改善策)

(1) 研究成果の追跡調査について

研究成果の具体的な定量的な追跡調査、分析は重要な手続きであり、制度化することが望まれる。ある研究がいくらの収益につながったかという試算は、現在のところ難しい問題である。ほとんどの研究成果は次年度以降に発生するものであり、研究完了後の 2～3 年後に追跡調査を行う必要がある。

農業研究機関では、例えば、農家における増収面（農業に対してのプラスの影響額）、生産物付加価値アップにより値上げできる幅、生産性アップ（生産量増加）の要素等を調査し、当該研究の群馬県の農業への経済的な貢献度の評価を行うことが望まれる（農業、畜産）。

工業系の研究機関では、研究完了後の 2～3 年後に追跡調査を行い、成果を享受している企業の売上への貢献度等を調査し、当該研究の群馬県の工業を中心とした各産業への経済的な貢献度の評価を行うことが望まれる（産業、繊維）。

県立試験研究機関は、その結果の公表と研究の成果を県民に報告するべきであると思われる。

(2) 農業研究機関における研究計画について

研究者は研究に従事する場合、研究の成果として一定の定量的数値をもって臨んでいるものと思われる。研究をする場合、その具体的な目標に向かって研究に邁進するのであり、偶然の産物を期待して研究するものではない。研究計画に記載されるべき、その研究の期待される効果には具体的な成果目標を判定する基準と具体的な定量的な成果目標を記載すべきである（農業、畜産）。

(参照 農業 4 - 39 頁、畜産 5 - 30 頁、産業 6 - 33 頁、繊維 7 - 23 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

18 中長期計画について

現時点では、中長期計画は策定されていない試験研究機関がある。各試験研究機関の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(現状及び問題点)

群馬県の試験研究機関を取り巻く環境はますます困難なものになっており、また、県財政の状況も厳しい状態が今後も継続することが予想される。

その中で、各試験研究機関は、効率的な運営を目指すことはもとより、長期的視点に立ち、今後の運営方針、目指していく方向性を明らかにし、その説明責任を果たしていくことが重要な課題であると思われるが、予算として年次計画は策定しているものの、長期的な試験研究機関の運営に必要不可欠である中長期計画が作られていない。

(改善策)

今後研究費の予算がますます厳しくなることが予想される中、各試験研究機関では、運営の経済性、効率性、有効性を高め、長期的視野を持って目標を達成していくことが求められ、早急に実現のための計画（基本方針、中長期計画及び年次事業計画）を策定、実行していく必要がある。

中長期計画の内容としては以下の項目が必要であると思われる。

- (1) 使命及び事業内容の明確化、重点化
- (2) ビジョン、目指す方向性の明示
- (3) 具体的な運営方針
- (4) 職員の行動指針
- (5) 使命を果たすための基本戦略
- (6) 具体的な数値設定による中期目標
- (7) 上記6の中期目標を達成するための具体的な手段・施策

また、説明責任を果たす意味からもその計画は公表し、県民の判断を仰ぐべきである。

(参照 衛環2 - 25 頁、林業3 - 33 頁、繊維7 - 24 頁)

19 外部資金の導入について

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成14年度から平成16年度までにおける研究用重要物品の購入については、各試験研究機関の監査結果に記載してあるとおりである。各試験研究機関にとって規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況

であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金（提案・公募型研究開発資金）を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における各試験研究機関への外部資金の導入は、各試験研究機関の監査結果にあるとおりである。

（改善策）

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

（参照 衛環 2 - 25 頁、林業 3 - 33 頁、農業 4 - 40 頁、畜産 5 - 31 頁、産業 6 - 35 頁、繊維 7 - 24 頁）

20 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

（現状及び問題点）

各試験研究機関では、運営のための内部の会議（運営会議）は設定してあるが、運営の諮問のための外部の識者を入れた評議会は設置していない（衛環、林業、農業、畜産、繊維）。

また、運営会議は、内容も現在直面している重要事項を取り上げ充実しており、かなり有効に機能していると思われるが、会議次第と項目は記載されているものの、議事録の作成、保存が義務化されていない（衛環、農業、畜産、繊維）。

（改善策）

(1) 評議会（運営の諮問会）を設置し、運営管理に県主務課、有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることが望まれる。例えば関係する学者、民間団体、経営に関する専門家等の参加によって、視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討に値すると思われる。

(2) 運営会議の議事録の作成、保存を義務化すべきである。

（参照 衛環 2 - 26 頁、林業 3 - 34 頁、農業 4 - 40 頁、畜産 5 - 31 頁、繊維 7 - 25 頁）

2.1 人事面の施策について

各試験研究機関では、研究職員の高齢化、人事の滞留現象または在職期間が短すぎる傾向があるが、研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の研究職員の在職年数は以下のとおりである。

職員	人数	平均年齢	勤務年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
衛 環	26 人	44.6 歳	7.7 年	0.2 年	11.3 年	19.2 年
林 業	13 人	44.9 歳	6.4 年	1.4 年	13.7 年	21.6 年
農 業	91 人	42.0 歳	1.9 年	10.6 年	5.4 年	18.0 年
畜 産	28 人	42.6 歳	7.0 年	1.3 年	11.3 年	19.7 年
産 業	55 人	39.8 歳	10.8 年	0.2 年	1.2 年	12.1 年
織 維	20 人	40.9 歳	15.4 年	1.3 年	0.1 年	16.8 年

注 群馬県農業技術センターは平成 15 年に統合されたので当场の勤続年数が全員 2 年以下になっている。統合前の勤務年数は他試験場に含まれている。なお、上記の統合前の勤務年数を通算すると群馬県農業技術センターの平均勤続年数は 12.5 年になる。

各試験研究機関の研究職及び行政職の在職年数及び具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある。

一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

各分野の試験研究に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 適切な勤続年数について

研究職の在職年数が短い試験研究機関については、長期の研究期間を要する課題にも取り組めるよう、試験研究機関が持つ特性に適った在職年数等の人員配置が求められる(林業、畜産)。

(2) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。なお、すでに採用を予定している機関もあるがさらに拡充を検討されることが望まれる(衛環、林業、農業、畜産、繊維)。

(3) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

なお、すでに活用を予定している機関もあるがさらに拡充を検討されることが望まれる（衛環、林業、農業、畜産、繊維）。

(4) 行政部門や他の研究機関との交流

試験研究機関は県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される（林業、農業、産業、繊維）。

(5) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる（各試験研究機関）。

（参照 衛環 2 - 26 頁、林業 3 - 34 頁、農業 4 - 41 頁、畜産 5 - 32 頁、産業 6 - 36 頁、繊維 7 - 25 頁）

2.2 研究職員の育成について

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

（現状及び問題点）

各試験研究機関における研究職員に対する研修制度は、主に実地研修及び外部の研修を受講させている。

群馬県衛生環境研究所では、研究員受け入れ要綱を制定して県立 3 病院（心臓血管センター、がんセンター、小児医療センター）から医師を併任扱いで招聘し、共同研究を実施している（平成 16 年度・延べ 16 人）。

また、県は「群馬県職員の大学院派遣に関する要綱」を制定し、職員を大学院に派遣する制度を設けている。出張または職務専念義務の免除等により研究職員を大学院に通学させ、博士号の学位資格を支援する制度で、今回包括外部監査の対象とした 6 試験研究機関において、監査実施現在通学者は 3 名である。

群馬県衛生環境研究所の上記取り組みは評価できるが、全体的には研究の活性化及び新技術の導入等のための研究職員に対する研修は十分とはいえないと思われる。

(改善策)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要であり、以下の点につき検討されたい。

(1) 民間派遣研修制度について

民間の新技术等の研究、広い視野の習得等のため民間の研究機関に派遣研修する制度についても検討されたい。余剰人員はいないので困難であると思われるが、検討に値すると思われる。

(2) 大学院派遣制度について

今後も積極的な制度活用が望まれる。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 35 頁、農業 4 - 42 頁、畜産 5 - 32 頁、繊維 7 - 26 頁)

2.3 業務の効率化の追求について

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

機関	区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
衛 環	人件費総額	370,929	422,336	263,241
	支出総額に占める人件費割合	67.3%	57.8%	68.4%
林 業	人件費総額	327,746	244,673	237,587
	支出総額に占める人件費割合	67.2%	75.4%	71.5%
農 業	人件費総額	1,170,889	1,082,877	1,016,352
	支出総額に占める人件費割合	78.8%	78.6%	81.5%
畜 産	人件費総額	461,042	455,907	428,344
	支出総額に占める人件費割合	69.1%	71.0%	69.7%
産 業	人件費総額	447,430	502,732	512,504
	支出総額に占める人件費割合	64.1%	55.1%	56.2%
織 維	人件費総額	232,686	224,106	196,178
	支出総額に占める人件費割合	74.4%	78.2%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考える。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
衛 環	41 人	9,047	49 人	8,619	30 人	8,774
林 業	23 人	8,585	20 人	8,339	18 人	8,600
農 業	131 人	8,153	124 人	8,027	117 人	8,043
畜 産	53 人	7,835	53 人	7,747	50 人	7,750
産 業	54 人	8,030	62 人	7,896	64 人	7,829
織 維	27 人	8,267	27 人	7,953	24 人	7,878

上記業務内容については、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある。

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

各試験研究機関内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 林業 3 - 35 頁、農業 4 - 42 頁、畜産 5 - 33 頁、産業 6 - 37 頁、繊維 7 - 26 頁)

2.4 試験研究における計画策定及び進捗管理について

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(現状及び問題点)

研究の進め方や進捗管理は研究担当者とグループリーダーとのコミュニケーションといった口頭ベースである場合が多く、このため適切な進捗状況の把握や進捗管理が行われていないとは言い難い。

(改善策)

研究の進捗管理は書類により行われることが望まれる。研究計画の策定、及び進捗管理を適切に行い書類として残すことは、試験研究作業の効率性の分析に有用である。そのため、単なるスケジュール表にとどまらず、各試験研究機関における試験研究活動の改善活動に資するものが作成されることを期待する。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 36 頁、農業 4 - 45 頁、繊維 7 - 27 頁)

25 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(現状及び問題点)

依頼試験や受託研究などでかかった工数(研究員の作業時間や機器の稼働時間など)の実績把握が行われていないため、依頼試験や受託研究の料金見積もりの妥当性を検証する仕組みが整備されていない。

また、研究課題別コスト計算を行うには、これらの整備が不可欠である。

(改善策)

依頼試験や受託研究について、案件ごとに要する工数の実績集計を行うことが望まれる。所要工数の実績を把握分析することは、料金設定の精度を向上させ、より説得力のある利用料金の設定にもつながるものと考ええる。

また、コストの中で最も大きいものは人件費であり、効率的な研究の実施及び適切な研究評価のために、職員の研究課題別の時間集計をすることが必要である。研究課題選定の段階で、当該課題にかける目標時間を設定し、それを実績時間と比較することで、研究評価や次年度以降の研究時間の効率的な配分に役立つものと考ええる。

さらには、研究課題別コスト計算の基礎資料として、必要なものである。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 36 頁、農業 4 - 45 頁、畜産 5 - 34 頁、繊維 7 - 28 頁)

26 光熱水費節減について

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(現状及び問題点)

各試験研究機関では、需用費の節減のため光熱水費の月次実績表を作成し管理している。対象費目は電気、水道、ガス、灯油、ガソリン等であり、直近年度比較の月次使用料の比較、監視と分析を実施し、節減努力をしている。ただし農業技術センターでは、これを行っていない。

電気料の削減策としては、朝 8 時 30 分の一斉点灯、昼休み消灯、廊下などでは必要時点灯等を実施している。

また、繊維工業試験場では研究用ボイラーはガスでなく料金の比較的安い灯油を使っている。

(改善策)

光熱水費の節減策として、夜間電力の利用、電気使用料警報システム(「デマンド監視装置」)の設置等の検討をされたい。

(参照 農業 4 - 45 頁、畜産 5 - 34 頁、繊維 7 - 28 頁)

27 行政コスト計算書の活用について

各試験研究機関の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(現状及び問題点)

試験研究機関の運営の効率性の尺度としての経済性の視点とは、「費用対効果のバランスは取れているか」とであるとされている。この費用対効果の「費用」は、発生主義による全コストで計算されるべきであるが、県財務会計システムによって集計された支出額を用いることは適切であるかどうかについて以下の考察を行った。

県は、地方自治法に基づき執行された支出金額を、コンピューターを利用した「財務会計システム」によって集計しており、各試験研究機関も、県の一機関として、このシステムによって支出の集計を行っている。

このシステムの目的は、主として予算の正確な執行管理であり、設定された予算額に対して実際支出が超過しないように、また、予算の未執行額があった場合にそれを正確に把握することにある。

現行のシステムで把握される支出額は、費用対効果分析の「費用」の概念として、次の問題点がある。

(1) 各試験研究機関の収入として集計されないもの及び他の機関が負担すべき項目なのに各試験研究機関の支出として計上されているものがあること

収入に関し、主務課である各課その他の受入れの場合、各試験研究機関にはその収入は集計されない。すなわち、各試験研究機関の全収入額および消費・使用される全支出額を集計するには、他の所属で収入、支出されたものの調査及び支出内容の修正処理が必要であり、コスト計算は容易ではない。

(2) 収入・支出は現金主義によって集計されること

地方自治体に適用されている現在の会計方式は、地方自治法により現金主義によって行われている。現金主義とは収入・支出をもって歳入・歳出の認識基準とする方式であり、地方自治体の財務会計は歳入と歳出に関する収支均衡をその主な目的としていることがその原因である。

これに対し、試験研究機関のコストには、必ずしも当該年度の現金支出を伴わないものがある。

例えば、設備、備品等の取得の場合、現行の支出額の集計では、支出年度にその全額が集計される。しかし、設備・備品等の投資支出があった期に費用の全額を負担さ

せることは、費用対効果の分析の観点から見ていかにも不合理であり、分析がまったく意味をなさなくなってしまう。それらの資産の効果はその資産の使用期間にわたり発現するのであるから、コストの計算は、その資産の使用期間でとらえるべきである。すなわち、投資的経費については、支出時ではなく耐用年数にわたってコストを認識していくいわゆる「減価償却費」の計算を行う必要がある。

また、職員に退職金を支給する場合、現実の歳出は職員の退職時であり将来のことであるが、退職金を支給する原因は在職期間にあるため、たとえ退職金の支出がなくとも在職期間にわたって退職給付費用としてコストを認識していくいわゆる「引当金」の計算を行う必要がある。

このようなコストの認識基準を発生主義会計という。発生主義会計とは、収益と費用の認識を現金の収入、支出ではなくその発生の事実に基づいて行うものであり、一般の企業会計や公益法人会計で採用されているものである。

(3) その他のもの

各試験研究機関の施設建設のための県債の発行に係る利息相当額

これは、各試験研究機関の歳出金額には集計されないが、各試験研究機関のコストの一部であるので集計を要する。

機会費用としての土地使用料

試験研究機関では利用している土地の内、県有資産についてコストは発生しないが、他に利用できないという意味での機会費用が発生しているとも考えられる（衛環、林業、農業、畜産）。

また土地を他から無償で借り受けている試験研究機関については、土地使用料は発生していない。しかし県民から見れば、当該試験研究機関が占有しているので他の用途には使えないという意味での機会費用が発生していると考えられる（産業、繊維）。

このように、県民にとっての行政コストは、上記すべての項目を含んだものであり、県はそのコストに対して県民よりの負託に対する説明責任があると思われる。

また、各試験研究機関の限られた「研究資源」を最大限に効率よく経済的に生かすことが最大の責務であると思われるが、その場合の「研究資源」とは、県政として各試験研究機関に投入している人、物、金のすべてを指すものであって、財務システムで予算統制管理されている直接経費として狭義の「研究費」（現金支出を伴う需用費等）はほんの一部でしかない。

(改善策)

試験研究機関の運営の効率性の尺度としての費用対効果の分析には発生主義によるコストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきであり、試験研究機関の運営及び評価についても当該総コストによって行われるべきである。

近年、国や地方公共団体では、発生主義に基づく企業会計の考え方を取り入れた行政コスト計算書の作成が行われている。群馬県でも、県全体の行政コスト計算書が作成されており一般に公開されているが、機関別、部署別のものは作成されていない。

行政コスト計算書は、地方公共団体の説明責任の確保と透明性の向上の観点から県民の立場に立って、最終的に県民が負担するコストを集約して表示する計算書である

行政コストの算定によって、県職員に対しては、コスト意識を高揚させることにより諸施策の企画・立案の能力を高め、県民や県議会に対しては、諸施策の正確なコストが開示されることにより、土地・建物等の県の行政資源がどのように使用され、それを誰がどのくらい負担しているのかを分かりやすく伝えることが可能となるからである。

なお、各試験研究機関の行政コスト計算書を、平成 14 年度から平成 16 年度の 3 年間に
ついて試算した。

具体的には現金主義により集計された各試験研究機関の財務数値を発生主義に修正するものであるが、その目的は、各試験研究機関に県の資金がどれだけ投じられているのかを示すことによって、コスト意識を実感すること及び県民に対する説明責任を果たすこと、さらには今後の運営の手がかりになることを願ったからである。

なお、行政コストは、施設の規模、施設の新旧、職員の人数等諸条件によって変動するものであり、単純な行政コストの多寡によって効率性や経済性を論ずべきでなく、研究成果やその効果の実現内容等総合勘案して、「費用対効果」として試験研究機関の効率性を判断すべきものである。ただし、現在のところ研究成果やその実現内容の点に関しては、数値化された尺度がないのでコストと効果の対比はできなかった。今後の効果の数値化等具体的測定という課題につき取り組む必要がある。

厳正な評価を要する県のあらゆる事業に行政コスト計算が適用されることを期待する。

総 論

(各試験研究機関の行政コスト計算書の総括表)

平成 14 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	392,120	51.8	233,023	58.5	1,233,071	74.0
ものにかかるコスト	346,605	45.8	157,714	39.6	399,513	24.0
移転的なコスト	1,770	0.2	2,011	0.5	1,859	0.1
その他のコスト	15,511	2.0	5,394	1.3	32,180	1.9
行政コスト総額	756,007	100.0	398,144	100.0	1,666,625	100.0
収入計	1,766		2,439		87,501	
行政コストの純額	754,241		395,705		1,579,123	
研究職員数(人)	34		15		96	
研究職員 1 人当りコスト	22,183		26,380		16,449	
県民数(人)	2,028,693					
県民 1 人当りコスト(円)	371		195		778	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	486,414	58.4	447,430	80.1	245,432	74.3	3,037,492	66.9
ものにかかるコスト	301,399	36.2	109,216	19.5	79,241	24.0	1,393,691	30.7
移転的なコスト	1,868	0.2	926	0.1	745	0.2	9,181	0.2
その他のコスト	43,377	5.2	917	0.1	5,078	1.5	102,460	2.2
行政コスト総額	833,060	100.0	558,490	100.0	330,497	100.0	4,542,825	100.0
収入計	124,308		37,711		10,454		264,182	
行政コストの純額	708,751		520,778		320,043		4,278,644	
研究職員数(人)	29		47		23		244	
研究職員 1 人当りコスト	24,439		11,080		13,914		17,535	
県民数(人)	2,028,693							
県民 1 人当りコスト(円)	349		256		157		2,109	

平成 15 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	446,698	55.9	192,079	64.8	1,139,606	74.0
ものにかかるコスト	336,517	42.1	97,671	32.9	370,616	24.0
移転的なコスト	655	0.1	2,452	0.8	984	0.1
その他のコスト	14,854	1.9	4,089	1.3	29,737	1.9
行政コスト総額	798,726	100.0	296,292	100.0	1,540,945	100.0
収入計	2,951		4,143		102,608	
行政コストの純額	795,775		292,149		1,438,336	
研究職員数(人)	43		15		97	
研究職員 1 人当りコスト	18,506		19,476		14,828	
県民数(人)	2,031,415					
県民 1 人当りコスト(円)	391		143		708	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	479,312	57.7	531,303	45.2	234,513	72.7	3,023,513	60.9
ものにかかるコスト	302,002	36.4	597,418	50.9	82,437	25.6	1,786,665	36.0
移転的なコスト	1,914	0.2	2,089	0.1	361	0.1	8,457	0.2
その他のコスト	47,070	5.7	42,370	3.6	5,078	1.6	143,200	2.9
行政コスト総額	830,300	100.0	1,173,181	100.0	322,391	100.0	4,961,837	100.0
収入計	116,103		64,761		11,057		301,625	
行政コストの純額	714,196		1,108,419		311,333		4,660,211	
研究職員数(人)	28		53		22		258	
研究職員 1 人当りコスト	25,507		20,913		14,151		18,062	
県民数(人)	2,031,415							
県民 1 人当りコスト(円)	351		545		153		2,294	

総 論

平成 16 年度

(単位：千円、%)

区 分	衛 環		林 業		農 業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	285,491	56.6	177,364	63.9	1,065,233	74.5
ものにかかるコスト	204,402	40.5	96,484	34.7	336,482	23.5
移転的なコスト	312	0.1	736	0.2	1,080	0.1
その他のコスト	14,189	2.8	2,735	0.9	26,592	1.9
行政コスト総額	504,396	100.0	277,320	100.0	1,429,389	100.0
収入計	308		6,458		78,632	
行政コストの純額	504,087		270,862		1,350,756	
研究職員数(人)	26		13		91	
研究職員 1 人当りコスト	19,387		20,835		14,843	
県民数(人)	2,028,733					
県民 1 人当りコスト(円)	248		133		665	

(単位：千円、%)

区 分	畜 産		産 業		織 維		合 計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	450,629	56.2	536,129	44.3	214,021	74.9	2,728,869	60.5
ものにかかるコスト	300,622	37.4	609,109	50.4	65,887	23.0	1,612,989	35.8
移転的なコスト	2,295	0.3	4,184	0.3	892	0.3	9,502	0.2
その他のコスト	48,890	6.1	60,526	5.0	5,078	1.8	158,012	3.5
行政コスト総額	802,437	100.0	1,209,950	100.0	285,880	100.0	4,509,374	100.0
収入計	119,146		99,265		12,062		315,874	
行政コストの純額	683,290		1,110,685		273,817		4,193,500	
研究職員数(人)	28		55		20		233	
研究職員 1 人当りコスト	24,403		20,194		13,690		17,997	
県民数(人)	2,028,733							
県民 1 人当りコスト(円)	336		547		134		2,067	

(主な数値の推移と比較)

行政コスト総額の推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	756,007	16.6	798,726	16.1	504,396	11.2
林 業	398,144	8.8	296,292	6.0	277,320	6.2
農 業	1,666,625	36.7	1,540,945	31.1	1,429,389	31.7
畜 産	833,060	18.3	830,300	16.7	802,437	17.8
産 業	558,490	12.3	1,173,181	23.6	1,209,950	26.8
織 維	330,497	7.3	322,391	6.5	285,880	6.3
合 計	4,542,825	100.0	4,961,837	100.0	4,509,374	100.0

(注) 比率は合計に対する各試験研究機関の発生額の比率である。

人にかかるコストの推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	392,120	51.8	446,698	55.9	285,491	56.6
林 業	233,023	58.5	192,079	64.8	177,364	63.9
農 業	1,233,071	74.0	1,139,606	74.0	1,065,233	74.5
畜 産	486,414	58.4	479,312	57.7	450,629	56.2
産 業	447,430	80.1	531,303	45.2	536,129	44.3
織 維	245,432	74.3	234,513	72.7	214,021	74.9
合 計	3,037,492	66.9	3,023,513	60.9	2,728,869	60.5

(注) 比率は各試験研究機関の行政コスト計に対する比率である。

ものにかかるコストの推移と比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
衛 環	346,605	45.8	336,517	42.1	204,402	40.5
林 業	157,714	39.6	97,671	32.9	96,484	34.7
農 業	399,513	24.0	370,616	24.0	336,482	23.5
畜 産	301,399	36.2	302,002	36.4	300,622	37.4
産 業	109,216	19.5	597,418	50.9	609,109	50.4
織 維	79,241	24.0	82,437	25.6	65,887	23.0
合 計	1,393,691	30.7	1,786,665	36.0	1,612,989	35.8

(注) 比率は各試験研究機関の行政コスト計に対する比率である。

各年度の試験研究機関全体で発生していると試算された行政コストは平成 14 年度が約 45 億円、平成 15 年度が約 50 億円、平成 16 年度が約 45 億円となっている。

研究員 1 人当たりのコストの試験研究機関の平均は平成 14 年度が 17,535 千円、平成 15 年度が 18,062 千円、平成 16 年度が 17,997 千円となっている。

各試験研究機関の行政コスト計を比較してみると、群馬県農業技術センターの行政コストが全体の 3 割程度を占めており最も高いものとなっている。これは平成 15 年度に組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター及び病害虫防除所を群馬県農業技術センターに統合した結果、群馬県農業技術センターの規模が拡大したことが主な要因である。

なお、群馬県農業技術センターの平成 14 年度の金額は、群馬県農業技術センターに統合された 4 試験研究機関の数値を合算したものをベースに作成している。

また、群馬県立群馬産業技術センターの行政コストは平成 14 年度から平成 15 年度で大幅に増加しているが、平成 14 年度は群馬県工業試験場のものであり、平成 15 年度以降は、群馬県立群馬産業技術センターとなったことによる。行政コストが増加した理由としては、群馬県立群馬産業技術センター設置にあたって大規模な設備投資を実施したことから減価償却費が大幅に増加したことが主な要因となっている。

群馬県衛生環境研究所の行政コストが平成 16 年度で大きく減少しているが、これは平成 16 年度に食品安全検査センターを分離したことによりコストが減少したためである。

各試験研究機関の人にかかるコストの比較と物にかかるコストの比較をしてみると、群馬県林業試験場、群馬県農業技術センター及び群馬県繊維工業試験場は人にかかるコストの割合が比較的高い試験研究機関であり、群馬県衛生環境研究所、群馬県畜産試験場、及び群馬県立群馬産業技術センターはものにかかるコストの比率が比較的高い試験研究機関であるという傾向が出ている。

(参照 衛環 2 - 27 頁、林業 3 - 38 頁、農業 4 - 48 頁、畜産 5 - 35 頁、産業 6 - 39 頁、繊維 7 - 28 頁)

28 研究課題別原価計算について

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(現状及び問題点)

現状では、研究課題ごとのコストを予算で把握している。しかし、把握されているコストには人件費が含まれておらず、また光熱水費や設備の償却費など間接的に発生するコストや支出を伴わないコストが含まれていないため、研究に要したコスト計算としては不十分なものである。

(改善策)

研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有用な情報を提供すると考えられる。また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価に当たって重要な情報を提供

することとなると考えられる。

現在行われている研究課題ごとのコスト把握に人件費等のコストを加味し、研究課題ごとのコストの見積りおよび実績を集計できる仕組みの構築を検討されたい。

(研究課題別コストの試算)

各試験研究機関の研究課題を任意に1課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は各試験研究機関の監査結果に記載してある。

(参照 衛環 2 - 30 頁、林業 3 - 40 頁、農業 4 - 50 頁、畜産 5 - 37 頁、産業 6 - 41 頁、繊維 7 - 30 頁)

29 研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

平成 16 年度の各試験研究機関の研究成果は、それぞれの試験研究機関の業務報告、学会発表等により公表されている。また実用化できる研究成果も各試験研究機関とも実績を挙げており、これらについては評価できるが、研究成果の公表媒体について検討する必要がある。

各試験研究機関の研究成果の公表形態については、監査結果に記載してある。

(改善策)

研究成果の迅速な普及は、各試験研究機関の課題として今後取り組むべき重要課題であると思われるので、その方法について検討されたい。

(参照 林業 3 - 42 頁、農業 4 - 51 頁、畜産 5 - 39 頁、繊維 7 - 32 頁)

30 県立 8 試験研究機関の連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には 8 試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。各試験研究機関と他の研究機関との連携関係は、各試験研究機関の監査結果に記載してあるとおりである。

監査結果に記載してあるとおり、努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のもので散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果が期待できるのではないかとと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。各試験研究機関でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながるとと思われるので、検討に値すると思われる。

(参照 衛環 2 - 31 頁、林業 3 - 42 頁、農業 4 - 52 頁、畜産 5 - 39 頁、産業 6 - 43 頁、繊維 7 - 33 頁)

3.1 試験研究機関の今後のあり方について

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で試験研究機関の今後の運営には、効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

（現状及び課題）

各試験研究機関に現状と課題、今後のあり方等について質問し、回答を得た（具体的内容は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

（問題点）

各試験研究機関から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射っているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

（改善策）

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で試験研究機関の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである（ただし、中にはすでに取り組んでいる試験研究機関もあり、具体的事例は、それぞれの試験研究機関の監査結果に記載してある）。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

中長期計画による戦略的な運営を目指す。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関の運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更

なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

県の試験研究機関は、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(5) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 衛環 2 - 33 頁、林業 3 - 44 頁、農業 4 - 54 頁、畜産 5 - 41 頁、産業 6 - 44 頁、繊維 7 - 34 頁)

県として検討すべき項目

意見

1 地方独立行政法人化に向けて県として検討すべき方向性の提言について

地方独立行政法人制度の趣旨は、より効果的かつ効率的な行政サービスを提供することであり、試験研究業務にこの制度導入を選択肢に入れて検討されたい。

(現状及び問題点)

各試験研究機関の運営の効率性向上のために諸施策を提言してきたが、その効果は県の試験研究機関としての限界があり、これらを解消させるには、地方独立行政法人化も選択肢として検討することが望まれる。また、地方独立行政法人化が不可能だとしても、その制度の長所を可能な限り取り入れることによって改革の効果が上がるものと思われる。

(改善策)

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）が制定され、平成 16 年 4 月より制度が発足した地方独立行政法人とは、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として地方公共団体が設立する法人」（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項）である。

その制度の主眼は、目標管理制度と徹底したディスクロージャー制度を導入しつつ、法人の長等の経営責任のもとで自立的に運営させることとするとともに、単年度予算主義の緩和、契約の弾力化、業績給の効果的な導入など、より機動的、弾力的な財務運営・人事管理を可能とするものであり、対象業務も地方独立行政法人法第 21 条で「試験研究を行うこと」が記載されている。

県の試験研究機関を地方独立行政法人化することによるメリット・デメリットは次のとおりである。

(1) メリット

経営責任の明確化

法人の長は、定員数管理や年度予算の作成により、現在の各試験研究機関長に比べて、より広範な権限行使が可能となるとともに、経営責任の明確化が図られる。

中期目標、計画による計画的運営の推進

法人は、県の設定した 3～5 年の中期目標に基づいて中期計画を策定し、知事の認可を受ける。さらに、法人は中期計画に基づき年度計画を策定し、これに基づいて事業を行う。その結果、中期的視点に立った計画的事業運営が行われ、また、毎年度の予算に対する議会の関与はなくなり、単年度予算主義とは異なるルールのもとで、予算執行における機動性、弾力性の向上が期待できる。

経営のチェック体制の強化

第三者評価委員会による業績評価や会計監査人による監査などによる経営のチェック体制が強化され、公正性や信頼性が向上し、業績改善につながる。

人事制度の弾力化

地方独立行政法人では現在の地方公共団体とは異なる人事制度を構築することができる。そのため職員の人事評価制度を作成しこれに基づいた給与支給ができるので、人事配置の硬直化の解消、年功序列による報酬制度の廃止及び業績連動型人事評価の採用等によって有能な研究者にインセンティブを与えることが可能になる。

その結果、人事制度が大幅に弾力化し、人件費割合が高い試験研究機関においてはその効果は大きいと思われる。

説明責任の明確化

法人は、発生主義会計に準拠する独立行政法人会計基準に基づき、毎事業年度終了後3カ月以内に知事に財務諸表を提出して承認を受ける必要がある。また、財務諸表だけでなく、中期目標及び計画、業務の実績ならびに評価結果等につき、積極的に開示することが求められるので、県民に対する説明責任の大幅な改善が期待できる。

(2) デメリット

地方独立行政法人となった場合に想定されるデメリットは、地方独立行政法人化への移行のために総務関係要員が別途必要になること、財務会計の構築や不動産登記のための登記委託等の経費が発生すること、法人役員報酬や監査料等、新たなランニングコストが発生すること等が挙げられる。

第 2

群馬県衛生環境研究所

目 次

概要

1	所在地.....	2 - 3
2	沿革.....	2 - 3
3	設置等根拠.....	2 - 3
4	業務概要.....	2 - 4
5	施設の概要.....	2 - 4
6	組織.....	2 - 5
7	平成16年度の主な事業内容.....	2 - 6
8	試験研究について.....	2 - 7
9	収入・支出の状況.....	2 - 8
10	全国の同種都道府県立試験研究機関の状況.....	2 - 10
11	衛生環境研究所の位置付けと特徴.....	2 - 11
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	2 - 12

実地監査年月日

実地監査年月日.....	2 - 13
--------------	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....	2 - 13
(監査結果・指摘事項)	
1 試験検査器具類洗浄業務委託について.....	2 - 13
2 契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて.....	2 - 14
3 指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について.....	2 - 14
(意見)	
4 指名競争入札における指名人の固定化について.....	2 - 14
5 検査機器等購入審査委員会等の活用不足について.....	2 - 15
6 空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について.....	2 - 15
7 売買契約書における目的物品の記載について(共通).....	2 - 16
8 随意契約における見積書徴求業者の選定について.....	2 - 16

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....	2 - 17
(監査結果・指摘事項)	
9 備品の現品確認について(共通).....	2 - 17
10 必要がなくなった物品について(共通).....	2 - 18

(意見)

1 1	機器利用状況の把握について(共通)	2 - 19
1 2	他機関からの預かり資産について(共通)	2 - 21
1 3	火災共済付保状況について(共通)	2 - 21
1 4	薬品等の管理状況について(共通)	2 - 22

(利用者に適切な金額を負担させているか)

(意見)

1 5	受託研究における受託料の積算について(共通)	2 - 23
-----	------------------------	--------

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

	(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)	2 - 24
--	-----------------------	--------

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

1 6	中長期計画について(共通)	2 - 25
1 7	外部資金の導入について(共通)	2 - 25
1 8	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)	2 - 26
1 9	人事面の施策について(共通)	2 - 26
2 0	研究職員の育成について(共通)	2 - 27
2 1	試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)	2 - 27
2 2	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)	2 - 27
2 3	行政コスト計算書の活用について(共通)	2 - 27
2 4	研究課題別原価計算について(共通)	2 - 30
2 5	県立8試験研究機関の連携強化について(共通)	2 - 31
2 6	衛生環境研究所の今後のあり方について(共通)	2 - 33

群馬県衛生環境研究所

概要

1 所在地 前橋市上沖町 378 番地

2 沿革

- 明治11年 今日の県庁行政棟前にある群馬会館の位置に群馬県衛生所が建てられ、衛生関係試験検査業務を行う。
- 明治38年 旧庁舎の一隅に群馬県細菌検査所を設置
- 昭和3年 現在の県庁構内に庁舎を新築し、群馬県衛生試験所を設置
- 昭和23年4月 細菌検査所及び衛生試験所を統合して群馬県立衛生研究所を設置
- 昭和45年1月 前橋市岩神町に鉄筋コンクリート2階建（一部3階）を新築し、移転
- 昭和46年4月 群馬県公害研究センターを衛生研究所に併設
- 昭和47年5月 研究所2号棟を増築
- 昭和53年4月 衛生研究所と公害研究センターの統廃合を行い、施設の名称を群馬県衛生公害研究所に改称
- 平成4年4月 名称を群馬県衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」という。）に改める
- 平成11年4月 前橋市上沖町に新築移転、本館1階に展示学習ゾーンを設け県民に開放
- 平成12年2月 環境管理システムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得、環境負荷の低減に努めると共に、地球環境の保全につながる研究を推進することを「環境方針」として公表した
- 平成14年4月 感染症情報センターが県保健予防課から移管され、地方感染症情報センター機能を備える
- 平成15年2月 ISO14001の登録期限により終了
- 平成15年4月 衛生環境研究所の附置機関として「食品安全検査センター」を設置
- 平成16年4月 県立病院の中央研究所として位置付けられる。
「食品安全検査センター」を独立機関とする
- 平成16年8月 文部科学省科学研究費補助制度における研究機関に指定

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、衛生環境研究所の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第九款 衛生環境研究所

（業務）

第四十二条 衛生環境研究所は、公衆衛生の向上及び環境の保全に資するため、次の業務を行う。

- 一 公衆衛生及び環境保全に係る調査研究に関すること。

- 二 公衆衛生及び環境保全に係る試験検査に関すること。
- 三 公衆衛生及び環境保全に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 四 公衆衛生及び環境保全に係る試験検査施設に対する技術協力並びに試験検査の業務に従事する職員の研修指導に関すること。

4 業務概要

公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、衛生環境行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政部局と緊密なる連携のもとに、県民が健康で安心して生活できるように次の業務を実施している。

(1) 調査研究

ウイルス感染症発生動向調査に関する疫学調査、有害大気汚染物質の分布状況調査、環境ホルモンに関する研究、室内空気汚染防止に関する研究、健康危機管理体制の整備等の調査研究を実施し、必要な情報を提供している。

(2) 試験検査

食中毒・細菌、ウイルス等の微生物検査、飲料水・大気・水質の検査等を実施している。

(3) 研修指導

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（注）に基づく地域保健関係者に対する研修等を実施している。

（注）「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的として策定されたものである（平成6年12月1日厚生省告示第374号）。

(4) 公衆衛生情報の解析提供

感染症情報を迅速かつ的確に収集・分析・解析し関係機関に提供している。

5 施設の概要

土地、建物の概要（平成17年3月31日現在）（単位：㎡）

箇所	土地		建物
	現況地目	実測面積	実測延面積
庁舎	敷地	15,706	5,358
動物舎			148
エネルギー棟			384
合計		15,706	5,891

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務企画グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 公衆衛生及び環境保全に係る企画調整に関すること。

調査研究グループ

- 1 公衆衛生及び環境保全に係わる重要課題の調査研究に関すること。

保健科学グループ

- 1 公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 2 食中毒、不明疾患等の発生事案に関すること。
- 3 感染症の疫学調査及び流行予測に関すること。
- 4 感染症情報センターに関すること。
- 5 食品衛生検査施設の業務管理基準に関すること。

環境科学グループ

- 1 大気汚染に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 2 河川、湖沼の汚染及び工場排水に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 3 廃棄物にかかる試験検査及び調査研究に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	36	35	34	43	26
行 政 職	6	4	6	5	4
技 労 職	1	1	1	1	0
嘱 託	6	6	3	2	1
臨 時 職 員	5	5	6	8	5
合 計	54	51	50	59	36

- (注) 1 平成15年度研究職43人のうち13人は、併置した食品安全検査センター所属であったが、平成16年度に分離独立したため、26人に減少している。
- 2 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度4名である。

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 特別研究事業(調査研究グループ)

平成14年度からの4テーマに新たに1テーマを追加し積極的に取り組んでいる。

呼吸器ウイルス(特にRSウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究【2,467千円】

化学発がん因子(アセトアルデヒド)、物理発がん因子(紫外線)による発がん機構及び種々サイトカインとがん性悪液質との相互関係の解明【2,518千円】

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)に関する環境動態研究【1,003千円】

群馬県平野部と山岳部における大気環境に関する総合研究()

- 粒子状およびガス状物質を中心に - 【896千円】

有機リン系農薬等による化学物質過敏症の病態解明に関する研究【1,116千円】

(2) 食中毒・不明疾患検査(保健科学グループ)

県内及び県外で発生した食中毒(有症苦情を含む)・不明疾患の原因物質(細菌、ウイルス等)検索を実施している。なお、衛生環境研究所は県内唯一の原因物質検査機関である。

平成16年度実施内容 検査事例 25 食中毒事例 県内 8

検査種別	検査件数
病原微生物分離培養	6,048
病原微生物同定	2,306
食品等の一般生菌数	202
食品等の大腸菌群数	202
薬剤感受性試験	84
パルスフィールドゲル電気泳動	16
ウイルス検査(凝集法)	226
(PCR法)	212
合計	9,296

(3) 山岳部における酸性霧実態調査(環境科学グループ)

「赤城山における酸性霧実態調査」

・調査地点：1(富士見村大字赤城山字赤城山1-2)

・実施内容

調査研究

山岳部における酸性霧調査

実施計画

赤城山で得られる霧水と粒子及びガス状物質について考察。

実施内容

4月から3月の調査で91回の霧発生を確認し、うち28回について霧水の分析が可能であった。PH値は2.96~5.92、平均は3.90であった。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全39課題)

(単位:千円)

	試験研究課題	担当部署	連 携	予 算
1	化学発がん因子(アセトアルデヒド)、物理発がん因子(紫外線)による発がん機構及び種々のサイトカインとがん性悪液質との相互関係の解明	調査研究G	学 官	2,518
2	呼吸器ウイルス(特にRSウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究	調査研究G	学 官	2,467
3	有機リン系農薬等による化学物質過敏症の病態解明に関する研究	調査研究G	産学官	1,116
4	群馬県平野部及び山岳部における大気環境に関する総合研究	調査研究G		896
5	高性能循環式オゾン水殺菌装置の開発に関する研究	調査研究G	産 官	2,000
6	微生物の集菌・殺菌技術の開発(電解ミストを含む)	調査研究G	産 官	1,000
7	炭素繊維電極及びオゾンを利用した水浄化装置に関する研究	調査研究G	産 官	7,000
8	コイヘルペス病に関する研究	調査研究G	官 官	(注)1
9	アユの冷水病に関する研究	調査研究G	官 官	(注)1
10	電解水によるレジオネラ寄生性自由生活世代アメーバの制御	保健科学G	産 官	1,000
11	家畜及び市販牛肉のカルバクター分離状況と分離菌の遺伝子学的解析	保健科学G	学 官	100
12	爬虫類のカルバクター分離状況と分離菌の遺伝子学的解析	保健科学G	学 官	150
13	腸内細菌の病院因子に関する研究	保健科学G		200
14	淡水貝(シジミ)に含まれるノロウイルスの疫学調査	保健科学G	官 官	500
15	内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)に関する環境動態研究	環境科学G	学 官	1,003
16	あふれる窒素	環境科学G	学 官	1,056
17	蘭炭を用いた生物脱臭装置の開発	環境科学G	産学官	317
18	70%分解物利用の超省エネ型アスベスト融解装置の開発	環境科学G	産学官	368
19	多々良沼の汚濁機構に関する研究	環境科学G		300
20	山岳地水場の水質調査	環境科学G	(注)2	19

(注)1 群馬県水産試験場の予算で研究実施(衛生環境研究所には予算配布なく、薬品等現物を受領)

2 群馬県山岳連盟(試料採取)との共同研究

(2) 最近の主な研究成果(平成16年度)

実用化できた研究成果数... 1件

広 報

- ・ 衛生環境研究所年報 400部 発行
- ・ 感染症発生動向調査報告書 500部 発行
- ・ 感染症情報、花粉情報を随時発信

科学物質過敏症シンポジウム ... 1回開催

衛生環境研究所業績発表会	... 1 回開催
研究等の発表事項	33件
・ 学会等発表	12件
・ 専門誌等発表	19件
・ 報道発表	2 件
特許の状況・数（平成16年度）	
・ 平成16年度末特許出願中件数	2 件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節 区 分		平 12 年度	平 13 年度	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度	備 考
収 入	使用料（行政財産）	51	51	23	23	73	
	検 査 手 数 料	2,829	1,905	1,522	1,189	86	
	国 庫 補 助 金	28,391	12,318	12,052	11,510	13,914	
	受 託 事 業 収 入				1,500	4,467	(注) 2
	雑入（雇用保険料他）	74	147	220	237	206	
	合 計	31,345	14,422	13,818	14,461	18,747	
支 出	報 酬	5,826	5,627	5,713	2,928	1,222	嘱託報酬
	給 料	201,893	196,644	194,835	226,268	139,187	職員給料
	職 員 手 当 等	111,820	110,946	104,238	117,914	77,522	期末勤勉手当他
	共 済 費	64,270	61,757	60,707	68,404	41,782	共済費負担金
	賃 金	5,503	4,643	5,435	6,821	3,525	臨時職員賃金
	報 償 費	2,116	618	1,696	771	568	嘱託賞与等
	旅 費	4,570	4,951	4,469	3,992	2,244	会議・研修会・学会等
	交 際 費	12	5	10	10		
	需 用 費	86,497	91,412	88,884	91,365	66,447	(注) 3
	役 務 費	4,010	3,903	5,995	6,024	4,465	
	委 託 料	42,018	48,332	46,335	33,104	33,255	(注) 4
	使用料・賃借料	8,854	7,632	7,786	8,465	8,735	
	工 事 請 負 費	2,029		9,741	10,320	346	
	備 品 購 入 費	8,423	22,688	13,489	152,937	4,869	(注) 5
	負担金・補助交付金	1,182	824	1,770	655	312	
	公 課 費	36	36	74	36	74	
合 計	549,064	560,023	551,184	730,019	384,562		
収支差額		517,719	545,601	537,366	715,558	365,815	

(注)1 本表は衛生環境研究所の決算に、関係課における衛生環境研究所に係る執行分を加える一方で、群馬県食品安全検査センターに係る収入・支出は減額している。

2 受託事業収入は民間からの研究依頼に係る収入で、平成15年度から積極的に取り組んでいる。

3 需用費は主に光熱水費及び試験研究用資材の購入代である。なお光熱水費は、電気、ガス、水道

の節減努力により平成12年度と平成16年度と比較すると約2,400万円の減少になっている。

- 4 委託料は、清掃、排水処理、電気保安管理、電話交換機保守及び機器保守点検等である。これも、節減努力により平成12年度と平成16年度と比較すると約876万円の減少になっている。
- 5 平成15年度備品購入費の内126,478千円は、食品安全検査センター開設に係る機器の取得である。また、人件費その他の支出項目も当該センターの開設に伴い平成15年度は多額になっている。

(2)支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節 区 分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人 件 費	報 酬	5,713		2,928		1,222	
	給 料	194,835		226,268		139,187	
	職 員 手 当 等	104,238		117,914		77,522	
	共 済 費	60,707		68,404		41,782	
	賃 金	5,435		6,821		3,525	
	小 計	370,929	67.3	422,336	57.8	263,241	68.4
運 営 費	報 償 費	1,463		365			
	旅 費	291		186		76	
	交 際 費	10		10			
	需 用 費	46,263		34,551		32,337	
	役 務 費	2,839		2,485		2,149	
	委 託 料	35,547		23,751		21,493	
	使 用 料 賃 料	1,273		1,286		1,557	
	工 事 請 負 費	9,741		10,320		346	
	備 品 購 入 費	475					
	負 担 金	37		25		25	
	公 課 費	74		36		74	
	小 計	98,018	17.7	73,019	10.0	58,062	15.1
試 験 研 究 費	報 償 費	232		406		568	
	旅 費	4,178		3,805		2,167	
	需 用 費	42,621		56,813		34,109	
	役 務 費	3,156		3,538		2,315	
	委 託 料	10,788		9,353		11,761	
	使 用 料 賃 料	6,512		7,178		7,178	
	備 品 購 入 費	13,013		152,937		4,869	
	負 担 金	1,733		630		287	
小 計	82,237	14.9	234,663	32.1	63,259	16.4	
合 計		551,184	100.0	730,019	100.0	384,562	100.0
備品購入費除く研究費		69,223	12.5	81,725	11.1	58,389	11.4
研 究 者 数		34 人		43 人		26 人	
研究者 1 人当たり研究費		2,035		1,900		2,245	

10 全国の同種都道府県立試験研究機関の状況

(平成16年度)

職員数が多い順

	機 関 名	職員数	研究 員数	研究 課題数	競争的資 金に係る 研究	平成 14～16 新規特許権 出願	
						有無	件数
1	東京都健康安全研究センター・環境科学研究所	563	267	168		無	
2	大阪府立公衆衛生研究所・環境情報センター	191	102	99	33	有	4
3	北海道立衛生研究所・環境科学研究センター	170	110	59	2	有	1
4	埼玉県衛生研究所・環境科学国際センター	166	120	70	18	有	2
5	神奈川県衛生研究所・環境科学センター	130	98	74	13	有	4
6	千葉県衛生研究所・環境研究センター	121	88	99	2	無	
7	愛知県衛生研究所・環境調査センター	113	89	18		有	1
8	兵庫県立健康環境科学研究センター	91	62	53		有	1
9	宮城県保健環境センター	83	76	23	2	無	
10	福岡県保健環境研究所	79	62	27	2	有	4
11	静岡県環境衛生科学研究所	78	61	22		有	4
12	福島県衛生研究所・環境センター	73	31	6		無	
13	富山県衛生研究所・環境科学センター	70	62	54	3	有	2
13	石川県保健環境センター	70	54	9	1	無	
15	山形県衛生研究所・環境科学研究センター	67	50	18		無	
15	愛媛県立衛生環境研究所	67	58	10		有	2
17	山口県環境保健研究センター	64	47	17		無	
18	長野県環境保全研究所	63	56	41		有	1
19	沖縄県衛生環境研究所	61	40	32	1	無	
20	新潟県保健環境科学研究所	57	45	22		無	
21	岡山県環境保健センター	56	36	13		有	1
22	京都府保健環境研究所	54	41	22	4	無	
23	秋田県衛生科学研究所・環境センター	53	35	20	5	有	1
23	鹿児島県環境保健センター	53	35	10		無	
25	岩手県環境保健研究センター	51	38	26	2	無	
25	奈良県保健環境研究センター	51	44	8	2	無	
27	広島県保健環境センター	50	38	13		有	1
27	大分県衛生環境研究センター	50	36	9		無	
29	栃木県保健環境センター	49	39	16	1	無	
30	群馬県衛生環境研究所	48(12)	38(12)	39	6	有	2
30	佐賀県衛生薬業センター・環境センター	48	36	4		無	
32	徳島県保健環境センター	47	29	15		無	
33	福井県衛生環境研究センター	45	36	12		無	

	機 関 名	職員数	研究員数	研究課題数	競争的資金に係る研究	平成14～16 新規特許権 出願	
						有無	件数
34	青森県環境保健センター	44	26	5	0	無	
34	三重県科学技術振興センター	44	33	20	1	有	5
34	高知県衛生研究所・環境研究センター	44	31	6		無	
37	熊本県保健環境科学研究所	42	31	14		無	
38	鳥取県衛生環境研究所	40	33	22		有	1
39	長崎県衛生公害研究所	39	31	12		有	4
40	岐阜県保健環境研究所	37	30	18		有	6
40	島根県保健環境科学研究所	37	28	23	6	有	3
42	和歌山県環境衛生研究センター	31	27	19		無	
43	山梨県衛生公害研究所	30	20	15		無	
44	宮崎県衛生環境研究所	29	26	25		無	

- (注) 1 衛生環境研究所と同種の都道府県立の研究所は62機関あり、本県のように「衛生研究所」に「環境研究所」が併設されている機関が32、単独の衛生研究所が15、単独の環境研究所が15機関である。
- 2 この62機関に職員数（嘱託及び臨時職員数を含む）、研究員数、研究予算額、研究課題数などの研究関連の項目について衛生環境研究所を通じて調査（メール照会）を行い、有効回答のあった57機関（香川県：未回答、滋賀県及び茨城県：環境研究所が未回答、のため3県は除外）を、併設している本県の衛生環境研究所との比較のため、便宜上、都道府県別に集計した。
- 3 他の都道府県立衛生研究所は、その業務に食品安全分野を含むため、この表においては便宜上群馬県食品安全検査センターの職員数（括弧内、内数）を加えて比較している。
- 4 研究テーマ数においては、10位である。これは、研究を重視し、少数の研究員で産学官連携などの時代を反映した役に立つ共同研究を中心に推進していることによるものと思われる。

11 衛生環境研究所の位置付けと特徴

以下は、衛生環境研究所からの聞き取りによるものである。

(1) 衛生環境研究所の位置付け

地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条第1項に基づき厚生労働大臣が作成する「基本指針」には、同条第2項中の第4号で地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項を記載することが規定されている。

この「基本指針」の第4号の二で、「地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として充実を図り、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を行うこと」と地方衛生研究所の業務を規定している。

また、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日付け厚生事務次官通知健政第26号）では、地方衛生研究所設置要綱を改め、設置目的として「地方衛生研究

所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする」とし、また調査研究、試験検査業務の列挙の中で、環境保健や生活環境施設に関する調査研究や水・空気・廃棄物・温泉・放射能に関する試験検査などの環境分野についても包含したものになっている。

これら法の規定や国の公衆衛生行政の方針等に基づいて、前述のように、群馬県行政組織規則で専門機関としての衛生環境研究所の設置及びその業務内容等を規定している。

(2) 衛生環境研究所の特徴

上記のように、衛生環境研究所は、県民が健康で安心して暮らせるように、保健・環境対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進等を図るための県で唯一の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を実施するという役割を担っている機関ということになる。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

衛生・環境系の試験研究機関には、国・都道府県・大学が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

機関の種類・名称	機関の内容	衛生環境研究所の特徴
国立研究機関 ・ 国立感染症研究所 ・ 国立環境研究所	感染症の学術的な研究（厚生労働省） 環境に関する学術的な研究（環境省）	地方の専門機関として地域に密着した調査・研究を主とする
他都道府県の公設試験研究機関 衛生研究所（47 機関）（地方衛生研究所設置要綱に基づく） ・ 環境研究所（15 機関）	公衆衛生・生活環境の向上を図るため設置（厚生労働省）	
県内教育機関 ・ 群馬大学（医学部・工学部） ・ 前橋工科大学 ・ 群馬工業高等専門学校	基礎研究・情報科学等	実践的な研究・情報科学の応用（実用的システム等）・実用化を目指した研究

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 7 日

【本監査】平成 17 年 9 月 13 日、14 日、16 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか**平均落札率等の概要**

衛生環境研究所の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	6 件	22 件	4 件
	平均落札率	94.9%	94.0%	98.3%

衛生環境研究所の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	36 件	44 件	23 件
	平均契約率	97.9%	98.2%	98.4%
うち一者見積	件 数	24 件	23 件	15 件
	平均契約率	98.4%	98.6%	99.2%

監査結果 指摘事項**1 試験検査器具類洗浄業務委託について**

試験検査器具類洗浄業務委託は業務委託契約の形態ではあるが、契約先・業務内容・対価などを総合検討すると、臨時職員賃金として取り扱うべきものと認められる。

（現状及び問題点）

試験検査器具類洗浄業務委託は平成 14 年度契約先 3 個人、平成 15 年度 2 個人、平成 16 年度 1 個人と縮小されてきた。契約先が個人であり、研究所内で従事し、契約額の計算は一般臨時職員（2 種）の 1 日単価に勤務予定日数を掛けている。就業状況から判断して、臨時職員として雇い上げ、その賃金で支出すべきものであるが、業務委託として事務を処理している。

（改善策）

臨時職員として雇い上げ、その賃金として適正に処理すべきである。

2 契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて

- (1) 随意契約中に契約額 100 万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも入手していない事例があった。
- (2) 変更増加額が 150 万円以上となるにもかかわらず、請書で済ませて変更契約書が作成されていない事例があった。

(現状及び問題点)

- (1) 平成 14 年度の超低温フリーザー購入、平成 15 年度の液体クロマトグラフ質量分析装置修繕及び平成 16 年度の高周波誘導結合プラズマ質量分析装置点検業務委託については、契約金額が 100 万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも省略されていた。
- (2) 平成 16 年度の特設実験室空調設備保守点検業務委託では、当初契約に対する変更増加金額が 150 万円以上にもかかわらず、変更契約書が作成されず請書のみで済ませていた。

(改善策)

県財務規則第 191 条第 3 項により、契約金額 100 万円以上については、少なくとも請書を徴すべきである。また、同条第 1 項 8 号は変更契約の場合にも適用されることを確認すべきである。

3 指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について

競争入札不調により随意契約とする場合に最低価格での応札業者 1 者のみから見積書を徴している事例が散見された。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の超音波洗浄機他 8 品購入、平成 16 年度の庁舎清掃業務委託、空調設備保守点検業務委託では指名競争入札が不調につき随意契約へ移行したが、いずれも最低価格での応札者 1 者のみから見積書を徴しており、3 者以上の見積合せが行われていない。

(改善策)

競争入札不調につき随意契約とする場合、最低価格の 1 者に限定する必然性はない。あらためて原則どおり 3 者以上の見積合せとすべきである。

意見

4 指名競争入札における指名人の固定化について

毎年度指名競争入札に付される庁舎清掃、空調設備保守点検などでは指名人が固定されているとともに、落札業者も固定されている。

(現状及び問題点)

庁舎清掃業務委託では平成 14 年度、平成 15 年度は同一の 6 者が指名され、平成 16 年度

は1者の入れ替えがあった。空調設備保守点検業務委託では3ヵ年とも同一の5者が指名されている。特殊実験室空調設備保守点検業務委託でも平成14年度、平成15年度は同一の5者が指名され、平成16年度は事業停止の1者に代わり新メンバーが指名された。

指名人の範囲が毎年固定されている中で、落札業者も1者が継続している。競争入札の効果が得られているのか疑問である。

(改善策)

毎年継続する業務委託については指名人の範囲を見直すためにも、定期的に一般競争入札を検討されたい。

5 検査機器等購入審査委員会等の活用不足について

機種選定に関する検査機器等購入審査委員会は平成12年2月から、また、指名業者選定委員会は平成15年2月から導入されたが、設置要領どおりには運営されていない。

(現状及び問題点)

平成12年12月から施行された「検査機器等購入審査委員会設置要領」では、購入に適正を期するため、予定価格が160万円を越える検査機器備品等の機種選定を協議することとしている。また平成15年2月に施行された「指名業者選定委員会設置要領」では、指名競争入札・随意契約に付すべきものについて、業者を厳正かつ公正に選定するため特に随意契約とできる限度額を超える予定価格のものについて協議することとしている。

平成15年7月8日に開催された両委員会では160万円を超えても対象機種を選定し、その同等品を含め入札に付す場合は審査委員会の協議を不要と決議している。

また、委員会で選定された業者でない業者が入札執行何では指名人とされている事例もあるなど、委員会が形骸化している。

(改善策)

両委員会の適正な運営及び議事録の作成につき改善されたい。特に議事録には業者の選定結果を明記するべきである。

6 空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について

指名競争入札による落札金額に対して増加金額が50%以上の変更契約があった。

(現状及び問題点)

平成16年度の特設実験室空調設備保守点検業務委託では当初の仕様に含まれていないフィルター交換等の必要性が生じたとの理由で、当初契約額4,200千円のところ2,231千円も変更増額している。

変更契約の起案説明では変更の前提条件である風量測定結果、フィルター目詰まり等について事実確認した状況が明確でない。業者の作業報告書等にも記載が無く、口頭説明程度で承認したものと思われる。変更額の見積価格についても検証した状況が確認できない。

(改善策)

場合によっては点検の結果、当初仕様書にない作業項目が必要となることは考えられる。

しかし、このケースでは変更の必要性を示す資料に乏しいほか、変更額の妥当性も確認できない。当初の指名競争入札の効果が薄れたとも考えられる。

必要性について検討のうえ、あらためて指名競争入札に付すべきであったと思われる。

7 売買契約書における目的物品の記載について(共通)

入札時の仕様書上、機種特定されていないにもかかわらず、契約書上もそのまま「仕様書のとおり」とされている事例が散見された。

(現状及び問題点)

平成15年度のゲル浸透クロマトグラフ一式購入、液体クロマトグラフ質量分析装置一式購入、放射能分析測定装置一式購入では入札時の仕様書では機種特定されていないが、契約書に添付された仕様書も同じものであった。契約先が決定されれば機種も特定される状況にあるにもかかわらず、目的物品が明示されていない。

(改善策)

落札業者への確認により、納品予定の機種を特定のうえ契約書又は添付の仕様書にその特定機種を明示すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-14頁)

8 随意契約における見積書徴求業者の選定について

随意契約による消耗品の購入について、見積書の徴求業者が偏っている傾向がある。

(現状及び問題点)

衛生環境研究所では、随意契約により物品の購入をする場合について、県財務規則第190条による3者以上の見積り合わせを実施しているが、消耗品の購入について見積書を徴する者が偏っているものと思われる。

また見積り合わせをする場合、全てのケースで3者からの見積り合わせであり、一般的に取扱い業者が多いと思われるものについては3者以上から見積書を取り寄せることも検討すべきものと思われる。

(改善策)

随意契約により物品の購入をする場合についても、競争原理が十分機能するように留意すべきである。

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位: 千円)

箇所	土地	建物	重要物品(注2.3)		
	取得価額	取得価額	管理担当	数量	取得価額
研究所本棟	508,850 (注1)	2,282,664 (注1)	総務企画G	10	21,813
			環境科学G	71	282,393
			保健科学G	62	179,715
			調査研究G	4	62,373
動物舎		53,214			
エネルギー棟		80,787			
合計	508,850	2,416,665		147	546,296

土地、建物、重要物品総合計金額 = 3,471,811千円

- (注) 1 研究所本棟は4階建であり、1階と3階及び4階を衛生環境研究所が使用し、2階を食品安全検査センターが使用している。土地はすべて記載しているが、建物については食品安全検査センターが使用している2階部分(取得価額654,353千円:面積按分)を除いて記載している。
- 2 重要物品は1点100万円以上の備品である。
- 3 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に帰属させて記載している。
- 4 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物		該当なし
重要物品	115件	413,279千円
合計	115件	413,279千円

監査結果 指摘事項**9 備品の現品確認について(共通)**

備品の現品確認は県財務規則第231条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

県財務規則第231条は、「物品管理者は、毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。このことについて質問したところ、現在、定期的な現品確認は実施していないとのことであった。

監査人がサンプルで現品確認をしたところ、以下のステッカーの添付されていない備品が検出された。

	品名	設置場所等	取得年度等	備考
1	高性能分離用超遠心装置	調査研究実験室 2	平成 11 年度	299 号 - 3
2	冷蔵庫	同上	昭和 63 年度	団体借用
3	全自動冷却高速遠心機	科学機器室	昭和 55 年度	S 55 年 12 号
4	ウルトラマイクローム	電子顕微鏡室	不明	HITACHI
5	クリティカルポイントドライヤー	同上	不明	
6	ミューカー	機器分析室	不明	ステッカーなし 台帳への記載なし
7	シアン蒸留装置 2 台スギヤマギケン	同上	不明	
8	臭気濃縮装置	同上	平成 11 年度	

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

10 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

取得価額 100 万円以上の重要物品について、下記のとおり過去 3 年間に 51,203 千円の不用・廃棄決定をしている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	合計
件数	3 件	11 件	1 件	15 件
取得価額	8,550 千円	40,793 千円	1,860 千円	51,203 千円

監査人が現品確認をした際に、以下の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。

管理グループ名	使用不能		使用可能(注)		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
環境科学グループ	6	14,152 千円	0	0 千円	6	14,152 千円
保健科学グループ	2	5,973 千円	0	0 千円	2	5,973 千円
合計	8	20,125 千円	0	0 千円	8	20,125 千円

(注)過去に長期間保有し、役割を終了(例:研究の終了)したため、使用機会は無いが、使用可能であるため当分保有するもの。

不稼働物品は本来であれば使用不能な状態になった段階で不用決定すべきものである。これらは、毎年限られた予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことがその主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

意見

11 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。

(現状及び問題点)

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。
(単位:台数、千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数		利用率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用簿	備考
				A	B					
1	質量分析装置	H 2 / 2	45,999	54	243	22%	54	0	×	
2	電子顕微鏡装置	H10/ 2	37,695	35	243	14%	30	5	×	
3	蛍光フローサイトメーター装置一式	H11/ 3	22,575	73	243	30%	63	10	×	
4	ガスクロマトグラフ質量分析計	H 6 /12	21,527	45	243	18%	45	0		
5	高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	H11/ 3	19,192	83	243	34%	83	0		
6	レーザー共焦点顕微鏡	H15/12	18,879	74	243	30%	44	30	×	

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数		利用率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用 簿	備考
				A	B					
7	高性能分離用超遠心装置	H11/3	14,301	10	243	4%	10	0	×	
8	GE半導体核種分析機器	H2/12	14,094	42	243	17%	42	0		
9	多標識測定カウンター装置	H9/12	9,486	12	243	4%	10	2	×	
10	原子吸光光度計	H9/1	8,499	9	243	3%	9	0	×	1
11	蛍光マイクロビーズアレイ測定装置	H14/11	8,137	40	243	16%	30	10	×	
12	小型核酸分離用超遠心機	H11/3	7,234	10	243	4%	10	0	×	
13	高周波誘導結合プラズマ元素モニター	H11/3	7,172	20	243	8%	20	0		
14	自動霧捕集装置	H10/8	7,077	210	243	86%	210	0	連続	
15	GC-MSライブラリー	H9/1	7,000	54	243	22%	54	0	×	2
16	有機微量元素分析装置	H11/3	6,594	15	243	6%	15	0	×	
17	高速液体クロマトグラフ	H11/10	6,426	250	243	100%	250	0		
18	全有機体炭素計	H11/1	5,880	60	243	24%	60	0	×	
19	ガスクロマトグラフ	H10/1	5,407	15	243	6%	15	0		
20	大気中オゾン等測定装置一式	H11/3	5,145	365	365	100%	365	0	連続	

注1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は以下のとおり

...あり ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

1 利用が少ないのは他の装置を取得したためそちらの装置で効率よく分析できるようになったことによる。

2 質量分析装置A X505Wのシステムおよびライブラリーである。

利用率に注目してみると、連続して利用しているものが2点あるほか、80%を超えているものが1点あるが、10%以下のものが7点もある。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。

また、機器類の稼動状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

(1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

(2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

12 他機関からの預かり資産について(共通)

他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。

(現状及び問題点)

重要物品の現品確認をしたところ、衛生環境研究所の所有物でない以下の物品が散見された。これらは他機関からの預かり資産ということであった。

機器名等	台数	取得価額等	相手先等	預かり書等
ヤマトクリーンシステム 電解水精製装置	1	不明	民間企業	なし(共同研究)
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1	14,700 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
ポストカラム反応装置付高速液体クロマトグラフ	1	9,849 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
日立三次元クロマトシステム一式	1	4,635 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
クロマトグラフ等	20	35,675 千円	食品安全検査センター	なし(共用)

上記の中には、共同研究のため相手先機関が持ち込んだものもあるが、大半は、食品安全検査センターが平成 16 年 4 月に衛生環境研究所から独立した時に、これら備品も本来移動するべきであったが、スペース・排気設備・電源(200V)の関係から衛生環境研究所(3F)に置かなければならなかった経緯があるとのことである。

(改善策)

機器等は効率的に運用するとともに、他機関から預かりがある場合には県の所有物と明確に区分するため、「物品預り証」(平成 13 年 3 月群馬県出納局発行「会計事務の手引」191 頁参照)を発行し管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

13 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 19 頁)

14 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

衛生環境研究所は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号、以下「毒劇法」という)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

特に毒劇法については、薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容：
- 保管場所を敷地境界線から離す。
 - 目の届く所に保管する。
 - 施錠する。
 - 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 - 漏えい、流出を防止する。
 - 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 - 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である衛生環境研究所は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

なお、衛生環境研究所では、人体に危害を及ぼす恐れのある病原体を取り扱うため、「衛生環境研究所病原体等安全管理規程」を作成して取扱い基準を設けている。

しかしながら、毒物及び劇物について現品確認は定期的には実施しておらず、必要に応じて実施しているとのことであるが、最近実施した形跡はなかった。

(改善策)

より適切な管理がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 21 頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか

意見

15 受託研究における受託料の積算について(共通)

受託研究の取扱いは「群馬県衛生環境研究所受託研究実施要綱」(平成15年4月1日施行)(以下「要綱」という。)により規定されているが、受託料の積算に関する規定がない。

(現状及び問題点)

「要綱」には受託料の積算に関する規定がない。受託料については、需用費と必要に応じて算定した旅費、役務費、負担金をそれぞれ積算して計上している。

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託料の設定が恣意的にならないように積算の規定を設け、その規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

衛生環境研究所によれば以下のとおりである。

衛生環境研究所では開かれた研究、県民の需要に即応した研究を実施するため、研究・企画・評価委員会及び特別研究委員会（グループリーダー以上による所内の協議組織）により、新規課題の設定を行っている。また、重点研究課題（特別研究）については、研究評価委員会（外部委員による委員会）による中間評価、事後評価を受けている。

(1) 特別研究

特別研究は研究所が扱う研究分野のうち、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題を研究課題とし、他の研究機関との連携を図りながら実施しているものである。

新規課題選定

研究員は、研究開始年度当初に、研究計画書を作成し、所長に提出する。所長は、所内委員会である「特別研究委員会」で協議のうえ、採否を決定し、その結果を研究員に通知する。

評価基準については、保健衛生、医療、環境保全の視点から関連性、重要性、可能性があるか、問題解決の視点から緊急性があるか、県が実施する研究として必要性、戦略性があるか等について検討を加える。

継続課題の中間評価

中間評価は特別研究のうち研究が2年以上にわたり、研究期間が終了していないものが対象となる。外部委員による評価基準については、研究の達成度はどうか、研究の設計、手法が社会情勢の変化に対応しているか、研究の管理は妥当か、研究の成果の見通しはどうか等について検討を加える。

終了課題に対する事後評価

研究評価委員会では外部委員による評価がなされる。評価基準については、研究の達成度はどうか、期待される成果が得られたか、社会情勢の変化に対応しているか、研究管理、研究体制、研究組織は妥当か等について検討を加える。

(2) 一般研究

一般研究は研究員が扱う研究のうち、特別研究として採択された研究以外の研究である。

新規課題選定

研究員は、研究開始年度当初に、研究計画書を作成し、所長に提出する。所長は、所内委員会である「研究・企画・評価委員会」で協議のうえ、採否を決定し、その結果を研究員に通知する。なお、継続研究課題についても新規課題と同様に審査する。

研究結果の報告

研究員は、当該年度の研究成果をまとめた報告書を提出する。研究員は、原則として研究課題に係る論文を作成し、所年報又は学術雑誌等に公表する。

監査結果 指摘事項・意見

なし。

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

16 中長期計画について(共通)

現時点では、中長期計画は策定されていない。衛生環境研究所の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

17 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 7 点・38,775 千円である。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年度	受託先	受託事業名	受託事業収入
平 14	なし		0 千円
平 15	A 食品	高性能循環式オゾン水殺菌装置による殺菌効果の評価に関する研究	1,000 千円
	B 電機	微生物の集菌・殺菌技術の開発	500 千円
平 16	A 食品	高性能循環式オゾン水殺菌装置の開発に関する研究	2,000 千円
	B 電機	微生物の集菌・殺菌技術の開発(電解ミストを含む)	1,000 千円
	C	電解水によるレジオネラ寄生性自由生活世代アミーバの制御	1,000 千円
	その他 2 件		467 千円
合計			5,967 千円

これらの研究は、現所長の方針で積極的に受託研究の獲得に取り組んだ成果ともいえるが、十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

18 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

19 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

(1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	26 人	44.6	7.7	0.2	11.3	19.2
行政職	4 人	47.3	2.5	0.0	22.0	24.5
平均		44.9	7.0	0.1	12.7	19.9

(注) 行政機関は主に保健所、県立病院の検査部門である。

(2) 新しい人事制度の主な取り組みは、以下のとおりである。

選考採用...適用職種が難しく、近年は事例なし。

任期付研究員(3年間)...平成 17 年度から 1 名初めて採用した。今後研究業務の活性化が期待できる。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

(3) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

20 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

21 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁)

22 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

23 行政コスト計算書の活用について(共通)

衛生環境研究所の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	392,120	51.8	446,698	55.9	285,491	56.6
人件費	370,929		422,336		263,241	
退職給付費用	21,190		24,361		22,250	
ものにかかるコスト	346,605	45.8	336,517	42.1	204,402	40.5
維持修繕費	118,659		120,985		82,882	
減価償却費	181,610		182,427		88,264	
委託費	46,335		33,104		33,255	
移転的なコスト	1,770	0.2	655	0.1	312	0.1
その他のコスト	15,511	2.0	14,854	1.9	14,189	2.8
公債費(利息支払)	15,412		14,755		14,096	
土地機会費用	99		99		93	
行政コスト総額	756,007	100.0	798,726	100.0	504,396	100.0

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
収入計	1,766		2,951		308	
行政コストの純額	754,241		795,775		504,087	
研究職員数(人)	34		43		26	
研究職員 1 人当たりコスト	22,183		18,506		19,387	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民 1 人当たりコスト(円)	371		391		248	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年 4 月 1 日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額 (単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	756,007	798,726	504,396
機関現金支出額	551,184	730,019	384,562
差 額	204,823	68,707	119,834

(注) 機関現金支出額は 2 - 8 頁の「最近 5 年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

衛生環境研究所の行政コスト総額は、平成 16 年度大幅に減少している。これは食品安全検査センターの分離に伴いコストが減少したことによる。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、6 千万円から 2 億円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費(利息支払)である。平成 15 年度は食品安全検査センターの開設に伴い、多額の備品購入費が発生したことにより乖離は少ない。

(行政コスト計算書試算の前提条件)

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

(1) 退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

(2) 減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品(「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和52年5月1日訓令乙第4号)による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの)について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号(昭和27年総理府令第73号)を参考にした。

(3) 公債費(利息支払)

衛生環境研究所の施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上している。

(4) 土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に1年定期預金の全国平均利率0.032%(日本銀行発表「金融市況」の平成17年7月現在の利率による)を乗じた金額を計上した。

(5) 県庁管理費の計算

県庁(保健・福祉・食品局、出納局等)で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、衛生環境研究所以外の所属で測定された収入額も調査の上計上している。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

2.4 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

衛生環境研究所の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		衛生環境研究所
研究テーマ		呼吸器ウイルス(特に R S ウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究
予算区分		県単独
研究期間		平成16年度
研究に従事した人数		8 人
当該研究のために取得した資産		なし
人件費	直接	9,611千円
	間接	303千円
経費	直接	2,468千円
	間接	326千円
減価償却費		403千円
支払利息		79千円
合 計		13,192千円
研究の目的		呼吸器ウイルス感染症(特に R S ウイルスおよびインフルエンザウイルスなど)の重症化の機序における、炎症性免疫細胞顆粒蛋白および炎症性サイトカインと気道上皮細胞との相互関係を解明することを目的とする。
研究の成果		呼吸器感染症における炎症性免疫細胞と種々のサイトカインとの相互関係を解明することにより、R S ウイルスおよびインフルエンザウイルス感染症などの重症化の機序が明らかになり、これにより重症化の予防に寄与することが期待される。

研究成果の公表手段	<p>特別研究外部評価委員会において成果を発表し、評価委員から評価を受ける。 欧米の英文雑誌に投稿・掲載する。 群馬県衛生環境研究所ホームページに概要を掲載する。 群馬県衛生環境研究所年報に掲載する。 群馬県衛生環境研究所業績発表会において成果を発表する。</p>
研究結果の普及状況	<p>県立病院との連携により、当該研究から得られた知見が実際の医療現場に生かされている。</p>

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

衛生環境研究所では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

所長、副所長及び総務企画グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

2.5 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。

その中で衛生環境研究所の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
共同研究	国・独立行政法人	1 件	4 件	4 件
	県立 8 試験研究機関			5 件
	他都道府県の公設試験研究機関	2 件	4 件	15 件
	民間		3 件	7 件
合 計		3 件	11 件	31 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。また、衛生環境研究所では調査研究グループを設置し、県専門機関及び産・学・官との共同研究の企画及び評価を図っていることは評価できる。ただし、衛生環境研究所の規模、研究分野の広さ等から考慮して十分とは言い難く、また、県立 8 試験研究機関との連携は十分ではないように思われるので、今後の検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関で施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分かなり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが見られた。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化すること等により、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかとと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。衛生環境研究所でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能の状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立8試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立8試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立8試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁）

2.6 衛生環境研究所の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で衛生環境研究所の今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

（現状及び課題）

衛生環境研究所に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

衛生環境研究所は、平成11年4月、現在の地への移転を契機に、開かれた研究所として、県民が健康で安心して生活できるよう化学的試験や微生物検査等の実施の他、平成13年度より研究重視の姿勢を打出し、従来型の研究（一般研究）のほか、特に試験研究機関や医療機関との連携（共同研究）を推進するため、平成14年度に「特別研究」（公衆衛生、環境科学、医科学の重要課題に関する研究）制度を新設した。

そして更なる研究活性化を図るための方法として、研究ができる人材を育成するための博士号の取得支援、民間企業や大学等との産学官連携や県立病院の「中央研究所」としての研究医師の受入れ、平成16年8月には文部科学省の科学研究費補助金の機関指定（地方衛生研究所としては、全国で5番目）を取得するなど、研究への多角的な連携を指向してきている。

(2) 課題

近年、県民を取り巻く保健環境問題として、従前の問題に加え、新たにダイオキシン類や環境ホルモン、化学物質等による住民の生命や健康に甚大な影響を与える健康危機を始め、人口の高齢化や新興、再興感染症等に関する問題などがあり、その対応が急務とされているところである。

また、様々な開発と環境の変化が進み、オゾン層の破壊・酸性雨・温暖化等の地球環境問題も人類生存に関する大きな課題となっており、こうした広範囲で深刻化している保健環境問題に対して、県民の生活環境や生命の安全を守る地域の機関として、従来か

ら行ってきた試験検査・調査研究を更に高度化、特定化し、技術的・研究的な中核拠点としていく必要があり、より科学的に高い技術水準をもつ機関にしていかなければならない。

(3) 今後のあり方（研究の方向性）

政策提言する研究

平成14年度から特別研究制度をスタートし、15年度にはグループ制の導入に合わせ、調査研究グループを発足させるなど、従来の試験検査を中心とした業務運営から今後は、従来からの時代に即応した研究、成果を県民や社会に還元できる研究に加えて、その成果を基にして行政機関などに新たな政策の実施を提言できる研究を指向していくこととしている。

感染症等の健康危機管理

平成11年より衛生環境研究所内に「感染症情報センター」が設置され、感染症及び食中毒について、県内の患者情報及び病原体情報を収集・分析、結果等を国に報告するとともに、県内の関係機関にも提供・公開してきたが、世界規模の交流の拡大に伴う感染症の拡大の急速化、鳥インフルエンザなどの未知のウイルスに対する新たなリスクへの不安の拡大、感染症の原因物質の多様化など、感染症を取り巻く社会環境の変化に対応し、高度な専門的知見と迅速な対応を図り、感染症から県民を守る新たな仕組みとして、平成17年4月に「感染制御センター」を設置し、化学テロへの対応などを含めた総合的な健康への危機管理体制の構築が求められている。

水環境対策

河川の汚染対策としての東毛地域を中心にした汚濁機構の解明調査、湖沼では、尾瀬沼のCOD（化学的酸素要求量）超過原因の把握、また地下水中の硝酸性窒素等については、地域の状況に応じた有効な対策を講ずるための大間々扇状地をモデル地区とした汚染機構の解明調査等を実施するなど、汚染の削減への取り組みを行っているが、これらの取り組みは、局所的、部分的に汚染等の機構の解明を行うことを主眼としており、もっと大局的な見地から、どのように群馬の水環境を改善していくのかという、より提案的な、施策形成の拠り所となりうる調査研究として、本県の森林域を含む利根川水系の環境保全や地下水の総合的な汚染防止対策など、新たな対策のための調査研究への選択的特化を行っていくこととしている。

研究人材の確保と育成

県民、企業等に役立つ公設試験研究機関を標榜し、産学官連携事業や企業との共同研究や相談などにも積極的に取り組んでおり、これらの研究を支えるのは、研究員としての人材であることから、任期付き研究員の採用などによる外部からの優秀な研究員の確保や既存研究員の資質向上などを積極的に行っており、とりわけ、博士の学位取得は、対外的にも幅広い活躍の場を提供するものであることから、学位取得への支援を積極的に推進する。

因みに、平成17年3月末の博士号取得者は4名で、4月以降の大学院博士課程への通学者は3名である。

(4) 衛生環境研究所の基本運営方針

試験研究機関のあり方

先見性と重点化

研究は、仮説と検証であり、限られた人材、限られた予算の中で役に立つ研究を推進するため、先を読んだ研究の推進と研究の重点化を図る。

人材の育成

研究を支えるのは人材である、学位取得への支援（ステップ・アップ）などにより既存研究員の資質向上と外部からの優秀な研究員の確保を推進する。

連携の強化

県の試験研究機関間や衛生環境研究所内の横断的連携（調査研究グループの活性化、研究員相互のコミュニケーションの活性化）を促進するとともに、大学・県立病院・民間企業との連携を図り、社会的なニーズ・シーズの把握に努める。

実績の評価

衛生環境研究所独自の研究員自己目標設定・実績評価システムにより、プラス評価を重視し、研究意欲の向上を図る。

外部評価の活用

研究内容の充実、研究員の創造性や独創性の向上と開かれた研究体制の整備を促進することにより、行政ニーズの先取り及び研究活動の一層の活性化を図るため外部評価制度を活用する。

メッセージの発信

研究成果の学会発表、論文投稿、実績発表会の開催や様々な媒体の活用により、業務や研究内容の透明性を確保し、県民への説明責任を果たすとともに、より一層の連携を推進する。

研究の重視

特別研究制度の充実

研究の中心をなすのは、「特別研究」で、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題を研究テーマとし、他の研究機関や県立病院等との連携を図り、研究内容を充実させていく。

共同研究の推進

大学・県立病院・公設試験研究機関・民間企業との共同研究は、開かれた研究所として、またアップ・デートな社会的なニーズやシーズの把握にも有効であり、積極的に推進する。

政策提言する研究

水源県として、どのように群馬の水環境を改善していくのかなど、より提案的な、施策形成の拠り所となりうる調査研究への選択的特化を行っていく。

競争的資金の獲得

独立行政法人化を視野に、外部資金、とりわけ競争的資金の幅広い獲得に向けての研究所シーズ＝研究人材の育成、研究レベルの向上を図る。

ルーチン業務の効率化

業務の効率化

限られた人材、限られた予算を有効に活用し、県民の負託に応えるため、ルーチン業務を社会的な要請の変化に対応させた見直しや効率化をより一層促進する。

精度管理の徹底

試験検査及び研究の基は、データであり、その質の保証や確保に努める

TAXPAYER S MONEY

経費の節減

支出するお金は、納税者のものであるということを強く認識し、業務の効率化や電気・ガス・水道の節約などの経費の節減に努める。

役立つ研究の推進

自己満足の研究に陥ることなく、社会的な要請とのギャップが生じないよう、外部評価制度の活用や外部機関等との連携を強化し、公正さ、有用性の確保に努める。

健康健康危機管理

感染制御センターの機能強化

新たなリスクへの不安の拡大、感染症の原因物質の多様化など、感染症を取り巻く社会環境の変化に対応して設立する「感染制御センター」の充実強化に努める。

(問題点)

衛生環境研究所から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射っているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で衛生環境研究所の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

中長期計画による戦略的な運営を目指す。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民

の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

衛生環境研究所は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

第 3

群馬県林業試験場

目 次

概要

1	所在地.....	3 - 3
2	沿革.....	3 - 3
3	設置等根拠.....	3 - 3
4	業務概要.....	3 - 4
5	施設の概要.....	3 - 4
6	組織.....	3 - 5
7	平成16年度の主な事業内容.....	3 - 6
8	試験研究について.....	3 - 7
9	収入・支出の状況.....	3 - 8
10	全国の同種都道府県立試験研究機関の状況.....	3 - 11
11	群馬県の林業政策及び林業試験場の位置付けと特徴.....	3 - 13
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	3 - 15

実地監査年月日

実地監査年月日.....		3 - 16
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....		3 - 16
(意見)		
1	指名競争入札における指名人の選定手続きについて.....	3 - 16
2	随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)...	3 - 17
3	備品の機種選定理由に競合機種の価格情報が記載されていない事例について.....	3 - 18
4	契約書の管理が不十分である事例について.....	3 - 18
5	随意契約における見積業者の固定化等について.....	3 - 19
6	見積業者の選定が不合理と思われる事例について.....	3 - 19

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....		3 - 20
(監査結果・指摘事項)		
7	管理換の手續きについて.....	3 - 20
8	備品貸し出し手續きについて.....	3 - 21
(意見)		
9	備品の購入について(共通).....	3 - 21
10	備品の現品確認のチェック業務について.....	3 - 23
11	必要がなくなった物品について.....	3 - 23

1 2	機器利用状況の把握について（共通）	3 - 24
1 3	遊休不稼働建物等について（共通）	3 - 26
1 4	薬品等の管理状況について（共通）	3 - 26
1 5	郵便切手・ハガキの管理について	3 - 27
(財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか)		
(意見)		
1 6	寒冷地手当の算定方法について	3 - 28
(利用者に適切な金額を負担させているか)		
(監査結果・指摘事項)		
1 7	試験手数料収入について	3 - 29
(意見)		
1 8	受託研究における受託料の積算について（共通）	3 - 29
1 9	受託研究における受託料の算定方法の見直しについて（共通）	3 - 30
(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)		
(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)		
		3 - 31
(意見)		
2 0	外部評価委員による外部評価について（共通）	3 - 32
2 1	林業試験場試験研究推進審議会について	3 - 32
(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)		
(意見)		
2 2	中長期計画について（共通）	3 - 33
2 3	外部資金の導入について（共通）	3 - 33
2 4	評議会（試験研究機関運営の諮問会）の必要性について（共通）	3 - 34
2 5	人事面の施策について（共通）	3 - 34
2 6	研究職員の育成について（共通）	3 - 35
2 7	業務の効率化の追求について（共通）	3 - 35
2 8	試験研究における計画策定及び進捗管理について（共通）	3 - 36
2 9	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について（共通）	3 - 36
3 0	野鳥病院について	3 - 37
3 1	関係諸団体との交流の必要性について	3 - 37
3 2	行政コスト計算書の活用について（共通）	3 - 38
3 3	研究課題別原価計算について（共通）	3 - 40
3 4	研究成果の普及について（共通）	3 - 42
3 5	県立 8 試験研究機関の連携強化について（共通）	3 - 42
3 6	林業試験場の今後のあり方について（共通）	3 - 44

群馬県林業試験場

概要

1 所在地

- 【本 場】北群馬郡榛東村大字新井2935番地
- 【安中実験林】安中市大字西上秋間字臼沢2757番地223、224
- 【小野上実験林】渋川市小野子3661番地2～6
- 【林木育種場】渋川市横堀1566番地

2 沿革

- 昭和31年3月 林業指導所（甘楽郡妙義町大桁山県有林内）を群馬県林業試験場（以下「林業試験場」という。）と改称
- 昭和34年11月 高崎市乗附町に新設移転
- 昭和40年3月 実験指導林設置（高崎市乗附町十貫山）
- 昭和44年4月 林業試験場敷地（実験指導林を含む。）に厚生省心身障害者コロニーを建設することに伴い、榛東村に新設移転、林業研修所を併設
- 昭和52年4月 林木育種場を附置機関として編入
- 昭和56年7月 安中実験林及び小野上実験林設置（国有林と県有林の交換）
- 平成7年7月 きのご総合実験棟完成
- 平成10年3月 木材加工技術センター完成
- 平成15年4月 グループ制の導入、普及部門が林業振興課に、森林学習センターが緑づくり推進センターの内部組織に移行

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、林業試験場の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第二十一款 林業試験場及び林木育種場
（業務）

第七十四条 林業試験場は、森林の整備及び林業の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 森林整備技術の高度化に係る試験研究及び調査に関すること。
- 二 県産材の利用促進技術に係る試験研究及び調査に関すること。
- 三 木質バイオマスの有効利用に係る試験研究及び調査に関すること。
- 四 きのご栽培技術の高度化に係る試験研究及び調査に関すること。
- 五 野生鳥獣の保護に関すること。
- 六 林木育種場の庶務に関すること。

（林木育種場）

第七十五条の三 林木育種場は、林業試験場に附置し、次の業務を行う。

- 一 採種園及び採穂園の管理及び経営に関すること。
- 二 種苗の生産、交付及び諸調査に関すること。

4 業務概要

森林・林業に寄せる県民の期待が変化する中で、これに応えた森林の整備及び林業の振興を図るため、森林整備技術の高度化、県産材の利用技術と材料開発及びきのこ栽培技術の高度化を重点目標として試験研究するとともに関係機関等との連携を図り、次の業務を実施している。

(1) 試験研究

水土環境保全林の施業に関する研究、県産スギ材による準不燃材料の開発及び菌床シイタケの栽培技術に関する研究など地域に密着した実用的な試験研究に取り組んでいる。

(2) 関係機関等連携研究

試験研究機関が連携したプロジェクト研究である「木炭を用いたプロバイオティクス製品開発の基礎研究（共同研究）」や行政施策の技術的検証のための「水土保持機能強化総合モデル事業効果調査（委託事業）」、産業界と連携した「樹木活性剤『リバースグリーン』の発根促進効果調査（受託研究）」など当試験場の技術力を生かし、関係機関等と連携した試験研究に取り組んでいる。

(3) 関連事業

木材加工技術センターの施設設備を有効活用した「木材の曲げ・耐候性・含水率等の依頼試験」や広葉樹植栽の増加に対応した「広葉樹植栽地（ブナ人工林）におけるコウモリガ被害の実態調査」、傷害鳥を救護し、回復後放鳥する「野鳥病院の運営」などのほか技術相談等の関連事業を実施している。

(4) 林木育種場

林業種苗法に基づいて、精英樹や抵抗性クローン等の優良種苗の生産に必要な事業を実施している。

5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要（平成17年3月31日現在） （単位：m²）

箇所	土地		建物
	現況地目	実測面積	実測延面積
本場	敷地	56,354	3,315
	畑	5,333	
	山林	25,779	
	計	87,467	
別館(旧林業研修所)			584
安中実験林	山林	131,360	
小野上実験林	山林	139,456	
林木育種場	山林	104,110	461
合計		462,394	4,361

(2) 主な施設（平成17年3月31日現在）

本館（824m²）、きのこ総合実験棟（642m²）、木材加工技術センター（698m²）、別館

(旧林業研修所) (584㎡)、車庫及び自転車置場 (53㎡)、作業室・倉庫・農具舎 (136㎡)、シイタケ発生舎 (111㎡)、温室 (114㎡)、屋外水洗便所 (28㎡)、野鳥管理室・鳥小屋 (59㎡)、林木育種場事務所他 (461㎡)

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、主席は主席研究員、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 場の運営管理に関すること。
- 3 傷害鳥救護施設の管理に関すること。
- 4 林木育種場の庶務に関すること。

森林科学グループ

- 1 森林の立地環境及び環境保全に関すること。
- 2 森林の育成及び管理技術に関すること。
- 3 森林病虫害等の防除に関すること。
- 4 木質バイオマス資源利用に関すること。

木材きのこグループ

- 1 木材の材質改良及び加工利用技術に関すること。
- 2 木材の乾燥及び流通に関すること。
- 3 木材の強度及び耐腐朽性能に関すること。
- 4 きのこの育種に関すること。
- 5 野生きのこの栽培化に関すること。
- 6 きのこ栽培技術の改良及び開発に関すること。

林木育種場

- 1 採種園及び採穂園の管理及び経営に関すること。
- 2 種苗の生産、交付及び諸調査に関すること。

(3)最近5カ年の職員数の推移(各年度3月31日現在)

(単位:人)

職 種		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研究職		14	14	15	15	13
行政職	運 営 部 門	5	4	3	3	3
	普 及 部 門	4(2)	4(2)	4(2)	0	0
	森林学習センター	1	1	1	0	0
	林 木 育 種 場	2	2	2	2	2
	計	12	11	10	5	5
嘱託	研 究 補 助	3	3	3	3	1
	野 鳥 病 院	2	2	2	2	2
	森林学習センター	2	2	2	0	0
	計	7	7	7	5	3
臨時	研 究 補 助	6	5	5	5	7
	林 木 育 種 場	4	4	4	4	4
	計	10	9	9	9	11
合 計		43	41	41	34	32

(注) 1 平成15年4月、普及部門は林業振興課に、森林学習センターは緑づくり推進センターの内部組織として各々移行

2 場長は、平成12・13年度は行政職運営部門、平成14～16年度は研究職

3 副場長は、平成12～14年度は普及部長兼務のため行政職普及部門、平成15・16年度は研究職

4 行政職普及部門の()書は、林政課兼務職員で内数、平成15年度は別に駐在員2人

7 平成16年度の主な事業内容

(1)森林整備試験 【472千円】

林業の収益性の悪化等から放置され、機能の低下した人工林が増加傾向にある。森林の持つ機能を十分発揮し得る人工林整備のあり方を探るため、「多面的機能発揮のための人工林整備に関する研究」を行っている。

(2)木材加工試験 【1,148千円】

県内の人工林の多くを占めるスギは含水率が高く、柱材や平角の乾燥に時間がかかるとともに人工乾燥の方法によっては割れが発生するため、「スギの乾燥処理が接合強度に与える影響」について研究している。

(3)きのこと試験 【1,116千円】

ハタケシメジは、培地の工夫により機能性成分を多く含有することが判明している。安定的に機能性を発揮する生産技術が期待されているため、「機能性ハタケシメジ生産技術の確立」について研究している。

(4)採種園・採穂園改良事業 【2,372千円】

より優れた採種園・採穂園を造成し、優良種苗の安定供給を図る。特に平成15年度から花粉の少ないスギ品種の種子供給のためミニチュア採穂園の造成を行っている。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の試験研究課題

(単位：千円)

	試験研究課題	担当部署	連携	予算
1	環境保全に対応した広葉樹の種の保全に関する研究	森林科学 G		470
2	水土環境保全林の施業に関する研究	森林科学 G		309
3	多面的機能発揮のための人工林整備に関する研究	森林科学 G		472
4	森林における病害虫に関する研究	森林科学 G		451
5	里山を構成する広葉樹の病害虫被害回避技術の開発	森林科学 G		702
6	森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	森林科学 G	官官	1,110
7	木質バイオマス資源利用推進に関する研究	森林科学 G		844
8	スギの乾燥処理が接合強度に与える影響	木材きのこ G	学官	1,148
9	木製道路施設の耐久設計・維持管理指針策定のための技術開発	木材きのこ G	官官	2,200
10	県産スギ材による準不燃材料の開発	木材きのこ G	産官	971
11	スギ大径材による木質材料の開発	木材きのこ G		831
12	菌床シイタケの栽培技術に関する研究	木材きのこ G		470
13	有用野生菌類の探索と栽培技術の開発	木材きのこ G		324
14	原木シイタケ機械・省力化栽培技術開発試験	木材きのこ G		470
15	廃菌床(木)の再利用に関する研究	木材きのこ G		350
16	機能性きのこハタケシメジ生産技術の確立	木材きのこ G	官官	1,116
17	木炭を用いたプロバイオティクス製品開発の基礎研究	森林科学 G	官官	266
18	樹木活性剤「リバースグリーン」の発根作用確認研究	森林科学 G	産官	160
19	ハタケシメジの発生試験	木材きのこ G	産官	176
20	シイタケ種菌保管研究	木材きのこ G	産官	10

(2) 最近の主な研究成果(平成16年度)

実用化できた研究成果数... 2 件

広 報

- ・ 林業試験場業務報告 350部 発行
- ・ 林業試験場研究報告(平成15年度) 350部 発行
- ・ 「林試だより」第47号、第48号 各1,700部 発行

林業試験場研究成果発表会 ... 4 回開催

研究等の発表事項 72件

- ・ 学会発表 19件
- ・ 業界・専門誌等誌面発表 38件
- ・ マスコミ(新聞)発表 15件

特許等の状況・数(平成16年度)

- ・ 平成16年度末特許出願中件数 3 件
- ・ 平成16年度末品種登録保有件数 2 件
- ・ 平成16年度末大臣認定保有件数 1 件
- ・ 平成16年度商標登録件数 1 件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節区分		平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
収入	土地使用料		3	41	92	92	
	手数料収入(証紙)	85	600	311	450	658	
	国庫補助金	21,584	19,508	21,011	10,018	6,043	
	委託金	3,300	3,105	1,807	1,650	1,650	
	生産物売払収入	239	135	163	273	334	
	寄附金					10,000	
	受託事業収入				1,546	3,655	
	雑入(雇用保険料他)	59	265	117	132	69	
	合計	25,269	23,618	23,451	14,162	22,504	
支出	報酬	10,716	10,434	10,248	6,839	4,344	嘱託報酬
	給料	107,838	107,832	105,253	90,204	83,665	職員給料
	職員手当等	67,314	65,583	60,338	50,009	46,620	期末勤勉手当他
	共済費	35,117	35,078	33,579	27,791	25,373	共済費負担金
	賃金	12,432	10,941	9,532	8,826	9,564	臨時職員賃金
	報償費	3,622	3,318	2,584	971	609	嘱託賞与等
	旅費	4,127	4,601	3,994	1,908	1,679	会議・研修会・学会等
	交際費			5	3		
	需用費	44,853	41,628	43,193	34,617	33,025	光熱水費他
	役務費	2,466	3,252	2,198	1,895	2,020	
	委託料	24,992	19,365	23,553	14,881	13,829	メンテナンス料他
	使用料・賃借料	139	406	190	17	14	
	工事請負費	10,857	2,436	12,008	922	4,086	施設関連工事
	原材料費	75	60		48		
	備品購入費	12,614	11,508	18,905	3,143	11,846	試験研究用備品等
	負担金・補助交付金	936	1,096	2,011	2,452	736	
	公課費	188	131	150	141	170	
合計	338,293	317,675	327,746	244,673	237,587		
収支差額	313,024	294,057	304,295	230,510	215,083		

(注) 1 本表は林業試験場の決算に、関係課における林業試験場に係る執行分を加えている。

2 平成15年4月の組織改編により普及部門(職員2名)、森林学習センター(職員1名、嘱託2名)の人員数が減少し、また、試験場の職員数も減少していることにより人件費が減少している。

(2)支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	給料	105,253		90,204		83,665	
	職員手当等	60,338		50,009		46,620	
	共済費	33,579		27,791		25,373	
	小計	199,171	60.7	168,004	68.6	155,658	65.5
	職員数(嘱託・臨時除く)	23人		20人		18人	
	一人当たり平均額	8,659		8,400		8,647	
運営費	報酬	4,260		3,889		1,416	
	賃金	715		1,214		3,004	
	報償費	558		560		203	
	旅費	132		230		210	
	交際費	5		3		0	
	需用費	16,845		13,042		18,548	
	役務費	495		658		1,203	
	委託料	2,042		1,143		1,140	
	使用料・賃借料	4		14		14	
	工事請負費	10,311		120		0	
	備品購入費	120		120		867	
	負担金・補助交付金	778		700		639	
	公課費	119		119		124	
	小計	36,388	11.1	21,817	8.9	27,372	11.5
試験研究費	賃金	2,797		2,740		2,496	
	旅費	2,791		1,460		1,259	
	需用費	14,166		12,883		9,508	
	役務費	502		421		407	
	委託料	15,455		12,456		11,681	
	工事請負費	600		0		4,086	
	原材料費	0		48		0	
	備品購入費	13,340		1,358		7,643	
	負担金・補助交付金	1,023		1,752		97	
	小計	50,676	15.4	33,120	13.5	37,180	15.6
普及部門	賃金	1,513		450		147	
	報償費	1,301		66		77	
	旅費	795		22		22	
	需用費	8,121		6,100		2,511	
	役務費	994		729		366	
	委託料	3,045		0		0	

群馬県林業試験場

	使用料・賃借料	160		2		0	
	備品購入費	5,361		1,575		3,336	
	負担金・補助交付金	209		0		0	
	公課費	0		0		46	
	小計	21,504	6.5	8,944	3.6	6,505	2.7
林木育種場	賃金	4,507		4,422		3,579	
	旅費	165		193		187	
	需用費	2,482		1,771		1,807	
	役務費	126		86		44	
	委託料	2,206		1,282		1,007	
	工事請負費	966		802		0	
	備品購入費	83		90		0	
	公課費	22		22		0	
	小計	10,557	3.2	8,668	3.5	6,625	2.7
森林学習センター1	報酬	3,048		0		0	
	報償費	369		0		0	
	旅費	36		0		0	
	需用費	755		0		0	
	役務費	80		0		0	
	委託料	805		0		0	
	使用料・賃借料	25		0		0	
	工事請負費	130		0		0	
	公課費	9		0		0	
		小計	5,257	1.6	0	0.0	0
野鳥病院	報酬	2,940		2,950		2,928	
	賃金	0		0		337	
	報償費	355		344		329	
	旅費	73		1		0	
	需用費	823		820		649	
	小計	4,191	1.2	4,116	1.6	4,244	1.7
合計		327,746	100.0	244,673	100.0	237,587	100.0
備品購入費除く研究費		37,336	11.3	31,762	12.9	29,537	12.4
研究者数		15人		15人		13人	
研究者1人当たり研究費		2,489		2,117		2,272	

(注) 平成14年度の人件費欄の職員数には、兼務職員を含まない。

10 全国の同種都道府県立試験研究機関の状況

(1) 林業公設試験研究機関の状況

(平成15年度)

職員数が多い順

	機 関 名	職員数	研究員数	予算額(百万円)	研究課題数	設立年
1	北海道立林産試験場	153	88	03年度(人除)224	50	1950
2	長崎県総合農林試験場林業部	104	63	02年度(人除)252	15	1898
3	大阪府立食とみどりの総合技術センター	88	51	01年度 1,357	10	1963
4	北海道立林業試験場	85	55	03年度 870	50	1959
5	島根県中山間地域研究センター	52	28	03年度(人除)279	34	1998
6	富山県林業技術センター	40	29	03年度 504	26	1935
7	山梨県森林総合研究所	40	12	03年度 127	33	1935
8	岩手県林業技術センター	35	26	03年度 398	32	1947
8	奈良県森林技術センター	35	27	03年度 407	24	1963
10	福岡県森林林業技術センター	34	17	03年度 467	46	1939
11	兵庫県立農林水産技術総合センター 森林技術センター	33	33	03年度(人除) 57	21	1934
12	福井県総合グリーンセンター	32	10	03年度 168	18	1962
13	福島県林業研究センター	30	20	03年度(人除) 53	20	1969
14	茨城県林業技術センター	28	14	97年度 171	24	1955
15	愛媛県林業技術センター	27	14	03年度 309	22	1952
16	山形県森林研究研修センター	26	11	03年度 269	12	1958
16	長野県林業総合センター	26	15	03年度 247	21	1961
18	愛知県森林・林業技術センター	25	10	03年度 260	16	1949
18	広島県立林業技術センター	25	25	03年度(人除) 53	10	1954
20	秋田県森林技術センター	24	11	03年度 335	23	1952
21	青森県農林総合研究センター林業試験場	23	16	03年度 280	22	1961
21	静岡県林業技術センター	23	11	03年度 281	24	1957
21	熊本県林業研究指導所	23	7	03年度 77	17	1961
24	千葉県森林研究センター	22	13	03年度(人除) 31	41	1963
24	石川県林業試験場	22	13	03年度 265	20	1962
24	山口県林業指導センター	22	8	03年度 232	17	1956
27	宮城県林業試験場	21	12	03年度 232	19	1970
27	栃木県林業センター	21	11	03年度 214	16	1963
27	徳島県立農林水産総合技術センター	21	11	03年度(人除) 84	27	1953
30	高知県立森林技術センター	20	13	98年度 203	14	1949
30	鹿児島県林業試験場	20	14	03年度 217	19	1928
32	埼玉県農林総合研究センター 森林研究所	19	7	00年度 10	12	1957
32	和歌山県農林水産総合技術センター林業試験場	19	13	03年度(人除) 44	20	1936
32	大分県農林水産研究センター	19	12	03年度 217	17	1947
35	群馬県林業試験場	18	10	03年度 243	18	1956

群馬県林業試験場

	機 関 名	職員 数	研究 員数	予算額（百万円）	研究 課題数	設立 年
35	新潟県森林研究所	18	13	03年度(人除) 40	22	1952
35	鳥取県林業試験場	18	14	03年度 212	27	1955
35	岡山県林業試験場	18	7	03年度 44	11	1952
39	岐阜県森林科学研究所	16	14	03年度(人除) 18	11	1954
39	宮崎県林業技術センター	16	12	03年度(人除) 31	16	1968
41	三重県科学技術振興センター 林業研究部	15	10	03年度(人除) 16	16	1963
41	京都府林業試験場	15	12	03年度 183	14	1968
41	大分県農林水産研究センター きのこと研究所	15	6	03年度 55	14	1989
41	宮崎県木材利用技術センター	15	13	03年度 257	18	2001
45	神奈川県自然環境保全センター	14	8	02年度 133	16	1968
46	東京都林業試験場	13	8	00年度 103	9	1988
46	佐賀県林業試験場	13	5	03年度 148	12	1952
46	沖縄県林業試験場	13	9	01年度 150	11	1950
49	滋賀県森林センター	12	4	03年度(人除) 73	13	1966
50	岡山県木材加工技術センター	7	7	03年度 42	10	1988
51	香川県森林センター	6	2	未公開	12	1954

(注) 1 03年度は2003年、(人除)は人件費を除く略

2 上記資料は、「研究開発支援総合ディレトリ(ReaD)」(独立行政法人 科学技術振興機構 ReaD事務局発行)から作成したものである。

3 3-6頁の「最近5カ年の職員数の推移」表とは一致していないが、資料のまま掲載。

(2)群馬県の森林・林業の位置付けについて

森林資源	全国	群馬	順位
・林野面積(千ha)	24,918	407	22
・現況森林面積(千ha)	24,490	405	22
・林野率(%)	67	64	30
・森林蓄積量(千m ³)	3,745,537	74,676	22
針葉樹	2,548,614	52,165	21
広葉樹	1,196,923	22,511	13

(注) 1 「2000年世界農林業センサス(林業地域調査)」《農林水産省経済局統計情報部(現在は大臣官房統計部)編集》による。

2 林野面積:現況森林面積に森林以外の草生地を加えたもの。

林産物	全国	群馬	順位
・素材生産量(千m ³)	15,171	144	31
針葉樹	12,605	130	29
広葉樹	2,566	14	27

(注) 農林水産省統計表「平成15年素材需給統計」による。

	全国	群馬	順位
・特用林産物 (t)			
生しいたけ	65,362	5,179	1
乾燥しいたけ	4,108	28	20
なめこ	25,068	2,067	4
えのきたけ	110,185	993	12
木炭	21,300	418	10

(注) 林野庁「平成 15 年の特用林産物の生産動向について」による。

11 群馬県の林業政策及び林業試験場の位置付けと特徴

以下は、林業試験場からの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の林業の状況について

本県の森林面積は 423,739ha (群馬県環境・森林局平成 16 年版「群馬県森林林業統計書」による) で県土の 3 分の 2 を占めている。森林のうち、53% が民有林、また、43% は人工林で、そのほとんどは戦後の積極的な拡大造林の推進によるものであり、平成 15 年度末の民有林の人工林面積は 110,669ha となり、林業生産の資源的基礎はほぼできあがるとともに間伐を中心とした保育施業の必要な時期に達している。

また、本県の森林は、首都圏の上流域に位置することから、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全などの機能発揮が強く求められている。

しかしながら、平成 15 年のスギ柱丸太の平均価格がこれまでの最高値である昭和 55 年の 3 分に 1 に下落し、林業を取り巻く状況は、厳しさを増している。

本県の木材需要は、昭和 48 年に過去最高の 190 万 4 千 m³ に達したが、石油ショック以降大きく減少し、平成 10 年には 100 万 m³ を割り込み、平成 15 年には 85 万 5 千 m³ となっている。県産材の供給は、昭和 41 年の 89 万 2 千 m³ をピークに昭和 59 年以降 50 万 m³ 台、平成に入ってから 30 万 m³、平成 12 年には 20 万 m³ を割り込み、平成 15 年には 18 万 1 千 m³ となり、一方で外材は、昭和 35 年の丸太の輸入自由化以降着実に増加し、平成 15 年の外材率は 76% となっている。

こうした状況の中で、本県の総林家数 (保有山林 1 ha 以上) は、平成 12 年の「2000 年世界農林業センサス」で 13,093 戸、さらに平成 15 年度の群馬県による「林業後継者実態調査」では、林業後継者は林業経営 26 人、キノコ栽培 51 人の計 77 人で、平成元年の 814 人に比べ 9% と著しく減少している。林業労働者の動向においても、年間 30 日以上林業に従事した労働者数は、昭和 57 年度の 1,797 人から平成 15 年度には 904 人と減少している。

このように、林産物の外国産との競争、価格の低迷、生産意欲の減退、森林を支えてきた林家の高齢化と後継者不足などから森林を保全してゆくことが難しくなっているのが現状であり、本県の森林に対する期待に応えるためには、県産材の需要拡大に向けた取り組みとともに、森林を支える管理の担い手の確保、山村の活力の向上が急務の課題となっている。

(2) 群馬県の林業政策について

群馬県では森林・林業基本法 (昭和 39 年法律第 161 号 旧林業基本法 平成 13 年改題) の制定を受けて、平成 14 年 3 月に長期的な視野に立って、森林を活かし、守るため

に「森林政策ビジョン」を策定し、理想の森林像と理想の森林に至る道筋を示した。さらに、この森林政策ビジョンの実現を図る目標として、平成 15 年度から平成 19 年度を計画期間とする「森林政策ビジョン第一次推進計画」を平成 15 年 3 月に策定し、理想の森林の実現に向けて、理想の森林を支える仕組みの実現に向けてという基本的方向に基づき、施策の展開を図っている。

また、平成 16 年 3 月には、林業行政の基本方針が従来の木材生産を中心とする施策から公益的機能や環境を重視した森林の多面的機能の発揮に抜本的に転換されたことを受けて、新しい森林整備の方針と具体的な施業方法を示す方針書として「群馬の森林づくり」を策定し、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の区分に沿った森林づくりを推進している。

なお、平成 16 年度に実施された主要施策は次のとおりである。

- 一 安全で豊かな森林をつくる。
 - 森林の公益的機能を発揮する。
 - 森林とのふれあいを推進する。
- 二 森林を支える仕組みをつくる。
 - 県産木材の活用を推進する。
 - 地域林業の担い手を支援する。
 - きのこ産業を振興する。
 - 山村地域の生活環境を整備する。

(3) 林業政策における林業試験場のミッションと位置付け

近年、上記のように森林の公益的機能の発揮が強く要請されている中で、林業試験場は、群馬県林業の長期目標（平成 12 年 3 月改訂）の基本施策に基づき、以下の基本施策と目標によって試験研究に取り組んでおり、併せて地域の特性に応じた林業技術の普及定着に努めている。

森林整備技術の高度化

- ・ 針・広葉樹混交林、複層林等森林の多面的機能の発揮に適した森林造成管理技術の開発を図る。
- ・ 森林の水源かん養機能を維持増進するための施業技術の確立・花粉の少ないスギの増殖技術の開発を図る。
- ・ 松くい虫被害に対する抵抗性マツの開発を図る。
- ・ 酸性雨等が森林に及ぼす影響調査を行う。

県産材の用途開発

- ・ 木材乾燥技術の確立を図る。
- ・ 県産材の品質及び材質の特性把握を行う。
- ・ 住宅用集成材の開発を行う。

きのこ栽培技術の高度化

- ・ きのこ栽培に適した原木、菌床新材料の開発を図る。
- ・ 栽培及び野生きのこについて育種手法による新品種の開発を図る。

また、課題研究のほか、当試験場の技術力を活かした関係試験研究機関及び産業界との連携による試験研究や施設設備を有効活用した依頼試験等にも取り組んだ。

林木育種場では、精英樹や抵抗性クローン等の優良種苗の生産を実施した。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

森林・林業系の試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置しているものがあるが、以下の特徴がある。

(1) 国等の機関: 独立行政法人 森林総合研究所

- ・ 設置根拠：独立行政法人 森林総合研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 198 号）
- ・ 目的：森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 役割：森林を総合的に研究する研究機関として森林の仕組み、植林、木材利用などの研究を通じ、科学的知識の集積を図りながら行政や社会的ニーズに応える全国的テーマの問題解決機関としての役割を担っている。また、日本だけでなく熱帯林等の海外研究も地球規模での重要な役割になっている。更には、都道府県（公設試験研究機関）の研究員を指導・養成する役割も果たしている。

(2) 都道府県機関: 森林研究センター、林業センター、林業試験場等

- ・ 設置根拠：都道府県条例等（群馬県では群馬県行政組織規則）
- ・ 目的：地方の特徴的な森林状況（気象、地形、地質、歴史等）を考慮し、森林の持つ公益的、多面的な機能を発揮させる施業や森林整備方法の研究及び木材・きのこの新技術開発等による地域林業の振興を図ることを目的とする。
- ・ 役割：地方の専門機関として地域に密着した特色のある実用化可能な技術開発や調査・研究を主とし、時代の変化に対応した試験研究が中心である。また、県民からの緑化相談やきのこ鑑定、強度・耐久性のデータを提供する木材依頼試験など行政サービス業務も年々重要度が増している。

(3) 大学（国立、民間）

- ・ 設置根拠：国立大学法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号）、私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）
- ・ 目的：（国立大学）大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人を組織及び運営する。
- ・ 役割：学問が主体の学術研究機関である。行動範囲の広さから広域的な問題に対する調査データの収集も得意分野である。実用的な技術開発より基礎研究が主体であるが、近年、技術開発に力を入れる大学・大学院も出現している。

(4) 民間企業

- ・ 木材関係、きのこ関係における研究機関は、製品の加工、開発等を専門とする機関がほとんどで、独立行政法人、試験研究機関と製品の開発、研究に関しては競合する部分がある。開発した製品、技術等は特許出願、品種登録し専有化する。

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 6 月 29 日

【本監査】平成 17 年 7 月 20 日、21 日、22 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか**平均落札率等の概要**

林業試験場の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	4 件	1 件	4 件
	平均落札率	91.0%	75.6%	90.1%

注 上記のうち、落札率 100% (落札価格 = 予定価格) の契約が平成 14 年度に 1 件ある (森林整備事業 3 社応札 価格 3,045 千円)。

林業試験場の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合 (以下「平均契約率」という。) は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	24 件	8 件	11 件
	平均契約率	96.8%	98.4%	95.1%

注 上記のうち契約率 100% (契約価格 = 予定価格) の事例が平成 14 年度 3 件、平成 15 年度 2 件、平成 16 年度 1 件ある。

意見**1 指名競争入札における指名人の選定手続きについて**

指名競争入札における指名人選定の理由を記述した書面が作成されていない。
また、指名人数が最低の 3 人である事例が見受けられるが、競争の利益を確保するためには、指名人の数はなるべく多いことが望まれる。

(現状及び問題点)

指名競争入札の参加者を指名するときは、「当該契約の性質又は目的により、適当と認められる者の中から 3 人以上の者を指名しなければならない。」(県財務規則第 184 条)。

指名人の指名には合目的性が求められ、指名にいたる経緯を明記しておくべきであると考えられるが、指名理由を記述した書面が作成されていない。

また、「3 人は最低限の基準であって、指名競争入札の競争性を高め、競争の利益を確保するためには、指名の数はなるべく多いことが望ましい。」とされている「会計事務の手引

138 頁（平成 13 年 3 月群馬県出納局発行）。

しかるに、平成 14 年度から平成 16 年度における林業試験場の指名人数の現状は以下のとおりであり、指名理由の記載のないことも相まって、改善すべき点がある。

指名者数	3 人	4 人	5 人	10 人	総合計
契約件数	4 件	1 件	3 件	1 件	9 件

（改善策）

指名競争入札においてどの業者を指名するかは、入札手続の成否を左右する重要な手続きである。したがって指名理由、根拠等を回議書に記入する等明確にしておく必要がある。

また、競争原理を採用して行政コストの削減、公正性及び透明性を確保する等の観点からは、業者を幅広く指名して十分な競争が行われることが望まれる。

平成 16 年 4 月に設置された「指名人選定委員会」の活用が望まれる。

2 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

（現状及び問題点）

随意契約の場合でも、県財務規則により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

予定価格が 1 件 50 万円以上の随意契約を対象に調査したところ、見積合せ省略事例（1 者随意契約）の割合は以下のとおりであった。

摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随意契約数 (A)	24 件	8 件	11 件
1 者随意契約数 (B)	5 件	4 件	5 件
1 者随意契約率 (B) / (A)	20.8%	50.0%	45.4%

回議書等の起案文書において、随意契約の該当条項の付記にとどまり、見積合せを省略した該当条項を明示していないもの、1 者随意契約に至った理由書に不十分な点があるものが見受けられた。

（例） 「きのこ用パーク堆肥は現在群馬県内では A 社しか製造していないため。」
県外で製造されていても性能・価格等の面で優れたものがあれば採用すべきと思われる。

「水道水に含まれる不純物を除去する純水装置は、特殊な構造で保守管理には専門的な技術を必要とする。このため、きのこ総合実験棟純水器設置工事を施工し、専門的・高度な技術者を擁する指名人を委託業務者として選定するのが適当である。」

記述が具体的ではない。他に適当な競争者がいないことにはならないのではないかとと思われる。

なお、当該業務委託は平成 17 年度については指名競争入札としている。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうかにかん配慮されることが望まれる。

特に1者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、慎重に検討されたい。

回議用紙による決議書類にも、それら根拠条項等の所定欄を設けることも一案と考える。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 12 頁)

3 備品の機種選定理由に競合機種の価格情報が記載されていない事例について

備品購入時の機種選定に際して、競合機種の価格について検討した形跡が認められない事例があった。価格についても十分考慮のうえ機種を選定すべきである。

(現状及び問題点)

機種選定理由書に競合機種の価格情報の記載がない以下の事例が検出された。

契約年月日	契約内容	概要(選定機種)	予定価格
平成 14.5.8	小型運搬車購入(ほだ木運搬用)	筑水キャニコム ELS670D	707 千円
平成 14.10.1	超音波伝搬速度測定器	CNS FARNELL パンジットプラス	1,575 千円
平成 15.1.9	キャタピラ式運搬車購入	筑水キャニコム BFK809KCDP	651 千円

(改善策)

試験研究用機材といえども、支出を伴う以上、価格情報を無視するべきではない。契約する業者の選定のとときと同様の客観性、合理性、経済性に基いた機種選定方式とすべきである。したがって、機種選定理由書には、競合する機種についての価格情報を記載することを義務付ける必要がある。

4 契約書の管理が不十分である事例について

重要書類である契約書の管理が不十分な事例がある。常に契約書類を整理し、綴りおくことが必要である。

(現状及び問題点)

以下の契約に関する書類の存在が確認できなかった。重要書類である契約書が、あるべき場所に保存されていない状況は問題である。

契約日	契約内容	予定価格	備考
平成 15 年 3 月 13 日	木材加工技術センター南側外壁塗装工事	735 千円	

(改善策)

重要書類の管理を徹底すること。契約書類を整理し、綴りおくことが必要である。

(注) 現地監査終了後、契約請書の存在が確認できた。

5 随意契約における見積業者の固定化等について

随意契約における見積業者が固定化している事例があり、見直しが必要である。

(現状及び問題点)

以下は、2年連続ですべての項目が同一である随意契約の事例である。(単位：千円)

契約年月日	契約内容	見積業者	見積価格	積算価格	予定価格
平成 14.8.31 及び	治山事業調査(水土保 全機能強化総合モデル 事業効果調査)	A(契約)	661	728	714
		B	684		
平成 15.8.20		C	674		

注 工事概要：水質分析委託、化学的酸素消費量、懸濁、PH、伝導率、陽・陰イオン

見積業者が固定化されており、結果として見積価格も同一となっていた。競争の確保の観点から改善する必要がある。

(改善策)

見積業者の入れ替え、見積業者数の増加等によって、見積業者の固定化を防止する努力をすることが望まれる。また、前年度の契約状況を添付するなど、業務見直しによりこのようなことのないよう注意されたい。

6 見積業者の選定が不合理と思われる事例について

随意契約において、より多くの者から見積りを徴すことが望ましいのであるが、県財務規則が規定する最低の3者でよしとしているのではないかと思われる事例がある。

(現状及び問題点)

以下の契約事例では、重複しない6者の内3者から見積りを徴している。(単位：千円)

契約年月日	契約内容	概要	見積業者	見積価格	積算価格	予定価格
平成 14 年 5月8日	小型運搬車 購入(ほど 木運搬用)	筑水キャニ コム ELS6070D	A(契約)	703	707	707
			B	708		
			C	714		
平成 15 年 1月9日	キャタピラ 式運搬車購 入	筑水キャニ コム BFK809KCDP	D(契約)	630	672	651
			E	640		
			F	648		

契約の目的である車両は、同一社製であり、上記6者とも取り扱っているものと思われるので、両事例とも6者からの見積りの徴求が可能であったと思われる。

(改善策)

随意契約における見積り徴求は、なるべく多くの業者から見積りを徴求し、経済合理性を追求すべきである。

(監査の視点) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成17年3月31日現在) (単位:千円)

箇所		土地	建物		重要物品	
		取得価額	延面積	取得価額	数量	取得価額
本場	本館	59,902	824	39,178	9	25,110
	きのこ総合実験棟		642	324,450	14	37,779
	木材加工技術センター		698	200,340	25	191,150
	その他		1,150	99,661	13	35,079
	別館		584	17,480		
安中実験林		48,749				
小野上実験林		55,950				
林木育種場		30,000	461	11,383	5	11,098
普及部門・森林学習センター					9	87,339
その他					1	5,150
合計		194,602	4,361	692,493	76	392,707

土地、建物、重要物品総合計金額 = 1,279,804千円

- (注) 1 重要物品は1点100万円以上の備品である。
- 2 平成15年4月、普及部門は林業振興課に、森林学習センターは緑づくり推進センターの内部組織として各々移行したが、管理台帳の管理換えが未了であるため、林業試験場の備品として残っている。
- 3 その他の重要物品は長野原事業地内にある雨量・水位・温湿度観測装置である。
- 4 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物	19件	24,275千円
重要物品	62件	349,795千円
合計	81件	374,070千円

監査結果 指摘事項**7 管理換の手續きについて**

管理物品の異動があった場合は、管理換手續きを早急に行う必要がある。

(現状及び問題点)

平成15年4月、林業普及指導員が担う林業普及部門は林業振興課に、森林学習センターは緑づくり推進センターの内部組織として各々移行したが、物品の管理換手續きが未了であるため、以下の重要物品が林業試験場の備品として残っている。

(単位：千円)

	取得年月日	備品名称	規 格	取得価額	保管場所
1	平 7 / 11 / 20	タワーヤーダ	T - 40 T Y	21,677	屋外 (普及部門)
2	平 7 / 11 / 20	プロセッサ	G P - 35 A	18,334	屋外 (普及部門)
3	平 7 / 11 / 20	ハーベスタ	G P - 35 F	22,832	屋外 (普及部門)
4	平 9 / 8 / 18	フォワーダ	イワフジ U - 3 F W T W - 1	7,350	屋外 (普及部門)
5	平 10 / 1 / 8	林内作業車	R N 1 2 0 - Y	1,154	屋外 (普及部門)
6	平 10 / 7 / 29	バックホウ兼用グラ ップルクレーン	E X 6 0 - 5	8,610	屋外 (普及部門)
7	平 15 / 11 / 28	移動式集材機	エンジン型	1,575	屋外 (普及部門)
8	平 14 / 12 / 4	集材機	KK-1C N F D 13	2,677	森林学習センター
9	平 16 / 9 / 1	タワーヤーダ・ワイヤ ・ブロック	イワフジ T W - 2 0 2 L	3,129	屋外 (普及部門)
合 計		9 点		87,339	

(改善策)

林業試験場では当該備品の真正の備品管理者が管理を行うべきであり、県財務規則第 216 条に規定する管理換手続きを早急に行う必要がある。

(注) 現地監査終了後、平成 17 年 9 月 30 日に管理換手続きは行われた。

8 備品貸し出し手続きについて

備品の貸出期間の延長があった場合には必要な手続きを遅滞なく行う必要がある。

(現状及び問題点)

前掲の普及部門管理扱いの備品の内、ハーベスタ GP - 35F (平成 7 年度取得・取得価額 22,832 千円) は、林業機械の作業性調査のため A 森林組合に無料で貸し出されている。

同組合からの申請書類によれば、貸出期間 (書類上は借受希望期間) は平成 17 年 1 月 15 日から平成 17 年 3 月 25 日であるが、積雪等による作業の遅れにより、監査日 (7 月 21 日) 現在、機械は A 組合に貸し出したままであり、返却されていない。

(改善策)

貸出期間の延長にかかる手続きを遅滞なく行う必要がある。

(注) 現地監査終了後、平成 17 年 9 月 14 日に返却済である。

意見

9 備品の購入について(共通)

備品の購入または設備投資の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(現状及び問題点)

監査対象期間(平成14年度から平成16年度まで)における重要物品の購入は下表のとおりである。(単位:千円)

	取得年月日	備品名称	規格	取得価額	保管場所
1	平14/5/31	組立式恒温恒湿室	TBR-2	6,496	木材加工技術C
2	平14/10/31	バンジットプラス	CNS FARNELL	1,575	木材加工技術C
3	平14/12/4	集材機	KK-1CNFD13	2,677	森林学習C
4	平15/11/28	移動式製材機ホリゾン	エンジン型	1,575	機械展示室
5	平16/9/1	タワーヤード・ワイヤ・ブロック	イワフジTW-202L	3,129	屋外
6	平16/12/10	アミノ酸分析用HPLC	日立製	5,470	きのご総合実験棟
7	平16/12/20	デジタルマイクロプローブ	SIBTEC SCIENTIFIC社	1,048	木材加工技術C
合計		7点		21,972	

(1) 1及び2の備品は、平成14年度県産材活用公共事業推進事業(当時企画部企画課)の中で直営試験費として予算化されたものである。

(2) 3～5の備品は、林業試験場普及部(平成15年4月林業振興課に移行)所管の予算である。

(3) 6の備品は、群馬県しいたけ農業協同組合が解散、処分後の残余財産を群馬県に寄付したためその資金を財源にきのご研究機器を購入したものである。

なお、群馬産業技術センターでも同じ機器を所有しており、1回12,800円の料金で外部に貸し出している。従来同センターに依頼していたが、作業が2週間から1か月かかる、複数のアミノ酸を試験すると検体の品質に誤差が出てしまう、タイムリーに試験ができない状況があった等の理由から、林業試験場でも独自に所有したいという要望が従来からあったとのことで、購入したことは合理的と思われるが、その説明文書が作成されていない。

(4) 7の備品は、独立行政法人森林総合研究所からの受託事業(国の事業)2,200千円による機器取得である。

上記はいずれも、国、農協等からの外部資金に基づく備品取得であり、予算要求段階の要望書類は残っているが、意思決定プロセスの説明については、文書の作成に改善すべき点があると思われる。

(改善策)

備品の購入の意思決定プロセスにおいて、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等行うべきあり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-17頁)

10 備品の現品確認のチェック業務について

管理部門（総務グループ）は、実地たな卸を使用者に一任するのではなく、再確認を行うことが望ましい。また、たな卸時には、現品の有無だけでなく、その整備・保管状況も併せてチェックすることが必要である。

（現状及び問題点）

林業試験場では、県財務規則第 231 条に則り年 1 度すべての備品のたな卸を行っている。

今回、備品の実在性の確認のため、重要物品全件（長野原事業地を除く）について現品確認を行った。その結果、物品管理シールは洩れなく貼付されており、所在が不明のものや、劣化していて使用に耐えない物品はなかった。

なお、現状のたな卸手続きは各部門が担当し、総務グループは各部門のたな卸実施リストを集計する業務だけを行っているように見受けられる。

（改善策）

総務グループは、実地たな卸を使用者に一任するのではなく、現場たな卸後、その実施リストを回収チェックした上で、必要に応じて正しく行われたかの再確認を行うことが望ましい。また、たな卸時には、現品の有無だけでなく、その整備・保管状況（使用可能か）も併せてチェックすることが必要である。

11 必要がなくなった物品について

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

（現状及び問題点）

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

監査人が現品確認をした際に、以下の不稼働資産が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。

- (1) バイオテクノロジー実験室内の往復式振動培養機（平成 2 年度取得・取得価額 2,193 千円）

バイオテクノロジー研究が終了したため現在は使っていない。

林業試験場によると、きのこの新品種開発の実験段階で小型機器を使用しており、有望品種の開発があった場合には培養能力の増強も必要と考えられ、その際には当該機器を活用することになるので、使用可能性はないとは言い切れないとのことである。

- (2) 屋外にある焼却炉（平成 10 年度取得・取得価額 3,286 千円）

排出基準を満たさないため、ダイオキシン問題が起きてから稼働していない。

林業試験場によると、この焼却炉は、木材加工技術センター建設に合わせて、恒常的に発生するおがくず等を自力処分するために設置したものである。ダイオキシン問題以後は業者依頼しているが、状況の変化で稼働合理性が認められれば再度活用することになるので、使用可能性はないとは言い切れないとのことである。

上記物品が、県財務規則第 231 条の「必要がなくなった物品」に該当する場合は、不用の決議をしなければならないと思われる。

(改善策)

上記について県財務規則第 231 条の規定を踏まえ、速やかに使用可能性を検討し、必要がなくなった物品と認められた場合には不用の決議を行うことが望まれる。

12 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。(単位：台数、千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数 A	年間日数 B	利用率 A/B	内部利用日数	外部利用日数	使用簿	備考
1	万能強度試験機	H9/9	27,615	48	243	20%	48	0		
2	送材装置付帯鋸盤	H10/1	24,675	5	243	2%	5	0	×	1
3	ハーベスタ	H7/11	22,832	13	243	5%	11	2		2
4	電気乾燥装置	H10/2	21,840	0	243	0%	0	0	×	3
5	タワーヤーダ	H7/11	21,677	31	243	13%	11	20		2
6	プロセッサ	H7/11	18,334	31	243	13%	11	20		2
7	ウェザーメーター	H10/3	17,063	90	243	37%	90	0	×	
8	高温乾燥装置	H10/1	15,120	60	243	25%	60	0	×	
9	モルダー	H10/2	13,440	20	243	8%	20	0	×	
10	真空加圧含浸装置	H10/2	11,235	30	243	12%	30	0	×	
11	蒸気高圧滅菌器	H1/9	11,124	18	243	7%	18	0		4
12	イオンクロマトグラフィー式	H6/3	9,785	0	243	0%	0	0	×	5
13	バックホウ兼用クレーン	H10/7	8,610	11	243	5%	11	0		2
14	試験用ホットプレス	H10/1	8,610	10	243	4%	2	8	×	6
15	フォワーダ	H9/8	7,350	11	243	5%	11	0		2
16	フィンガージョインター	H9/9	7,140	0	243	0%	0	0	×	7
17	組立式恒温恒湿室	H14/5	6,496	365	243	100%	365	0	×	

	備品名称	取得年月	取得価額	使用	年間	利用	内部	外部	使用簿	備考
				日数 A	日数 B	率 A/B	利用 日数	利用 日数		
18	フィンガープレス	H9/9	6,090	0	243	0%	0	0	×	7
19	種子保存用冷蔵庫	H6/3	5,768	365	243	100%	365	0	×	
20	高周波加熱プレス	S53/8	5,500	0	243	0%	0	0	×	7

注1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分

...あり ...ないが他の資料から正確に集計できるもの ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

- 1 稼働日数は毎年この程度
- 2 研修や調査に使用
- 3 装置の一部を 8 高温乾燥装置と併用
- 4 試験培養のサイクルに伴う使用
- 5 平成 16 年度は利用機会なし
- 6 外部利用は県内教育機関指導
- 7 研究課題終了、一時休止

利用率に注目してみると、連続して利用しているものが 2 点あるほか、37%のものが 1 点あるが、10%以下のものが 7 点、また年間まったく利用されていないものが 5 点もある。

試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。

また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、 不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も 5 年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

13 遊休不稼働建物等について(共通)

建設当初の目的に合った使われ方をしていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

林業試験場の建物・施設は、木材加工技術センター・きのこ総合実験棟等の主力施設は新しくなっているが、昭和 43 年度の移転時に建造された古いものが建物枝番 25 件の内 12 件と半数近くある。この内以下のものについては現在有効に利用されているとはいえない。

(1) 治山実験室 (77.76 m²・昭和 43 年度取得・取得価額 1,339 千円)

治山実験室としてはまったく利用されておらず柱も腐り始めている。現在は林業機械研修及び機械整備場所として使っている。

(2) 機械作業展示館 (38.90 m²・昭和 43 年度取得・取得価額 1,060 千円)

展示館としては利用されず現在はトラック駐車場及び機械整備場所として使っている。

(3) まいたけ栽培舎 (110.96 m²・昭和 58 年度取得・取得価額 38,650 千円)

まいたけ栽培舎としては利用されていない。現在は作業員休憩所及び物置として使っている。

これらは組織見直しに伴い使用目的が失われ、木材加工技術センター新築の際に取り壊す計画があったが先送りとなり、当面の活用として上記の使用をしているとのことである。

(改善策)

建設当初の目的に合った使われ方をしていない旧建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

14 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物や農薬取締法に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

林業試験場は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号)、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号、以下「毒劇法」という)及び農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

(1) 毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成 10 年 7 月 30 日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。
目の届く所に保管する。

施錠する。

毒劇物管理簿を備え、記録する。

漏えい、流出を防止する。

貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。

移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である林業試験場は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(2) 農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（平成 14 年 10 月 11 日 条例第 54 号）で適正使用と管理を義務付けている。

内 容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。

使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める他である。

これに対して、林業試験場の管理上の問題点として以下の点が挙げられる。

問題点： 場内管理規程が作成されていない。

上記条例に合わせて管理するよう毒劇物管理簿の記帳をする準備はされたが、現実には記帳されていない。

古くて使っていない薬品がいくつかある。業者に処分依頼したところ、多額の処理費用がかかることがわかり断念した経緯がある。

(改善策)

早急に管理者の指定を含めて適切な管理がなされるよう、場内管理規程の作成、薬品管理簿の備え付け及び記録、現品確認の実施等改善されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 21 頁)

15 郵便切手・ハガキの管理について

郵便切手・ハガキの保有量は過剰であり、管理上も問題がある。

(現状及び問題点)

郵便切手・ハガキの平成 16 年度の増減額は以下のとおりであった。

・前年度末残高	317 千円
・当年度購入高	184 千円
・当年度使用高	190 千円
・平成 16 年度残高	310 千円

郵便切手・ハガキの管理は適切に行われているが、年間の使用料 190 千円に対する未使用残高 310 千円は、約 1 年 7 カ月分の保有量に相当することを考慮すると、計画性が無く切手、はがきを購入したと疑問視される状況である。なお収入印紙は保有していない。

(改善策)

郵便切手・ハガキの年間の使用料を超える過剰な保有量があるのに、新たに購入するのは不効率な予算の使い方であり、管理上も問題があるので、今後は十分に注意されたい。

(監査の視点) 財務事務の執行が関係法規に従い適切になされているか

意見

16 寒冷地手当の算定方法について

寒冷地手当は基準日に寒冷地に勤務する職員に支給されているが、扶養親族の数によって金額を決定するのは不合理であると思われるので見直されたい。

(現状及び問題点)

寒冷地手当についてはその支給方法について現在、人事委員会で検討作業を行っているが、職務の都合上、寒冷地への居住を余儀なくされる場合であれば、扶養親族の数により燃料費が異なる等、扶養親族数を基準に支給額が決定されることに合理性が認められるが、本人の勤務地を基準にしている現状からは、寒冷地に勤務することと扶養親族の数との因果関係は認められない。

(改善策)

寒冷地手当についてはその支給方法について現在、人事委員会で検討作業を行っているとのことだが、扶養親族数による支給額の決定方法を見直すことも含めて検討することが望まれる。

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか**監査結果 指摘事項****17 試験手数料収入について**

試験手数料収入のうち、規則等の定めによるべきものが、定めなしで行われていた。

(現状及び問題点)

平成 16 年度依頼試験 15 件 (サンプル数 616 点 (収入額 658 千円) のうち、「その他の試験」に該当する 2 件 (サンプル数 68 点 (収入額 63 千円) については、「林業試験場手数料条例」(平成 12 年条例第 63 号)(以下「手数料条例」という。)別表に基づき、「知事が別に定める額」を収入すべきことになっているが、規則等に定めがないまま、試験場長の算出した金額を収入している。

(改善策)

「手数料条例」の周知徹底を図るべきである。指摘案件については、依頼内容がケースバイケースの事例となることもあり、規則で定めるか、若しくは手数料条例を改訂し、試験場長がケースに応じた適正額を算出できるような対策を検討すべきである。

意見**18 受託研究における受託料の積算について(共通)**

受託研究の場合、研究に掛かる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、積算が規定に従って行われているとは言い難い事例があった。

(現状及び問題点)

受託料は「林業試験場受託研究実施要綱」(平成 15 年 12 月 22 日施行)(以下「要綱」という。)で人件費、旅費、原材料・消耗品費、光熱水費、設備使用料、役務費を以下のような算出基礎に従って計算することとされている。

項 目	算 出 基 礎
人 件 費	当該研究を実施する職員の給与に関係なく次に掲げる 1 人 1 時間当たりの人件費の単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。 1 人 1 時間当たりの人件費 = $\frac{\text{林業試験場職員の給与総額}}{\text{林業試験場職員の延勤務時間数}}$
旅 費	群馬県職員等の旅費に関する条例 (昭和 38 年条例第 24 号) による額とする。
消耗品・原材料費	当該研究に使用する消耗器材、薬品、工具、文具等及び原材料等の額とする。
光 熱 水 費	当該研究に使用する電力料金、ガス料金および水道料金とし、次に掲げる 1 時間当たりの各料金の単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。 (1) 電力料金 1 時間当たりの電力料金 = $\frac{\text{前年度林業試験場の電力料金}}{\text{前年度林業試験場職員の延勤務時間数}}$ (2) ガス料金 1 時間当たりのガス料金 = $\frac{\text{前年度林業試験場のガス料金}}{\text{前年度林業試験場職員の延勤務時間数}}$ (3) 水道料金 1 時間当たりの水道料金 = $\frac{\text{前年度林業試験場の水道料金}}{\text{前年度林業試験場職員の延勤務時間数}}$

項目	算出基礎
設備使用料	当該研究に使用する設備の維持管理費として、次に掲げる1台1時間当たりの単価に当該研究に要する延使用時間に乗じたものとする。 $\frac{\text{当該機器の購入価格}}{\text{耐用年数} \times 2,000 \text{ 時間}}$ 耐用年数は、測定機器 = 4年、生産設備 = 7年と定める。
役務費	当該研究に必要な郵便、電話料等とする。

平成16年度に実施された受託研究の受託料は人件費を研究担当者の人件費をベースに算定しているケースや、電力料を1日の契約電力料金や1kwh当たりの電力料金をベースに算定するケース、算出根拠が不明なケースなど、この規定に従って算定されていない以下の事例があった。

項目	「基準」に定める算出方法	実際の算出方法	
		森林科学グループ	木材きのこグループ
人件費	林業試験場職員の1時間あたり人件費	現場作業員の賃金のみとし、研究担当者の人件費は含まれていない事例(1日6,280円)	担当職員の給与の時間単価を使用した事例(1時間2,929円)
光熱水費	前年の林業試験場の1時間あたり光熱水費	1式20,000円としたものがあり算定根拠が不明な事例	電気料のみ「2,500円×40日」として算定した事例

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

19 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通)

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者への適正な負担はどうあるべきか、常に見直しをしていくことが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

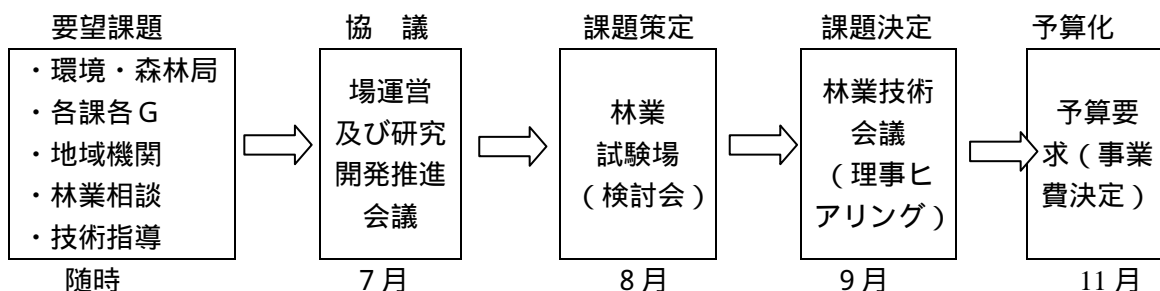
林業試験場によれば以下のとおりである。

1 課題選定

新規研究課題の決定は、毎年度7月に実施する「場運営及び研究開発推進会議」において行政や地域機関に寄せられた生産者等の要望、民間業者からの依頼を受け、緊急性、必要性を検討し課題にする。

また、生産者等への技術指導の折、研究員自らが問題事項を捉えて課題にすることや、日常業務の林業相談から課題にする場合もある。こうした課題は、趣旨・目的、研究内容、期待される成果等を項目ごとにまとめ、林業試験場内での検討会で絞り込み選定される。そして9月に開催される林業技術会議（理事ヒヤリング）にかけられ、認められたものは新規事業として課題決定し、予算要求ヒヤリングを経て予算化され、事業費が決定する。

【課題選定フロー】

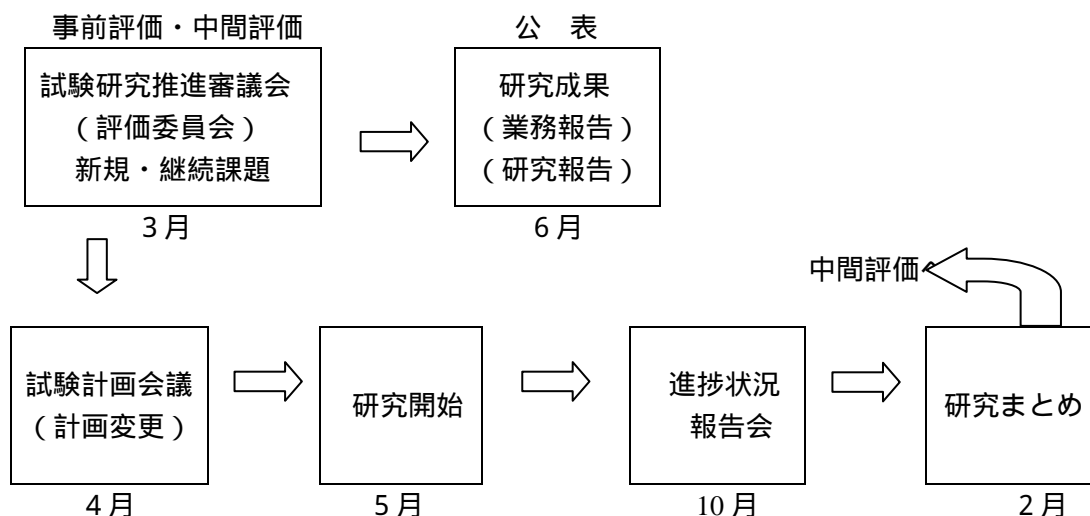


2 研究評価

新規課題として予算化されたものは、年度末に開催される林業試験場試験研究推進審議会（評価委員会）において有識者による6人の外部委員から研究手法、研究内容、計画期間等について指導、助言及び事前評価を受ける。

また、継続課題については、計画期間中に中間評価を受け、一定評価に達しなかったものは新年度の試験計画会議において見直しがされる。

【評価と研究フロー】



意見

20 外部評価委員による外部評価について(共通)

研究の外部評価については「群馬県林業試験場試験研究推進審議会開催要領」(平成16年2月施行)(以下「開催要領」という。)に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。

(現状及び問題点)

開催要領では「学識経験者等の意見、助言及び研究に関する評価を仰ぎ、的確かつ効率的な試験・研究を推進する」ため試験研究推進審議会(以下「審議会」という)を開催することとしている。そして、開催要領の第4「試験研究課題の評価」において、「審議会は、研究開始前に行う事前評価及び2年以上の研究期間を要するものにあつては、隔年ごとの中間評価をする。」とされている。しかし事後評価については開催要領に規定されていない。

(改善策)

研究の最終結果及び成果の実用化等について、その有効性、効果、経済性等について評価することは事前・中間評価にもまして重要であり事後評価の実施を規定すべきである。

外部評価を事後評価に拡大することにより事前評価、中間評価の評価結果が適切なものであったかの見直しが図れ、また評価結果によっては次の研究につながる情報を得られる可能性もあり、林業試験場における研究水準の向上が期待されることから、事後評価を取り入れるように開催要領は見直すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-23頁)

21 林業試験場試験研究推進審議会について

研究課題の外部評価の場として林業試験場研究推進審議会が設けられているが、年1回の開催で所要時間は3時間程度であり評価の時期及び方法について再検討すべきである。

(現状及び問題点)

研究課題の事前評価及び中間評価の場として林業試験場試験研究推進審議会が設けられている。審議会の委員は、学識経験者、関係団体等から5~7名選任することとされており、平成16年度は森林・林業関連2名、木材関連1名、建築関連1名、きのこ関連2名の計6名で構成されていた。

審議会は研究開始前に行う事前評価、および2年以上の研究期間を要するものについては隔年ごとの中間評価を行うこととされている。

平成16年度に審議会で審議された研究課題は7テーマであるが、審議にかけた時間は3時間程度であり十分な時間をかけて評価が行われたとは言い難い。

(改善策)

審議会の構成員の日程調整が困難で開催回数や時間が制約されるのであれば、審議会の実施時期や方法を再検討し、評価機関として充実したものとすることが望まれる。

例えば、全員が一堂に会して審議することにこだわらず、研究の分野ごとに小委員会を実施するなど開催の時期や回数に柔軟性を持たせるといったこと等も検討されたい。

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

2.2 中長期計画について(共通)

現時点では、中長期計画は策定されていない。林業試験場の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

2.3 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 4 点 14,590 千円である。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。競争的資金を積極的に獲得することにより少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における国庫支出金を除く外部資金の導入は以下のとおりである。

年 度	受託先	受託事業名	受託事業収入
平成 15 年度	独立行政法人 森林総合研究所	森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	1,296 千円
	上野村	木材乾燥技術の調査研究	250 千円
計			1,546 千円
平成 16 年度	独立行政法人 森林総合研究所	森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	1,110 千円
		木製道路施設の耐久設計・維持管理指針策定のための技術開発	2,200 千円
	(株)A 研究所	ハタケシメジの発生試験	176 千円
	B (株)	樹木活性剤「リバースグリーン」の発根作用確認研究	160 千円
計			3,646 千円
合 計			5,192 千円

なお、平成 14 年度は該当がなく、平成 17 年度についても上記事業の継続として 2,000 千円程度の事業が見込まれているのみである。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り国の補助金や外部からの委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入

の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

24 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

25 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	13 人	44.9	6.4	1.4	13.7	21.6
行政職	5 人	45.4	2.6	0.0	23.0	25.6
平均		45.0	5.3	1.0	16.3	22.7

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 適切な勤続年数について

研究職の在職年数が短い試験研究機関については、長期の研究期間を要する課題にも取り組めるよう、試験研究機関が持つ特性に適った在職年数等の人員配置が求められる

(2) 人事面の活性化を図るため新しい人事制度の取り組みを検討されたい。

任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

(3) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

26 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

27 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

林業試験場の人件費は次のとおりである。(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	124,429	127,378	114,676
	行政職：運営部門	23,902	24,186	24,635
	行政職：林木育種場	15,382	15,226	15,494
	行政職：普及部門他	33,750		
	小 計	197,464	166,792	154,805
	嘱託職員	13,181	8,513	5,368
	臨時職員	9,829	9,187	9,910
	合 計	220,475	184,492	170,083
支出総額		327,746	244,673	237,587
支出総額に占める人件費割合		67.2%	75.4%	71.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4% である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考える。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	15	8,295	15	8,491	13	8,821
行 政 職	8	9,129	5	7,882	5	8,025
合 計	23	8,585	20	8,339	18	8,600

林業試験場の業務内容は、調査研究業務、試験検査業務、技術指導業務、育種場業務であるが、従事時間を聞き取ったところ概ね 80%、2%、10%、8% 程度である。

これらの業務は、研究及び行政職員の管理下、嘱託・臨時職員を従事させて行っている。
平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 13 名、行政職員 5 名に対して、嘱託職員 3 名・臨時職員は 11 名の在職でその所属は以下のとおりである。

所属グループ等	嘱託職員	臨時職員
林業試験場	1 人	7 人
野鳥病院	2 人	-
林木育種場		4 人
合 計	3 人	11 人

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

林業試験場内で施設設備の視察をした際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁)

28 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究計画や進捗管理は、場内検討会が行われているものの、文書化されていない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁)

29 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

30 野鳥病院について

野鳥病院については、群馬県行政組織規則に規定されている目的達成のため、事業の拡充、充実を図ることが望まれる。

（現状及び問題点）

野鳥病院の設置等根拠は、群馬県行政組織規則第74条第5号に「野生鳥獣の保護に関すること」と規定されていることによる。その業務は総務グループ所属の嘱託職員が2名常駐してこれに当たり、毎日交代で勤務しているが、獣医等もいないし、施設も不足気味で十分な目的を達成するには厳しいところがある（嘱託職員人件費年3,554千円、経費986千円前後）。

なお、「野鳥病院」の業務については、予算も自然環境課より配布されており、林業試験場本来の「森林の整備及び林業の振興」とやや離れている感があるが、全国的に林業試験場で行っている、「群馬の森林づくり」で生態系の保全、生物多様性の保全が掲げられている等、林業試験場の業務に含めることは合理的であると思われる。

（改善策）

設置目的を達成するため、事業の拡充、充実を図ることが望まれる。また、野生鳥獣保護の試験研究への利用、広報活動等の拡大による県民への周知も必要であると思われる。

31 関係諸団体との交流の必要性について

県立の試験研究機関である林業試験場は、研究ニーズの把握、テーマ設定の方法の検証等のため、関係諸団体との密接な交流により、情報収集することが望まれる。

（現状及び問題点）

県立の試験研究機関は、行政政策に沿った高度かつ専門的な研究に取り組むとともに、試験・検査設備を持たない中小、零細業者のために製品開発や品質の向上に結びつく研究を実施している。そこで、林業試験場では、県全体のことを視野に研究ニーズの把握、課題設定の方法の検証等、常に点検していくことが求められ、そのために関係諸団体（森林・林業、木材、建築、きのこ他）と連携を密にし、最新の情報を入手していく必要がある。

例えば、平成13年まで「きのこ栽培技術懇話会」があったが現在は中断している。「きのこ振興協議会」や「ハタケシメジ部会（森の天使の会）」など、活動を継続している生産者団体もあり、関係諸団体との交流が必ずしも十分ではない状況である。

（改善策）

研究ニーズの把握、課題設定の方法の検証等のため、関係諸団体との密接な交流により、情報収集することが望まれる。

3.2 行政コスト計算書の活用について(共通)

林業試験場の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の「費用」の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	233,023	58.5	192,079	64.8	177,364	63.9
人件費	218,952		183,670		169,567	
退職給付費用	14,071		8,408		7,797	
ものにかかるコスト	157,714	39.6	97,671	32.9	96,484	34.7
物件費	0		48		0	
維持修繕費	64,324		40,476		41,607	
減価償却費	69,836		42,264		41,047	
委託費	23,553		14,881		13,829	
移転的なコスト	2,011	0.5	2,452	0.8	736	0.2
その他のコスト	5,394	1.3	4,089	1.3	2,735	0.9
公債費(利息支払)	4,576		3,271		1,965	
土地機会費用	817		817		769	
行政コスト総額	398,144	100.0	296,292	100.0	277,320	100.0
収入計	2,439		4,143		6,458	
行政コストの純額	395,705		292,149		270,862	
研究職員数(人)	15		15		13	
研究職員1人当たりコスト	26,380		19,476		20,835	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	195		143		133	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	398,144	296,292	277,320
機関現金支出額	327,746	244,673	237,587
差 額	70,398	51,619	39,733

(注) 機関現金支出額は3-8頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

林業試験場の行政コスト総額は、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて 1 億円強減少している。これは平成 15 年 4 月の組織改編により普及部門（職員 2 名）、森林学習センター（職員 1 名、嘱託 2 名）の人員数が減少し、また、試験場の職員数も減少していることにより人件費が減少しており、減価償却費その他の運営費も減少していることによる。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、39 百万円から 70 百万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費（利息支払）である。

（行政コスト計算書試算の前提条件）

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

（ 1 ）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

（ 2 ）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和 52 年 5 月 1 日訓令乙第 4 号）による各種自動車及び取得価額 100 万円以上のもの）について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額 10% を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は 1 年間の償却額の 2 分の 1 を計上し、償却期間終了のものは取得価額の 5% まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第 2 号（昭和 27 年総理府令第 73 号）を参考にした。

（ 3 ）公債費（利息支払）

林業試験場の施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上してある。

（ 4 ）土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に 1 年定期預金の全国平均利率 0.032%（日本銀行発表「金融市況」の平成 17 年 7 月現在の利率による）を乗じた金額を計上した。

（ 5 ）県庁管理費の計算

県庁《林務部（平成 16 年度から環境・森林局）林政課、出納局等）で発生する人事・経理面の支援

費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、林業試験場以外の所属で調定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

3.3 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

林業試験場の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下のとおりである。

試験研究機関名		林業試験場
研究課題		県産スギ材による準不燃材料の開発
予算区分		県単独
研究期間		平成 14 年度～平成 16 年度
研究に従事した人数		3 人
当該研究のために取得した資産		該当なし
人件費	直接	13,102 千円
	間接	5,788 千円
経 費	直接	4,467 千円
	間接	2,446 千円
減価償却費		4,878 千円
支払利息		304 千円
合 計		30,988 千円

研究の目的	森林・林業には、木をいかに使うかという大きな課題がある。平成 12 年の建築基準法改正に伴い、保育園や病院など、不特定多数の人が利用する建物でも、一定の性能を満たせば、木材の利用が可能となった。そこで、環境負荷が少なく、高温多湿でも薬剤成分が析出しない準不燃材料を開発し、県産スギ材の需要拡大を図る。
研究の成果	乾湿繰り返し後の発熱性能、ガス有害性能をクリアし、厚さ 10～50mm のスギが準不燃材料として、平成 16 年 2 月 12 日に国土交通大臣認定を得た。また、「難燃処理木材及びその製造方法」で平成 16 年 3 月 23 日に特許出願した。
研究成果の公表手段	広報課を通じて記者発表すると共に、パンフレットを作成し、県内の建築設計事務所や関係機関に PR を行った。また、ホームページに掲載し、「ぐんまの木活用コーディネータ - 養成講座」において講義した。
研究結果の普及状況	特許出願した技術は、県内の企業に技術移転され、年間 1,400 m ² の製造計画で幼稚園や保健休養施設等の内装に使用されている。

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

林業試験場では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

場長、副場長及び総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計し、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の 5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

3.4 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

平成 16 年度の研究成果は林業試験場研究及び業務報告、学会発表等によって発表され、発表論文数は平成 16 年度には 57 件に及んでいる。また、平成 16 年度末特許出願中件数は 3 件であった。これらの活動は評価されるが、インターネットを利用した研究成果の迅速な公表という点に関し、改善の余地があると思われる。

(改善策)

研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は林業試験場の課題として今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁)

3.5 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には 8 試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。

その中で林業試験場の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共同研究	国・独立行政法人			2 件
	県立 8 試験研究機関	2 件		1 件
	試験研究機関・大学	1 件	1 件	1 件
	民間	1 件	1 件	1 件
委託研究	民間	1 件	1 件	
受託研究	国・独立行政法人	1 件	1 件	1 件
	市町村		1 件	
	民間			3 件
合 計		6 件	5 件	9 件

県立 8 試験研究機関との連携は緒についたばかりであり、今後一層の拡充が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関で施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。林業試験場は県立 8 試験研究機関との連携は緒についたばかりであり、他の機関との情報交換等によって今後一層拡充することが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながるとと思われるので、検討に値すると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁)

36 林業試験場の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で林業試験場の今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び 他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

林業試験場に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

林業試験場は、群馬県林業の長期目標（平成 12 年 3 月改訂）の基本施策に基づき、森林整備技術の高度化、県産材の利用技術と材料開発、きのこの栽培技術の高度化を目標として、平成 16 年度は 17 課題の試験研究に取り組んできた。

森林の公益的機能の発揮が強く要請されていることを踏まえ、森林の保護管理技術のほか地球環境保全や生活環境保全のための森林造成技術として 8 課題、木材の需要拡大のため、新たな利用開発等が望まれていることから県産材の利用技術及び県産材の材料開発として 4 課題、山村地域の社会的、経済的環境変化に対応したきのこの類の栽培技術の開発等も早急に確立しなければならないため、栽培きのこの育種、野生きのこの栽培技術の開発、栽培技術の改良と開発として 5 課題、計 17 課題の試験研究に取り組んできた。

また、課題研究のほか、当試験場の技術力を活かした関係試験研究機関及び産業界との連携による試験研究や施設設備を有効活用した依頼試験等にも取り組んだ。

林木育種場では、精英樹や抵抗性クローン等の優良種苗の生産を実施した。

(2) 課題

林業の活性化を図るには、育成した木材が利用され、再び植林されるという循環が生じてはじめて実現するものである。木材需要の 21%程度である県産材の利用拡大を図るために、さらなる技術開発が望まれている。

森林保全を支えている山村地域の産業支援、その一環としてのきのこについても需要の停滞する中で、低コスト生産や差別化したきのこの開発が必須の状況にある。

また、森林造成や良質材生産のための林業技術については、概ね確立されているものの公益的機能を発揮できる森林整備技術、特に森林は、そこに生息する動物を含めて生態系を構成しているところであり、森林環境の維持に係る試験研究にも取り組む必要がある。

しかしながら、構造改革、財政改革から予算や研究者の確保が年々厳しくなる中で、研究課題の重点化の必要性が生じ、平成 14 年度の 24 課題が 17 課題まで減少し、今後さらに課題の絞り込みが必要となることが見込まれる。

(3) 対策

危機的林業の維持向上や期待される森林保全を図るためには、林業試験場の置かれた環境の中で、研究のスピードアップと成果の発揮が重要である。

そのためには、研究課題の重点化は避けて通れない、やむを得ないものと考えられる。したがって、課題設定に当たっては行政との連携を図り、真に求められている問題を解決すること、試験研究については多くが数年からの期間を要するため、時代の要請を検証して取り組み、絶えず外部評価を取り入れた検証を行って効率的に実施することなどが必要である。

研究員の確保が厳しい中では、研究員の技術力が重要となる。研究員にあっても人事異動が避けて通れない状況にあるものの、取り組んだ課題の成果が見込まれるまでの間は在籍することが望ましい。

また、転勤を前提とするなら技術の継続・向上性を担保することが大切であり、この場合には専門分野ごとに研究員の複数配置が必要である。

(問題点)

林業試験場から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で林業試験場の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段を用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

中長期計画による戦略的な運営を目指す。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

林業試験場は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を果たすことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。特に林業試験場の場合、事後評価について外部評価の視点が欠落しているので、改善する必要がある。また、その内容をインターネット等により迅速に公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

林業の研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(5) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

第 4

群馬県農業技術センター

目 次

概要

1	所在地.....	4 - 3
2	沿革.....	4 - 3
3	設置等根拠.....	4 - 4
4	業務概要.....	4 - 5
5	施設の概要.....	4 - 6
6	組織.....	4 - 8
7	平成16年度の主な事業内容.....	4 - 10
8	試験研究について.....	4 - 12
9	収入・支出の状況.....	4 - 14
10	全国の農業（耕種）系都道府県立試験研究機関の状況.....	4 - 16
11	群馬県の農業政策（耕種分野）及び農業技術センターの位置付けと特徴	4 - 17
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	4 - 19

実地監査年月日

実地監査年月日.....		4 - 20
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

（平均落札率等の概要）.....		4 - 20
（監査結果・指摘事項）		
1	単価契約における予定価格の設定について.....	4 - 20
2	落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について.....	4 - 21
3	研究経費の使用について.....	4 - 21
4	決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて.....	4 - 22
（意見）		
5	執行伺書への契約条項案の添付等について（共通）.....	4 - 22
6	一般競争入札に付さない理由の明示について.....	4 - 22
7	売買契約書における目的物品の記載について（共通）.....	4 - 23
8	落札者決定におけるくじ引きの経過資料について.....	4 - 23
9	高額物品の二者随意契約について.....	4 - 23

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

（施設設備及び備品の概要）.....		4 - 25
（監査結果・指摘事項）		
10	備品の現品確認について（共通）.....	4 - 26
11	備品整理票等の貼付洩れについて.....	4 - 26
12	必要がなくなった物品について（共通）.....	4 - 27

1 3	寄贈品について.....	4 - 28
	(意見)	
1 4	機器利用状況の把握について(共通).....	4 - 29
1 5	県立試験研究機関内の備品の貸付手続きについて.....	4 - 31
1 6	遊休不稼動建物等について(共通).....	4 - 32
1 7	前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について.....	4 - 32
1 8	前橋研究拠点の格納庫の保安対策について.....	4 - 32
1 9	火災共済付保状況について(共通).....	4 - 32
2 0	肥料の在庫たな卸について.....	4 - 33
2 1	薬品等の管理状況について(共通).....	4 - 33
	(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)	
	(課題設定・研究成果に関する評価等の現状).....	4 - 35
	(意見)	
2 2	外部評価委員による外部評価について(共通).....	4 - 37
2 3	外部評価委員の評価基準について(共通).....	4 - 38
2 4	外部評価委員の評価書について(共通).....	4 - 38
2 5	研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて.....	4 - 38
2 6	種苗の取扱いについて.....	4 - 39
2 7	研究成果の調査、分析について(共通).....	4 - 39
	(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)	
	(意見)	
2 8	外部資金の導入について(共通).....	4 - 40
2 9	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通).....	4 - 40
3 0	人事面の施策について(共通).....	4 - 41
3 1	研究職員の育成について(共通).....	4 - 42
3 2	業務の効率化の追求について(共通).....	4 - 42
3 3	試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通).....	4 - 45
3 4	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通).....	4 - 45
3 5	光熱水費節減について(共通).....	4 - 45
3 6	組織統合に伴う研究業務等の効率化について.....	4 - 45
3 7	農産加工グループの業務内容について.....	4 - 46
3 8	作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について.....	4 - 47
3 9	高冷地野菜研究センターの研究業務について.....	4 - 47
4 0	行政コスト計算書の活用について(共通).....	4 - 48
4 1	研究課題別原価計算について(共通).....	4 - 50
4 2	研究成果の普及について(共通).....	4 - 51
4 3	県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通).....	4 - 52
4 4	農業技術センターの今後のあり方について(共通).....	4 - 54

群馬県農業技術センター

概要

1 所在地

- 【本所】伊勢崎市西小保方493番地
- 【前橋研究拠点】前橋市江木町1251番地
- 【中山間地園芸研究センター】沼田市井土上町1278番地
- 【東部地域研究センター】館林市当郷町1132番地2
- 【高冷地野菜研究センター】吾妻郡嬭恋村大字田代301番地
- 【こんにゃく特産研究センター】渋川市上の原3092番地1

2 沿革

- 明治 28 年 前橋市岩神町に農事試験場として創立
- 明治 34 年 前橋市前代田町に移転
- 昭和 13 年 群馬郡上郊村に上郊原種圃を、新田郡木崎町に木崎園芸分場を新設
- 昭和 21 年 北群馬郡金島村に金島こんにゃく試験地を新設
- 昭和 22 年 金島こんにゃく試験地を農林省に移管
- 昭和 23 年 勢多郡桂萱村に経営技術農場を新設
- 昭和 25 年 農事試験場を農業試験場と改称
- 昭和 26 年 金島こんにゃく試験地を農林省より引き継ぐ
上郊原種圃を上郊畑作試験地と改称
- 昭和 30 年 原種部門を残し、本場を前橋市前代田町から江木町（前橋研究拠点）に移転
- 昭和 31 年 佐波郡東村に佐波東原種圃を、館林市東郷町に邑楽水稻試験地を新設
- 昭和 35 年 沼田市横塚町に沼田果樹試験地を新設
- 昭和 36 年 佐波東原種圃を佐波東営農改善試験地に改称
- 昭和 37 年 藤岡市三ツ木畑作改良試験地業務を県農業技術課より引き継ぐ
- 昭和 38 年 上郊畑作試験地を経営伝習農場（現農林大）に移管
- 昭和 42 年 本場の第2農場（水田）として、前橋市石関町に石関農場を新設
- 昭和 44 年 前橋市前代田町原種圃、藤岡市三ツ木畑作改良試験地、佐波東営農改善試験地を廃止
- 昭和 45 年 園芸試験場を新設
金島こんにゃく試験地を渋川こんにゃく試験地、邑楽水稻試験地を館林水稻試験地と改称
- 昭和 53 年 館林水稻試験地を館林試験地と改称
- 昭和 55 年 高冷地試験地を嬭恋村に設置し、高冷地野菜の研究を開始
- 昭和 58 年 組織改正により、農業試験場を廃止し、農業総合試験場に改組、各専門試

- 試験場に分室を設置、試験地は分場と改称
- 昭和 60 年 生物工学研究室を新設
- 昭和 61 年 農産加工指導センターを附置機関として新設
- 平成 元年 こんにやく分場を渋川市川島から渋川市上の原に移転
- 平成 2 年 宮城村に花の技術及び情報の総合拠点として、花の総合センターを新設
- 平成 6 年 農業総合試験場が廃止され、農業総合試験場を農業試験場に改組、東部分場を東部支場と改称
- 園芸試験場は専門試験場となり、北部分場・高冷地分場の2分場が移管
- 平成 9 年 園芸試験場に生物工学研究室を移管し、野菜果樹部、育種開発部、生産環境室を設置
- 北部分場は中山間支場改称
- 平成 12 年 宮城村の花の総合センターを廃止し、園芸試験場に花き部を新設
- 平成 15 年 組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター、病害虫防除所を群馬県農業技術センター（以下「農業技術センター」という。）に統合
- 農業試験場は前橋研究拠点、中山間支場は中山間地野菜研究センター、東部支場は東部地域研究センター、高冷地分場は高冷地野菜研究センター、こんにやく分場はこんにやく特産研究センターと改称

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、農業技術センターの業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第二十七款 農業技術センター

（業務）

第八十七条 農業技術センターは、農業の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 作物の品種育成、優良種苗の配布及び栽培についての試験研究及び調査に關すること。
- 二 農業経営、地域農業計画及び流通対策についての試験研究及び調査に關すること。
- 三 地力及び環境保全についての試験研究及び調査に關すること。
- 四 農業用機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に關すること。
- 五 作物の病害虫の発生予察及び病害虫防除についての試験研究及び調査に關すること。
- 六 作物の土壤肥料についての試験研究及び調査に關すること。
- 七 作物に係るバイオテクノロジー及び遺伝資源についての試験研究及び調査に關すること。
- 八 農作物の加工及び利用についての試験研究及び調査に關すること。
- 九 農業技術センター研究生の指導に關すること。
- 十 地域共同開発の推進に關すること。

十一 その他農業関係の試験研究、調査及び指導に関すること（他の農業関係試験場の主管に属するものを除く。）。

4 業務概要

県農業の活性化と持続的な発展を図るため、自然的、社会的条件を最大限に活用した次の業務を実施している。

(1) オリジナル品種及び栽培技術の開発

- ・ 園芸作物、米麦、コンニャクを中心とした品種開発
- ・ 海外から導入した優良遺伝資源の活用や生物工学的育種技術による新品種開発
- ・ 新品種等の特性を最大限に発揮させるための栽培技術開発

(2) 持続型・環境調和型農業生産に関する技術の開発

- ・ 水質・土壌等の環境に配慮した農業技術の確立
- ・ 環境負荷低減のための栽培技術改善研究
- ・ バイオマス（有機性資源）の総合的な利用技術の開発
- ・ 持続的農業を目指した病害虫防除技術の開発

(3) 低コスト、省力化技術の開発

- ・ 農作業の労働軽減化技術の開発
- ・ 低コスト・省力化のための機械化・装置化研究

(4) 農産物の高付加価値化技術の開発

- ・ 県産農作物の加工による特産品の開発
- ・ 栽培方法と関連した食味や品質調査による高付加価値化栽培技術の開発
- ・ 県育成品種を中心とした高品質な農産物生産のための分析・調査

(5) 標高差を利用した生産技術の開発

- ・ 平坦地から高冷地まで展開される本県農業の特色を生かした高品質な地域特産物の生産技術の開発
- ・ 地域の特色を生かした周年生産・出荷技術の体系化

(6) 県農産物の販売力を強化するための調査研究

- ・ 農家等産地支援のための調査研究・分析
- ・ 地産地消を中心とした生産と流通販売の調査研究

(7) 県民の健康と食の安全を確保するための調査及び技術開発

- ・ 野菜等農作物中の硝酸イオンや重金属類の濃度を低減する技術の開発
- ・ 消費者ニーズに対応した生産から販売までの情報提供システムの開発
- ・ 農作物の機能性成分の検索とその利用技術の開発
- ・ 地域特産物の安全・安心確保のための農薬登録促進

5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要 (平成17年3月31日現在) (単位: m²)

箇所	土地		建物
	現況地目	実測面積	実測延面積
本所	敷地	45,492	17,307
	畑	76,793	
	その他	970	
	計	123,255	
前橋研究拠点	敷地	35,897	12,120
	田	70,790	
	畑	90,188	
	その他	9,686	
	計	206,561	
中山間地園芸研究センター	敷地	9,600	2,691
	畑	31,906	
	計	41,506	
東部地域研究センター	敷地	5,999	2,849
	田	13,678	
	計	19,678	
高冷地野菜研究センター	敷地	5,050	1,641
	畑	31,926	
	その他	23,310	
	計	60,286	
こんにゃく特産研究センター	敷地	15,300	1,800
	畑	20,140	
	計	35,440	
合計		486,727	38,409

(2) 主な施設 (平成17年3月31日現在)

箇所		施設等名称
本所	本館	本館・病害虫実験棟(1,249m ²)、研修館(421m ²) 1、 車庫(154m ²)、機械室(79m ²)、大農具舎(126m ²)
	病害虫研究	温室(340m ²)、土壌乾燥室(20m ²)
	生物工学研究	高度バイオテクノロジー研究棟(955m ²)、高度バイオテクノロジー研究関連温室(1,309m ²)
	園芸育種研究	温室管理室(111m ²)、作業室(68m ²)、培養室(60m ²)、収納舎(189m ²)、温室・ハウス等(1,357m ²)

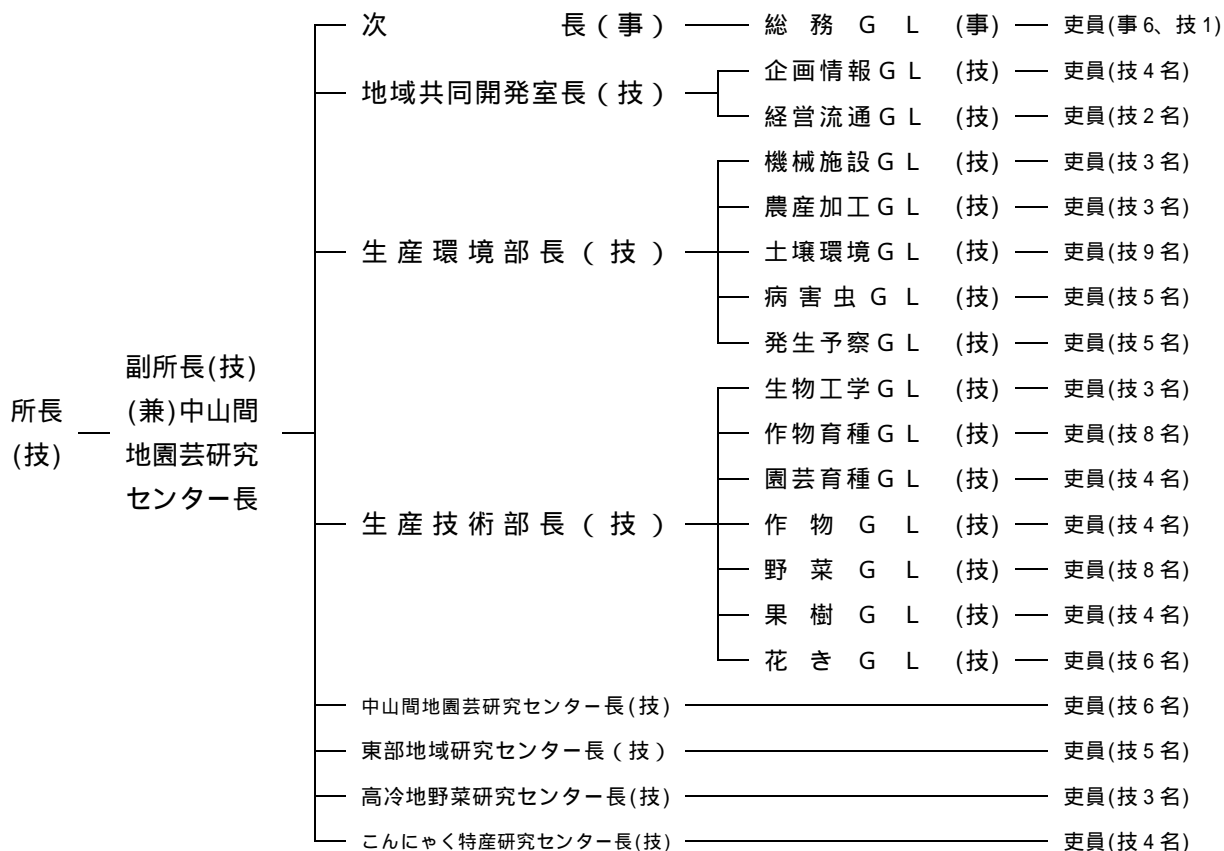
	野菜研究	圃場管理棟(426㎡)、格納庫(147㎡)、堆肥舎(187㎡)、農機具舎(150㎡)、わら置場(135㎡)、温室・ハウス(4,302㎡)
	果樹研究	果樹調査棟(213㎡)、フィルムハウス(252㎡)、ぶどう加温ハウス(648㎡)、果樹Gトイレ(7㎡)
	花き研究	管理棟(401㎡)、農機具舎(162㎡)、用土庫(116㎡)、アジサイ研究ハウス(130㎡)、温室・ハウス等(2,977㎡)
前橋研究拠点	本館	本館(2,423㎡)、電気棟(295㎡)、車庫(180㎡)、廊下及び渡り廊下(102㎡)
	機械施設研究	収納庫資材庫(258㎡)、機械棟(工作室)(216㎡)、農業機械格納庫(159㎡)、農業機械器具保管庫(132㎡)、産業ロボット棟(115㎡)
	農産加工研究	農産加工指導センター事務棟(893㎡)
	土壌環境研究	環境保全型産業実験温室(207㎡)、温室(ファイロンハウス)(145㎡)、網室×3室(135㎡×3室)
	病害虫研究	網室(コンクリート枠)(132㎡)、ガラス温室(113㎡)
	発生予察研究	病害虫防除所(262㎡)
	作物育種研究	作物部研究棟1(840㎡)、作物部研究棟2(771㎡)、収納乾燥調整棟(877㎡)、パイオトン棟(768㎡)、燻蒸貯蔵庫(280㎡)、農業機械格納庫(249㎡)、品種育成作業棟(171㎡)、堆肥舎棟(150㎡)、奨励品種決定調査作業室(121㎡)、資材器具収納棟(104㎡)、網室(50㎡)、ファイロンハウス(50㎡)
	作物研究	西収納舎(561㎡)、堆肥舎(198㎡)、網室(151㎡)
	中山間地園芸研究センター	本館(589㎡)、作業棟(605㎡)、温室(1,311㎡)、堆肥舎・油庫(165㎡)、用土庫(19㎡)
	東部地域研究センター	本館(310㎡)、ガラスハウス(530㎡)、ファイロンハウス×2棟(378㎡×2棟)、野菜栽培試験用ハウス(306㎡)、硬質フィルムハウス(264㎡)、作業棟(222㎡)、ファイロンハウス(117㎡)、格納庫(104㎡)、堆肥舎(104㎡)
	高冷地野菜研究センター	本館(447㎡)、作業棟(219㎡)、車庫及び農具舎(277㎡)、堆肥舎(155㎡)、温室(314㎡)、職員公舎(199㎡)
	こんにゃく特産研究センター	本館(560㎡)、収納・作業、貯蔵、加工棟(500㎡)、格納庫(237㎡)、隔離温室棟(168㎡)、ガラス棟(120㎡)

1 研修館は公共用施設であるが、本館に含めて整理した。

2 主な施設を記載しているので、(1)土地、建物の概要の建物面積合計とは、一致しない。

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、G Lはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 センターの企画運営に関すること。

企画情報グループ

- 1 試験研究の調整及び進行管理に関すること。
- 2 研究成果の評価及び普及に関すること。
- 3 農業技術情報の収集及び広報に関すること。
- 4 地域共同研究の推進及び地域研究員に関すること。
- 5 農業者等の技術相談に関すること。

経営流通グループ

- 1 農業経営の合理化についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 地域農業計画、生産組織及び農産物の流通対策についての試験研究及び調査に関すること。

機械施設グループ

- 1 農業機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に関すること。

- 2 作付け体系及び農作業体系についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 農業機械及び施設の性能検定に関すること。

農産加工グループ

- 1 農産物の加工利用技術についての試験研究及び調査に関すること。

土壌環境グループ

- 1 地力保全についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 土壌生産力についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 農作物栄養生理についての試験研究及び調査に関すること。
- 4 新肥料についての試験研究及び調査に関すること。
- 5 農業に係る公害についての試験研究及び調査に関すること。
- 6 農業に係る自然環境についての試験研究及び調査に関すること。
- 7 農薬残留対策についての試験研究及び調査に関すること。

病害虫グループ

- 1 病害虫防除に関すること。

発生予察グループ

- 1 病害虫の発生予察に関すること。

生物工学グループ

- 1 生物のバイオテクノロジーについての試験研究及び調査に関すること。
- 2 生物の遺伝資源の収集、保存及び利用についての試験研究及び調査に関すること。

作物育種グループ

- 1 普通作物の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 普通作物の奨励品種に関すること。
- 3 稲、麦及び大豆の原原種及び原種生産に関すること。

園芸育種グループ

- 1 園芸作物の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。

作物グループ

- 1 稲及び麦の栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 畑作物の栽培についての試験研究及び調査に関すること。

野菜グループ

- 1 野菜の栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 園芸用施設及び資材の開発利用についての試験研究及び調査に関すること。

果樹グループ

- 1 果樹の品種育成（寒冷果樹を除く。）及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。

花きグループ

- 1 花きの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 花きの育種増殖技術の開発及び優良種苗増殖に関すること。
- 3 栄養繁殖性花きの遺伝資源の収集及び保存に関すること。

中山間地園芸研究センター

- 1 寒冷果樹の品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 地域特産野菜及び花きについての試験研究及び調査に関すること。

東部地域研究センター

- 1 東部地域に適する水稲、麦類及び野菜についての試験研究及び調査に関すること。

高冷地野菜研究センター

- 1 高冷地野菜についての試験研究及び調査に関すること。

こんにゃく特産研究センター

- 1 こんにゃくの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 特産作物についての試験研究及び調査に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	98	97	93	96	90
行 政 職	15	19	19	9	9
技 労 職	20	15	19	19	18
嘱 託	41	42	42	37	7
臨 時 職 員	37	34	35	29	55
合 計	211	207	208	190	179

- (注) 1 平成14年度から平成15年度にかけての行政職10人減少は病害虫防除所(行政機関)の統廃合による。
- 2 平成15年度から平成16年度にかけて嘱託が35人減少、臨時職員が20人増加している。
- 3 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度末現在6名である。

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 農業技術センターの試験研究の企画・調整(企画情報グループ) 【1,000千円】

農作物の技術開発の戦略的評価を踏まえた現場適応性の高い総合研究推進の確立
 他の研究機関等との相互連携を図り、共同研究等を推進し技術開発を加速
 先進農家等の技術開発力を活用した共同研究等を行い、現地ニーズに対応した技術
 開発の支援

(2) 農業経営研究(経営流通グループ) 【1,901千円】

レタスのコンテナ流通における生産履歴情報システムの開発
 青果物の地域内流通の核となる農産物直売所に関する研究
 県産米の販売実態と消費者評価の解明

(3) 農業機械化技術研究(機械施設グループ) 【3,174千円】

地域適応性が見込まれる農業機械・資材の利用技術研究
 キュウリ等の特産作物を対象とした機械施設の開発

(4) 農産加工利用技術研究(農産加工グループ) 【1,179千円】

本県育成果樹新品種(赤肉梅、ブルーベリー)と主要農作物(梅、こんにゃく、小麦)の機能性成分・品質調査及び加工品開発

- (5) **農作物環境保全対策研究(土壌環境グループ)** 【12,594 千円】
土壌機能増進対策調査
県内農耕地の土壌と肥培管理状況および有機物連用効果の解明
施肥に由来する環境負荷を軽減するための適正な肥培管理と土壌管理法の検討
- (6) **農作物病害虫防除技術研究(病害虫グループ)** 【9,801 千円】
コンニャク根腐病および葉枯病に対する総合防除技術の開発
野菜類の土壌病害に対する防除対策の検討
露地ギクのミカンキイロアザミウマに対する総合防除の検討
- (7) **生物工学等革新技术推進研究(生物工学グループ)** 【5,218 千円】
バイオテクノロジー手法(胚珠培養法等)活用によるアジサイ、ユキヤナギ、ヤマトイモ等の種間雑種育成
- (8) **普通作物育種研究(作物育種グループ)** 【22,611 千円】
二毛作に適応性が高い水稻・小麦品種の育成。特に二毛作用の麺用小麦については、平成11年度から農林水産省小麦育種指定試験地として実施
主要農産物(水稻、麦類、大豆)の品種選定、原原種及び原種生産及び供給
- (9) **園芸作物育種研究(園芸育種グループ)** 【3,890 千円】
県内産地に適する高品質で耐病性のある野菜オリジナル品種(ヤマトイモ、キャベツ、イチゴ、トマト、スイカ)の育成
- (10) **普通作物等栽培技術研究(作物グループ)** 【3,672 千円】
畑小麦等の土地利用型地域特産作物の栽培技術の確立
水稻、麦類及び大豆等の水田における高品質・省力・安定多収栽培技術の確立
本県に適應すると考えられる水稻、麦類及び畑作物の新除草剤等の実用化
- (11) **野菜栽培研究(野菜グループ)** 【16,607 千円】
露地野菜の栽培改善と作型開発
新資材利用・栽培システム開発による施設果菜類の高品質安定生産技術の開発
ミツバチ利用によるナス着果技術の研究
- (12) **果樹栽培技術研究(果樹グループ)** 【2,723 千円】
ウメ、ナシ、モモ、スモモの特色ある品種育成
果樹類の高品質安定生産技術の開発
- (13) **花き栽培技術研究及び種苗開発研究(花きグループ)** 【6,174 千円】
スプレーギク、アジサイの品種育成
トルコギキョウ秋冬出荷栽培の育苗改善、被覆複合肥料施用による鉢物花き施肥技術の平準化など花き類の栽培技術改善

- (14) **中山間地園芸作物栽培研究(中山間地園芸研究センター)** 【3,465 千円】
 リンゴ、ブルーベリー、ウド、フキ、ハナトリカブト等、利根沼田地域の特産作物の新品種育成及び栽培技術の改善
 ウド、アスパラの栽培残さをほ場へ還元する技術の開発
- (15) **東毛地域水田作・園芸技術研究(東部地域研究センター)** 【2,105 千円】
 東毛地域に適した水稻の品種選定と栽培技術の確立
 東毛地域ハウスキュウリ等野菜栽培試験
- (16) **高冷地野菜栽培技術研究(高冷地野菜研究センター)** 【4,321 千円】
 キャベツ病害虫の防除対策の確立
 キャベツの難防除病害に対する抵抗性品種の育成と選定
 マイクロ波による効率的なキャベツ土壌消毒システムの確立
- (17) **こんにゃく育種栽培技術研究品種育成試験(こんにゃく特産研究センター)** 【6,651 千円】
 耐病性、良質、多収性の優良品種を育成
 低コストで収益性が高い栽培技術の開発
- (18) **病害虫防除所運営・病害虫防除対策(発生予察グループ)**【蚕糸園芸課予算 5,602 千円】
 植物防疫法による農作物有害動植物発生予察事業調査基準により、県内の病害虫の発生状況を調査し、毎月、月報・予報或いは警報・注意報・特殊報などの情報を提供

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全 89 課題) (単位：千円)

	試験研究課題	期間	担当部署	予算
1	硝酸性窒素環境負荷低減のための栽培技術改善試験	14～16	東部地域研究C、 土壌環境G、野菜G	5,788の一部
2	園芸作物の栽培残さ処理による循環型農業技術の開発	15～17	中山間地園芸研究C、 こんにゃく特産研究C	1,438
3	食の安全・安心のための生産・流通技術の開発	16～18	土壌環境G、野菜G、 病害虫G、経営流通G	1,990の一部 1,000
4	本県産米の販路拡大のための高付加価値化技術の開発	16～17	作物G、作物育種G、 経営流通G	496
5	露地圃場におけるマイクロ波土壌消毒法の効果試験	16～18	高冷地野菜研究C、 病害虫G、機械施設G	2,400
6	施設キュウリ生産における選別調製作業の自動化・ロボット化	15～17	機械施設G	1,000
7	新規の機能性を有し食味の良いこんにゃく食品の開発	16～18	農産加工G	300
8	主要作物のカドミウム吸収・蓄積を抑制するための総合管理技術の開発	15～19	土壌環境G	3,190
9	コンニャク根腐病・葉枯病の総合防除技術の開発	13～17	病害虫G	2,076の一部

	試験研究課題	期間	担当部署	予算
10	胚珠培養を利用した園芸新品種の開発	16～19	生物工学G	2,000
11	ブルーベリー種間雑種の育成	15～17	生物工学G	3,597の一部
12	小麦育成指定試験	11～	作物育種G	13,538
13	特産野菜の品種育成	14～18	園芸育種G	3,694の一部
14	関東地方の畑地におけるパン用小麦の高品質化技術の開発	16～18	作物G	2,500
15	ミツバチを利用した半促成ナスの着果促進技術体系の確立	16～18	野菜G、機械施設G	5,787
16	根域制限栽培による果樹類の高品質安定生産技術の確立	15～19	果樹G	3,037の一部
17	被覆複合肥料施用による鉢物花向き施肥技術の平準化	16～17	花きG	6,238の一部
18	リンゴ「新世界」のつる割れ果発生防止対策の確立	14～18	中山間地園芸研究C	3,021の一部
19	東毛地域ハウスキュウリ等野菜の品種特性と安定生産技術の確立栽培	各年次	東部地域研究C	1,235
20	コンニャク品種育成試験	各年次	こんにゃく特産研究C	2,929

(2) 最近の主な研究成果（平成16年度）

実用化できた研究成果数（技術移転数）	37件
普及に移しうる技術（農家に移しうる技術）	18件
（普及指導員資料）	19件

広 報

・ 農業技術センター業務年報	460部	発行
・ 農業技術センター研究報告	480部	発行
・ 農業関係試験場合同広報誌「ぐんま農業研究ニュース」	4600部	発行（年4回）
・ 視察対応	78団体	1,378名

研究等の発表事項

研究等の発表事項	150件
・ 研究成果発表	24件
・ 学術雑誌掲載	4件
・ 学会発表等	14件
・ 農業技術センター研究報告	9件
・ 実用書等技術解説	52件
・ マスコミ発表（新聞掲載数）	47件

品種・特許の状況・数（平成16年度）

・ 平成16年度出願品種数	5件
・ 平成16年度未保有状況	
品種	39件
特許	8件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節区分		平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
収入	農林水産業使用料	599	628	627	632	598	
	国庫補助金	18,461	30,888	21,749	24,924	13,491	
	農林水産業費委託金	50,383	31,453	32,830	37,064	32,031	
	生産物売払収入	15,866	17,872	22,151	26,941	19,547	
	受託事業収入	10,822	9,630	9,128	12,317	12,209	
	雑入	397	1,032	1,015	728	754	
	合計	96,530	91,505	87,501	102,608	78,632	
支出	報酬	64,351	66,274	60,547	53,206	10,057	嘱託報酬
	給料	576,963	576,681	575,249	544,096	509,820	職員給料
	職員手当等	333,451	331,131	317,817	291,117	282,082	期末勤勉手当他
	共済費	191,366	191,225	185,608	168,964	156,260	共済費負担金
	賃金	31,073	31,363	31,667	25,493	58,131	臨時職員賃金
	報償費	10,155	10,487	9,197	8,135	1,699	嘱託賞与等
	旅費	18,889	15,852	14,445	10,191	9,051	会議・研修会・学会等
	交際費	13	28	17	23	18	
	需用費	180,594	172,532	171,353	164,617	151,792	(注)2
	役務費	14,144	13,225	11,197	9,735	6,875	
	委託料	34,008	30,341	32,434	28,228	22,738	メンテナンス料他
	使用料・賃借料	2,296	1,909	1,235	1,207	719	
	工事請負費	31,855	60,248	27,118	21,647	24,093	施設関連工事
	原材料費	12,209	10,609	11,575	6,543	1,716	試験用資材等
	備品購入費	53,758	31,837	32,605	42,878	10,221	試験研究用備品等
	負担金・補助交付金	1,508	1,840	1,859	984	1,080	
	公課費	308	363	246	337	299	
合計	1,556,950	1,545,953	1,484,176	1,377,406	1,246,661		
収支差額	1,460,420	1,454,447	1,396,674	1,274,797	1,168,028		

(注)1 本表は農業技術センターの決算に、関係課における農業技術センターに係る執行分を加えてい
る。

2 需用費は研究用の肥料、農薬、資材等の消耗品代及び光熱水費である。

(2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	報酬	60,547		53,206		10,057	
	給料	575,249		544,096		509,820	
	職員手当等	317,817		291,117		282,082	
	共済費	185,608		168,964		156,260	
	賃金	31,667		25,493		58,131	
	小計	1,170,889	78.8	1,082,877	78.6	1,016,352	81.5
センター運営費	報償費	8,010		6,739		1,190	
	旅費	1,666		1,402		1,072	
	交際費	17		23		18	
	需用費	82,100		74,406		78,307	
	役務費	6,894		7,106		4,743	
	委託料	27,132		24,675		17,903	
	使用料賃料	821		579		169	
	備品購入費	1,900		2,376		4,141	
	負担金	1,859		984		934	
	公課費	246		337		299	
	小計	130,648	8.8	118,629	8.6	108,779	8.7
試験研究費	報償費	1,187		1,396		509	
	旅費	12,779		8,788		7,979	
	需用費	89,252		90,210		73,485	
	役務費	4,303		2,628		2,131	
	委託料	5,301		3,553		4,835	
	使用料賃料	414		628		550	
	工事請負費	27,118		21,647		24,093	
	原材料費	11,575		6,543		1,716	
	備品購入費	30,705		40,502		6,079	
	負担金					146	
小計	182,638	12.3	175,899	12.7	121,528	9.7	
合計		1,484,176	100.0	1,377,406	100.0	1,246,661	100.0
備品購入費除く研究費		151,933	10.2	135,397	9.8	115,448	9.2
研究者数		93人		96人		90人	
研究者1人当たり研究費		1,633		1,410		1,282	

10 全国の農業(耕種)系都道府県立試験研究機関の状況

耕種分野農業粗生産額が多い順

順位	県名	耕種分野農業粗生産額 (億円)	試験研究機関(耕種関係)			特許 保有数	出願中 特許数	競争的資金活用額 (千円)	育成 品種数
			機関数	職員数	研究員 数				
1	北海道	5,757	9	489	289	39		52,547	78
2	千葉	3,435	1	296	120	8	12	59,798	28
3	茨城	3,201	1	185	95	7	10	13,188	20
4	新潟	2,846	1	201	128	22	26	8,114	43
5	愛知	2,536	1	237	151	8	16	50,302	30
6	熊本	2,378	2	184	80				
7	福島	2,130	3	186	111				16
8	長野	2,083	6	159	116	18	3	23,694	83
9	山形	2,024	4	167	95	1	12	80	
10	静岡	1,997	3	158	107	14	46	39,350	25
11	栃木	1,959	1	128	79	15	8	19,986	14
12	秋田	1,945	3	180	96	7	59	56,358	
13	福岡	1,930	1	199	111				
14	鹿児島	1,794	3	238	131				
15	青森	1,777	2	273	173	4	12	6,300	
16	埼玉	1,707	1	166	95	10	10	75,753	20
17	埼玉	1,707	1	166	95	10	10	75,753	20
18	群馬	1,375	1	117	90	10	11	40,537	36
19	岩手	1,282	2	144	91	4	59	75,940	
20	宮城	1,251	2	148	95	6	10	13,100	
21	佐賀	1,166	4	153	84				
22	兵庫	1,159	1	245	99				9
23	愛媛	1,058	2	100	77				
24	大分	1,015	4	152	95				
25	和歌山	979	1	107	68	4	3	21,815	
26	長崎	949	2	119	74				
27	高知	939	1	115	73				
28	沖縄	931	1	158	95				
29	三重	924	1	93	47	6	20	23,057	8
30	岡山	912	2	103	77				
31	徳島	910	1	92	63				
32	岐阜	843	4	132	85	3	33	32,190	12
33	富山	749	2	105	83				41
34	山梨	739	2	73	51	2	5	5,600	
35	広島	734	1	118	61				
36	香川	608	1	92	71				
37	京都	601	4	103	69	7	13	3,420	
38	滋賀	585	1	96	55	5	6	15,006	
39	石川	581	1	96	53	1	8	39,513	
40	山口	566	1	99	73				

順位	県名	耕種分野農業粗生産額 (億円)	試験研究機関(耕種関係)			特許 保有数	出願中 特許数	競争的資金活用額 (千円)	育成 品種数
			機関数	職員数	研究員 数				
41	福井	556	3	105	73	2	5	10,623	
42	神奈川	554	1	107	61	11	4	19,593	
43	鳥取	495	2	98	57				
44	島根	464	3	139	86				
45	奈良	454	1	90	53	10	12	48,000	3
46	大阪	329	1	105	56	10	16	66,451	
47	東京	255	2	83	52	1	6	35,391	
	平均	1,380		149	89	7.12	14.54	28,225	
	順位	18位		27位	20位	8位	14位	9位	

(注) 1 上記資料は「第79次農林水産省統計表」(平成17年3月)(データは平成15年度の数値)、及び「農産物知的財産権保護ネットワーク(22道県参加)」から作成したものである。

特許保有数、出願中特許数、競争的資金活用額は農業関係(耕種以外を含む)の値を示す。

群馬県の特許保有数10件には群馬県畜産試験場の保有数2件を含む。

2 数値の判明しないものは空欄にしてある。

3 4-10頁の「最近5カ年の職員数の推移」表とは一致していないが、資料のまま掲載。

11 群馬県の農業政策(耕種分野)及び農業技術センターの位置付けと特徴

以下は、農業技術センターからの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の農業(耕種分野)について

- ・ 群馬県は豊富な水資源を有し、また耕地が標高10~1,400mの間に分布している。加えて、大消費地に近いなどの有利な立地条件を活かして多彩で多様な農業が展開されている。特に生産が盛んな野菜については、首都圏を中心に重要な供給基地となっている。
- ・ 耕種分野の農業産出額は平成5年の1,794億円をピークに減少しているが、平成15年は1,375億円で県農業産出額2,210億円の62.2%を占めている(農林水産統計年報)。
- ・ 上位の品目(平成16年農業局試算)は、米(205億円)、きゅうり(155億円)、キャベツ(117億円)、こんにゃくいも(88億円)、ほうれんそう(76億円)、トマト(69億円)等である。

(2) 群馬県の農業施策について

群馬県の農業施策は、「食と農の群馬新世紀プラン」(平成13~17年度の5カ年計画)を基本にこれに沿って推進している。

大きな対策の柱は、「食の安全・安心対策」、「水田農業対策」、「担い手育成・確保対策」、「国際化を見据えた産地・流通対策」、「環境と調和した農業対策」である。

農業を取りまく状況は、WTO(世界貿易機関)やFTA(自由貿易協定)など、農業の国際化が進展し、また、食の安全・安心の高まりなど、食と農を巡る環境は大きく変化している。

こうした中で、近年の農業農村は、担い手の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、農村

地域全体の活力低下が懸念されている。

こうした課題を解決し、元気で活力ある群馬の農業・農村づくりを推進するために、地域の特色を活かした革新的・独創的な技術開発が不可欠である。

(3) 農業技術センターのミッションと特徴

農業技術センターは、畜産、養蚕、水産を除く、米麦等の穀物、野菜、果樹、花き、コンニャク、その他工芸作物などを対象にした試験研究を実施している。試験研究の内容は、これらの作物の栽培技術、付加価値化、機械化、土壌環境、病害虫、農業経営などの分野に取り組んでいる。

群馬県の農業は、標高差や冬場の長い日照を活かして、多品目の農産物が栽培され、販売形態も多様である。こうした背景から、農業技術センターに対する研究ニーズも極めて多様になっている。

(4) 農業施策における農業技術センターの位置付け

農業技術センターは、「食と農の群馬新世紀プラン」の推進に必要な技術開発を担当している。「食の安全・安心対策」に関しては、減農薬栽培技術の開発等を進めている。「水田農業対策」に関しては、二毛作体系に適する米麦の品種育成などを実施している。「担い手育成・確保対策」については、ブランド品種の育成等による農業所得の増大や高齢者でも参画できる農業（地産地消の展開方向）等に取り組んでいる。

「国際化を見据えた産地・流通対策」に関しては、コンニャクのDNAマーカーの解明などに取り組んでいる。「環境と調和した農業対策」に関しては、病害虫に対する総合防除技術の開発や堆肥利用を含めた適正施肥などの土壌環境研究に取り組んでいる。

(5) その他

公的試験研究機関の必要性

一般に農業は、経営規模が小さく、個々の経営者が研究開発や調査に取り組むことは、時間や資金の両面から現実的には困難である。

地域農業を振興するために必要で、個別対応が困難な研究開発や調査は、公的な試験研究機関が担わざるを得ない状況にある。

民間等との連携推進

平成15年度から「地域共同開発室」を創設し、所内の試験研究の進行管理の他、独立行政法人、大学、民間企業との共同研究等の連携促進、農業研究サポーターや地域研究員等を通じた地域情報の直接的把握、技術情報の発信、技術相談などに取り組んでいる。

事業等

主要農産物種子法に基づく米麦大豆の原種生産・配布やイチゴのウイルスフリー苗等の園芸品種の増殖・配布等の業務も行っている。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

農業系の試験研究機関には国・都道府県・大学・民間が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

(1) 国及び独立行政法人研究機関(21機関)

国の政策目標の実現に不可欠な研究であり、かつ、長期的な計画の下に大規模な研究資源を投入するような、民間企業ではリスクが高くて実施できない基礎的・先導的研究、基盤的研究及び政策ニーズに対応した総合的・体系的な研究を実施するとともに、その成果の普及・事業化を推進する。

(2) 都道府県の試験研究機関

地方自治体の生産現場等が抱えている様々な問題の解決を図るため、地域の立地条件に対応した独自技術を開発するとともに、他の研究機関の研究成果を含む新技術の普及組織との連携による移転・実用化と、地域における各研究機関相互の連携強化に向け、主導的役割を發揮する。

(3) 大学(農学関係55校)

将来の優れた研究人材の育成と学術研究に加えて、基礎科学に立脚した幅広い知的資源を活用し、各大学の個性と地域性を活かしながら他の研究機関との連携を一層強め、未来を切り拓く先端的な研究、産業に応用可能な独創的・革新的な研究に取り組むことによって、農林水産業・食品産業等の振興に積極的に貢献する。

(4) 食品産業及び生産資材関連産業等の民間企業

独立行政法人研究機関及び大学等との連携により、基礎的・先導的研究の成果を応用しつつ、消費者ニーズ及び生産者ニーズを踏まえた商品開発力によって実用化・商品化を推進する。また、IT等の異分野の民間企業は、その有する研究開発能力を活用しつつ、農業研究に応用可能な画期的な技術を開発し、農業研究との連携により新たな研究領域を開拓する。

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 1 日

【本監査】平成 17 年 9 月 26 日、27 日、29 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

農業技術センターの指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	10 件	6 件	11 件
	平均落札率	87.8%	94.5%	88.7%

農業技術センターの 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	32 件	41 件	35 件
	平均契約率	97.8%	97.2%	91.8%

うち見積合せ省略契約（1 者随意契約）

一 者 見 積	件 数	6 件	16 件	3 件
	平均契約率	98.3%	98.7%	98.9%

監査結果 指摘事項

1 単価契約における予定価格の設定について

複写サービス単価契約について、予定価格は複写機設置場所別に単価として設定すべきところ、総額のみが設定されていた。

（現状及び問題点）

平成 15 年度の複写サービス単価契約（本所本館等）の積算票では、複写機設置場所別に積算単価・予定枚数が設定されたうえで総額算出している。契約担当者は個々の設置場所別に予定単価を設定すべきところ、対象期間の総額のみを予定価格としていた。

入札価格は総額でとらえられて、落札者が決定されている。この事例では落札者の設置場所別入札単価のすべてが積算票の場所別単価以下であったため、落札と看做すことができるが、一場所でも場所別単価が積算単価を超えていたら落札とは看做せないことになる。

（改善策）

単価契約では予定価格は単価として設定しなければならないこと、複数の単価契約を一

括契約する場合は個々の入札単価のすべてが予定単価以下であり、かつ総額で最低価格の業者が落札となることに十分留意すべきである。

2 落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について

指名競争入札の落札者が契約を辞退したため、随意契約に変更されたが、落札金額の制限内に相当していない。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の灯油単価契約は当初の指名競争入札の結果、落札した業者が契約を辞退したため、随意契約に変更された。

この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項では、第 1 項第 9 号により随意契約とした場合は「落札金額の制限内でこれを行う」とされている。落札単価は 35.70 円に対し契約単価は 36.75 円であり、落札金額の制限内に相当していない。

また、当該入札には 3 者が応札したが、その後の随意契約では次点の入札者の 1 者のみから見積書を徴している。この他同様な事例が散見された。

(例)平成 15 年度・高度バイオテクノロジー研究棟関連施設機械設備保守点検委託契約
・水分活性測定装置一式購入契約

なお、平成 16 年度の防犯設備設置工事の入札の際も入札不調につき随意契約に変更されたが、この場合は 4 者の見積合せを実施している。

(改善策)

この事例の場合は随意契約の予定価格(予定単価)を 35.70 円としたうえで、次点の入札者のみでなく、他の入札者からも見積書を徴すべきであった。落札者が契約を辞退するケースは極めて稀であり、慎重に検討したうえで対応する必要がある。

3 研究経費の使用について

随意契約における見積り合せ省略に関し県財務規則第 190 条第 1 項各号は例外的にこれを認めており、その 1 号に「予定価格が 10 万円未満の契約をするとき。」と規定されているが、運用にあたっては十分に検討することが求められる。

(現状と問題点)

農業技術センターの病虫害グループにおいては、平成 16 年 2 月に A 株式会社に対して計 10 件、合計金額 605,535 円を、また同月 B 有限会社に対して 5 件、合計金額 387,764 円の消耗品等を発注している。全ての発注は 1 件あたり 10 万円未満にしており、見積り合せを省略しているが、これは県財務規則の例外規定を乱用しているおそれがある。

(改善策)

県財務規則を遵守し、随意契約においても可能な限り競争の確保に努めるべきである。

4 決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて

契約事務で作成・入手される決裁書類、契約書、見積書及び請求書等の諸書類に日付の記載がないものが検出されたが、日付明記が必須であることを徹底されたい。

(現状及び問題点)

(1) 内部決裁書類、契約書の決裁日付・契約日付の洩れについて

契約事務手続はあらかじめ定められた手順に従い整然と進行する必要がある。その確認のためには決裁日等が必須であるにもかかわらず、平成 14 年度の入札執行伺書には決裁年月日のないものが多数あり、契約締結伺書にも決裁日のないものがあった。

また、平成 15 年度の契約書には契約日の記入のないものもあり、契約額の提示された見積書に作成日付がないうえ收受日付印もないものがあった。

契約日の記入のない契約書に至っては契約の有効性にも疑問を残すことになる。

(2) 研究経費についての見積書、請求書への日付の洩れについて

保管している見積書、請求書には全く日付が入っていない。

(改善策)

契約事務で作成・入手される諸書類には日付明記が必須であることを再確認し徹底すべきである。

意見

5 執行伺書への契約条項案の添付等について(共通)

執行伺書に契約条項案が添付されていない。また業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 13 頁)

6 一般競争入札に付さない理由の明示について

指名競争入札の場合に一般競争入札に付さない理由が執行伺書上明示されていない。

(現状及び問題点)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)(以下「令」という。)第 167 条には指名競争入札によることができる場合が第 1 号として性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、第 2 号として競争に加わるべき者の数が少数の場合、第 3 号として一般競争入札が不利と認められる場合が限定列挙されている。

農業技術センターでは近年一般競争入札が適用されたことがなく、一般競争入札が原則であることへの認識が乏しい。そのため伺書上も令第 167 条に関する記載はない。

(改善策)

指名競争入札に付する場合は令のどれかに該当することを要する。該当号を明記し、説明を付するよう徹底すべきである。

7 売買契約書における目的物品の記載について(共通)

物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されたケースで、仕様書ではメーカー、型式など機種特定されていない事例があった。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の蛍光顕微鏡システム購入契約では指名競争入札の通知書に添付された仕様書に該当する機種が複数あるが、落札業者が決定した段階では納品予定の機種が特定されるにもかかわらず、契約書上その明記がされず、「仕様書のとおり」とされていた。

検査調書の記載も同様であったが、物品管理上も目的物の特定が必要と思われる。

(改善策)

売買契約書上、目的物の特定は当然のことであり、あらためて仕様書を満たす目的物の目録を添付させて「別紙目録のとおり」として明示すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 14 頁)

8 落札者決定におけるくじ引きの経過資料について

指名競争入札で同一価格の入札者があった場合のくじの保存がなかった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度のレオメーター一式購入契約では、指名競争入札の結果、2 者が同一価格で最低価格となったためくじ引きが行われたが、そのくじが残されていなかった。

(改善策)

くじの保存が必要なことを徹底するとともに、具体的に資料として残りやすい方法を検討すべきである。

9 高額物品の一者随意契約について

購入価額 1 千万円前後の高額の機器等の購入にあたり、相手先 1 者特定しての随意契約の方法が適用されていたが、物品購入に際しての合議体制の見直しが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 14 年度の I C P 発光分析装置、15 年度の高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフは購入価額 1 千万円前後の高額備品だが、競争入札に付されないうえ 1 者特定の随意契約の方法によっていた。予定された業者より事前に見積徴収し予定価格を設定したが、契約額は予定価格の 99.8%、98.5%、98.4%である。

平成 15 年度からは物品購入に際しての合議体制が導入され、購入部署関係者のほか本所の所長・部長・室長・次長並びにセンター長による合議を経て、機種・購入業者が選定されることとされている。しかし、そこで示される基準には契約の方法に関する記載がなく、対象物品の定義、合議を行う職の範囲および開催時期が定められているにとどまる。

(改善策)

地方自治法における契約締結の方法は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札及び随意契約は限定された場合の例外であることを再認識する必要がある。

特に専門性の高い機器類については、研究者の立場からは予算の範囲内で最高水準のものを求める姿勢は否定できないが、一方で競争の効果を最大限に求める地方自治法の原則にも配慮しなければならない。

合議体制を見直し、契約締結の方法についての具体的な基準の整備、会議の実施記録の作成・保存及び購入後一定期間を定め、使用状況を確認・検証する等の取り組みが求められる。

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成17年3月31日現在)(単位:千円)

箇所	土地	建物	重要物品		
	取得価額	取得価額	管理担当	数量	取得価額
本所	3,309,630	2,411,604	総務 G	6	7,194
			野菜 G	17	26,615
			果樹 G	7	14,433
			病虫害 G	14	31,054
			花き G	12	21,117
			園芸育種 G	6	10,064
			生物工学 G	42	170,553
			合計	104	281,032
前橋研究拠点	5,764,817	880,363	発生予察 G	20	23,551
			作物育種 G	64	246,479
			病虫害 G	16	71,466
			機械施設 G	30	69,436
			土壌環境 G	22	116,150
			農産加工 G	23	62,689
			作物 G	12	31,154
			合計	187	620,929
中山間地園芸研究 C	1,003,573	323,228		9	27,241
東部地域研究 C	535,713	170,385		11	19,727
高冷地野菜研究 C	20,014	207,622		10	25,369
こんにゃく特産研究 C	626,295	302,057		19	41,574
合計	11,260,046	4,295,262		340	1,015,876

土地、建物、工作物、重要物品総合計金額 = 16,571,184千円

- (注) 1 重要物品は1点100万円以上の備品である。
 2 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に基づき区分している。
 3 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物	45件	158,350千円
重要物品	251件	695,128千円
合計	296件	853,478千円

監査結果 指摘事項

10 備品の現品確認について(共通)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

(1) 本所について

平成 16 年度は、各担当に現品確認の資料が配布されたのが平成 16 年 9 月 7 日で、報告をしたのが病害虫グループの場合には、平成 17 年 3 月 11 日だった。

また、確認作業の実態としては、代替購入等の予算が付いた段階で、廃棄できる物品を拾い出す手続きしか実施されていない例があった。予算が付くかつかないかにかかわらず、現品の使用状況を確認しなければならない。

(2) 中山間地園芸研究センターについて

備品管理台帳には下記の機械が登載されていたが、監査人が同台帳に基づき現品確認を実施したところ、現品が見当たらなかった。

備品番号	備品名称	規 格	取得年月日	取得価額
H11-182160	スピードスプレーヤー	丸山 SSA-F1001	平成 2 年 7 月 5 日	4,480 千円

これは、下記機械の購入時にその下取りとして廃棄処理されているとのことであった。

備品番号	備品名称	規 格	取得年月日	取得価額
H14-2925	小型乗用トラクター	クボタトラクターGB160MA	平成 14 年 9 月 17 日	1,701 千円

平成 14 年に購入した車輛の下取りに出したものが平成 17 年の備品管理台帳に登載されているということは、平成 14 年以降現品確認を実施していないということである。

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

11 備品整理票等の貼付洩れについて

備品整理票が現品に貼付されていないと、備品管理台帳との突合をはじめとする現品の個別管理が不可能になる。現品への備品整理票の貼付は必ず履行される必要がある。

(現状及び問題点)

備品等に備品整理票等による表示が義務付けられている(県財務規則第 214 条)が、以下の物品については、貼付されていなかった。

(単位：千円)

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備考
本所企画情報 G		リヤカー			
本所園芸育種 G	H11-209951	ヤンマートラクター	H10.5.20	1,890,000	
		カワベモールセニアトレンチャー			
前橋機械施設 G		ボール盤		寄贈品	(注) 1

(注) 1 備品管理台帳記載なし。

(改善策)

規則に則り、取得時に処理をすること。また、毎年8月の現品確認において、剥がれそうな整理票については、補修措置等を実施する。

12 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

農業技術センターよりの聴き取りにより、以下の不稼働資産が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。不稼働物品は本来であれば使用不能になった段階で不用決定すべきものである。

(1) 本所及び前橋研究拠点その他について

(単位：千円)

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備 考
本 所 野 菜 G	H11-180868	多チャンネルデジタル積算日射計	S55.3.29	1,087	使用予定なし。
本所病害虫 G	H11-181614	原子吸光光度計	S57.8.11	4,300	H17.9に廃棄。適時に廃棄すべき。
本 所 花 き G	H11-180918	土壌作物体総合分析装置	H2.3.26	2,457	H12～未使用。今後とも使用予定なし。
"	H11-182146	細霧冷房装置	S63.3.1	1,100	H13～未使用。
前橋病害虫 G	H11-160810	電子顕微鏡一式	S54.3.27	36,800	(注)
"	H11-166603	走査電子顕微鏡	S63.3.25	6,570	"
"	H11-166747	昆虫飼育装置	S55.10.16	1,200	保管箱として、目的外使用されている。

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備 考
高冷地野菜研究センター	H11-181832	異常気象 I . P . Cシステム	H1 . 6 . 22	1,698	代替品が取得され、 機能せず放置。

(注) 平成 11 年度に廃棄申請。廃棄費用の予算承認がおりず、現在に至っている。

(2) こんにゃく特産研究センターについて

分光光度計について

病理実験室に物品台帳に登載されていない「分光光度計」(昭和 62 年取得、48 号 S I M A D Z U ・取扱説明書あり)が設置されている。これは、従来、農業総合試験場の地力保全課にて使用していたもので、その後、土壤環境グループが承継し、一度廃棄処理したが、現在はこんにゃくセンターで保管しているとのことである。現在、使用している形跡はなく、今後も使用する予定がなければ不用の決議をすべきである。

細胞融合装置について

備品番号 H11 - 166738 「細胞融合装置」については、農業技術センターでは遺伝子組換えの装置である遺伝子導入装置(備品番号 H11 - 159514)を既に保有しており、細胞融合装置は現在使用されていない。速やかに不用の決議をすべきである。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

13 寄贈品について

寄贈品の処理が適切に行われていない。寄贈された物品といえども、重要な財産であることに変わりはなく、有償取得財産同様の管理がされねばならない。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点機械グループに寄贈されたものと思われるボール盤があり、現在も使用されているが、受贈時、県財務規則第 221 条及び第 213 条に則った手続きがとられなかったため、備品管理台帳に計上されておらず、管理対象から洩れてしまっている。

(改善策)

本物品に関しては、現在の評価額が 3 万円以上であれば、備品として備品管理台帳への計上、「備品整理票」の貼付を行い、備品として適正な管理を行うべきである。

また、寄付による取得が、今後発生した場合には、県財務規則第 221 条に則った手続きを理解のうえ、適正に実施すべきである。

意見

14 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否かが決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 本所及び前橋研究拠点について

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：台数、千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数 A	年間日数 B	利用率 A/B	内部利用日数	外部利用日数	使用簿	備考
1	電子顕微鏡一式	S54/3	36,800	0	243	0%	0	0		1
2	種子消毒装置	H5/3	31,932	19	243	8%	19		×	
3	ピューラテストミル	H12/2	31,051	16	243	7%	12	4	×	2
4	走査型電子顕微鏡システム	H9/3	27,119	6	243	2%	6	0		
5	近赤外米食味分析装置	H3/2	18,952	25	243	10%	19	6	×	3
6	アミロースオートアナライザー	H8/3	15,007	22	243	9%	22		×	4
7	DNAシーケンサー	H9/3	12,926	1	243	0%	0	1	×	
8	走査型レーザー生物顕微鏡システム	H9/3	12,885	0	243	0%				5
9	ガスクロマトグラフ質量分析システム	H8/3	12,483	8	243	3%	8			
10	高速液体クロマトグラフ	H3/7	11,868	0	243	0%				
11	プロットドリル	H11/11	11,812	9	243	4%	9		×	6
12	I C P 発光分析装置	H15/1	10,741	48	243	20%	48			
13	ガスクロマトグラフ	H16/3	9,975	97	243	40%	97			
14	高速液体クロマトグラフ	H16/3	9,397	105	243	43%	105			
15	ガスクロマトグラフ	H9/3	8,991	0	243	0%			×	7
16	アミノ酸分析計	S62/3	8,850	91	243	37%	91	0		
17	超遠心機	H9/3	8,770	0	243	0%			×	
18	サブレッサ式イオンクロマトアナライザシステム	H8/3	8,240	54	243	22%	54			
19	農業気象観測システム	H9/2	8,188	365	365	100%	365	0	×	
20	フローサイトメーター一式	H11/8	7,980	45	243	19%	16	29		

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は次のとおり ...あり ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

- 1 平成 11 年度に廃棄申請。廃棄費用の予算承認がおりず、現在に至っている。
- 2 小麦の製粉性の評価に用いているが、サンプル量が多いため(必要小麦量 6 kg)、有望なものだけに使用している。

- 3 水稲の炊飯テスト実施の判断を行うために使用するもので、収穫後早急に行う必要があるので、利用日数が少ない。
- 4 水稲および小麦の育成系統の有望なものについてのみ実施している。
- 5 小孢子培養技術によるキャベツ等土壌病害抵抗性系統の作出試験（平成 12～15 年度）で、キャベツの花粉小孢子内部動態の詳細観察に使用していたが、試験が終了したために使用されていない。平成 18 年度から開始する「葯培養による水稲・小麦の育種」において、再び使用する予定である。
- 6 小麦播種以外には使用しない機器であるので、利用日数は少ない。
- 7 遺伝子組換え関連で今後利用予定なし。

使用簿が作成されていないものが 8 点、作成されているが記帳されていないものが 1 点あり、全体の半数の使用状況が把握できていない状況であった。また、1 年間で 1 日も使用実績がないものが 5 点あった。

試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられことは問題である。また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(2) こんにゃく特産研究センターについて

こんにゃく特産研究センターの施設設備を視察した際、下記の 6 点については、年間稼働日数がゼロ日乃至 10 日程度と極めて低稼働であることが判明した。

（単位：千円）

備品番号	備品名称	取得年月	取得価額	年間利用日数	備考
H11-159512	高速遠心冷却装置	H 3 / 10	2,698	0	1
H11-159514	遺伝子導入装置	H 3 / 9	1,096	0	1
H11-159679	振とう培養インキュベーター	H 4 / 1	2,209	4	2
H11-159814	こんにゃく製造装置	S 48 / 3	1,139	3	3
H11-160812	落射蛍光顕微鏡	H 8 / 3	1,531	3	4
H11-160818	土壌・作物体総合分析装置	H 2 / 3	2,497	0	5

注 上記重要物品の低稼働の理由は、以下のとおりである。

1. 2 台とも遺伝子組換えの実験を行う際に利用するものであるが、遺伝子組換え実験は、現在の国民の全体的なコンセンサスが得られていないとの認識に基づき、食用作物については、6 年前から実験が中止されているので、現在使用されていないとのことである。なお、当分の間、食用作物についての研究は実施しない方向であるという。
2. 細胞組織の培養を実験するときの機器であり、最近はやがど利用していない。本機はカルス等の組織培養に供試していたが、遺伝子組み換え試験の中止により、現在は腐敗病菌・葉枯病菌の培養に年間 4 日程度使用している。遺伝子組み換えによる品種育成は消費者ニーズに反するため、再開の見込みが立たない一方で、ウイルス抵抗性品種に対する生産現場からの要望は非常に高い。遺伝子組み換え技術を用いず、ウイルス抵抗性の高いコンニャクを作るには、トマト等で実用化された弱毒ウイルス株の利用が有効であると考えられる。本技術の確立には弱毒ウイルスの作出はもとより、茎頂培養によるウイルスフリー株の大量増殖が必要である。ウイルスフリー株の培養に本機が活用

できると思われ、今後の研究推進に必要な機器の一つであると言える。弱毒ウイルスに関する試験では現在は構想段階であるが、今後推進すべき研究課題の一つであると考えているとのこと。

3. 名称はこんにやく製造装置であるが、現在は「シラタキ」が製造できるような設定になっている。最近では殆ど利用がなく研究センターでの役目は終了しているという認識であるとのこと。
4. こんにやくの微細構造の特徴等を研究する場合に利用するということであるが、過去1年間における利用は殆ど無いということである。
5. 土壌の状況について作物を含めて総合的に分析する装置である。平成4年までは土壌分析に利用していたが、現在は、前橋の土壌環境グループに分析を依頼しているため利用していないとのこと。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県立8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高いテーマ・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼動実績データはその活用によって、 次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、 不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-17頁)

15 県立試験研究機関内の備品の貸付手続きについて

県立試験研究機関内の備品の貸付手続きが適切に行われていない。

(現状及び問題点)

以下の物品は、平成17年春から、畜産試験場に貸し付けられているにもかかわらず、契約書等が作成されていない。

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額
前橋作物育種	H11-166604	ヘイベーラ	昭和60年10月12日	1,830千円

(改善策)

契約書、借用書等を作成すべきである。

今後、資産の効率的な利用の観点から、県立8試験研究機関で共有の資産を購入・保有する機会も増加し、各機関間での資産の移動貸借が頻繁に行われることが予想される。移動の都度、管理換の手続きを行う方法も考えられるが、管理主体の一元化による責任の明確化という観点から、管理主体は変更せずに、使用貸借という方式を取る方が適切と思われる。このような事態に対応するために、管理換の規定に加えて、県の機関内の貸借の規定を検討することが望まれる。

16 遊休不稼動建物等について(共通)

現在、使用状況が十分でない古い建物や施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

遊休状態にあるか、または十分に管理されていないと思われる以下の施設があった。

- ・本所：研修館建物
- ・前橋研究拠点：病害虫防除所建物、職員用グラウンド・テニスコート

また、前橋研究拠点東研究棟2階の一部を(社)県有機肥料協会と県食品産業協議会に、本館1階の一部を(社)県植物防疫協会に賃貸しているが、賃貸料は光熱水費相当額のみであり、十分な活用法であるのか、契約自体に問題がないのか検討する必要がある。

(改善策)

長期的展望も踏まえ建物、施設の効率的な活用方法をその存廃も含め検討すべきである。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-18頁)

17 前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について

展示されている過去の伝統的な農機具等の公開は不十分であり、検討が望まれる。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点の農業機械器具保管庫には、過去の伝統的な農機具等が展示され、開発途上国からの研修者や県民に公開されているが利用の頻度は少ない。

(改善策)

積極的な公開の方法を検討する必要がある。もし、展示に意義が見出せないようであれば、廃棄を検討するか、必要とする資料館等への移設、管理を検討することが望まれる。

18 前橋研究拠点の格納庫の保安対策について

前橋研究拠点の格納庫について、収納機械器具等の保安対策が不十分である。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点の格納庫にはシャッターがなく、チェーン張りのみである。盗難の心配だけでなく、幼児等の侵入による事故等も懸念される。

(改善策)

保安対策、例えばシャッターの設置等を検討すべきである。

19 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-19頁)

20 肥料の在庫たな卸について

肥料等について実地たな卸が実施されていないが、たな卸資産の使用実績管理の観点から、実地たな卸の手続きは欠かせないものである。

（現状及び問題点）

肥料等について実地たな卸が実施されていない事例がある。

（改善策）

たな卸資産については、実地たな卸を実施し、正確な使用量を把握管理するとともに、正確な財産の状況も把握すべきである。

21 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物や農薬取締法に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

（現状及び問題点）

農業技術センターは、試験や検査に使用するため、薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号、以下「毒劇法」という）及び農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

（1）毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 30 日群馬県保健福祉部長通知）により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。
 目の届く所に保管する。
 施錠する。
 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 漏えい、流出を防止する。
 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である農業技術センターは、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

（2）農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（平成 14 年 10 月 11 日条例第 54 号）で適正使用と管理を義務付けている。

- 内 容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。
 使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める他である。

これに対して、農業技術センターの管理上の問題点として以下の点が挙げられる。

問題点： 場内管理規程が作成されていない。

劇毒物管理簿の記帳が十分でない。

前橋研究拠点、農産加工グループでは、保存戸棚には鍵がなく、部屋の鍵が1本あるのみで、しかも、グループ員全員が鍵を扱える状況である。

また、本所生物工学グループでは、保存戸棚に鍵はあるが、鍵を保管しているキーボックスの鍵は、グループ員全員が扱える状況である。

(改善策)

早急に管理者の指定を含めて適切な管理がなされるよう、場内管理規程の作成、薬品管理簿の備え付け及び記録、現品確認の実施、施錠管理等改善されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-21頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

農業技術センターによれば以下のとおりである。

1 試験研究推進体制について

農業関係試験研究推進については、「農業技術推進会議」を設置し（設置者＝農業局長）、同体制における検討により研究課題設定、成果の普及等の施策を講じている。

組織及び構成…農業技術推進会議本会議

同 企画部会

同 専門部会（農業、蚕業、水産、畜産）

検討事項等

- ・試験研究の基本方向、推進方向について
- ・試験研究課題及び研究成果の普及に関すること
- ・試験研究運営の効率化に関すること
- ・その他、農業研究推進に関して必要な事項

2 試験研究課題化、課題評価手法について

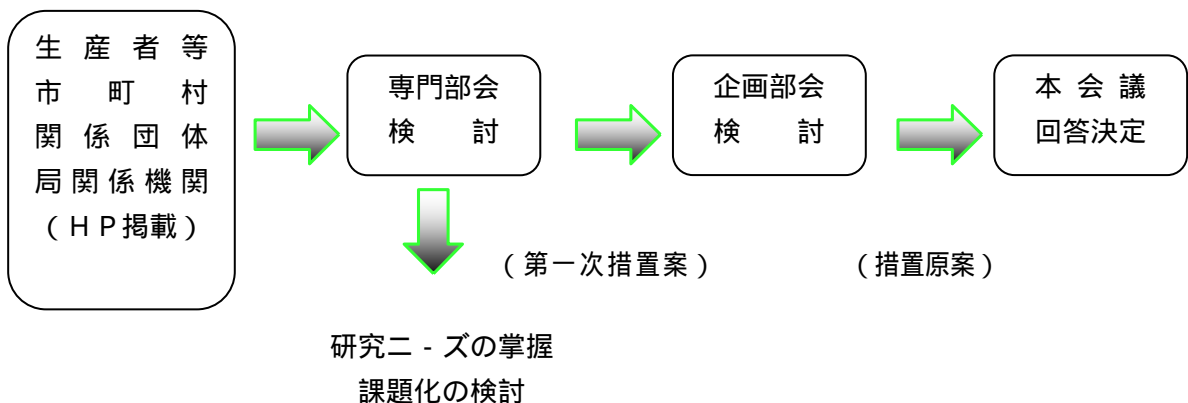
(1) 研究課題要望調査の実施

生産現地に対して、研究成果の迅速・効果的な移転を図るためには、現地ニ－ズを踏まえた研究課題の設定が重要であり、農政課では、毎年度、市町村、関係団体（農協等）及び局内地域機関を通じて生産者等に対して研究課題要望調査を実施している。

また、局内HPにも掲載し、一般県民からの要望を聴取できるシステムとしている。

なお、要望の回答については、農業技術推進会議体制による検討を行い、研究課題として採択する場合には（2）に記述する研究課題化と連動するシステムとしている。

「研究課題要望調査」



農政課により収集された研究課題要望については、各専門分野（農業・蚕業・水産・畜産）に分類、農業技術推進会議各専門部会に付議され、研究課題としての妥当性

について検討される。これは、第一次措置案として決定され、同企画部会に上程される。

第一次措置案を受けた企画部会では、各専門分野間調整の必要性の有無等を検討した後、措置原案として確定し、本会議へ付議する。

本会議では、この措置原案に基づき、最終の措置方針として決定する。

ここで、「採択」とされた課題については、新規研究課題又は現行課題の細課題として実施予定とされる。

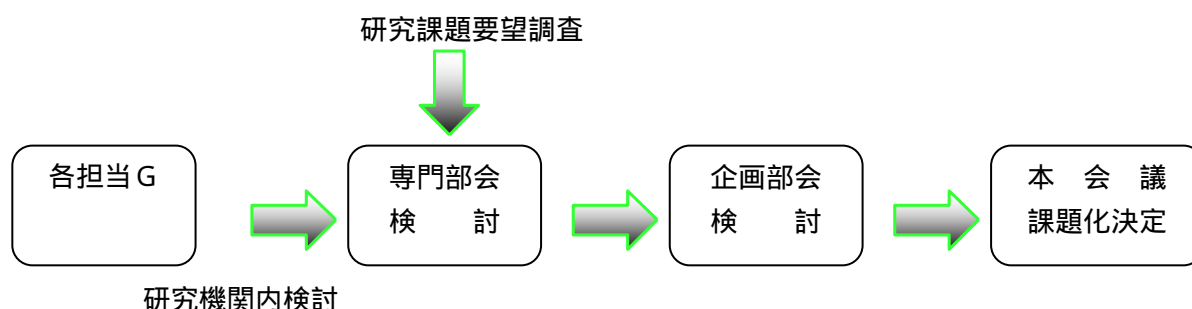
(2) 研究課題化

各研究機関における研究課題設定については、研究課題要望調査等に基づくニ・ズ型課題、また、研究機関（員）自らの発案によるシ・ズ型研究課題を設定している。

このため、農業技術推進会議では、研究課題要望調査に基づく課題とシ・ズ型の研究課題が検討されるとともに、研究機関を横断してのプロジェクト研究が協議される。

なお、研究機関が主要研究課題と設定されたものは、課題決定後、外部評価会の手続きを経ることとなる。

「研究課題設定」



(3) 研究課題評価手法

研究機関による主要研究課題等として位置付けられたものは、外部評価制度（事前・中間）の活用により、研究課題実施手法等の充実に努めている。

事前評価

研究課題実施に着手する初期段階で、研究から実用化までに解決すべき課題を可能な限り整理し、研究実施を円滑に行うことを目的とする。

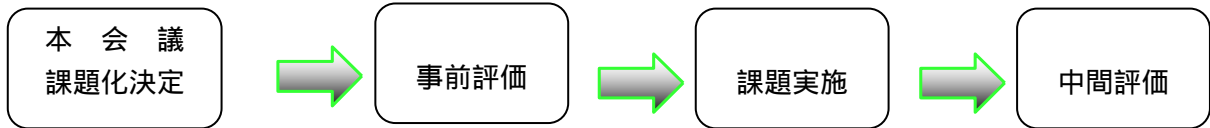
中間評価

研究の進捗状況を外部専門委員の評価を得、「関連研究との整合を確認し、研究の効率的な実施」、「研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組みとの連携を効率的に進めること」等を目的とする。

事後評価

同評価については、研究開発技術の現地における活用等、実用化段階の評価を目指すものとし、今年度より、研究機関と普及指導体制の連携が進められたことを受け、その実施方法等については現在検討準備中である。

「研究課題評価（主要研究）」



その他、独立行政法人との共同研究等で外部からの評価を得られる場面があれば活用する。

(4) 計画進捗状況調査

「農業研究基本計画」における研究課題の進捗状況を把握するため、毎年度末、進捗状況調査を実施している。

なお、平成 17 年度においては、この進捗状況等を踏まえ、新たな「農業研究基本計画」における研究重点目標設定の参考とした。

意見

2.2 外部評価委員による外部評価について(共通)

- (1) 研究の外部評価については「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」（以下「指針」という。）に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。
- (2) 研究が計画した内容で順調に推移していると農業技術センターが認めた研究については外部の委員による中間評価を省略している。
- (3) 指針によれば、試験研究の評価委員は 3 ～ 5 名程度を選任することになっているが、現実には評価委員を 2 名しか選任していないケースが散見される。

(現状及び問題点)

(1)について

研究の外部評価については「群馬県農業技術推進会議設置運営要綱」の中の「その他第 8 (3)」で「農業技術推進に係る要領等」の一つとして、「指針」が規定されている。

この「指針」には事前評価、中間評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていない。

(2)について

「指針」によれば研究の進捗状況を評価するために、原則として、事前評価した研究課題について、外部委員による研究の中間評価を行うとしている。しかし農業技術センターでは、費用対効果の観点から、研究が計画した内容で順調に推移している場合には、推進会議に諮って、中間評価を省略している。

(3)について

「指針」によれば研究課題の外部評価は「決定された課題ごとに試験研究機関の長が評価委員 3 ～ 5 名程度を選任して行なうものとする。」と規定している。しかしながら農業技術センターでは現在研究課題によっては、費用対効果の観点から、内容に応じて 2 名の外部委員による外部評価を実施している。

(改善策)

(1)について

研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であり、「指針」においても規定すべきものと思われる。

(2)について

「指針」では中間評価は「原則として行う」と規定していることから、義務規定ではないが、中間評価の意義は、研究の進捗状況の評価を得ることにより、「関連研究との整合を確認し、研究ロスを最小限にし、研究を効率的に進めること、研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組との連携を効率的に進める」こと等を目的としているのであるから、重要な手続きである。中間評価の省略を行う場合には、指針の趣旨に鑑み、合理的な理由の明示等慎重に対応することが望まれる。

(3)について

「指針」の趣旨に鑑み、広く外部に意見を求められるよう慎重に対応することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁)

23 外部評価委員の評価基準について(共通)

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁)

24 外部評価委員の評価書について(共通)

研究課題についての外部委員の評価書は、農業技術センターでは、外部評価の実効性を損なう恐れがあるので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

25 研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて

研究計画が数年に亘るものの場合、年度毎の具体的研究計画が記載されていないものがあるが、改善する必要がある。

(現状及び問題点)

農業技術センターの研究計画は数年に亘るものがあるが、年度研究実施計画を見ると年度毎の具体的研究計画、目標成果が記載されていないものが散見される。

(改善策)

年度毎の研究目的、成果目標、研究方法を具体的に計画し、年度毎に評価をすべきである。また、やむなく研究が数年に亘る場合、年度毎の具体的研究計画を明示すべきである。

26 種苗の取扱いについて

農業技術センターにおいては群馬県育成品種として品種登録している品種が相当数ある。種苗に関する規定である「海外優良種苗・遺伝資源導入事業関連の品種・系統等の取扱い要領」（平成7年4月1日策定）（以下「要領」という。）は、策定以来見直しがされていない。

（現状と問題点）

農業技術センターでは群馬県育成品種として品種登録されている品種が相当数ある。これは農業技術センターのこれまでの研究実績であり、高く評価されるべきものである。また同時にこれは群馬県民の財産として適切に管理保管されるべきものである。近年特に種子が国際間の戦略物資になっており、各国共に種子の管理には最新の注意を払っているところであるが、この見直しに取り組んでいない。

（改善策）

「要領」の内容を再検討することが望まれる。

27 研究成果の調査、分析について(共通)

基礎研究と応用研究（実用化研究）では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果1 - 24頁）

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

28 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 17 点・59,171 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年 度	受託先	受託事業収入
平成 14 年度	8 件	11,876 千円
平成 15 年度	10 件	19,763 千円
平成 16 年度	20 件	33,507 千円
合 計	38 件	65,147 千円

この 3 年間で件数、金額とも増加しているが、農業技術センターの規模から考えて必ずしも十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

29 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

30 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

(1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	90 人	42.0	1.9	10.6	5.4	18.0
行政職	9 人	50.4	1.8	0.9	28.0	30.6
技労職	18 人	45.5	2.0	19.3	1.9	23.2
平均		43.1	1.9	11.3	6.4	19.6

群馬県農業技術センターは平成 15 年に統合されたので当场の勤続年数が全員 2 年以下になっている。統合前の勤務年数は他試験場に含まれている。なお、上記の統合前の勤務年数を通算すると群馬県農業技術センターの平均勤続年数は 12.5 年になる。

(2) 新しい人事制度の主な取り組みは、以下のとおりである。

選考採用...選考採用は昭和 40、50 年代にはあったが、近年は平成 15 年度に 1 名選考採用で研究員になった例があった。

任期付研究員(3 年間)...平成 16 年度末現在 1 名(初採用)。独立行政法人産業総合研究所の研究員で特定テーマの専門家。今後研究業務の活性化が期待できる。

(3) 一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

農業に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 任期付研究員制度について

人事の滞留化によって、研究活動及び組織の活性化に支障をきたす恐れがある。研究課題の内容によって、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。なお、農業

技術センターでは「選考採用」の実績があるので、今後も活用されたい。

(3) 行政部門や他の研究機関との交流

農業技術センターは県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

3.1 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

3.2 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

農業技術センターにおける人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	779,641	770,659	724,191
	行政職	149,774	85,926	85,090
	現業職	138,706	138,832	131,860
	小 計	1,068,121	995,418	941,141
	嘱託職員	71,101	61,966	17,080
	臨時職員	31,667	25,493	58,131
	合 計	1,170,889	1,082,877	1,016,352
支出総額		1,484,176	1,377,406	1,246,661
支出総額に占める人件費割合		78.8%	78.6%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考えます。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	93	8,383	96	8,027	90	8,046
行 政 職	19	7,882	9	9,547	9	9,454
現 業 職	19	7,300	19	7,306	18	7,325
合 計	131	8,153	124	8,027	117	8,043

(注) 1 平成 14 年度から平成 15 年度にかけて行政職が 10 人減少している。これは病害虫防除所(行政機関)が統廃合されたことによる。

2 所長人件費については、平成 14 年度は研究職として、平成 15・16 年度は行政職(農業局参事)として集計されている。そのため行政職の平成 15・16 年度の平均人件費は高額になっている。

農業技術センターの業務内容は 調査研究業務、 依頼試験・検査業務及び 技術相談・民間普及業務であるが、従事時間を聞き取ったところ概ね 60%、25%、15%程度である。

これらの業務は、研究職員の管理下現業職員、嘱託・臨時職員を従事させて行っている。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 90 名、現業職員 18 名に対して、嘱託職員 7 名・臨時職員は 55 名の在職でその事務分掌は以下のとおりである。

職種	所属グループ等	職員数	業務内容
嘱託職員	総務グループ	1人	運転業務
	農産加工グループ	1人	研究補助
	発生予察グループ	1人	病害虫防除調査
	作物育種グループ	1人	圃場管理
	高冷地野菜研究センター	3人	圃場温室作物管理
臨時職員	総務グループ	2人	事務補助
	機械施設グループ	4人	農作業
	〃	4人	分析補助
	病害虫グループ	4人	農作業
	〃	1人	分析補助
	生物工学グループ	3人	農作業
	作物育種グループ	3人	〃
	園芸育種グループ	4人	〃
	作物グループ	4人	〃
	野菜グループ	7人	〃
	果樹グループ	9人	〃
	中山間園芸研究センター	3人	〃
	東部地域研究センター	3人	〃
	こんにゃく特産研究センター	4人	〃
合計		62人	

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

農業技術センター内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、品種育成、栽培業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁)

3.3 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁)

3.4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。作物の栽培など農業の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

3.5 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

3.6 組織統合に伴う研究業務等の効率化について

組織統合に伴う業務上の諸問題点につき、早急に解決することが必要である。

(現状及び問題点)

平成 15 年の組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター、病害虫防除所が農業技術センターに統合された。

統合の主なねらいは、研究を園芸分野（主に本所）に一層重点化すること、研究の効率化を図り、限られた人員と予算で効果的な研究を実施することである。

しかし、組織統合から日が浅いため、業務上の諸問題点が未解決になっている。

以下は農業技術センターからの聞き取りによる主な問題点の要点である。

(1) 普通作物研究（主に前橋研究拠点）と園芸作物研究（主に本所）を別々の場所で行っていることから、それぞれに関連する研究分野の研究者（土壌研究・病害虫・農業機械など）は、本所と前橋拠点を往来しなければならない非効率がある。

(2) 本県の水田農業を展望したとき、研究のあり方として、今まで以上に水田の多様な利用の検討が必要である。園芸作物等の普通作物以外の栽培研究との連携強化が重要であるが、これまで研究場所が離れていることなどから、十分な成果を上げていない。

(3) 作物栽培の研究が分散していることから、共通利用が可能な汎用性の農業機械（トラクターなど）や備品などを別々に保管・整備しなければならない。また、運搬に労力を要すること等から、ほとんど共通利用されていない。

(4) 農業技術センターは、研究の中心である栽培関係を「生産技術部」に位置付けて研究管理を実施している。園芸作物と普通作物の研究が別々の場所で行われていること

とから、日常的研究管理に非効率な面が見られる。

- (5) 書類の回議、グループ間や職員への連絡や調整等が非効率で、業務のスピードアップや危機管理機能も課題が多い。

(改善策)

組織統合から日が浅いため、上記のような諸問題点が未解決になっている。組織統合の趣旨を実現させるためにも、早急にこれらの問題を解決すべきである。

37 農産加工グループの業務内容について

農産加工グループについては、その研究内容は必ずしも先端的な技術を伴うものではなく、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われ、研究目標の明確化を図る必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 農産加工グループの業務内容

群馬県組織規則に「農作物の加工及び利用についての試験研究及び調査に関すること。」とあり、業務概要は、「県農産物の販売力を強化するための調査研究（農家等産地支援のための調査研究・分析及び地産地消を中心とした生産と流通販売の調査研究）」である。

(2) 経緯

もとは「群馬県農産加工指導センター」として主に農村における生活改善の一環としての業務であったが（当時は職員 10 人体制）、その後農業技術センターに統合され、現在農産加工グループとして 4 名が従事している。研究所は前橋研究拠点の旧群馬県農産加工指導センター建物内にある。

(3) 問題点

「地産地消」として農家及び農業団体に直売所や地域フェア等による起業の機会を与える、というのが主な狙いであるが、目的を達成したことで対象農業者の減少等により規模は縮小している。

研究内容は一部先端的な技術を伴うものもあるが、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われ、全体的には専門家による試験研究としては分析機器等の制約もあって不十分な面が見られる。

農産物の加工に関しては群馬産業技術センターでも同様の専門的研究を行っており、県の研究機関として重複業務になっていないかとの疑問が持たれる。農業技術センターの対象者は農家だが、群馬産業技術センターは食品業者であるとの意見もあるが、役割分担が明瞭でない部分もある。

(改善策)

農産加工グループについては、研究目標を明確にすることで、県の農業政策で担うべき役割を見直す必要があると思われる。

38 作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について

作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について、作業的業務に従事する人員をより有効的に活用するための検討が望まれる。

(現状及び問題点)

(1) 作物育種グループについて

群馬県行政組織規則では、普通作物の品種育成についての試験研究及び調査に関すること、普通作物の奨励品種に関すること、稲、麦及び大豆の原原種及び原種生産に関することと規定している。従事職員は研究職員4人、現業職員5人、嘱託1人及び臨時職員3人の計13人である(監査実施時)。

(2) 業務内容

上記は優良品種の米麦大豆種子を生産、配付することであり、前橋研究拠点の圃場で栽培している。売払い取引は米麦大豆振興協会を通じ農協に有償で支給している。

(3) 問題点

前橋研究拠点を視察した際の印象及び人員配置の状況から、米麦大豆種子生産(つまり研究以外の事業)に、相当な労働力を投入しているように感じる。

(改善策)

限られた人的資源を有効に活用するには、種子の生産や配布などにおける作業的業務は外部委託をするなどの工夫が必要と思われる。

39 高冷地野菜研究センターの研究業務について

高冷地野菜研究センターの研究業務は、キャベツに関する病虫害防除対策、品種育成及びその肥料に関する研究課題が主要なものであるが、キャベツ以外の野菜の研究も少ない状況にあり、見直しが求められる。

(現状及び問題点)

高冷地野菜研究センターの研究課題の大半はキャベツに関する研究である。キャベツ以外で研究対象としている野菜として主要なものはベニバナインゲン程度である。また、冬季は11月の中旬から3月頃まで雪に覆われていることから、冬季の研究の遂行は難しい状況にあり、現状は残念ながら広大な高冷地野菜研究センターの効果的な利用がなされているとは言い難い状況である。

(改善策)

高冷地栽培に適する野菜はキャベツだけではないものと思われる。キャベツ以外の野菜の研究を進めるとともに、雪で実証研究が出来ない冬季の対策を検討すべきである。

40 行政コスト計算書の活用について(共通)

農業技術センターの運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	1,233,071	74.0	1,139,606	74.0	1,065,233	74.5
人件費	1,170,889		1,082,877		1,016,352	
退職給付費用	62,181		56,728		48,881	
ものにかかるコスト	399,513	24.0	370,616	24.0	336,482	23.5
物件費	11,575		6,543		1,716	
維持修繕費	234,812		215,894		194,551	
減価償却費	120,691		119,950		117,475	
委託費	32,434		28,228		22,738	
移転的なコスト	1,859	0.1	984	0.1	1,080	0.1
その他のコスト	32,180	1.9	29,737	1.9	26,592	1.9
公債費(利息支払)	28,330		25,887		22,967	
土地機会費用	3,850		3,850		3,624	
行政コスト総額	1,666,625	100.0	1,540,945	100.0	1,429,389	100.0
収入計	87,501		102,608		78,632	
行政コストの純額	1,579,123		1,438,336		1,350,756	
研究職員数(人)	93		96		90	
研究職員1人当たりコスト	16,979		14,982		15,008	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	778		708		665	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	1,666,625	1,540,945	1,429,389
機関現金支出額	1,484,176	1,377,406	1,246,661
差 額	182,449	163,539	182,728

(注) 機関現金支出額は4-14頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

農業技術センターの行政コスト総額は、3年間で16億円台から14億円台に減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、1億6千万円から1億8千万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費（利息支払）である。

（行政コスト計算書試算の前提条件）

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含 ま れ る 項 目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

（1）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

（2）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和52年5月1日訓令乙第4号）による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの）について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号（昭和27年総理府令第73号）を参考にした。

（3）公債費（利息支払）

農業技術センターの施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上してある。

（4）土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に1年定期預金の全国平均利率0.032%（日本銀行発表「金融市況」の平成17年7月現在の利率による）を乗じた金額を計上した。

（5）県庁管理費の計算

県庁（農業局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、農業技術センター以外の所属で調定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

41 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

農業技術センターの研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		農業技術センター
研究課題		フキ新品種「春いぶき(仮称)」の特性
予算区分		県単独
研究期間		平成 14 年度～平成 16 年度
研究に従事した人数		1 人
当該研究のために取得した資産		なし
人件費	直接	7,034 千円
	間接	706 千円
経費	直接	1,109 千円
	間接	1,258 千円
減価償却費		727 千円
支払利息		155 千円
合計		10,992 千円
研究の目的		群馬県内では、在来「水ブキ」の栽培が昭和 31 年から始まり、現在、中山間地域を中心に約 150ha で行われている。 フキ栽培では葉柄を中心に収穫するが、最近では、山菜ブームにより、トウ(花穂)の需要が増しており、収穫量の多い品種の育成が望まれている。 そこで、この目的にかなう新品種を育成する。
研究の成果		「春いぶき(仮)」は、困難とされていたフキ栽培種の交雑に国内で初めて成功し、育成した品種である。本品種は、県内在来種「水ブキ」に比べ、トウの収穫量が極めて多く、品質においても優れ、収穫期間が長い特性を有する。

研究成果の公表手段	群馬県内関係機関・生産者への情報提供 ホームページ等への掲載 学会口頭発表 学会誌への掲載
研究結果の普及活動	群馬県利根郡昭和村においてフキ新品種「春いぶき」を委託増殖中であり、来年の春に種株を配布する予定である。 県の中山間地域を中心に 50ha 程度の普及を見込む。

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

農業技術センターでは、平成 16 年度上半期迄は、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

所長、副所長、総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の 5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

4.2 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

研究成果の普及に関しては、直接的には各県民局の農業事務所内にある普及指導部門が主に行っており、農業技術センターは研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。

平成 16 年度の「実用化できる研究成果数（技術移転数）」は 37 件であり、うち農家に移しうる技術は 18 件、普及指導員に提供した資料は 19 件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、農業技術センター研究報告及び実用書等技術解説等の発表論文数は 79 件に及んでいる。また、出願品種数は 5 件であった。

これらの活動は平成 15 年度に設置した「地域共同開発室・企画情報グループ」が主体となって実施しており、農業技術センターでも重点項目にしている点は評価される。

ただ、インターネットを利用した研究成果の迅速な公表という点に関し、改善の余地があると思われる。

（改善策）

群馬県農業政策推進の基本として策定された「食と農の群馬新世紀プラン」（平成 13 年 3 月発行、平成 16 年 3 月「補強版」発行）の中の「農業政策 技術の開発・普及」で「...試験研究機関や関係団体と連携し、現地実証試験やインターネット等情報発信機能の活用により、研究成果の迅速な普及を図ります。」とされており、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は、農業技術センターの課題として、県内農業者が不利益を被らないよう情報を精査した上で活用を検討されたい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

4.3 県立 8 試験研究機関の連携強化について（共通）

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

（現状及び問題点）

県には 8 試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他都道府県、大学、民間でも同様の研究を行っている。その中で農業技術センターの各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共同研究	国・独立行政法人	3 件	5 件	10 件
	民間	4 件	6 件	8 件
受託研究	国・独立行政法人			1 件
	民間	5 件	5 件	10 件
連携研究	県立 8 試験研究機関	2 件	2 件	2 件
合 計		14 件	18 件	31 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。また、農業技術センターでは「地域共同開発室・企画情報グループ」を設置し、県内外の研究機関、大学・民間企業との連携促進及び外部との共同研究の企画・調整を図っていることは評価でき、他の研究機関との連携関係には努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

（改善策）

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分かなり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが見られた。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。農業技術センターでも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながるとと思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

4.4 農業技術センターの今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で農業技術センターの今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

農業技術センターに現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 農業研究の方向について

農業研究は農業現場の課題やニーズに対応した研究体制と研究推進が必要である。研究開発の内容は、食の安全や環境負荷に配慮した栽培技術の確立が求められ、また、その生産物は消費者・実需者から商品として評価される必要がある。今日、求められる農業研究は、単に栽培技術だけでなく、高付加価値化や流通販売まで包含した体系化・総合化された技術として確立していく必要があり、そうでないと農業経営の現場での効果的利用が難しい。

(2) 研究領域別の研究方向について

園芸研究の推進方向(現状では本所)

群馬県農業の中で、園芸農業のウエイトが高まっているが、園芸は品目が多く、技術開発において、関連する周辺研究が多くなっている。また、開発技術が農業現場で利用されるためには、体系化・総合化が重要になっていることから、園芸研究に関しては研究ニーズが山積しており、強化して取り組むべき分野である。

普通作物研究の推進方向(現状では前橋研究拠点)

群馬県の水田は二毛作体系に特色があり、食料供給の重要な生産基盤である水田機能を維持することが大きな課題である。今後、水田利用の多様化の研究強化が必要であり、園芸作物や飼料作物と組み合わせた水田農業、園芸や畜産との複合経営の展開など、地域農業の視点に立った総合研究を進める必要がある。

農産加工研究の推進方向(現状では前橋研究拠点)

梅やこんにゃくなど加工原料となる本県農産物は付加価値を高める商品開発が求められている。また、この開発された製品が商品として市場で流通するまでには、その製品の製造や販売など様々な要素が関連し、こうしたノウハウや製造施設を有する民間等との連携を強化する必要がある。

横系(共通的)研究分野の推進方向

ア 経営流通研究(現状では本所)

産地育成や直売所の経営などにおいてマーケティングが重要であり、それぞれの経営体の経営管理の重要性が増している。また、新品種育成や新技術等の開発においては、市場性の評価が不可欠で、経営流通研究の役割は増していることから、こうした領域を強化していく必要がある。

イ 機械施設研究（現状では前橋拠点）

機械施設研究は、すでに園芸部門にシフトしているが、今後、特に施設園芸の栽培研究と一体になって省力化や快適化等の技術開発、開発した技術等の作業時間・作業性などの評価を進め、現地適応性を高めた技術として体系化していく必要がある。

ウ 土壌環境研究（現状では前橋拠点）

環境に優しい農業技術の開発は、すべてに共通する課題となっている。安全な農産物の生産と環境負荷の少ない土壌環境のための研究などが重要になっていることから、作物（普通作物・園芸作物）と関連した資源循環型土壌環境研究を強化していく必要がある。

エ 病害虫研究（含む発生予察研究：現状では本所と前橋拠点）

本県の農産物は多品目であり、食の安全安心等に関する研究ニーズも多様である。食の安全安心や環境問題等から、農薬を出来るだけ減じた栽培が強く求められている。このため、農薬の使用を減らす農業技術の開発を強化していかなければならない。

（問題点）

農業技術センターから得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

（改善策）

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で農業技術センターの今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

農業技術センターは県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。農業技術センターの場合にも、事後評価について外部評価の視点が欠落しているため、改善する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

第 5

群馬県畜産試験場

目 次

概要

1	所在地.....	5 - 3
2	沿革.....	5 - 3
3	設置等根拠.....	5 - 3
4	業務概要.....	5 - 4
5	施設の概要.....	5 - 5
6	組織.....	5 - 6
7	平成16年度の主な事業内容.....	5 - 7
8	試験研究について.....	5 - 7
9	収入・支出の状況.....	5 - 9
10	全国の農業（畜産）系都道府県立試験研究機関の状況.....	5 - 11
11	群馬県の農業政策（畜産分野）及び畜産試験場の位置付けと特徴.....	5 - 12
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	5 - 13

実地監査年月日

実地監査年月日.....	5 - 14
--------------	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....	5 - 14
(意見)	
1 指名人選定の方法について.....	5 - 14
2 予定価格と応札価格との乖離について.....	5 - 16
3 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について（共通）.....	5 - 16
4 予定価格と落札価格の一致事例について.....	5 - 18

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....	5 - 19
(監査結果・指摘事項)	
5 必要がなくなった物品について（共通）.....	5 - 19
(意見)	
6 備品の購入について（共通）.....	5 - 20
7 機器利用状況の把握について（共通）.....	5 - 21
8 遊休不稼働建物等について（共通）.....	5 - 22
9 火災共済付保状況について（共通）.....	5 - 23
10 薬品等の管理状況について（共通）.....	5 - 23

(利用者に必要な金額を負担させているか)

(意見)

- 1 1 種豚の払下げ価格について..... 5 - 25
- 1 2 和牛受精卵の払下げ価格について..... 5 - 25

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)..... 5 - 27

(意見)

- 1 3 外部評価委員による外部評価について(共通)..... 5 - 29
- 1 4 外部評価委員の評価基準について(共通)..... 5 - 29
- 1 5 外部評価委員の評価書について(共通)..... 5 - 29
- 1 6 農業推進会議専門部会について..... 5 - 29
- 1 7 吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について..... 5 - 30
- 1 8 研究成果の調査、分析について(共通)..... 5 - 30

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

- 1 9 外部資金の導入について(共通)..... 5 - 31
- 2 0 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)..... 5 - 31
- 2 1 人事面の施策について(共通)..... 5 - 32
- 2 2 研究職員の育成について(共通)..... 5 - 32
- 2 3 業務の効率化の追求について(共通)..... 5 - 33
- 2 4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)..... 5 - 34
- 2 5 光熱水費節減について(共通)..... 5 - 34
- 2 6 行政コスト計算書の活用について(共通)..... 5 - 35
- 2 7 研究課題別原価計算について(共通)..... 5 - 37
- 2 8 研究成果の普及について(共通)..... 5 - 39
- 2 9 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通)..... 5 - 39
- 3 0 畜産試験場の今後のあり方について(共通)..... 5 - 41

群馬県畜産試験場

概要

1 所在地

【本 場】勢多郡富士見村大字小暮 2425 番地
 【吾妻肉牛繁殖センター】吾妻郡吾妻町大字厚田1986番地 4

2 沿革

明治31年 群馬県農事試験場（前橋市岩神町）で家畜の飼育を開始。
 明治34年 農事試験場を前橋市前代田町に移転。
 明治38年 農事試験場畜産部発足。
 大正9年4月 群馬県種畜場として独立。種牡牛馬の購入貸付業務と試験研究に着手。
 大正11年11月 現在地の勢多郡富士見村に移転。牛、馬、山羊の飼養、改良増殖、配布並びに技術指導等、種畜場として本格的に事業を開始。
 昭和5年 めん羊に関する業務を開始。
 昭和12年 兔に関する業務を開始。
 昭和37年4月 種畜場を群馬県畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）と改称し、内部組織を6課制として畜産に関する試験研究と家畜改良繁殖を主な業務として事業を開始。
 昭和39年 畜産後継者及び指導者養成のため、畜産研修所を設置。
 昭和45年8月 内部組織を2部7課制とし、環境課を新設。
 昭和55年4月 事務部が新設され3部7課制となる。
 昭和58年4月 組織改編により農業総合試験場体制のもとに組織改正され2部5課制となり、環境課が農業総合試験場に統轄され畜産分室となる。
 平成元年4月 受精卵移植課及び吾妻肉牛分場が新設され2部6課1分場となる。
 平成6年4月 農業総合試験場体制が改編され畜産試験場として独立。4部7課1分場となる。
 平成11年10月 畜試再編整備計画により本館・総合実験棟及び畜舎の建設に着手。
 平成15年4月 組織改正により部課制から8グループ1センター体制となる。

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、畜産試験場の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第三十六款 畜産試験場

（業務）

第百十一条 畜産試験場は、畜産の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 家畜飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 家畜の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。

- 三 飼料作物の栽培、利用及び飼料についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 畜産環境の保全並びに草地及び飼料作物の土壌肥料及び病虫害についての試験研究及び調査に関すること。
- 五 種畜、種鶏、家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の生産及び配布に関すること。
- 六 肉牛繁殖施設の管理及び運営に関すること。
- 七 畜産試験場研究生に関すること。
- 八 地域共同開発の推進に関すること。
- 九 その他家畜関係の試験研究、調査及び指導に関すること。
- 十 家畜衛生研究所に係る予算の執行に関すること。

4 業務概要

畜産試験場は、各種計画等に基づき生産から消費までの動向に注視しながら、消費者・生産者のニーズにあった畜産物の高品質・低コスト生産技術開発、先端技術を取り入れた育種改良、環境保全の研究等を総合的に進めるため、次の業務を実施している。

なお、試験研究がより現場に密着したものとなるよう、平成16年度からは全ての個別研究課題について事前検討、中間検討、事後検討及び事後評価を実施する体制とした。

(1) 試験研究

試験研究では、地域密着型研究を基本に、先端技術による省力・低コスト化技術の開発、群馬ブランド化を支援する育種研究(供給を含む)と高付加価値化技術の開発、安全・安心・美味しい畜産物生産技術の開発、家畜排せつ物の再資源化と環境保全技術の開発、開発技術の経営評価と畜産経営支援システム、これらを基本方針に定めている。

具体的分野は、家畜飼養管理、家畜の改良及び繁殖、飼料作物の栽培・利用、畜産環境保全等に関する試験研究等であり、研究成果については広く情報提供している。

(2) 生産物の配布と分析業務

生産現場からの要望が強く、また、生産基盤の強化に繋がる生産物、特に新技術を駆使することによる成果物、貴重な育種改良資源などについて供給しており、牛受精卵、豚人工授精用精液、種畜、種鶏等の配布及び飼料分析を実施している。

(3) 研修指導

家畜人工授精師養成講習会、家畜体内受精卵移植講習会、家畜商講習会、農林大学校、その他講習会講師、各種共進会審査員、その他関連技術相談へ対応している。

(4) 施設の開放とイベント参加

畜産技術の拠点とするため、畜産関係団体会議、研修会等の開催について会場を提供するとともに、関係者等の視察の受入れ等をはじめ、試験場公開日の設置、一般県民の随時視察受入れ(子供たちのお絵かき会など)、各種ふれあいイベント(場外)等への対応により開かれた試験場への定着を目指している。

5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要 (平成17年3月31日現在) (単位: m²)

箇所	土地			建物
	区分	地目	実測面積	実測延面積
本場	公用	敷地	248,995	21,304
		畑	418,800	
		山林	47,235	
	計	715,031		
吾妻肉牛繁殖センター	公用	牧場	443,987	3,050
	借受	牧場	127,933	
		その他	1,933	
	計	573,853		
富士見県有地	公用	敷地	13,972	
合計			1,302,856	24,354

(注) 富士見県有地は、富士見村立白川小学校の敷地として有償で貸し付けているものである。

(2) 主な施設 (平成17年3月31日現在)

エリア名	施設等名称
本館	本館・総合実験棟(2,585.31m ²)、研修棟(311.35m ²)、倉庫(55.00m ²)
大家畜研究	搾乳牛舎(1851.63m ²)、肉牛舎(947.70m ²)、受精卵採取棟(171.00m ²)、供卵牛舎(317.16m ²)、育成牛舎(216.76m ²)、庇陰舎(15.00m ²)
養豚研究	種雄豚舎(616.68m ²)、繁殖豚舎(847.71m ²)、育成豚舎(740.88m ²)、検定豚舎(550.80m ²)、試験豚舎(484.38m ²)、
養鶏研究	成鶏舎(531.06m ²)、種鶏舎(349.92m ²)、肉用鶏舎(141.75m ²)、ふ卵舎(259.00m ²)、育雛舎(696.60m ²)
環境研究	糞尿処理実験棟(153.25m ²)、臭気実験棟(72.90m ²) 1
飼料研究	飼料作物棟(252.00m ²)、農機具格納庫(955.20m ²)、給油施設(65.00m ²) 2
クリーンセンター	堆肥舎(432.00m ²)、発酵施設(620.00m ²) 3、乾燥施設(500.50m ²)、汚水処理施設(63.90m ²)
吾妻肉牛繁殖センター	監視舎(91.74m ²)、動物舎(2,203.14m ²)、倉庫・物置(264.62m ²)

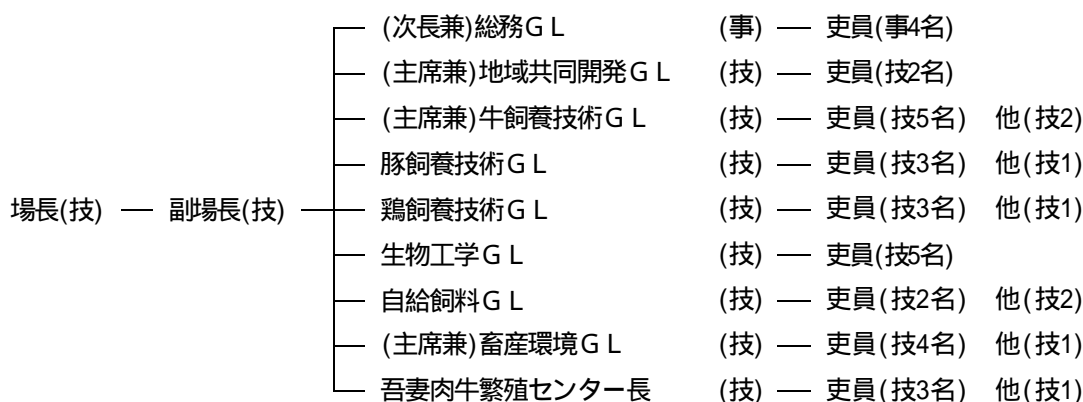
1 「臭気実験棟」：簡易ビニールハウス造りのため工作物に分類。

2 「給油施設」：工作物に分類。

3 「発酵施設」：(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センターの管理施設のため公有財産管理台帳に登載されていない。

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 場の企画運営に関すること。
- 3 家畜衛生研究所に係る予算の執行及び地方職員共済組合に関すること。

地域共同開発グループ

- 1 試験研究の調整及び進行管理に関すること。
- 2 研究成果の実証及び普及技術の確立に関すること。
- 3 畜産技術情報の収集及び広報に関すること。
- 4 地域共同研究の推進及び地域研究員に関すること。
- 5 農業者等の技術相談に関すること。

牛飼養技術グループ

- 1 乳牛及び肉牛等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。

豚飼養技術グループ

- 1 豚の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 豚の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 豚の能力検定に関すること。
- 4 種豚及び豚の人工授精用精液の生産及び配布に関すること。

鶏飼養技術グループ

- 1 鶏の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 鶏の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 鶏の能力検定に関すること。
- 4 種鶏及び種卵の生産及び配布に関すること。

生物工学グループ

- 1 乳牛及び肉牛等の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 受精卵移植技術及びその周辺技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 受精卵の生産及び配布に関すること。

自給飼料グループ

- 1 飼料作物の品種育成、栽培及び利用についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 草地についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 飼料作物及び草地に係る機械利用、土壌肥料及び病害虫についての試験研究及び調査に関すること。

畜産環境グループ

- 1 畜産環境の保全についての試験研究及び調査に関すること。

吾妻肉牛繁殖センター

- 1 肉牛繁殖施設の管理及び運営に関すること。
- 2 黒毛和種についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 黒毛和種の受精卵並びに子牛の生産及び供給に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	29	29	29	28	28
行 政 職	4	4	4	5	5
技 労 職	22	21	20	20	17
嘱 託	19	20	20	21	20
臨 時 職 員	7	9	8	9	9
合 計	81	83	81	83	79

（注） 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度末現在なし。

7 平成16年度の主な事業内容

平成14年度から平成16年度において、次の主要研究を開始し取り組んでいる。

動物質飼料を用いない高泌乳牛の飼養管理技術の開発【予算額22,754千円】

B L U P法アニマルモデルによる遺伝的能力評価法を用いた種豚の選抜【予算額9,088千円】

生物工学的手法による牛卵子の高度利用【予算額2,614千円】

省力低コストで高品質な堆肥を製造する技術及び堆肥活用技術の開発【予算額2,643千円】

8 試験研究について**(1) 平成16年度の主な試験研究課題**（全22課題）（単位：千円）

	試験研究課題	期 間	担当部署	予算
1	動物質飼料を用いない高泌乳牛の飼養管理技術の開発	平15～17年	牛飼養技術G	22,754
2	肥育期間短縮のための飼養管理技術の確立	平14～17年	〃	4,031
3	黒毛和種去勢牛における効率的粗飼料給与技術の確立	平13～16年	〃	7,336
4	B L U P法アニマルモデルによる遺伝的能力評価法を用いた種豚の選抜	平16～20年	豚飼養技術G	9,088
5	豚肉の資質及び品質の向上	平15～17年	〃	1,978
6	豚糞中の環境負荷物質低減化に伴う飼養管理技術の開発	平15～16年	〃	2,056

	試験研究課題	期 間	担当部署	予算
7	鶏の経済能力検定	各 年 次	鶏飼養技術 G	4,963
8	養鶏における栄養摂取調整を中心とした効率的な生産技術	平14～17年	〃	852
9	特殊鶏の作出と飼養管理	平15～18年	〃	2,652
10	生物工学的的手法による牛卵子の高度利用（新）	平16～20年	生 物 工 学 G	2,614
11	飼料作物奨励品種決定調査	各 年 次	自 給 飼 料 G	250
12	牧草系統適応性検定試験	各 年 次	〃	250
13	シバ型草地造成と利用（新）	平16～20年	〃	951
14	土壌を利用した簡易低コスト尿污水处理法の能力向上と適用拡大	平15～17年	畜 産 環 境 G	881
15	発酵装置向けの簡易低コスト脱臭装置の開発と臭気調査方法の検討	平15～18年	〃	501
16	高品質な堆肥を製造する装置の開発	平13～16年	〃	3,000
17	簡易低コスト家畜排せつ物処理施設開発普及促進事業	平12～16年	〃	2,856
18	肉用牛（黒毛和種）繁殖基礎牛の後代検定試験	各 年 次	吾妻肉牛繁殖 C	19,932
19	省力低コストで高品質な堆肥を製造する技術および堆肥活用技術の開発[プロジェクト]	平14～16年	畜 産 環 境 G	2,643
20	飼料イネの生産・利用による高品質畜産物生産技術の開発[プロジェクト]	平15～17年	牛飼養技術 G	2,471

(2) 最近の主な研究成果（平成16年度）

実用化できた研究成果数（技術移転数）	9 件
普及に移しうる技術（農家に移しうる技術）	8 件
（普及指導員資料）	1 件

広 報

・ 畜産試験場業務年報	250部	発行
・ 畜産試験場研究報告	300部	発行
・ 「畜試だより」	100部	発行（年2回）
・ 農業関係試験場合同広報誌「ぐんま農業研究ニュース」	4600部	発行（年4回）

研究等の発表事項 57件

・ 研究成果発表	12件
・ 研究報告	15件
・ 学会発表等	7 件
・ 書籍・雑誌等による技術解説	17件
・ マスコミ（新聞）発表	6 件

特許の状況・数（平成16年度）

・ 平成16年度特許出願件数	1 件
・ 平成16年度末特許保有件数	6 件

技術指導

- ・ 家畜人口受精師講習会 受講者27名
- ・ 家畜体内受精卵移植講習会 " 14名
- ・ 家畜商講習会 " 21名
- ・ 出前講座 2件受講者220名
- ・ その他の技術指導 76件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節 区 分		平 12 年度	平 13 年度	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度	備 考
収 入	農政関係使用料	263	269	274	241	242	
	財産運用収入	1,610	1,851	1,851	1,851	2,129	
	物品売払収入	19,918	28,230	35,516	26,601	20,417	廃用試験畜の販売
	生産物売払収入	66,933	63,677	79,490	79,784	86,028	(注)2
	受託事業収入	12,191	6,285	6,908	7,356	10,077	
	雑 入	131	245	268	269	251	
	国庫補助金	2,075	1,974	2,659	1,078	874	
	合 計	103,122	102,532	126,967	117,181	120,020	
支 出	報 酬	27,195	28,911	30,233	29,919	28,150	嘱託報酬
	給 料	233,854	228,526	221,997	221,123	208,046	職員給料
	職 員 手 当 等	142,233	134,992	126,085	124,347	118,103	期末勤勉手当他
	共 済 費	78,343	76,455	72,448	70,161	65,843	共済費負担金
	賃 金	9,475	9,737	10,276	10,354	8,235	臨時職員賃金
	報 償 費	4,856	4,491	4,454	4,039	3,339	嘱託賞与等
	旅 費	6,328	7,018	5,244	3,426	2,782	会議・研修会・学会等
	交 際 費	6	13	16		8	
	需 用 費	154,362	157,884	156,641	144,509	128,881	(注)3
	役 務 費	10,306	12,427	10,987	11,438	11,458	家畜等販売手数料他
	委 託 料	4,965	5,039	5,858	6,141	5,522	(注)4
	使用料・賃借料	1,958	2,105	2,187	2,055	2,057	借地料等
	工 事 請 負 費	16,775	1,305	2,940	2,415	14,597	施設関連工事
	原 材 料 費	4,387	6,490	4,991	4,261	3,256	試験用資材等
	備 品 購 入 費	40,193	17,281	9,660	4,974	11,206	試験研究用備品等
	負担金・補助交付金	1,840	1,982	1,868	1,914	2,295	水利組合負担金他
	公 課 費	498	530	517	479	441	自動車重量税
合 計	737,581	695,193	666,408	641,562	614,227		
収支差額		634,459	592,661	539,441	524,381	494,207	

(注)1 本表は畜産試験場の決算に、関係課における畜産試験場に係る執行分を加えている。

2 生産物売払収入は、牛乳、鶏卵、子豚、豚人工授精用精液及び牛受精卵等の販売額である。

群馬県畜産試験場

- 3 需用費は、飼料費、消耗品費、光熱水費、医薬材料費、修繕費及び燃料費等である。
- 4 委託料は、清掃、排水処理、電気保安全管理、電話交換機保守及び機器保守点検等である。

(2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。 (単位：千円、%)

節 区 分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人 件 費	報 酬	30,233		29,919		28,114	
	給 料	221,997		221,123		208,046	
	職 員 手 当 等	126,085		124,347		118,103	
	共 済 費	72,448		70,161		65,843	
	賃 金	10,276		10,354		8,235	
	小 計	461,042	69.1	455,907	71.0	428,344	69.7
運 営 費	報 償 費	3,942		3,654		3,375	
	旅 費	686		542		494	
	交 際 費	16				8	
	需 用 費	29,263		29,089		26,416	
	役 務 費	2,975		3,975		5,096	
	委 託 料	5,858		5,977		5,430	
	使 用 料 賃 料	2,045		2,055		2,057	
	負 担 金	1,227		1,412		1,620	
	公 課 費	517		479		441	
	小 計	46,530	6.9	47,185	7.3	44,939	7.3
試 験 研 究 費	報 償 費	512		385			
	旅 費	4,557		2,883		2,287	
	需 用 費	127,378		115,420		102,465	
	役 務 費	8,012		7,463		6,362	
	委 託 料			164		92	
	使 用 料 賃 料	142					
	工 事 請 負 費	2,940		2,415		14,597	
	原 材 料 費	4,991		4,261		3,256	
	備 品 購 入 費	9,660		4,974		11,206	
	負 担 金	641		502		675	
	小 計	158,836	23.8	138,470	21.5	140,942	22.9
合 計		666,408	100.0	641,562	100.0	614,227	100.0
備品購入費除く研究費		149,175	22.3	133,495	20.8	129,736	21.1
研 究 者 数		29 人		28 人		28 人	
研究者 1 人当たり研究費		5,143		4,767		4,633	

10 全国の農業(畜産)系都道府県立試験研究機関の状況

畜産産出額が多い順

順位	県名	畜産算出額 億円	試験研究機関(畜産関係)			予算額(百万円)				
			機関数	職員数	研究員	総額	人件費	研究費	施設費	その他
1	北海道	4,820	2	228	91	6,547	1,599	448	3,704	795
2	鹿児島	2,146	1	83	36	697	0	359	10	327
3	宮崎	1,672	2	70	26	891	481	39	212	158
4	岩手	1,304								
5	茨城	930	4	94	33	921	725	120	4	71
6	千葉	884	1	155	45	1,619	1,339	88	5	186
7	群馬	833	1	53	26	664	466	143	7	47
8	栃木	820	2	81	29	721	512	86	32	89
9	熊本	801								
10	愛知	718								
11	青森	624	1	106	30	1,210	882	192	27	108
12	宮城	616	1	48	22	561	372	54	4	130
13	福島	506	2	87	34	647	454	14	16	161
14	兵庫	489								
15	新潟	431	1	38	7	392	276	57	9	48
16	静岡	405	2	71	25	881	613	135	3	128
17	大分	400	1	73	29	976	642	243	14	75
18	岐阜	391	1	62	27	838	435	158	72	171
19	長崎	385	1	46		450				
20	岡山	384	1	70	27	893	562	98	0	233
21	福岡	360								
22	沖縄	359	1	39	20	542	284	100	23	133
23	広島	329	1	68	15	641	466	62	0	113
24	山形	323	2	60	21	669	491	83	2	90
25	長野	316	1	56	23	556	411	76	0	68
26	三重	305	1	39	13	352	277	32	5	37
27	埼玉	296								
28	徳島	289	1	36	19	536	314	124	11	86
29	愛媛	289	2	41	21	453	293	77	7	74
30	佐賀	272	1	48	16	495	308	57	1	127
31	秋田	262	1	72	23	853	632	29	25	164
32	香川	254	1	37	14	443	329	49	0	63
33	山口	211	1	68	22	742	525	134	0	82
34	鳥取	207	2	51	30	1,043	435	173	6	62
35	神奈川	194	1	45	14	581	357	169	17	38
36	島根	184	1	31	17	390	226	100	4	57
37	滋賀	115	1	47	14	546	400	45	7	93
38	京都	114	2	57	43	714	552	33	20	107
39	石川	100	1	86	46	1,118	779	103	35	199
40	山梨	81	2	34	13	480	275	89	2	111
41	富山	80	1	31	19	289	245	28	0	16
42	高知	78	1	41	17	444	327	33	0	83
43	奈良	77	1	36	16	458	333	19	0	105

群馬県畜産試験場

順位	県名	畜産算出額 億円	試験研究機関（畜産関係）			予算額（百万円）				
			機関数	職員数	研究員	総額	人件費	研究費	施設費	その他
44	和歌山	53	2	36	28	377	302	52	5	16
45	福井	40	1	26	19	261	183	28	0	48
46	大阪	33								
47	東京	25	1	44	17	545	386	56	7	95

総合センターとなっているため、畜産部門の区分が不明

（注）1 上記資料は、畜産産出額は「第79次農林水産省統計表」（平成17年3月）（データは平成15年度の数値）から、機関数、職員数、予算額は「平成15年度農林水産関係試験研究機関基礎調査報告書」から作成したものである。

2 数値の判明しないものは空欄にしてある。

3 5-7頁の「最近5カ年の職員数の推移」表とは一致していないが、資料のまま掲載。

11 群馬県の農業政策(畜産分野)及び畜産試験場の位置付けと特徴

以下は、畜産試験場からの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の農業(畜産分野)について

- ・群馬県は、全国で有数な畜産県である。
- ・畜産農家戸数は2,694戸で、飼養頭羽数で見ると、豚が全国第4位（61万頭）、乳用牛が第6位（4万7千頭）、採卵鶏が9位（597万羽）である（平成16年2月現在）。
- ・農業算出額2,210億円のうち、畜産の占める割合は832億円（37.7%）である（平成15年2月現在）。
- ・主な飼養地域は、各畜種とも、前橋市を中心とする赤城南麓であり、次いで、吾妻地域となっている。

(2) 群馬県の畜産施策について

群馬県の畜産は、恵まれた生産条件や需要の拡大を背景に順調な発展を続け、本県農業の基幹部門に成長してきたが、畜産物需給構造の変化、消費者の食の安全に対する関心の高まり、WTO、FTA交渉等による国際化の進展、環境保全などへの対応が求められている。このため、畜産農家の一層の経営安定と生産コストの低減及び飼料自給率の向上を図りつつ、消費者に安全・安心な畜産物の安定供給するための各種施策を実施するとともに、家畜排せつ物の適切な処理・利用を促進し、持続的な畜産経営の実現に取り組んでいる。

(3) 畜産試験場のミッションと特徴

このように畜産業が盛んな中で、畜産試験場に対しては、飼養管理技術の開発など試験研究の要請があり、また、豚精液や牛受精卵の供給の希望が多い。

畜産試験場は種畜場から出発したことから、この種畜等の供給業務と、試験研究とのバランスを取りながら業務を実施してきた。

また、平成15年度から「地域共同開発グルーブ」を創設し、試験研究成果の現地実証及び普及、試験研究の場内調整及び進行管理、技術情報の発信、技術相談など幅広い業務を担当することとした。

(4) 畜産施策における畜産試験場の位置付け

畜産施策は、「食と農の群馬新世紀プラン」（平成 13 年 3 月策定、平成 16 年 3 月補強版）、「群馬県家畜排せつ物利用促進計画」（平成 12 年 8 月策定）、「群馬県家畜改良増殖計画」（平成 12 年 10 月策定）などの計画達成に向け、生産振興のための生産性向上や低コスト化対策、食の安心・安全対策などを実施している。

畜産試験場では、これら計画を推進するための技術開発のほか、「ぐんま農業研究ビジョン」（平成 11 年 3 月策定）、「ぐんま農業研究基本計画」（平成 13 年 3 月策定）、及び「畜産試験場試験研究の方針と方向」（平成 16 年 10 月策定）などを達成するために必要な技術開発を行っている。

具体的には、家畜や飼料作物、畜産環境等における省力・低コスト化技術、安心・安全な畜産物の生産技術、畜産環境保全技術などの開発のほか、牛受精卵や豚精液などの生産物の配布を行うとともに、飼料分析や牛受精卵の雌雄判別業務も行っている。

(5) 公的試験研究機関の必要性

一般に畜産業は、経営規模が小さく、個々の経営者が研究開発や調査に取り組むことは、時間や資金の両面から現実的には困難である。

地域畜産業を振興するためには、個別対応が困難な研究開発や調査は、公的な試験研究機関が担わざるを得ない状況にある。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

畜産系の試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置したものがあがるが、以下の特徴がある。

(1) 国及び独立行政法人研究機関(8機関)

国の政策目標の実現に不可欠な研究であり、かつ、長期的な計画の下に大規模な研究資源を投入するような、民間企業ではリスクが高くて実施できない基礎的・先導的研究、基盤的研究及び政策ニーズに対応した総合的・体系的な研究を実施するとともに、その成果の普及・事業化を推進する。

(2) 都道府県立試験研究機関

地方自治体の生産現場等が抱えている様々な問題の解決を図るため、地域固有の環境に対応した独自技術を開発するとともに、他の都道府県立試験研究機関の研究成果を含む新技術の普及組織との連携による移転・実用化と、地域における各研究機関相互の連携強化に向け、主導的役割を發揮する。

(3) 大学

将来の優れた研究人材の育成と学術研究に加えて、基礎科学に立脚した幅広い知的資源を活用し、各大学の個性と地域性を活かしながら他の研究機関との連携を一層強め、未来を切り拓く先端的な研究、産業に応用可能な独創的・革新的な研究に取り組むことにより、農林水産業・食品産業等の振興に積極的に貢献する。

(4) 民間企業

独立行政法人研究機関及び大学等との連携により、基礎的・先導的研究の成果を応用しつつ消費者及び生産者ニーズを踏まえた商品開発力によって実用化・商品化を推進する。

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 5 日

【本監査】平成 17 年 9 月 5 日、6 日、8 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

畜産試験場の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	総 額 契 約	3 件	2 件	3 件
		単 価 契 約	14 件	15 件	12 件
	平均落札率	総 額 契 約	90.25%	89.79%	84.55%
		単 価 契 約	89.33%	85.85%	71.99%
	総 契 約 金 額		44,414 千円	29,847 千円	27,126 千円

畜産試験場の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	総 額 契 約	22 件	18 件	26 件
		単 価 契 約	14 件	16 件	17 件
	平均契約率	総 額 契 約	95.45%	95.29%	97.79%
		単 価 契 約	99.64%	99.66%	85.81%
	総 契 約 金 額		46,703 千円	39,133 千円	56,089 千円

意見

1 指名人選定の方法について

飼料購入単価契約では指名人の応札辞退が多く見受けられる。中には、10 件以上の契約で指名に対して全件辞退しているケースもあり、指名人の選定方法について検討する必要がある。

(現状及び問題点)

飼料購入単価契約の平成 14～16 年度における状況は以下のとおりである。

契約内容	年度	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	辞退率
人工乳 餌付	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
人工乳 A	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退			辞退	-	4/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
人工乳 B	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退		辞退	辞退	-	5/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
豚産肉 能力検定用	H14	辞退	注 4	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	7/ 8
	H15	辞退	注 4	辞退	-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	7/ 8
子豚用 配合	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
肉豚用 配合	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
種豚用 配合	H14	辞退				辞退	辞退		辞退	-	-	4/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退		辞退	辞退	-	5/ 8
	H16	辞退				辞退	辞退		辞退	-	辞退	5/ 9
成鶏用 C P 18	H14	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	-	6/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退		-	辞退	6/ 9
成鶏用 C P 17	H14	辞退			辞退	辞退	辞退		辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
	H16	辞退			辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	辞退	7/ 9
種鶏用	H14	辞退			辞退	辞退	辞退		辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	-	6/ 8
成牛用	H14	辞退		辞退	辞退				辞退	-	-	4/ 8
	H15				-			辞退		辞退	-	2/ 8
	H16		辞退		辞退		辞退	辞退		-	辞退	5/ 9
育成牛用	H14	辞退		辞退	辞退			辞退	辞退	-	-	5/ 8
	H15	辞退			-				辞退	辞退	-	3/ 8
	H16	辞退		辞退	辞退	辞退				-	辞退	5/ 9
乳牛用 混合	H14		辞退	辞退	辞退			辞退	辞退	-	-	5/ 8
	H15		辞退		-		辞退	辞退	辞退	辞退	-	5/ 8
肉牛繁殖用	H16	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	注 4	辞退	辞退	-	辞退	8/ 9
辞退率		31/35	4/35	7/35	14/23	28/35	28/35	20/35	28/35	12/12	10/10	

(注) 1 辞退率は辞退件数 / 指名人数を記載してある。

2 : 落札業者。

3 : 落札できなかった応札業者。

4 応札 1 者のみのもの。

平成 15 年度、16 年度に指名された I と J は全ての入札を辞退しており、A は 35 件中 31 件、E と F は 35 件中 28 件辞退しているが、指名人の取り扱う商品についての調査に問題があると思われるので改善の必要がある。

なお、平成 17 年度においては、牛用・豚用・鶏用それぞれの飼料ごとに指名人を選定して個別に入札する方法に改善した結果、辞退率はこれまでに比べ下がっている。

(改善策)

指名人の選定にあたっては、業者の情報を十分に把握したうえで決定することが求められる。

2 予定価格と応札価格との乖離について

平均落札率が低下傾向にあることは望ましいが、予定価格と応札価格全般との乖離が広がっている点に、若干懸念が残る。

(現状及び問題点)

平均落札率の低下に伴い、予定価格と落札価格の乖離が大きくなるのは、当然であるが、予定価格に対して、すべての応札価格が予定価格の 70% 近辺になるような状況(平成 16 年度「肉牛育成用配合飼料購入単価契約」)では、相場変動による影響が大きいとはいえ、予定価格が契約上限金額として機能しているとは言い難い。

(改善策)

予定価格の算定について、精緻な積算方法を習得し、価格の精度向上に努力されたい。

3 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例が見受けられた。

(現状及び問題点)

随意契約の場合でも、県財務規則により見積合せをすることが求められており、見積合せを省略する場合には、同様にその理由を明示する必要がある。

回議書等の起案文書において、見積合せを省略する理由が明確でないものについては、理由の付記にとどまり該当条項を明示していないものが多い。

予定価格が 1 件 50 万円以上の随意契約を対象に調査したところ、見積合せ省略事例(1 者随意契約)の割合は以下のとおりであった。

摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随意契約数 (A)	35 件	34 件	43 件
1 者随意契約数(B)	15 件	15 件	14 件
1 者随意契約率(B)/(A)	42.8%	44.1%	32.5%

また、1 者随意契約に至った理由書に不十分な点が見受けられた。

(例) 「良く把握、技術に優れ、緊急時 24 時間対応・従来から契約、他の多くの公共機関も契約・近辺に適当な業者なし。」(本場及び吾妻肉牛繁殖センターにお

ける構内電気工作物の保守点検業務・異常発生時の応急措置等...平成 14～16 年度)

近隣に対応可能な業者がいるかどうか調査した上で判断すべきである。

「市場価格を調査したところ他社は 400 円/kg 以上だが、契約業者のみ 173 円/kg と安価・安定供給可能。契約者は、物件等購入契約資格者名簿に記載されていないので、指名競争入札に指名できない。」(液体窒素購入...平成 14～16 年度)

理由書の記述は 3 年間同一である。価格情報は毎年入手しているが、記載内容が不十分である。

「特別注文製品であり、事前に見積書を徴した結果、予算の範囲内で納品可能な業者は、A 研究所等から受注実績があり信頼できる契約者とした。」(攪拌機ロードセル付き、平成 15 年度)

事前に見積りを徴すくらいなら、なぜ、はじめから指名競争入札か 3 者随意契約にしなかったのか疑問が残る。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に 1 者随意契約は例外的な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、見積合せ省略理由の根拠条項の明記が必要記載事項であることを再確認し、慎重に検討されたい。

回議用紙による決議書類にも、それら根拠条項等の所定欄を設けることも一案と考える。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 12 頁)

4 予定価格と落札価格の一致事例について

随意契約において予定価格 = 契約価格となる事例が多く発生している。契約事務の厳正公平さを保つ観点、コスト削減の観点からも、手続きの厳守に留意する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 から 16 年度の間で、予定価格 = 契約価格のケースは、下表のとおり 27 件あった。特に複数業者見積りにもかかわらず X 社が予定価格で契約したケースは 5 件あった。

摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随意契約数 (A)	35 件	34 件	43 件
予定価格 = 契約価格件数 (B)	7 件	6 件	14 件
発生率 (B)/(A)	20.0%	17.6%	32.6%

(改善策)

指名人の選定にあたっては、指名委員会で検討されているが、さらに慎重な対応が必要である。

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位:千円)

箇所	土地	建物	重要物品		合計
	取得価額	取得価額	数量	取得価額	取得価額
本場	128,367	3,189,034	112	316,732	3,634,133
吾妻肉牛繁殖センター	532,784	180,577	17	44,170	757,531
富士見県有地	0	0	0	0	0
合計	661,151	3,369,611	129	360,902	4,391,664

- (注) 1 重要物品は1点100万円以上の備品である。
- 2 富士見県有地の取得価額は本場に含まれており、富士見村立白川小学校の敷地として有償で貸し付けているものである。
- 3 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物	9件	41,678千円
重要物品	93件	265,227千円
合計	102件	306,905千円

監査結果:指摘事項**5 必要がなくなった物品について(共通)**

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

監査人が現品確認をした際に、以下の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。不稼働物品は本来であればその状態になった段階で不用決定すべきものである。

- (1) ファームワゴン(備品番号 H11-218529)は、主要稼働部分のチェーンが切れ、利用できない状態のままである。すでに耐用年数を経過しており、メーカーにも当該部品の在庫がなく使用に耐えない。不用の決議をすべきである。
- (2) 種雌牛(乳用種備品番号 H11-209237)は平成 16 年 6 月に廃用しているが、台帳からの抹消手続きが適時にとられていなかった(平成 17 年 8 月 30 日に抹消手続き完了)。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

意見

6 備品の購入について(共通)

備品の購入の意思決定については、今後の使用見込み及び性能等を検討して、慎重に行うべきであり、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(現状及び問題点)

畜産試験場の施設建設に関しては、「畜産試験場再編整備状況について」(平成 17 年 3 月 29 日)の中で計画化されている。その内容は、整備の基本方針、整備のコンセプト、整備の状況(実績・計画)、整備事業費として具体的な中長期計画が策定されている。

一方、備品に関しては毎年、各グループより要求が提出され、審議調整のうえ予算要求される。平成 17 年度当初予算に向けてのグループ別備品要求は次のとおりであった。

(平成 16 年 10 月 25 日作成)(単位:千円)

グループ名	グループからの要求		畜産試験場最終決定額	
	点数	金額	点数	金額
地域共同開発 G	1	200	1	320
生物工学 G	2	3,728	1	615
牛飼養技術 G	2	1,551		
吾妻肉牛繁殖 C	7	9,869	2	398
自給飼料 G	5	13,852	2	5,622
豚飼養技術 G	2	6,169	1	1,197
鶏飼養技術 G	1	476	1	476
畜産環境 G	1	4,057		
計	21	39,902	8	8,628

各グループの起案書類を閲覧したが、備品の購入を必要とする内容の説明が必ずしも十分とはいえないと思われた。

(改善策)

備品の購入の意思決定プロセスにおいて、長期の使用見込み及び性能等を検討するとともに、機器選定の検討会等の一定の手続きにより、購入を決定すべきである。趣旨、背景、必要性、回収可能性又は投資効果の評価、緊急性、代替案の検討等は行われているが、それらの検討過程を書面で作成・保管すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

7 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

投資金額が上位の重要物品について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：台数、千円)

	備品名称	取得 年月	取得 価額	使用 日数		利用 率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用 簿	備考
				A	B					
1	除雪ド - ザ	S54/11	14,630	26	243	10%	26	0		
2	走査電子顕微鏡	H 2 / 9	12,000	23	243	9%	23	0	×	
3	自動分析装置	H 2 / 3	9,702	0	243	0%	0	0	×	1
4	コイトロン	H 4 / 3	8,343	0	243	0%	0	0	×	2
5	I C P 発光分光分析装置	H13/ 9	8,284	22	243	9%	18	6		
6	トラクタ -	S60/ 6	7,710	44	243	18%	44			
7	トラクタ -	H 6 / 8	7,099	44	243	18%	44	0		
8	テンシプレスサー	H 3 / 3	6,500	7	243	2%	7	0	×	3
9	全有機体炭素計	H11/12	6,331	12	243	4%	12	0		
10	高速液体クロマトグラフ	H 2 / 3	6,167	10	243	4%	10	0	×	3
11	トラクタ -	H 1 / 4	5,970	51	243	20%	51	0		
12	分光蛍光光度計	H 2 / 7	5,665	0	243	0%	0	0	×	1
13	飼料混合攪拌機	H 8 / 7	5,665						×	4
14	ガスクロマトグラフ	H12/ 8	5,481	4	243	1%	4	0	×	3
15	除雪トラック (普通貨物)	S53/11	5,220	51	243	20%	51	0		
16	生化学分析装置	H12/12	4,893	10	243	4%	5	5	×	
17	動物用超音波診断装置	H 7 / 8	4,810	78	243	32%	73	5		
18	トラクタ -	H 1 / 4	4,789	47	243	19%	47	0		
19	カラースキャニングスコープ	H 7 / 3	4,648	2	243	0.8%	2	0	×	5

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は以下のとおり

...あり ...ないが他の資料から正確に集計できるもの ×...ないので聞き取りにより推計したもの

なお、使用簿のあるものは農機具の運転につき特殊勤務手当算出の為の作業日誌である。

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

1 No.16 で測定できない項目の測定用だが平成 16 年度は使用なし。

No.3 の自動分析装置、No.12 の分光蛍光光度計は旧式で (平成 2 年度取得) その使用目的の多くは、No.16 の生化学分析装置 (平成 12 年度取得) で測定可能である。生化学分析装置で代替えて

きない分析をする必要が出たときのためにN0.3とNo.12を残してある。平成16年度については、このような分析項目がなかったため、N0.3とNo.12の使用日数が0となった。

- 2 平成17年度からの新規課題で再利用予定。
- 3 稼働日数は毎年この頻度であるが必須の機器である。
- 4 平成17年8月30日不用決定処理済。
- 5 利用は少ないが、肉牛の研究課題について必須の機器である。

利用率に注目してみると、1番多いもので32%でしかなく、利用の全くないものが3件、この他、10%未満のものが8件もある。

また、廃棄処分を予定しているものが1件(4)、旧式化して予備的な使い方をしているものが2件(1)ある。これは、不用品とも考えられる。

試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられる。

また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高いテーマ・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、 不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-17頁)

8 遊休不稼働建物等について(共通)

現在使われていない古い建物・施設については、取り壊しも含めて、今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

畜産試験場(本場)の建物・施設は、本館総合実験棟・牛舎・豚舎・鶏舎などの主力施設は新しくなっているが、古いもので現在全く使用されていないものが以下のとおり建物枝番56件のうち18件ある。

(単位：千円)

	財産名称	取得年度	耐用年数	評価額	取得価額
1	推肥舎	大正 12	15	8,175	33
6	人工受精所(牛)	昭和 27	24	3,024	929
7	種牡牛舎	昭和 28	15	2,180	960
9	種雄牛舎	昭和 33	15	8,393	3,601
13	種牛育成舎(和牛)	昭和 36	15	3,106	1,600
16	牡牛舎	昭和 37	15	12,890	7,243
20	肉牛課事務室	昭和 37	24	1,313	1,760
29	和牛肥育試験舎	昭和 39	15	9,521	5,600
34	トレンチサイロ	昭和 42	38	1,705	2,450
45	総合牛舎	昭和 47	31	5,505	19,950
51	豚人工授精所(注1)	昭和 49	31	7,011	47,695
52	総合牛舎	昭和 51	31	7,766	26,700
53	牛舎管理棟	昭和 51	38	4,859	12,000
56	体重測定舎(牛)	昭和 51	31	244	650
58	サイロ	昭和 52	38	5,571	10,161
59	ロータリーパーラー	昭和 53	31	2,734	11,150
62	育雛舎	昭和 56	31	13,514	34,119
64	孵卵舎	昭和 56	31	8,132	20,532
	合計			105,643	207,135

(注1) 豚人工授精所については、平成 17 年 7 月に取り壊し済。

これらは取り壊す予定であったが、多額の解体費用を要するため、その予算確保には優先度が低く、現在に至ってしまったものである。

(改善策)

利用されていない旧建物・施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

9 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 19 頁)

10 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

畜産試験場は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号)及び毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号、以下「毒劇法」という)に

より、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

特に毒劇法については、薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 30 日群馬県保健福祉部長通知）により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容：
- 保管場所を敷地境界線から離す。
 - 目の届く所に保管する。
 - 施錠する。
 - 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 - 漏えい、流出を防止する。
 - 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 - 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である畜産試験場は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

畜産試験場における薬品の管理状況を確認したところ、以下の状況であった。

(1) 中小家畜研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

麻酔薬（ハロタン）、筋弛緩剤（サクシン）などがある。それらの薬品を使用する機会は年一回あるか無いかで平成 16 年度中の購入はなかった。現物は鍵付きの薬品庫に保管されているが、管理簿はない。

(2) 人工授精実験室

研究課題が変わったことと、管理責任者が転勤した事から、現在利用していない薬品がそのまま保管されている。特に硫酸・塩酸などの劇薬が鍵のない薬品棚に入ったままになっている状況である。

(3) 資源循環研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

薬品庫の管理は良好。管理簿もあり、使用記録簿もある。

(4) 大家畜研究グループ（平成 17 年度のグループ名）

一階洗浄室ガス滅菌器に入っているガスは、特定化学物質に指定されているエチレンオキサイドであるため、慎重な取扱と管理をしている。操作は有資格者である職員が扱い、臨時職員は、パッキングまでしか行わない。滅菌器の全面には注意書きのメモ（ガスとめました、ポンベの交換日、ガスの使用日、交換日など）が張っており、作業者に注意を促している。また管理台帳は別にあり、良好な管理状態にある。

(改善策)

早急に管理者の指定を含めて適切な管理がなされるよう、場内管理規程の作成、薬品管理簿の備え付け及び記録、現品確認の実施、施錠管理等改善されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 21 頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか**意見****11 種豚の払下げ価格について**

種豚の払下げ価格は、毎年同一価格である。

(現状及び問題点)

畜産試験場の生産物払下げ価格については、群馬県畜産試験場生産物払下規程(昭和 38 年告示第 527 号)第 3 条によれば「生産物の払下げ代金は、畜産試験場長が別に定める。」となっている。畜産試験場では種子豚についての払下げ価格については登記種豚の前年の市場価格を参考にして A、B、C 級に分けて決め、これに積算価格を斟酌して決める事としている。

平成 14 年から平成 16 年の払下げ価格は A 級 8 万円、B 級 6 万円、C 級 4 万円と毎年同じであった。一方、市場価格は平成 14 年度から平成 16 年度まではそれぞれ以下のとおりであった。

年度	最高価格	平均価格	最低価格
平成 14 年度	122,100 円	67,219 円	35,850 円
平成 15 年度	144,500 円	76,500 円	42,000 円
平成 16 年度	116,000 円	63,981 円	28,500 円

市場価格を参考にして、3 年連続して同一の金額で払下げしている。また、積算価格には畜産試験場研究員の人件費、設備費などが考慮されていない。

(改善策)

畜産試験場の払下げ価格については、毎年同一価格で払下げしているが、前年の市場価格及び畜産試験場の全部コストの積算価格を参考にして決めるべきである。

12 和牛受精卵の払下げ価格について

和牛受精卵の払下げ価格は他の販売機関と異なっている。また、聞き取りによると少なくとも畜産試験場の払下げ価格は昭和 63 年から一度も変えられていない。正規の原価計算を行い適切な価格設定をすることが必要である。

(現状及び問題点)

和牛受精卵の 1 件あたり払下げ価格は次のとおりである。

- ・ 畜産試験場... 2 万 1 千円 (体内受精卵)
- ・ 販売機関 A... 2 万円 ~ 4 万円 (体外受精卵)
- ・ 販売機関 B... 8 万円 ~ 10 万円 (市場評価の高い種雄、体内受精卵)

このように受精卵の価格には大きな差があるが、受精卵の生産方法、種雄牛の能力などの違いにより直接比較は難しい。

ただし原価計算に関する規定がないこと、払下げ価格が毎年予算編成時に検討されてい

るものの昭和 63 年から一度も変更されてないことについてはさらに検討を要する。

また、平成 16 年度の払下げ価格の承認回議書には積算根拠が添付洩れになっていた。

(改善策)

上記のとおり、受精卵の生産方法に違いがあるものの、畜産試験場の供給価格が一番低く、原価計算の際に人件費を含めるなどの積算が必要である。

畜産振興という公益性を重視すれば、畜産農家に安い価格で供給しているのだから、よしとする考えもあるが、正規の原価計算を行い適切な価格設定を行うべきであり、そのために規定の整備が必要である。

和牛受精卵の払下げ価格については毎年積算根拠を明確にして、人件費、減価償却費を含めた全部コストを算出して、設定されるべきである。

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

畜産試験場によれば以下のとおりである。

1 課題検討要領作成の作成背景

平成 15 年度以前の研究推進管理は、農政課が策定した「農業研究に係わる要綱・要領」に基づく農業技術推進会議と、場内では場長ヒアリング（年度当初）、グループリーダー及び研究員個人の研究管理に委ねられてきた。

「農業技術推進会議」は、専門部会（畜産、農業、蚕業、水産の 4 部会）、企画部会、本会議で構成され、各部会で研究課題の設定、進捗、終了に係わる協議をし、全ての決定・承認を本会議が行う体制となっている。この体制では、各年度の主要研究課題は、事前評価（課題設定）及び中間評価（進捗状況）について外部専門委員（3、4 名）からの評価を受けることとなっている。しかし、これら体制では、全ての課題について研究成果を検証する「事後検討」、成果の利用性、普及性、定着性を見極める「事後評価」を行う仕組みは設けられていない。

そこで、畜産試験場では、農業を取り巻く環境の著しい変化のなか、試験研究はこれらの変化に対応できる内容であることが必要であることから、全ての課題を対象として、事前検討、中間検討、事後検討及び事後評価を行う「試験研究課題検討要領」を策定した。ただし、主要研究課題については、農業局の仕組みの中で評価することとしている。

研究推進の要領化によって、研究管理を組織的なものとし、また、研究の透明性、客観性、説明責任や責任の所在、費用対効果等を確保するべく、試験担当者に有意義な示唆をあたえる作業（内部検討）を進めることを開始している。本作業は平成 16 年度から開始し、全課題について特に研究成果に係わる事後検証（事後検討、事後評価）及び普及確認に力を注ぐ、検討・評価フローの構築過程において実施している。

2 「試験研究課題検討要領」の内容

(1) 事前検討

(課題設定の評価)

新規及び継続課題について、試験設計及び成果着地点等について検討する。

課題設定は基本的に利用者を対象としたリサーチに基づくものであること。

研究の対象がどのような内容で、どのような意味をもつのか。

その内容に関し今までにどのような報告があったのか。

この研究は今までの報告とどのような点で異なるのか。

(研究成果の利用方法)

研究終了後の事後検証（事後検討、事後評価）を速やかに実行するための準備。

ア．どの利用者の イ．どの場面に ウ．どう利用したら エ．どうなるか

オ．メリットは

以上について明確化し、「試験研究課題設計書」を完成する。

(検討委員会の開催)

検討委員会は、場長、副場長、各グループリーダーで構成し、試験研究設計書に関して研究員からの十分な聴取を行う。

委員会は聴取内容から事前検討結果を評点として表す。

次年度課題の内部検討は 10、11、3 月及び当該年度の 4 月に各 1 回実施し、前 2 回の作業から研究員は設計書の改訂を行う。3、4 月は設計書添付の研究予算費が決定した段階での開催で、特に研究費、人材等の研究資源の調整を行う。

(2) 中間検討

(試験進捗状況の評価)

課題の試験着手後の進捗状況と成果見通しについて検討する。

委員会は、試験実施年の中間月（10 月又は 11 月）に開催し、研究管理（進捗状況と成果見通し）に関して聴取する。

研究資源の調整が必要な課題を早期に見極め改善策を検討する。

成果の達成水準を見極め、この段階での利用者への情報伝達を検討する。

情報伝達しうると認めた内容については H P、成果発表会等の情報ツールにおいて公表する。

(3) 事後検討

(試験成果の評価)

試験終了後、期待（意図）した成果や研究成果（実績）などについて検討する。

委員会は、研究報告書または試験結果詳細の完成を待って開催する（試験実施の翌年度 10 月期に開催）。

研究員は、研究結果について「意図したとおり」、中間検討での「再考どおり」、または「追試の必要性」等の自己評価を行い報告する。

研究結果を当初の「研究成果の利用方法」に適用するための検討を行い、実用化のための普及手段について評価・検討する。

（事後検討の評価方法は現在検討中）

(4) 事後評価

(試験成果の利用性評価)

研究成果を利用者に試験的または実践導入して、この定着性や有利性を実証し、一定期間経過後の波及効果の把握などによる研究成果の妥当性を検討する。

利用者に試験的に研究成果を導入してもらう（地域研究員、サポーター等）。

利用者における一定期間の実践導入効果を検討し、改めて課題設定について評価するとともに、利用者にわかりやすい「技術普及書」を作成する。

研究成果は前年度分とは限定せず、委員会で協議し、これまでの成果で利用効果が期待できるものについて同様の作業を行う。

3 開発技術の普及に向けての新たな取り組み

各年度の研究成果は、「普及に移しうる技術」として農業局で冊子化して公表している。

しかし、これは、研究報告書のミニチュア版になってしまう傾向があり、成果の利用場面や方法を含んだ新たな普及方法として「技術普及書」の検討を予定している。これについては、ここ数年の研究成果だけでなく、それ以前に開発した技術・成果についても検討し、畜産現場で使ってもらおうことを目指している。

意見

13 外部評価委員による外部評価について(共通)

研究の外部評価については「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」（以下「指針」という。）に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。

（現状及び問題点）

研究の外部評価については「群馬県農業技術推進会議設置運営要綱」の中の「その他第8(3)」で「農業技術推進に係る要領等」の一つとして、「指針」が規定されている。この「指針」には、事前評価及び中間評価としての外部評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていない。

（改善策）

畜産試験場では場内検討委員会により事後検討・事後評価を実施することとしているが、研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であるので、「指針」においても規定すべきものと思われる。（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁）

14 外部評価委員の評価基準について(共通)

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁）

15 外部評価委員の評価書について(共通)

研究課題についての外部委員の評価書は、畜産試験場では独自の書式があるが、簡易すぎるので改善する必要がある。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁）

16 農業推進会議専門部会について

農業推進専門会議専門部会についてメモは残っているが、議事録が残されていない。

（現状及び問題点）

農業推進会議専門部会は畜産試験場の研究分野選定にとって重要な会議である。この会議においては、出席者の意見等を十分に反映させる作業を各分野のグループリーダーが研究担当者に指示している。しかし、会議全体のメモは残っているが正式な議事録は残され

ていない。これでは畜産試験場の意思決定会議でどのような議事が正式決定されたのか不明な点もあり、また、責任の所在が明確でない点もある。

(改善策)

実際の出席者、会議の時間、議論の内容、決定議事などについては必ず議事録を作成し、出席代表者の校閲を得て保管することが必要である。

17 吾妻肉牛繁殖センターの研究評価及び活用について

吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取に関連した試験が主な業務になっている。これまで後者については畜産試験場の関係グループと協力して有用な試験成績が報告されているが、前者については報告書としてまとめられていない。

(現状及び問題点)

吾妻肉牛繁殖センターは、和牛の簡易後代検定試験および販売用受精卵の採取が主な業務になっている。これまで後者については畜産試験場の関係グループと協力して有用な試験成績が報告されているが、前者については報告書としてとりまとめられていない。

簡易後代検定試験は母牛の育種価を高める目的から、毎年 10 頭程度の和牛子牛を吾妻郡の 4 戸の農家に払い下げ、肥育調査を行っている。

また、受精卵の採取と販売を行っているが、毎年 600 個程度のニーズのうち吾妻肉牛繁殖センターが 500 個程度をまかなっている。

(改善策)

吾妻肉牛繁殖センターにおいては、主たる業務の内一つの簡易後代検定試験についても、毎年の研究目的、研究目標を定め、その結果を毎年評価して、翌年以降の研究に役立てると共に、その他の有効な研究課題を見つける等、当センターのより一層の活用を図るべきである。

18 研究成果の調査、分析について(共通)

基礎研究と応用研究(実用化研究)では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

19 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 10 点・24,187 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年 度	受託先	受託事業収入
平成 14 年度	4 件	6,908 千円
平成 15 年度	5 件	7,356 千円
平成 16 年度	6 件	10,077 千円
合 計	15 件	24,341 千円

この3年間で件数、金額とも増加しているが、必ずしも十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

20 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

2.1 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成17年3月31日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	28人	42.6	7.0	1.3	11.3	19.7
行政職	5人	44.0	3.2	0.0	21.4	24.6
技労職	17人	41.1	18.1	0.1	0.0	18.2
平均		42.2	10.4	0.8	8.5	19.6

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 適切な勤続年数について

研究職について転出、転入の回数が多く(平均1.4回)、今の在職年数は平均で3.8年と短い。研究職の在職年数が短い試験研究機関については、長期の研究期間を要する課題にも取り組めるよう、試験研究機関が持つ特性に適った在職年数等の人員配置が求められる

(2) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(3) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-28頁)

2.2 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-29頁)

2.3 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

畜産試験場の人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	237,319	233,890	232,235
	行政職	46,375	40,014	40,228
	現業職員	131,596	136,730	115,051
	小 計	415,291	410,634	387,515
	嘱託職員	35,473	34,917	32,626
	臨時職員	10,276	10,354	8,235
	合 計	461,042	455,907	428,377
支出総額		666,408	641,562	614,227
支出総額に占める人件費割合		69.1%	71.0%	69.7%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考ええる。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	29	8,183	28	8,353	28	8,294
行 政 職	4	11,593	5	8,002	5	8,045
現 業 職	20	6,579	20	6,836	17	6,767
合 計	53	7,835	53	7,747	50	7,750

畜産試験場の業務内容は、調査研究業務、生産物の販売業務及び技術相談業務であるが、従事時間を聞き取ったところ概ね 50%、30%、20%程度である。

これらの業務は、研究職員の管理下現業職員、嘱託・臨時職員を従事させて行っている。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 28 名、現業職員 17 名に対して、嘱託職員 20 名・臨時職員は 9 名の在職でその所属は以下のとおりである。

所属グループ等	嘱託職員	臨時職員
総務グループ	-	1人
牛飼養技術グループ	5人	1人
豚飼養技術グループ	6人	1人
鶏飼養技術グループ	3人	2人
生物工学グループ	-	1人
自給飼料グループ	3人	1人
畜産環境グループ	1人	-
吾妻肉牛繁殖センター	2人	2人
合計	20人	9人

(改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

(1) 嘱託・臨時職員の活用

畜産試験場内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務に嘱託・臨時職員を活用することは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

(2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

(3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁)

2.4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。研究分野の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.5 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.6 行政コスト計算書の活用について(共通)

畜産試験場の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	486,414	58.4	479,312	57.7	450,629	56.2
人件費	461,042		455,907		428,344	
退職給付費用	25,372		23,405		22,284	
ものにかかるコスト	301,399	36.2	302,002	36.4	300,622	37.4
物件費	4,991		4,261		3,256	
維持修繕費	182,988		168,363		163,602	
減価償却費	107,561		123,236		128,241	
委託費	5,858		6,141		5,522	
移転的なコスト	1,868	0.2	1,914	0.2	2,295	0.3
その他のコスト	43,377	5.2	47,070	5.7	48,890	6.1
公債費(利息支払)	37,272		40,965		43,144	
土地機会費用	6,105		6,105		5,746	
行政コスト総額	833,060	100.0	830,300	100.0	802,437	100.0
収入計	124,308		116,103		119,146	
行政コストの純額	708,751		714,196		683,290	
研究職員数(人)	29		28		28	
研究職員1人当たりコスト	24,439		25,507		24,403	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	349		351		336	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	833,060	830,300	802,437
機関現金支出額	666,408	641,562	614,227
差 額	166,652	188,738	188,210

(注) 機関現金支出額は5-9頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

畜産試験場の行政コスト総額は、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて若干減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、1 億 6 千万円から 1 億 8 千万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費（利息支払）である。

（行政コスト計算書試算の前提条件）

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含 ま れ る 項 目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

（ 1 ）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

（ 2 ）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和 52 年 5 月 1 日訓令乙第 4 号）による各種自動車及び取得価額 100 万円以上のもの）について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額 10% を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は 1 年間の償却額の 2 分の 1 を計上し、償却期間終了のものは取得価額の 5% まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第 2 号（昭和 27 年総理府令第 73 号）を参考にした。

（ 3 ）公債費（利息支払）

畜産試験場の施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上している。

（ 4 ）土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に 1 年定期預金の全国平均利率 0.032%（日本銀行発表「金融市況」の平成 17 年 7 月現在の利率による）を乗じた金額を計上した。

（ 5 ）県庁管理費の計算

県庁（農業局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、畜産試験場以外の所属で測定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

2.7 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

畜産試験場の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名	畜産試験場	
研究課題	黒毛和種去勢牛における効率的粗飼料給与技術の確立	
予算区分	県単独	
研究期間	平成 13 年度～平成 16 年度	
研究に従事した人数	3 人	
当該研究のために取得した資産	該当なし	
人件費	直接	35,698 千円
	間接	5,537 千円
経費	直接	28,958 千円
	間接	7,799 千円
減価償却費	10,563 千円	
支払利息	3,302 千円	
合 計	91,859 千円	
研究の目的	<p>肉用牛の多頭飼育の進展に伴い自家収集による稲ワラ確保が困難になり、購入粗飼料の利用が増加してきている。一方、ライスセンター等に集積されるモミ殻は嗜好性や栄養価が低いことから飼料として利用されない。</p> <p>モミ殻の単味での使用は嗜好性や栄養価に問題があるものの、TMR（混合飼料）で給与することにより、粗飼料としての利用が可能となれば、飼料費が低減できる。</p> <p>そこで、肉用牛におけるモミ殻利用について検討するとともにモミ殻給与時における適正な穀類配合割合を究明する。</p>	
研究の成果	黒毛和種去勢牛にモミ殻を肥育全期間給与しても発育や肉質の問題はなく飼料として十分活用できる。	

	<p>モミ殻を利用することにより肥育牛 1 頭あたり飼料費約 264,000 円のうち、約 21,000 円が低減できる。</p> <p>肥育前期の配合飼料中に穀類配合割合を 40%より 60%とすることにより、飼料摂取量および 1 日当たり増体量が高まり、出荷時の枝肉重量とロース芯面積も大きくなる。</p> <p>肥育後期においては穀類配合割合を 85%と高めても、飼料摂取量および枝肉成績等に差は見られず、穀類は濃厚飼料中 70%で十分である。</p>
<p>研究成果の公表手段</p>	<p>群馬県農林業関係試験研究機関研究成果発表会 群馬県畜産試験場研究報告 マスコミ（上毛新聞平成 15 年 4 月、日本農業新聞平成 17 年 1 月） 生産者を対象とした講演会・研修会 群馬県普及に移しうる技術 関東東海成果情報 雑誌掲載（現代農業平成 17 年 11 月号）</p>
<p>研究結果の普及状況</p>	<p>前橋市の中核的肉牛肥育農家でモミ殻給与を実施しており、この地域での利用が徐々にみられている。</p> <p>モミ殻利用の新聞記事をみて他県（福井県、山口県、岡山県等）からの問い合わせがあり、利用したい農家があると聞いている。</p>

（研究課題別コスト試算の前提条件）

（1）研究課題の直接人件費の算定について

畜産試験場では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

（2）研究課題に係る間接人件費の算定について

場長、副場長及び総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。

- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
 - ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。
- (3) 研究課題に係る直接経費の算定について
研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。
- (4) 研究課題に係る間接経費の算定について
支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。
間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

28 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

研究成果の普及に関しては、直接的には各県民局の農業事務所内にある普及指導部門が主に行っており、畜産試験場は研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。

平成16年度の「実用化できる研究成果数(技術移転数)」は9件であり、うち農家に移しうる技術は8件、普及指導員に提供した資料は1件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、畜産試験場研究報告及び技術解説等の発表論文数は51件に及んでいる。また、特許出願件数は1件であった。

これらの活動は平成15年度に設置した「地域共同開発グループ」が主体となって実施しており、畜産試験場でも重点項目にしている点は評価される。

ただ、インターネットを利用した研究成果の迅速な公表という点に関し、改善の余地があると思われる。

(改善策)

群馬県農業政策推進の基本として策定された「食と農の群馬新世紀プラン」(平成13年3月発行、平成16年3月「補強版」発行)の中の「農業政策 技術の開発・普及」で「...試験研究機関や関係団体と連携し、現地実証試験やインターネット等情報発信機能の活用により、研究成果の迅速な普及を図ります。」とされており、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は畜産試験場の課題として、今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁)

29 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他都道府県、大学、民間でも同様の研究を行っている。

その中で畜産試験場の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
共同研究	民間	3 件		1 件
受託研究	国・独立行政法人	4 件	5 件	6 件
連携研究	県立 8 試験研究機関	1 件	1 件	1 件
	他都道府県の公設試験研究機関	2 件	2 件	2 件
合 計		10 件	8 件	10 件

このように、他の研究機関との連携関係には努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的発展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。畜産試験場でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）

で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁)

30 畜産試験場の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で畜産試験場の今後の運営は 効率性の追求、 行政としての公正性、公平性の確保及び 他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

畜産試験場に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状と課題について

試験研究の検討方向

消費者に信頼される安全で安心な畜産物を供給する必要がある。

環境と調和した持続可能な畜産経営を確立する必要がある。

低コスト化、良品質化、高付加価値化を推進して、国際化に対応する産業として自立できる畜産経営を確立する必要がある。

最少の経費で最大の効果を上げる「効率の原則」が強く求められ、説明責任の観点からも研究内容については、透明性・客観性・公平性・競争性を確保する必要がある。

その他

予算・職員数の減少が継続する状況で、「あれもこれも」でなく「あれかこれか」という視点が大切であるが、畜産の生産現場で何が求められているか、明確に把握することが必要である。

研究員の在職年数が少ない...近年の B S E、鳥インフルエンザなど防疫対応に迫られ、特に職員の異動が激しいため在職年数が少なく、研究開発能力の向上に支障がある。

(2) 畜産試験場の今後のあり方 - より良い試験研究を行うために -

試験研究を進めるためのキーワード

「変革に対応できる、利用者本位の、質の高い研究の実施」の気持を、職員一人一人が持つことにより、本県の畜産振興に大いに貢献したい。

今後の取り組み...限られた予算及び人的資源の効率的な執行を目指し、次のような取り組みを実行する。

畜産農家から信頼される畜産試験場へ

- ・ 現場密着型の試験研究の実施
- ・ 技術をもった人材の育成

試験研究評価の強化

試験研究の透明性や客観性、費用対効果、責任の所在や県民への説明責任を確保するため、実施するすべての課題を対象に事前、中間、事後検討評価を実施する。

共同研究や産学官の連携、及び外部資金の確保の推進

限られた予算により試験研究を実施するには、各県との共同研究が必須であり、新しい技術の開発と迅速な普及には、民間企業等との協働が重要である。

開かれた畜産試験場を目指して

畜産技術の拠点とするため、畜産関係団体の研修会・会議を当场で開催してもらい、この機会にできるだけ多くの畜産農家に情報を発信したい。

また、生産者と消費者の出会いの場を作るため、場内施設を開放し、酪農畜産フェスティバルなど積極的に協力する。

(3) 畜産試験場の基本運営方針

畜産試験場は、今後より一層、生産から消費までの動向に注視しながら、ニーズにあった高品質・低コスト生産技術を取り入れた育種改良、環境保全等の研究を総合的に進めるため、試験研究の方向を次のとおりとする。

地域密着型研究を基本に先端技術による省力・低コスト化技術の開発

群馬ブランド化を支援する育種研究(供給を含む)と高付加価値化技術の開発

安全・安心・美味しい畜産物生産技術の開発

家畜排せつ物の再資源化と環境保全技術の開発

開発技術の経営評価と畜産経営支援システムの研究

また、産・学・官の連携による研究体制の強化により、経営技術の組み立て・実証・情報の提供などについても中核的役割を担うこととする。

(4) 各部門における具体的な試験研究の方向

酪農

- ・ 優良家畜生産技術の確立
- ・ 牛乳の高品質・高位生産技術体系の確立
- ・ 低コスト生産技術体系の確立
- ・ 大規模酪農における群管理など省力管理施設・機械の開発

肉牛

- ・ 効率的肥育素牛生産技術の確立
- ・ 高品質牛肉生産技術の確立
- ・ 低コスト肥育技術の確立

- ・ 合理的な肥育技術の確立
- 養豚
- ・ 低コスト生産技術の確立
 - ・ 高品質豚肉生産技術の確立
 - ・ 慢性疾病浄化技術の確立
 - ・ 品種改良の推進
- 養鶏
- ・ 低コスト飼養管理技術の体系化
 - ・ 高品質鶏卵・鶏肉生産技術の確立
 - ・ 特産卵・肉用鶏の造成と育種技術の確立
- 飼料
- ・ 粗飼料の栽培利用技術の確立
 - ・ 機械の有効利用と作業体系の確立
 - ・ 粗飼料の調製加工技術の確立
 - ・ 草地及び飼料基盤の利用技術の確立
- 環境
- ・ 家畜糞尿処理の低コスト化技術の確立
 - ・ 家畜排せつ物利用技術の開発
 - ・ 臭気対策技術の開発
 - ・ 環境負荷低減技術の確立

(問題点)

畜産試験場から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で畜産試験場の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民

の意見の採用を目指す。

人事の活性化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

畜産試験場は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。畜産試験場の場合にも、事後評価について外部評価の視点が欠落しているため、改善する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の普及について

研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(5) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

第 6

群馬県立群馬産業技術センター

目 次

概要

1	所在地.....	6 - 3
2	沿革.....	6 - 3
3	設置等根拠.....	6 - 4
4	業務概要.....	6 - 4
5	施設の概要.....	6 - 5
6	組織.....	6 - 6
7	平成16年度の主な事業内容.....	6 - 8
8	試験研究について.....	6 - 10
9	収入・支出の状況.....	6 - 11
10	全国の工業系都道府県立試験研究機関の状況.....	6 - 14
11	群馬県の産業政策及び産業技術センターの位置付けと特徴.....	6 - 15
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	6 - 16

実地監査年月日

実地監査年月日.....		6 - 17
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....		6 - 17
(意見)		
1	入札準備検討委員会について.....	6 - 18
2	見積書及び請求書等の日付の洩れについて.....	6 - 19
3	執行伺書への契約条項案の添付等について(共通).....	6 - 19

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....		6 - 20
(意見)		
4	備品の購入に係る整備機器要望調査票の改善について.....	6 - 21
5	他機関からの預かり資産について(共通).....	6 - 21
6	施設の利用促進について.....	6 - 22
7	旧工業試験場跡地の有効利用について.....	6 - 23
8	火災共済付保状況について(共通).....	6 - 23
9	薬品等の管理状況について(共通).....	6 - 24

(利用者に適切な金額を負担させているか)

(意見)

- 1 0 受託研究における受託料の積算について(共通) 6 - 25
- 1 1 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通) 6 - 26

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)..... 6 - 27

(意見)

- 1 2 プロジェクト研究課題の選定および評価制度の確立について..... 6 - 32
- 1 3 研究成果の調査、分析について(共通) 6 - 33

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

- 1 4 特許の取扱について..... 6 - 34
- 1 5 外部資金の導入について(共通) 6 - 35
- 1 6 人事面の施策について(共通) 6 - 36
- 1 7 業務の効率化の追求について(共通) 6 - 37
- 1 8 行政コスト計算書の活用について(共通) 6 - 39
- 1 9 研究課題別原価計算について(共通) 6 - 41
- 2 0 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通) 6 - 43
- 2 1 産業技術センターの今後のあり方について(共通) 6 - 44

群馬県立群馬産業技術センター

概要

1 所在地

【群馬産業技術センター】前橋市亀里町 884 番地 1

【東毛産業技術センター】太田市吉沢町1058番地 5

2 沿革

昭和43年 9 月 群馬県工業試験場、群馬県醸造試験場、群馬県工芸所及び群馬鉱物分析所を統合し、前橋市鳥羽町の新庁舎に移転、機械化学部（機械課、材料課、化学課）、醸造部（酒類課、食品課）、工芸部（産業意匠課、生産技術課）及び庶務課制による群馬県工業試験場として発足。

昭和53年 4 月 醸造部（酒類課、食品課）を食品部（発酵食品課、食品加工課）に組織改正。

平成 6 年 4 月 機械化学部（機械課）を機械化学部（機械電子課）に、工芸部（産業意匠課、生産技術課）を製品科学部（産業デザイン課、生産技術課）に組織改正。

平成15年 4 月 群馬県立群馬産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）に組織改正。前橋市亀里町に群馬産業技術センターを、太田市吉沢町に東毛産業技術センターをそれぞれ設置。

付 記

群馬県工業試験場

大正11年 4 月 繊維工業原料検定所が前橋市神明町から岩神町に移転、群馬県工業試験場と改称。桐生、伊勢崎、高崎支所を分場とし、邑楽郡中野村（現在の邑楽町）にも新設。

昭和11年 4 月 前橋工業試験場と改称。高崎分場が群馬県工芸所となり他の分場は各工業試験場と改称。

昭和22年 6 月 群馬県工業試験場と改称、同時に富岡市に臨時製紙研究室を開設。

昭和35年 4 月 富岡にあった和紙研究室を廃止。本場の紡績、染色部門を桐生、伊勢崎の各繊維工業試験場に移管。庶務課、化学課、機械課、木工課の 4 課制として以降統合まで業務続行。

群馬県醸造試験場

昭和 9 年 9 月 醸造指導のため、群馬会館内に商工課分室醸造試験室設置。

昭和12年 3 月 群馬県醸造試験場の名称および位置を前橋市新町に定める。

昭和32年11月 機構改革により課制（庶務課、酒類課、食品課）となり発足。以降統合まで業務続行。

群馬県工芸所

昭和 2 年 群馬県工業試験場に木工部が新設され本場及び高崎分場で県下木製品

製造業の指導業務を開始。

昭和11年 4月 高崎分場は、群馬県工芸所として独立。

昭和21年 本場に意匠設計部、木工部、竹工部、塗装部に加えて材料試験部が設置された。以降統合まで業務続行。

群馬県鉱物分析所

昭和20年 4月 前橋市岩神町95番地所在、群馬県立前橋工業学校に設置され、業務開始。

昭和41年 4月 群馬県工業試験場に移管。以降統合まで業務続行。

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターの業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第四十五款 群馬産業技術センター及び東毛産業技術センター

（業務）

（群馬産業技術センター）

第百三十五条 群馬産業技術センターは、中小企業を支援するため、産業技術に関する研究開発、技術支援、情報提供及び人材育成の業務を行う。

（東毛産業技術センター）

第百三十七条の二 東毛産業技術センターは、群馬産業技術センターに附置し、次の業務を行う。

- 一 新製品開発及び技術開発についての技術情報の収集、加工、提供、技術相談及び技術支援に関すること。
- 二 機械技術、材料技術、電気・電子技術及び情報技術についての技術支援及び開発研究に関すること。
- 三 電子計測器等についての精度試験及び電気・電子製品の性能試験に関すること。
- 四 施設、機器等の利用に関すること。

4 業務概要

産業技術センターは、中小企業を支援するため、産業技術に関する研究開発、技術支援、情報提供及び人材育成の次の業務を行う。

(1) 所管業務

技術支援

- (ア) 技術相談...中小企業等の技術的課題・問題等にアドバイスを行う。
- (イ) 依頼分析・試験...「群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、各種の試験・分析を行う。
- (ウ) 施設開放...条例に基づき、施設及び機器の開放を行う。
- (エ) 人材育成...中小企業の技術力向上のため、各種研修会、研究会、講演会等を行う。
- (オ) 産業デザインドクター制度...登録された県内デザイナーを派遣し、企業のデザ

イン開発力向上を図る。

(カ) 企業訪問...各種支援策のPRのため積極的な企業訪問を実施。

研究開発

(ア) プロジェクト研究...「故障診断システム開発」他21テーマ

(イ) 特定研究...「生分解性プラスチックの分解菌データベース作成に関する研究」
他5テーマ

情報収集・発信

産業技術センターの研究成果及び最新技術情報の収集・加工・提供により、企業の技術力向上、新製品開発、新分野進出等を支援する。

(2) 重点施策

企業・大学との共同研究の実施

産業技術センターの持つシ・ズ及び大学のシーズを企業のニ・ズに合わせて、国の競争的資金及び開発研究調整費等による共同研究を実施する。

企業訪問の活性化

企業ニーズを踏まえた研究課題の設定等、顧客満足を高めるため、より積極的に企業訪問を充実する。

プロジェクト研究の推進

(ア) ISO17025取得推進

(イ) CAE技術開発

(ウ) 環境技術開発

(エ) バイオ応用、ナノテク応用技術の可能調査研究

東毛産業技術センターの業務

(ア) 新製品開発及び技術開発についての技術情報の収集、加工、提供、技術相談及び技術支援。

(イ) 機械・材料技術、電気・電子技術及び情報技術の技術支援及び開発研究。

(ウ) 電子計測器等についての精度試験及び電気・電子製品の性能試験。

(エ) 施設、機器等の利用。

5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要 (平成17年3月31日現在) (単位: m²)

箇所	土地			建物	
	区分	地目	実測面積	所有者名	実測延面積
旧工業試験場	公用	敷地	7,904	群馬県	5,472
群馬産業技術センター	借受	敷地	46,182	前橋市	13,993
東毛産業技術センター	借受	敷地	8,902	太田市	3,663
合計			62,990		23,130

(注) 工業試験場は現在使われていない。

(2) 主な施設 (平成17年3月31日現在)

群馬産業技術センター

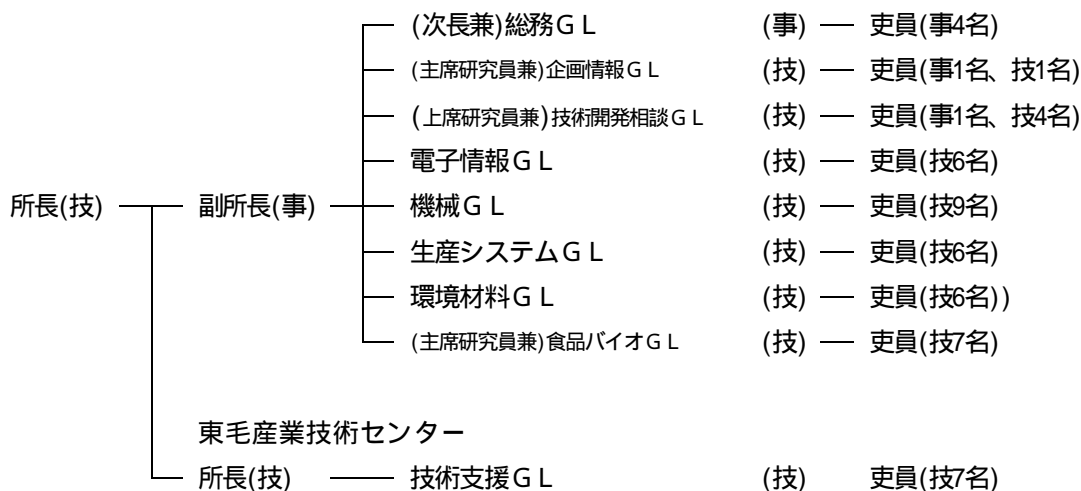
施設名・延面積	特徴	施設等名称
イノベーション サポート棟 2,289㎡	中小企業の研究開発 拠点	材料物性実験室、機器分析・測定室、耐候性試験室、精密測定室、電子回路実験室、硬さ試験室等
交 流 棟 2,586㎡	ひと・技術・情報の交 流拠点	多目的ホール、第1・第2研修室、知的所有権センター、技術情報室等
管 理 棟 3,283㎡	来訪者と職員との交 流・共同研究の拠点	技術相談室、開放・共同研究室、コンピューター実験室、会議室等
第 1 研 究 棟 2,875㎡	材料、機械、環境等に 関する技術拠点	疲労試験室、温湿度試験室、薄膜製造実験室、化学分析室、故障解析試験室等
第 2 研 究 棟 2,959㎡	食品・バイオに関する 技術拠点	食品試作室、清酒製造室、バイオテクノロジー実験室、発酵食品試験室、振動試験室等

東毛産業技術センター

施設名・延面積	特徴	施設等名称
2階建て庁舎 3,663㎡	研究開発の拠点、研修 会・講習会の会場、産 学交流の場	(1階) 第1・第2技術相談室、製品実験室、無響室、環境試験室、試料分析室、産学交流室、機械計測室、3m法電波暗室、小型電波暗室、シールドルーム (2階) 第1～第3研修室、金属組織試験室、材料分析室、図書資料室、第1・第2開放研究室、会議室、第1・第2プロジェクト研究室

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2)担当業務内容（平成17年3月31日現在）

群馬産業技術センター

総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 センターの企画運営に関すること。
- 3 東毛産業技術センターの庶務に関すること。（東毛産業技術センターの主管に属するものを除く。）
- 4 施設等の利用に関すること。

企画情報グループ

- 1 技術支援、開発研究及び情報提供についての企画、調整及び管理に関すること。
- 2 センターの中長期計画等の策定に関すること。

技術開発相談グループ

- 1 新製品開発及び技術開発についての技術情報の収集、加工、提供、技術相談及び技術支援に関すること。
- 2 機器等の利用に関すること。

電子情報グループ

- 1 電気・電子技術及び情報技術についての技術支援及び開発研究に関すること。
- 2 電子計測器等についての精度試験及び電気・電子製品の性能試験に関すること。

機械グループ

- 1 機械加工についての技術支援及び開発研究に関すること。
- 2 機械、機具類についての設計、機能試験及び精密測定に関すること。

生産システムグループ

- 1 C A D、C A E等の生産システム技術及び産業デザイン技術の技術支援、試験及び開発研究に関すること。
- 2 家具その他の木竹製品についての技術支援、試験及び開発研究に関すること。
- 3 工業製品、工業材料等についての耐久性試験及び技術支援に関すること。

環境材料グループ

- 1 無機材料、有機材料及び複合材料についての分析、技術支援及び開発研究に関すること。
- 2 環境保全技術についての技術支援、試験及び開発研究に関すること。

食品バイオグループ

- 1 発酵食品及び加工食品についての技術支援、試験、審査、鑑定、調査及び開発研究に関すること。
- 2 バイオテクノロジー技術及び微生物の応用についての技術支援、試験及び開発研究に関すること。

東毛産業技術センター

技術支援グループ

- 1 新製品開発及び技術開発についての技術情報の収集、加工、提供、技術相談及び技術支援に関すること。

- 2 機械技術、材料技術、電気・電子技術及び情報技術についての技術支援及び開発研究に関すること。
- 3 電子計測器等についての精度試験及び電気・電子製品の性能試験に関すること。
- 4 施設、機器等の利用に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在) (単位：人)

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	38	42	47	53	55
行 政 職	5	6	7	9	9
嘱 託	8	8	9	10	9
臨 時 職 員	2	1	1	1	1
合 計	53	57	64	73	74

- (注) 1 産業技術センターの発足にあたり、職員数が増加している。
 2 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度12名である。

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 産業技術センター機器整備 【127,418千円】

概要...平成15年度に開所した産業技術センター機器整備として、中小企業の試作開発に役立つ機器で緊急性があり、かつ新分野展開への先導的技術支援となる機器の整備を行う。

平成16年度実施内容...次の8機器を整備した。

レーザー微細加工システム、高速液体クロマトグラフ(FPLC)、液体クロマトグラフ飛行時間形質量分析計、大型デジタルシステム、電子測微器、冷熱衝撃装置、超低温恒温恒湿器、電気泳動装置

(2) ISO17025取得推進 【3,454千円】

概要...近年、ISO制度が普及し、中小企業においてもISO9000等を取得する企業が増加している。しかし、中小企業が独自にISO17025の認定取得を行うことは人的・資金的にも困難であること、計測機器の精度測定・校正は公的機関である産業技術センターで行うことが妥当であることから、産業技術センターにおいて試験所認定の認定取得を行い、中小企業等の支援を行う。

平成16年度実施内容...平成16年7月にISO17025認定機関(独)製品評価技術基盤機構)へ長さ分野について審査申請書を提出し、その後の認定機関からの文章類に対する指摘事項の対応、認定機関からの現地調査における指摘事項の対応を行い、平成17年2月21日付で認定取得した。

(3) 情報インフラ整備 【2,834千円】

概要...産業技術センターのIT化を推進し、業務の効率化、情報の共有化を図るために、先端的な技術を導入したシステム開発を行う。その開発で蓄積されたノウ

ハウは、研修、セミナーを通して、IT化に苦慮している中小企業へ技術移転し、さらに先端技術を持ったIT技術者を養成することを目的とする。
平成16年度実施内容...情報システムの完成度を高め、センターのIT化を推進した。
また、顧客の便宜とともに業務の効率化を図るためPHSを導入した。さらに、在籍表示盤を有効活用するために配布パソコンと連動させたシステムを開発した。
また、研究開発で蓄積したノウハウの技術移転として、セミナー15課程、研修5課程、分科会2課程合わせて延べ1,041人日を実施した。

(4)競争的資金を導入して行った研究 【23,074千円】 18テーマ

産業技術センターでは積極的に競争的資金を導入して研究を行った。

地域研究開発促進拠点支援事業 2テーマ

「常温接合技術開発」

「農林産余剰物の神経細胞活性化物質の実用化」

研究開発推進費 9テーマ

産学官連携共同研究事業（継続）「印刷における過剰生産を抑制するための高速・高精度仕分け装置の開発」

産学官連携共同研究事業（継続）「光触媒を用いた環境浄化用脱臭装置の開発」等
農林水産省高度化事業 1テーマ

「野菜・茶・およびウメの原産地判別技術の開発」（継続）

戦略的基盤技術力強化事業 2テーマ

「個別プレス機械対応次世代型合わせ技術に関する研究開発」（継続）

「多数個取りセミソリッド鋳造工法の実用化」

その他 4テーマ

(5)センター予算による研究(プロジェクト研究) 【15,000千円】 15テーマ

グループを横断して編成されるプロジェクトチームにより、センターとしての重点研究を実施した（プロジェクト研究）。また、各グループで重点的に取り組む研究課題をグループリーダーの管理のもとに実施した（特定研究）。

「ナノ材料デバイス開発」（新規）

「リバースエンジニアリングに関する研究」（新規）等

(6)受託研究(全額企業負担) 【13,727千円】 41テーマ

中小企業からの委託に基づいた受託研究を行った。

(7)開発研究調整費制度による研究(県負担1割) 【817千円】 5テーマ

中小企業の個別のニーズに対応するため、研究を行った。

(8)共同研究(予算なし) 18テーマ

中小企業等の研究開発を支援するため共同研究を行った。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全80課題)

(単位：千円)

	試験研究課題	担当部署	連携	予算
1	高速・高精度仕分け装置の開発	生産システム G	産学官	2,441
2	生産管理のための支援ツールの開発	電子情報 G	産官	1,100
3	故障診断システムの検証実験	機械 G	産官	1,000
4	時系列診断解析による河川状態推定システムの開発	機械 G	産学官	700
5	ISO17025取得プロジェクト	企画情報 G		3,454
6	個別プレス機械対応次世代型合わせ技術に関する研究	技術支援 G	産学官	347
7	多数個取りセミソリッド鋳造工法の実用化	生産システム G	産学官	2,499
8	新規吸着剤による含塩素VOCs回収再利用技術の開発	生産システム G		2,800
9	光触媒を用いた環境浄化用脱臭装置の開発	生産システム G	産学官	1,857
10	表面ナノ修飾技術による超高密度メモリー技術のFS研究	環境材料 G	学官	900
11	ナノ結晶制御法による高強度セラミックスコーティング技術の開発	環境材料 G	産学官	2,488
12	炭素系薄膜の新たなドライエッチング技術開発	環境材料 G	産官	1,500
13	非接触微細加工技術開発	機械 G		1,400
14	群馬県産酵母の遺伝子解析(注)	環境材料 G	産官	2,000
15	神経活性化物質の探索	食品バイオ G		1,000
16	生分解性プラスチックの分解菌データベース作成	環境材料 G	官官	408
17	二次加工野菜の元素分析による原産地判別	食品バイオ G	官官	1,320
18	清酒の品質向上に関する研究	食品バイオ G		980
19	リバースエンジニアリングに関する研究	技術支援 G		390
20	共通インターフェースによる相互運用可能な無線通信モデムの開発	技術支援 G	産学官	376

(注) 東洋大学、群馬県衛生環境研究所との共同研究である。

(2) 最近の主な研究成果 (平成16年度)

実用化できた研究成果数... 6件

広報

- ・ 産業技術センター業務報告 500部 発行
- ・ 産業技術センター研究報告 500部 発行
- ・ 「まる得通信」(メール版)：毎月発行 1,100部 発行
- ・ 「まる得通信」(FAX版)：毎月発行 630部 発行

産学官連携のための技術シーズの紹介と交流会... 5回開催

産業技術センター業務（研究成果）報告会 … 8 回開催

研究等の発表事項	127件
・ 研究会等発表	43件
・ 学会、専門誌等紙面発表	6 件
・ マスコミ（新聞）発表	38件
・ ぐんま経済新聞連載「シーズを探せ」	40件
特許の状況・数（平成16年度）	
・ 平成16年度特許出願件数	16件
・ 平成16年度末特許保有件数	11件
・ 平成16年度末特許出願中件数	49件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算（注）1の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

節 区 分		平 12 年 度	平 13 年 度	平 14 年 度	平 15 年 度	平 16 年 度	備 考
収 入	使用料（行政財産）	693	693	692	759	785	
	使用料（施設及び機器）				3,497	14,791	（注）2
	手 数 料	19,593	24,319	28,467	37,328	57,674	（注）3
	国 庫 補 助 金	225,680	83,955	46,548	33,244	35,869	（注）4
	物 品 売 払 収 入				939		
	生 産 物 売 払 収 入	504	496	489	274	559	
	受 託 事 業 収 入	2,220	1,040	5,181	19,859	23,251	（注）5
	雑入（自転車振興会補助）	61,937	29,977	18,873	28,187	26,544	（注）4
	雑入（その他）	48	3,149	2,880	2,100	2,203	
	合 計	310,676	143,630	103,132	126,192	161,678	
支 出	報 酬	21,992	10,571	10,934	10,436	8,862	嘱託報酬
	給 料	202,363	215,629	235,152	267,830	269,838	職員給料（注）6
	職 員 手 当 等	120,375	123,118	127,339	143,402	152,799	期末勤勉手当他、（注）6
	共 済 費	65,346	68,814	72,912	79,985	79,904	共済費負担金（注）6
	賃 金	1,635	1,122	1,092	1,077	1,099	臨時職員賃金
	報 償 費	8,822	4,549	3,890	3,268	2,884	嘱託賞与等
	旅 費	10,828	7,493	9,756	6,899	6,600	会議・研修会・学会等
	交 際 費	114	89	55	71	98	
	需 用 費	57,854	50,414	63,392	117,353	109,461	（注）7
	役 務 費	3,003	2,365	2,847	5,011	6,450	
	委 託 料	28,310	17,812	22,178	56,490	74,766	（注）8
	使用料・賃借料	361	229	5,119	37,467	31,938	（注）9
	工 事 請 負 費	4,760	1,678		77	7,428	施設関連工事
原 材 料 費	939	923	1,920	442	1,736	試験用資材等	

群馬県立群馬産業技術センター

節区分	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
備品購入費	515,896	244,508	139,674	179,094	153,737	試験研究用備品等
負担金・補助交付金	1,262	1,224	926	2,089	4,184	
公 課 費	71	73	55	71	89	
合 計	1,043,940	750,618	697,246	911,069	911,880	
収支差額	733,264	606,987	594,114	784,876	750,202	

(注) 1 本表は産業技術センターの決算に、関係課における産業技術センターに係る執行分を加えている。

2 使用料(施設及び機器)は機器開放及び施設使用料収入で、産業技術センターの開設から発生しているものである。平成16年度実績は機器開放9,864千円、施設使用料4,927千円であった。

3 手数料は主に試験手数料であるが、毎年増加しており、5年間で約3倍近くなった。

4 国庫補助金及び雑入(自転車振興会補助)は、設備・備品購入代に対する補助金であるが平成13年度以降施設整備が一段落したことによる。

5 受託事業収入も受託研究の確保に重点を置いた結果、飛躍的に増加している。平成16年度実績は国等8,790千円、民間受託13,727千円他である。

6 平成15年度の群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターの開設に伴う職員定数の増加により、人件費の各項目が増加している。

7 需用費は主に光熱水費及び試験研究用資材の購入代である。なお光熱水費は、電気料、水道料等であるが、平成15年度に群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターが開設したことにより急増している。

8 委託料は、清掃、排水処理、電気保安管理、電話交換機保守及び機器保守点検等である。

9 使用料・賃借料の内、東毛産業技術センターが隣接する(株)ぐんま産業高度化センターに建物、研究用機器の賃借料として支払っている額は、平成15年度31,436千円、平成16年度28,049千円である。

(2)支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	報酬	10,934		10,436		8,862	
	給料	235,152		267,830		269,838	
	職員手当等	127,339		143,402		152,799	
	共済費	72,912		79,985		79,904	
	賃金	1,092		1,077		1,099	
	小計	447,430	64.1	502,732	55.1	512,504	56.2
運営費	報償費	1,134		1,318		1,100	
	旅費	543		121		295	
	交際費	55		71		98	
	需用費	22,580		64,332		65,035	
	役務費	1,249		3,714		5,368	
	委託料	7,869		41,026		59,548	
	使用料賃料	737		1,993		2,412	
	工事請負費			77		7,428	
	備品購入費			37,671			
	負担金・補助交付金	181		398		485	
	公課費	30		35		51	
小計	34,378	4.9	150,758	16.5	141,822	15.5	
試験研究費	報償費	2,756		1,950		1,784	
	旅費	9,213		6,778		6,305	
	需用費	40,812		53,021		44,426	
	役務費	1,598		1,297		1,082	
	委託料	14,309		15,464		15,217	
	使用料賃料	4,382		35,474		29,525	
	原材料費	1,920		442		1,736	
	備品購入費	139,674		141,423		153,737	
	負担金・補助交付金	745		1,691		3,699	
	公課費	24		36		37	
	小計	215,437	30.8	257,579	28.2	257,553	28.2
合計		697,246	100.0	911,069	100.0	911,880	100.0
備品購入費除く研究費		75,763	10.8	116,156	12.7	103,816	11.3
研究者数		47人		53人		55人	
研究者1人当たり研究費		1,611		2,191		1,887	

10 全国の工業系都道府県立試験研究機関の状況

製造品出荷額が多い順

順位	県名	製造品 出荷額 (億円)	試験研究機関(工業関係)				予算額(百万円)			特許権		技術相 談件数	依頼試 験件数
			機 関 数	人 員	うち 技術 職員	うち 博士号 取得者	総額	人件 費	事業 費	所有 数	出願 中		
1	愛知	354,836	1	216	152	21	2,035	1,692	311	21	44	21,813	74,939
2	神奈川	187,522	1	153	125	23	2,282	1,241	1,000	13	66	13,831	5,974
3	静岡	159,638	4	146	113	12	1,922	1,087	547	37	53	9,466	31,047
4	大阪	155,449	2	219	161	49	2,646	1,885	620	99	207	19,896	6,470
5	埼玉	130,691	1	136	112	5	1,746	1,040	700	9	49	8,904	13,435
6	兵庫	123,453	1	88	75	33	1,390	1,014	318	9	33	4,216	7,983
7	東京	113,060	3	281	231	32	3,610	2,173	1,332	34	52	50,072	67,502
8	千葉	108,887	1	57	52	7	659	556	56	0	7	1,399	5,389
9	茨城	100,721	1	66	58	3	812	429	204	18	11	4,947	1,400
10	三重	78,038	1	65	57	12	712	562	143	11	34	2,784	4,613
11	栃木	77,044	1	101	83	4	416		184	11	16	5,354	13,938
12	群馬	72,855	2	102	77	16	1,125	719	159	11	55	8,858	19,181
13	福岡	72,579	1	130	104	33	1,317	1,000	203	22	114	4,788	2,391
14	広島	69,731	3	132	112	20	1,212	835	326	24	44	13,301	16,364
15	岡山	64,024	1	62	55	17	1,080	534	484	12	33	7,109	2,349
16	滋賀	57,897	2	70	56	10	946	560	249	10	37	12,152	3,661
17	長野	56,833	4	136	116	16	1,388	950	359	23	39	15,586	26,727
18	北海道	53,204	5	204	156	31	2,314	1,530	676	70	78	7,852	7,019
19	福島	52,204	1	88	81	7	1,462	800	465	10	10	2,544	5,820
20	山口	51,221	1	46	41	8	713	408	265	27	27	3,924	3,496
21	岐阜	48,295	5	141	106	4	1,355	988	276	30	62	13,359	26,683
22	京都	46,147	2	108	56	1	1,388	983	309	9	10	21,265	6,298
23	新潟	43,530	2	101	86	14	1,325	907	302	19	33	9,959	3,070
24	宮城	34,300	1	70	61	13	836	529	108	17	0	2,268	28,478
25	富山	34,048	3	107	91	30	1,585	779	409	20	72	5,188	13,271
26	愛媛	32,018	3	87	64	8	749	536	205	2	16	4,941	6,243
27	大分	30,299	1	62	51	6	719	410	260	6	23	1,922	2,406
28	山形	27,877	1	95	81	7	931	664	249	7	13	7,137	18,843
29	熊本	23,867	2	54	40	15	630	349	205	8	33	2,433	10,340
30	石川	23,469	1	95	70	31	1,096	711	290	31	32	4,777	21,096
31	山梨	22,392	2	100	70	8	1,071	542	324	20	24	13,420	12,441
32	岩手	21,648	1	69	57	13	1,173	596	372	24	30	2,678	3,807
33	香川	20,742	1	59	43	13	529	390	123	4	42	2,258	8,100
34	奈良	20,506	1	42	30	5	496	372	91	7	3	3,135	2,806
35	和歌山	20,010	1	70	59	18	920	596	180	31	70	4,673	10,789
36	鹿児島	17,883	2	71	56	6	506	594	236	31	27	4,411	2,936
37	福井	17,475	2	91	83	9	1,395	750	139	42	41	13,996	5,698
38	徳島	15,657	1	45	40	7	586	296	238	8	5	5,438	4,756
39	佐賀	14,630	2	57	42	15	603	287	118	18	21	3,481	12,105
40	長崎	13,031	2	59	41	16	834	461	332	23	63	4,172	3,645
41	秋田	13,014	3	119	83	35	1,838	933	652	23	105	2,007	0
42	宮崎	12,248	2	56	45	4	710	422	272	18	33	1,376	797

順位	県名	製造品 出荷額 (億円)	試験研究機関(工業関係)				予算額(百万円)			特許権		技術相 談件数	依頼試 験件数
			機 関 数	人 員	うち 技術 職員	うち 博士号 取得者	総額	人件 費	事業 費	所有 数	出願 中		
43	青森	12,108	1	74	53	9	1,079	547	304	12	60	623	622
44	鳥取	10,877	1	49	41	6	783	378	340	7	10	8,548	1,560
45	島根	9,953	1	48	42	13	947	371	304	9	17	3,613	3,689
46	沖縄	6,013	2	53	39	4	765	388	335	0	15	1,401	1,198
47	高知	5,401	2	54	48	17	660	390	208	5	22	5,351	5,025

- (注) 1 上記資料は、製造品出荷額は「平成15年工業統計表【概要版】」(経済産業省 平成17年2月8日公表・掲載・データは平成13年度の数値)より、その他は「平成14年度試験研究機関現況」(産業技術総合研究所 中小企業庁)より抜粋したものである。
- 2 特許権、技術相談件数及び依頼試験件数は平成15年度数値。
- 3 「 」表示は資料が公表されていないものである。

11 群馬県の産業政策及び産業技術センターの位置付けと特徴

以下は、産業技術センターからの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の産業政策と産業技術センターの位置付け

本県は、平成15年製造品出荷額が全国第12位に象徴されるように、製造業を中心とした「ものづくり」が本県の基幹産業であり、全国有数の工業県である。

しかしながら、経済のボーダレス化、構造転換の中で県内中小企業が厳しい競争に打ち勝つには、技術開発力や研究開発力を強化し、優位にある技術をもとにさらなる高度化を図り、新商品開発、新分野への進出、ひいては新産業の創出等の展開を図っていくことが大切である。また、市場ニーズをつかんだ、付加価値が高く、「売れるものづくり」に取り組む必要がある。

そこで、県では、技術支援の拠点として産業技術センターを「群馬県産業高度化推進会議(産業技術センター整備計画検討『会長』中川威雄)」において平成10年度に検討を行い、整備にかかる結果報告書を出した(通称「中川レポート」)。そのコンセプトは、「中小企業に役立つ実績をあげ、真に中小企業を支援していけるセンター」の整備である。

県では平成12年2月に、21世紀初頭の経済社会のあり方を展望した「e-Vision 新ぐんま経済社会ビジョン」を策定し、その中で「ものづくりの基盤となる技術力を強化する」=「群馬産業技術センターの整備推進」を盛り込んだ。また、このビジョンの政策理念を具現化し、推進体制を確立するため、平成13年4月に「群馬県ものづくり・新産業創出基本条例」を施行し、第4条において「ものづくり産業の振興を支援する中核的施設その他試験研究機関を整備し、その機能の充実に努めることにより、ものづくり産業を支える技術に関する研究開発を促進し、技術の交流及び移転の進展を図ること。」とした。

これらを踏まえ、県では技術支援の拠点として産業技術センターの整備、経営支援の拠点として(財)群馬県産業支援機構の再編を行い、車の両輪として中小企業に対しハード・ソフト両面から支援を行っている。

(2) 産業技術センターの特徴

産業技術センターの役割として、産業技術として実用化できるものであれば、個別企業のニーズにも積極的に対応すること、また、基礎研究や応用研究よりも実用化を前提とする開発研究を行っていくとともに、ものづくりに係る技術の向上・開発にウェイトを置くことがある。

中小企業の研究開発等に資するため、センターが保有する試験研究機器・会議室、研修室等の部屋を貸し出している。

試験研究機関の力の源泉は人材であるので、学界や産業界等外部から人材を登用することとし、リーダーとなる、センター長（平成12年4月～平成15年3月）とセンター所長を学界、産業界と県行政の外部から招聘。センターの整備、運営に指導力を発揮している。また、一般研究員の採用についても、従来の新卒者を採用し育て上げていく方式から、即戦力のある企業等における実務経験者を重視した方式に切り替え、平成13年度から、本県で初めてとなる任期付研究員を採用している。

外部資金の受入及び受入資金の弾力的執行が可能となる制度を整備し、民間資金による研究の活性化を図るとともに、有望な研究課題は企業からの受託資金に公的資金を付加して共同研究を行っている。

外部評価制度として、学界、経済界等外部の有識者により構成される評議会を設置し、センターの運営等を客観的に評価してもらっている。

利用者の声に真摯に耳を傾けることが大切であるので、産業界が独自に発案し県内商工会議所及び各産業界団体等で構成する「群馬産業技術センター利用促進協議会」、「東毛産業技術センター利用促進協議会」等を通じて、双方向の意見交換を行っている。また、センター利用者に対するアンケート調査を行い（CS調査）、この結果を踏まえて定期的に自己評価し、運営の改善を継続的に行っている。さらに、センターのPR、利用者拡大や意見交換等のため、県内企業を飛び込みで訪問している。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

工業系の試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

機関の種類・名称	機関の内容	産業技術センターの特徴
国立研究機関 ・ (独)産業技術総合研究所 ・ (独)食品総合研究所	国レベルで必要となる研究 ・ 技術開発	地域に必要な実用化を目指した研究 ・ 技術開発
群馬県立試験研究機関 ・ 繊維工業試験場	繊維工学に特化	工学に広く対応
県内大学等の専門教育機関	基礎研究、農業系バイオ、情報科学、機能性食品、保健科学	実用化を目指した研究、食品への応用、情報科学の応用(実用的システム等)、農産物加工による食品、衛生工学
県の外郭団体 ・ (財)群馬建設技術センター	建築・土木対象とした工学	製品を対象とした工学
民間企業の研究機関	民間で出来る分析業務	民間では出来ない(利益を出しにくい)分析業務

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 4 日

【本監査】平成 17 年 8 月 23 日、24 日、26 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか**平均落札率等の概要**

産業技術センターの一般競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
一般競争入札	件 数	13 件	31 件	12 件
	平均落札率	82.3%	90.8%	95.9%
うち一者応札	件 数	5 件	2 件	9 件
	平均落札率	86.1%	99.7%	96.2%

産業技術センターの指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	該当なし	3 件	10 件
	平均落札率		96.1%	96.3%

産業技術センターの 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	17 件	45 件	49 件
	平均契約率	93.4%	91.7%	96.8%
うち一者見積	件 数	5 件	22 件	30 件
	平均契約率	94.3%	94.6%	97.9%

意見

1 入札準備検討委員会について

1 者のみの入札により導入した機器等があった場合について、「産業技術センター入札準備検討委員会設置要綱」は、1 年以内にその機器等に係る研究又は指導等の実績を検討すべきことを規定しているが、現状はその報告や検討がなされていない。

(現状及び問題点)

産業技術センターでは、高度な試験研究機器の導入にあたり、群馬県財務規則等の予算執行手続きの規定に上乘せして、独自の内部組織としてグループリーダー以上の職員で構成される「入札準備検討委員会」の設置要綱を制定して設置し、業務に必要な仕様を明らかにするよう努めている。

さらに、実際の入札の結果、応札者が1 者のみであった機器等が生じた場合について、「1 年以内にその機器等に係る研究又は指導等の実績を同委員会に報告して検討」することを定めている。この規定は、1 者しか応札できなかった機器の仕様が、業務の必要性から妥当であったかどうか、1 年間の稼働実績を確認して検討を加える趣旨で設けられたものであるとのことである。

1 者のみの応札の状況については、平成 14 年度が一般競争入札 13 件中 5 件、平成 15 年度が 31 件中 2 件だが、平成 16 年度は 12 件中 9 件と増加している。

専門性の高い機器類であり、仕様が限定されるのはやむを得ない面もあるが、設置要綱の目的達成には特に第 7 条の実績報告さらには入札時に審議した使用の妥当性、使用目的・利用計画、研究又は指導等における成果などとの実績対比による評価が不可欠と考えられる。

しかし実際に 1 者だけの応札があるにも関わらず、この報告、検討がなされていない。

(改善策)

研究機関の導入する機器等については高度な技術精度が要求され、金額的にも高額なものが多い。しかしながら、高度な仕様の機器等を購入し、その後の利用頻度が低い場合は、費用対効果の面で問題が生ずる恐れもある。

また、1 者のみの入札については、その理由、購入価格等について十分に検討し、今後の機器等の導入に際しての参考資料とすべきである。

産業技術センターの取り組み自体は、これらの観点から非常に重要であると思われるので、報告書の書式を整えるなど事務手続きを整えて、要綱の規定どおり実施すべきである。

2 見積書及び請求書等の日付の洩れについて

機器等の購入先から入手する見積書、請求書に日付がないものが散見される。

(現状及び問題点)

機器等の購入先から入手する見積書、請求書に日付がないものが散見される。

見積書については有効期限の点で、請求書は債権債務の確定の日を示す重要な役割を担うものである。

(改善策)

機器等の購入先に対し日付を記入するよう徹底すべきである。

3 執行伺書への契約条項案の添付等について(共通)

執行伺書に契約条項案が添付されていない。また業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 13 頁)

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成17年3月31日現在)(単位:千円)

箇所	土地	建物(注3)		重要物品(注3、5)	
	取得価額	管理担当	取得価額	数量	取得価額
群馬産業技術センター	0(注1)	電子情報G	166,115	27	212,946
		機械G	661,468	36	535,298
		生産システムG	412,441	36	397,849
		環境材料G	364,787	40	643,558
		食品バイオG	559,249	58	189,727
		共用その他	3,518,201	28	298,610
		小計	5,682,264	225	2,277,990
東毛産業技術センター	0(注2)	技術支援G	478,039	20	303,632
		共用その他	1,033,036	1	1,203
		小計	1,511,076	21	304,835
旧工業試験場(注4)	370,085	(注4)	388,808		(注6)
合計	370,085		7,582,148	246	2,582,826

土地、建物、重要物品総合計金額 = 10,535,060千円

- (注) 1 土地の所有者は前橋市であり、群馬産業技術センターは前橋市より無償にて借受けている。
 2 土地の所有者は太田市であり、東毛産業技術センターは太田市より無償にて借受けている。
 3 建物および重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する場所等に基づき区分している。
 4 平成15年4月に群馬産業技術センターが前橋市亀里町に移転したことに伴い、旧工業試験場は土地、建物とも現在使用していない。今後の利用計画が決定するまでは、建物はそのまま保管するとのことである。
 5 重要物品は1点100万円以上の備品である。
 6 旧工業試験場の重要物品については、すべて移転または廃棄済みである。
 7 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物		該当なし
重要物品	145件	1,019,711千円
合計	145件	1,019,711千円

意見

4 備品の購入に係る整備機器要望調査票の改善について

機器備品等の要求部門から提出される整備機器要望調査票の改善が望まれる。

(現状及び問題点)

機器備品等の購入にあたり購入目的を明確にさせる等の趣旨から、平成 16 年度(平成 17 年度予算要求)より現場の機器備品等要求部門から整備機器要望調査票を提出させている。

この調査票には導入後 1 年間の利用見込数として依頼試験機器開放、共同研究の内容を記入させる欄及び既存類似設備の有無を記入する欄があるが、既存類似設備の買替えにより新規設備を導入した場合に、既存類似設備の今後の利用見込み(廃棄を含む)が記入されていない。

(改善策)

買替えにより新規設備等を導入した場合、既存類似設備等は一般的に不要となるものが多い。

調査票には、既存類似設備に関する新規設備導入後の利用見込みの妥当性を的確に判断するという観点から、既存類似設備の今後の利用見込みについても記入すべきである。

5 他機関からの預かり資産について(共通)

他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。

(現状及び問題点)

重要物品の現品確認をしたところ、産業技術センターの所有物でない物品が散見された。これらは他機関からの預かり資産ということであった。

機器名等	台数	設置場所	預かり書等
イソベ式製麺機	1	食品試作室	なし
超音波乳化機等	2	バイオ実験室等	共同研究契約書
高速液体クロマトグラフ等	4	食品精密分析室	管理換申請中
交流アーク溶接機等	25	溶接検定室	なし
射出成形用金型等	8	機械工作室等	なし

(改善策)

機器等は効率的に運用するとともに、他機関から預かりがある場合には県の所有物と明確に区分するため、「物品預り証」(平成 13 年 3 月群馬県出納局発行「会計事務の手引」191 頁参照)を発行し管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

6 施設の利用促進について

産業技術センターには研修室、会議室等外部への開放施設があるが、その利用状況は十分とはいえない。これら施設の利用を促進するような施策が求められる。

(現状及び問題点)

産業技術センターは、前橋市の群馬産業技術センターと太田市の東毛産業技術センターの2施設を設置しており、それぞれ研修室、会議室等外部への開放を行っている。これら施設について利用状況を調査した。その結果は以下のとおりである。

【群馬産業技術センター】

施設名	年間日数	開館日数	利用件数	利用日数	土日使用件数 (内数)	稼働率 (注)
多目的ホール	365	247	59	58	(2)	23.4%
第1研修室	365	247	141	134	(7)	54.2%
第2研修室	365	247	99	94	(1)	38.0%
会議室	365	247	151	126	(3)	51.0%
第1ミーティングルーム	365	247	167	151	(2)	61.1%
第2ミーティングルーム	365	247	124	111	(2)	44.9%

【東毛産業技術センター】

施設名	年間日数	開館日数	利用件数	利用日数	土日使用件数 (内数)	稼働率 (注)
第1研修室	365	247	37	36	(2)	14.5%
第2研修室	365	247	13	13	(1)	5.2%
第3研修室	365	247	34	34	(2)	13.7%
会議室	365	247	16	16	(1)	6.4%
産学交流室	365	247	26	26	(1)	10.5%
製品実験室	365	247	29	29	(2)	11.7%

(注) 稼働率は利用日数/開館日数で計算してある。

開放されている施設の中には、300人収容でき、プロジェクター等も設置され、講演会等にも利用可能な多目的ホールもある。また、群馬産業技術センターは北関東自動車道の前橋南インターチェンジにも近く立地条件も優れている。このような優れた条件にも拘らず、施設の利用状況は高いとはいえない。東毛産業技術センターに至っては、10%以下の稼働率という状況の施設もある。

(改善策)

技術相談や技術指導等で産業技術センターを来訪する県民に対して施設の利用を促すとともに、中小企業の利用を促進することが望まれる。

7 旧工業試験場跡地の有効利用について

旧工業試験場跡地は現在、未利用の状態となっているが、地元の地域振興、企業の振興につながるよう、早期に抜本的な利活用策を決定することが望まれる。

(現状及び問題点)

産業技術センターが平成 15 年 9 月に開所したのに伴い、前橋市鳥羽町の旧工業試験場跡地(敷地面積:7,904.77 m²、取得価額 370,085 千円)は現在、未利用の状態となっている。当該跡地には、現在も建物 12 棟(延床面積 5,407 m²)が存在し、昭和 43 年の建設と老朽化しているため、跡地利用に当たっては改修・撤去いずれも多額の費用が見込まれる。

当該跡地の利活用については、産業技術センターを所管する工業振興課において、産業技術センターへの機能移転後、産業経済局内の職員による活用検討プロジェクトチームを設置し、改修・撤去等の新たな費用負担無しに現状のままの利用という条件の中で行政利用と民間利用の両面から検討を行った。

この結果、新たな費用負担を伴わないという局内での検討では有効利用は困難という結論に至り、平成 16 年度に県有地の有効利用を検討する県有地利用検討委員会(管財課所管)へ検討を依頼し、現在も検討中とのことである。

未利用財産について管財課では、全庁的・長期的な観点から要不要を判断し、不要と判断されたものは、まず国や市町村での公共利用、公共利用のないものについては民間へ売却することとしている。

(改善策)

老朽化している建物が存在する現状では、当該跡地の有効な利活用は困難である。当該跡地は前橋インタ - に近い等交通の利便性のよい場所に位置するので、地元市町村や地域振興、企業の振興につながるよう、早期に抜本的な利活用策を決定することが望まれる。

8 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 19 頁)

9 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

産業技術センターは、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号、以下「毒劇法」という)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

特に毒劇法については、薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容：
- 保管場所を敷地境界線から離す。
 - 目の届く所に保管する。
 - 施錠する。
 - 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 - 漏えい、流出を防止する。
 - 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 - 移動、運搬時には注意する、他である。

産業技術センターでは環境安全管理に関し薬品管理委員会が設置され、化学物質による環境汚染の未然防止を図ることを目的として購入、保管、廃棄までを管理しているが、保管状況について現品確認の実施は、現在は毒物を除き定期的には実施しておらず、前回実施したのは平成15年7月であった。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である産業技術センターは、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(改善策)

より適切な管理がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-21頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか**意見****10 受託研究における受託料の積算について(共通)**

受託研究の場合、研究に掛かる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、機器使用料が設定されていない機器については算出基礎に明示していなかったため、曖昧な文言を解釈することになり、その結果光熱水費の扱いに一部統一されていない処理が見られた。

(現状及び問題点)

受託料は、「産業技術センター受託研究実施要綱」(平成 15 年 4 月 1 日施行)(以下この項で「要綱」という。)で、人件費、旅費、原材料・消耗品費、光熱水費、設備使用料、役務費を以下のような算出基礎に従って計算することとされている。

項 目	算 出 基 礎
人 件 費	当該研究を実施する職員の給与に関係なく次に掲げる 1 人 1 時間当たりの人件費単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。 1 人 1 時間当たりの人件費 = $\frac{\text{産業技術センター職員の給与総額}}{\text{産業技術センター職員の延勤務時間数}}$
旅 費	群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和 38 年条例第 24 号)による額とする。
原材料・消耗品費	消耗品費は、当該研究に使用する消耗器材、薬品、工具、文具等の合計額とする。原材料費は当該研究に使用する原材料等の額とする。
設 備 使 用 料	依頼試験または機器開放に準じて計算する (依頼試験手数料 / 件) × 予定試験件数 (試験によっては、基本料金 + 時間当たり料金 × 時間数) または (機器使用料 / 時間) × 予定時間数
役 務 費	役務費は、当該研究に必要な郵便、電話料等とする。

機器使用料について： 機器使用料とは産業技術センターにある試験機器を使用させる場合に徴収する使用料であり、「使用料 = 減価償却費 + 消耗品費 + 光熱水費」で算出することとされる。

なお、県外企業向けの料金を算定する場合には、「群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例」(平成 15 年条例第 31 号)第 9 条 3 項により、設備使用料の依頼試験手数料及び機器使用料を 1.5 倍にして算定している。

平成 16 年度に実施された受託研究の受託料の算定状況を検証した結果、算定基準に記載されていない算定方法として以下のような事例が検出された。

設備使用料については、できるだけ機器使用料をベースに計算することとしているが、機器開放をしていない機材を使用する場合には次の式から算定される時間当たり料金を用いることとしていた。

$$\frac{\text{機材購入費}}{2,000 \text{ 時間} \times 7 \text{ 年間}} = 1 \text{ 時間当たりの使用料}$$

補足事項 上記算式の2,000時間は年間の稼働時間に相当し、7年間は機材の耐用年数に相当する。したがって、結果的に1時間当たりの使用料は1時間当たりの減価償却費に相当するものである。

このような、機器使用料が設定されていない機器についての機器使用料の運用については、算出基礎の文言に曖昧さがあったため、解釈の仕方により扱いに不統一が生じる原因となった。

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、平成17年度は規定を改正したが、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

11 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通)

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もあるため、利用者への適正な負担はどうあるべきか、常に見直しをしていくことが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

産業技術センターによれば以下のとおりである。

1. 産業技術センターでの研究課題設定

産業技術センターでの研究課題は研究員が産業技術センターの重点研究3領域である「ものづくり共通基盤技術」、「公共技術領域（環境技術、清酒技術等）」、「新技術領域（バイオ技術、ナノ材料技術等）」から、企業ニーズ、行政ニーズ、県民ニーズに合ったものを設定している。

研究課題は、図1のように分類される。研究は研究予算の獲得方法により、県の予算（「県単予算」）によるものと外部資金によるものとに分けられる。その内、県単予算による研究は産業技術センター予算（以下「センター予算」と言う）のプロジェクト研究費によるものと、県「新政策課科学技術振興室」の研究開発推進費によるものがある。さらに、外部資金による研究は、「国等の競争的資金」及び企業等からの「受託研究」「開発研究調整費」「公募型共同研究事業」（平成17年度から）「共同研究」によるものがある。

なお、実施形態による分類では、数グループを横断的にわたるテーマを「プロジェクト研究」、グループ内で実施するテーマを「特定研究」としている。

以下、予算ごとに、研究課題設定方法、事後評価等を示す。

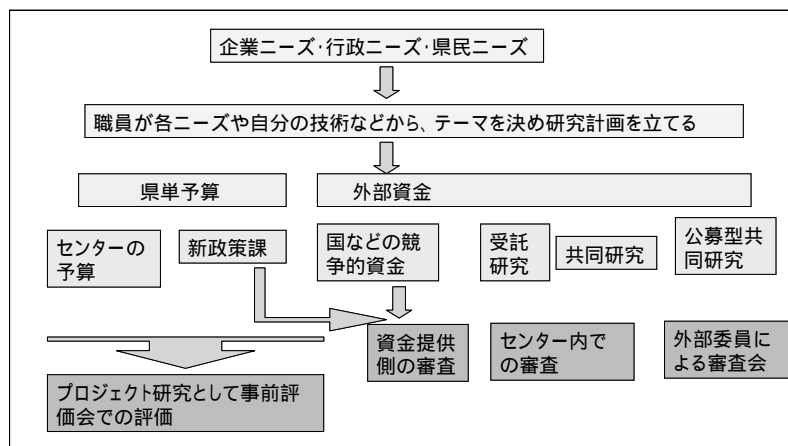


図1 産業技術センターの研究課題の分類

2. 県単予算による研究

(1) 研究課題の設定

センター予算の場合

平成16年度のプロジェクト研究費は1,500万円の予算である。この研究費の特徴は予算計上時に研究課題を決めていないことである。研究課題の設定および評価等については、産業技術センターが定めた「プロジェクト研究・特定研究評価実施要領」により行って

いる。図2は、この要領に則っての研究課題設定のフローである。研究課題は各研究員からの「研究課題調書」で提案され、所長、副所長、GL（グループリーダー）が参加する「プレゼンテーション」（事前評価会）を2回実施し、「事前評価調書」により評価が行われ、年度末に、次年度実施のテーマが決定される。事前評価調書の評価項目は背景、目的、研究内容の具体性、目標達成の可能性、期待される効果等である。

このような流れで研究課題の設定を行う狙いは、個々の研究員がどういう技術分野を目指しているかを把握すること。さらに、プレゼンテーションの評価結果を研究員に伝えることにより、その研究課題のセンターでの位置付けや必要性を把握させるためである。

また、事前評価を2回実施し、研究課題の最終決定を年度末に行うのは、研究内容を社会的変化に対応したものとすることや国等の外部資金へ提案した研究の採否を考慮した予算配分を可能にするためである。

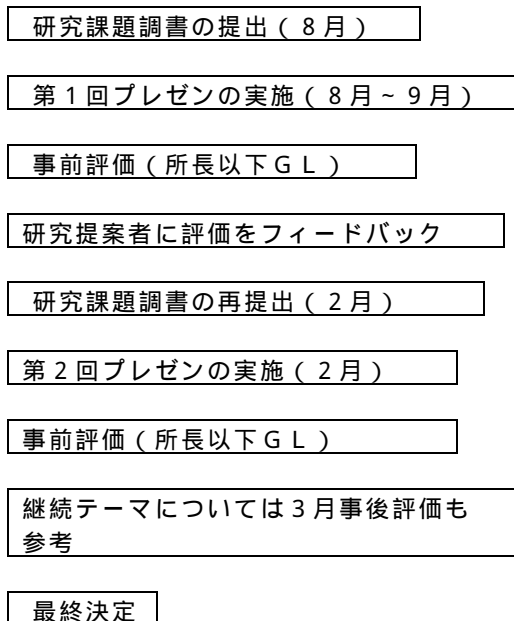


図2 研究課題の設定フロー

新政策課科学技術振興室予算の場合

センターの予算による研究課題の設定と同様な流れを採ることとしている。ただし、研究の募集時期が12月頃のため、1回の事前評価を受けたテーマが提案される。提案を了承されたテーマは新政策課科学技術振興室へ応募する。同室では、群馬県立8試験研究機関長と新政策課科学技術振興室長をメンバーとする審査会でのヒアリングを行い、研究の実施が決定される。

事前評価と研究実施テーマ数

表1に平成16年度事前評価の実施状況と事前評価により実施が決定したテーマ数を示す。

表1 平成16年度事前評価及び研究実施テーマ数

プレゼンテーション実施テーマ数		研究実施テーマ数	
1回目	2回目	センター予算	新政策課
20 (研修を含む)	29	15	9

(2) 中間評価、事後評価、外部評価等について

中間評価

実施が決定した研究課題は、プロジェクトリーダーが実施内容、目標及びスケジュールを記した「プロジェクト・特定研究実行計画書」を年度初めに提出するとともに、研究実施中の各月末には、研究の進捗状況や問題点を「月報」として所長、副所長に報告し助言を受ける。一方、メンバーの研究員は年度初めに、個別に「個人目標管理カード」を作成し、半期ごとに、GLの評価を受けることになっている。

事後評価

プロジェクトリーダーは年度末に「プロジェクト・特定研究実行報告書」を提出するとともに、「事後評価会」での評価を受ける。「事後評価会」のメンバーは「事前評価会」と同様である。事後評価会ではプロジェクトリーダーによるプレゼンテーションが行われ、「事後評価調書」により評価を行っている。事後評価調書の評価項目は研究内容、目標の達成度、研究成果等である。

次年度への継続テーマは、この評価結果を参考に研究予算が決定される。なお、研究成果については、産業技術センターの研究報告書や学会誌等への掲載及び業務報告会等での発表を通して、企業へ公表している。

外部評価

研究課題が広い技術分野に及ぶため適切な評価を受けることは難しいことから、テーマの設定や事後評価等のための外部評価は実施していない。しかし、産業技術センターの運営や業務を評価する「産業技術センター評議会*」へ研究課題や研究成果を報告している（*評議会の運営は工業振興課が行っている）。

3．外部資金による研究

(1) 国等の競争的資金の場合

国等への競争的資金へは積極的に応募している。平成16年度と平成17年度8月末までの実績を表3に示す。産業技術センター単独で提案するものと企業や他機関と共同で提案する場合がある。各テーマは産業技術センターの3つの研究領域に沿い、且つ競争的資金の募集趣旨に沿ったものである。競争的資金への提案の前に、産業技術センター内での事前評価を受ける。「群馬県立群馬産業技術センター業務管理・評価委員会」（以下「業務管理・評価委員会」という。）（注）へテーマを諮り、競争的資金への提案の可否を決定する。提案を了承されたテーマは国などの募集機関へ提案する。募集機関のヒアリング・審査を受け、採択決定により研究が実施される。研究終了後は産業技術センター内で事後評価を実施する。実施方法は県単予算による研究の場合と同様である。その後、「研究報告」を作成し、募集機関へ提出し、そこで評価を受ける。

（注）「業務管理・評価委員会」は産業技術センターが行う事業について、県内の企業ニーズ及び行政施策を反映させるとともに、事業の一層の効率化・活性化及び円滑な推進を図るため、センターで実施する共同研究や受託研究などの実施、特許出願などの審議を行い、執行についての調整を行う。構成員は所長、副所長、東毛産業技術センター所長、グループリーダー及び所長が必要と認めた者である。

表3 外部資金導入実績 (平成17年8月31日現在、単位：千円)

事業名及び募集機関	平成16年度		平成17年度	
戦略的基盤技術力強化事業 (独) 中小企業基盤整備機構	2件	2,820	2件	3,664
地域コンソーシアム事業 経済産業省	2件	741	2件	188
国(産総研)等の補助事業 (独) 産業技術総合研究所 (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	2件	1,728		
北関東産官学研究会共同研究事業 (特) 北関東産官学研究会	1件	1,500	2件	3,200
R S P事業 (財) 群馬県産業支援機構	2件	2,000	1件	1,500
合 計	9件	8,789	7件	8,552

(2) 企業等の資金の場合

受託研究

受託研究は、産業技術センターが原則として県内の中小企業等からの委託を受けて実施するもので、内容は(1) 研究調査(2) 試験(3) 試作である。受託料は委託者の負担で実施する。実施については「受託研究実施要綱」に則っている。研究の流れは図3のとおりであり、「業務管理・評価委員会」での事前評価により実施の可否が決定される。研究終了後は「受託研究報告書」を委託者に提出する。研究実施の翌年には、委託企業へのアンケート調査により、受託研究結果の評価を受けている。

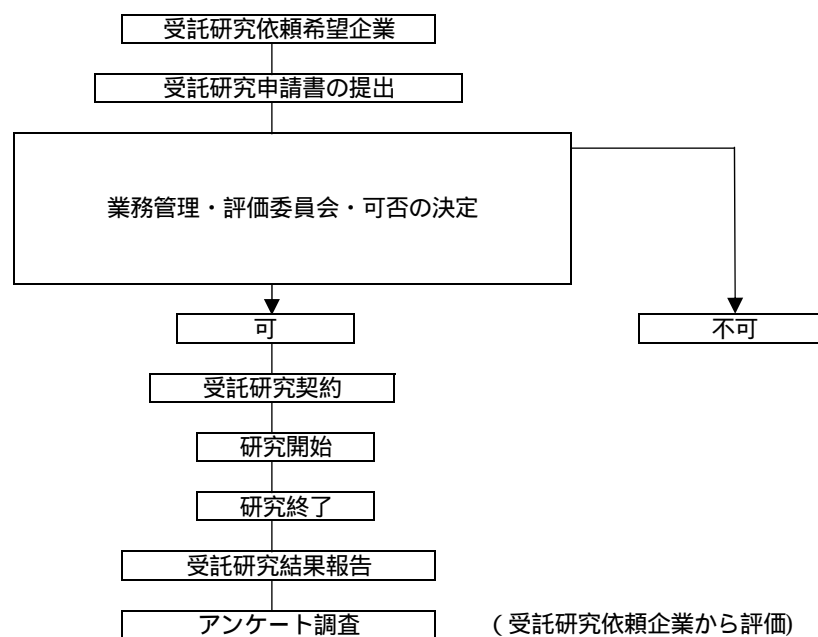


図3 受託研究の流れ

開発研究調整費

開発研究調整費は、産業技術センターが原則として、県内の中小企業等からの委託を受けて実施するもので、企業等での製品の实用化、新技術開発等を促進するために実施する。研究資金は企業からの受託資金と県費により実施する。その比率は9：1である。実施については「開発研究調整費実施要綱」に則っている。研究の流れは図4のとおりであり「業務管理・評価委員会」で事前評価を行い、「運営会議」で実施の可否が決定される。研究終了後は「開発研究調整費報告書」を委託者に提出する。なお、開発研究調整費は平成16年度で終了した。平成17年度は研究課題を企業から募集し、企業と県が50%ずつ経費を負担して行う「公募型共同研究」に変更された。「公募型共同研究」は実用化・製品化の一手手前の研究課題を優先して実施する。実施テーマは2人の大学等の教授、(財)群馬県産業支援機構理事長、工業振興課長、産業技術センター所長からなる「審査会」での審査により決定される。

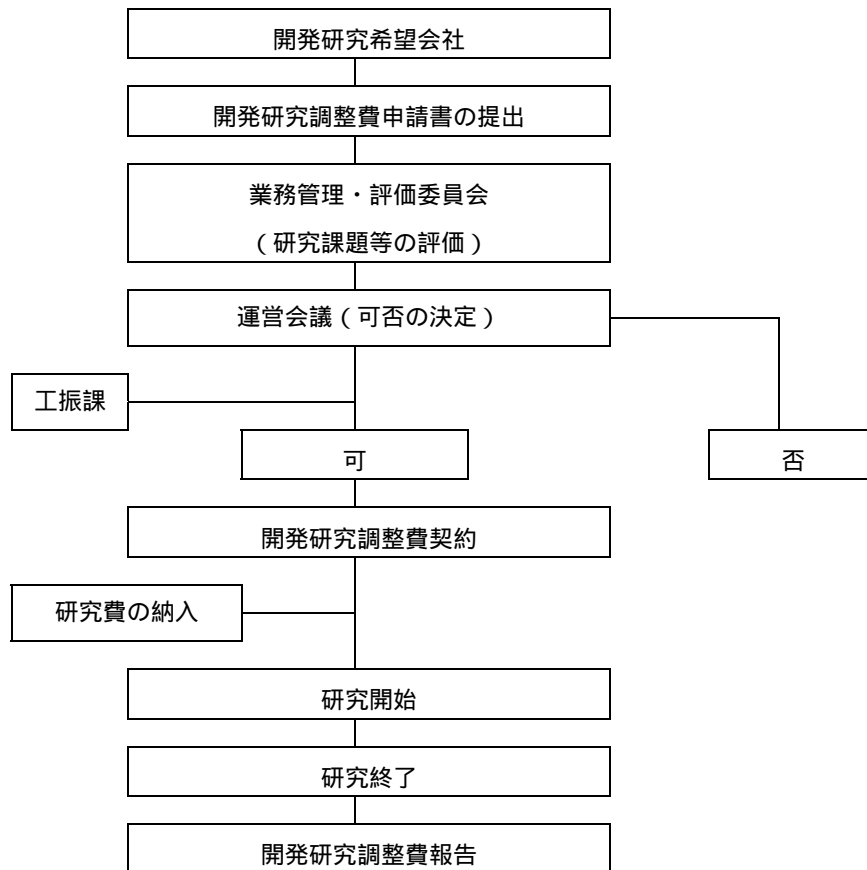


図4 開発研究調整費の流れ

共同研究

共同研究は、産業技術センターが、産業技術センター以外の企業等と研究を分担し、技術、知識等を交換することで共同で行うものである。共同研究の経費は産業技術センター、企業等が分担内容に応じて負担する。実施については「共同研究実施要綱」に則

っている。研究の流れは図5のとおりであり、「業務管理・評価委員会」で事前評価により実施の可否が決定される。実施後は「共同研究実績報告書」を作成する。研究実施の翌年には、共同研究企業へのアンケート調査により、共同研究結果の評価を受けている。

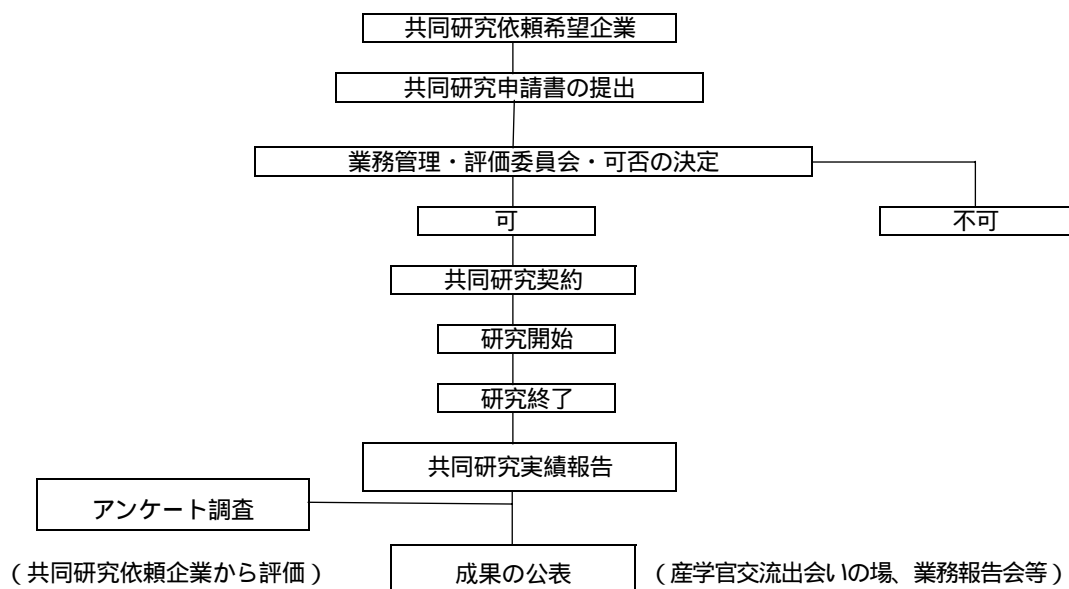


図5 共同研究の流れ

実績

平成16、17年度の企業等からの資金による研究実績は表4のとおりである。

表4 企業等からの資金による研究 (平成17年8月31日現在、単位：千円)

年 度	受託研究		開発研究調整費		公募型共同研究		共同研究
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
平成16年度	41	13,727	5	817			18
平成17年度	29	9,595			9	20,000	8

意見

12 プロジェクト研究課題の選定および評価制度の確立について

プロジェクト研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。

(現状及び問題点)

現在行われているプロジェクト研究課題の選定プロセスでは、技術相談や企業訪問などから捕捉された民間のニーズや大学・研究機関等のシーズを元に産業技術センター内部でテーマを絞り込み、グループリーダー以上で評価を行う「事前評価」を経て、産業技術センター所長が最終的に決定している。事前評価は年2回行われ、研究課題の選定方法では研究課題の必要性、緊急性及び有効性など多面的に評価される。しかし、このような評価は産業技術センター内部での検討にとどまり、外部からの客観的な評価・検討が加えられていない。

そのため産業技術センターでは客観的な評価を補うため、選定された課題はセンターの運営方針等の外部評価を行う「産業技術センター評議会」に報告し了承を得ている。また、研究途中では「中間評価」が実施されている。

(改善策)

産業技術センターでの研究課題は広い技術分野に及ぶため外部評価による適切な評価を受けることは難しいが、研究課題の検討過程を明確にすることが必要である。

13 研究成果の調査、分析について(共通)

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

産業技術センターでは利用者にアンケート調査を行い、その結果を平成 16 年 9 月に「平成 15 年度産業技術センター利用に関するアンケート調査結果報告書」として取りまとめている。その中で利用者からの回答によって経済効果の算出を試みている。それによれば、平成 15 年度の経済効果は次のとおりである。

項目	経済効果
依頼試験	979 (百万円)
機器開放	790 (百万円)
技術相談	151 (百万円)
受託研究	56 (百万円)
合計	1,976 (百万円)

それに対して、平成 15 年度の歳出決算は人件費を含めて 911 百万円なので、約 2.2 倍の経済効果があったことになっている。

しかし、これは、「依頼試験等を金額換算すればいくらですか?」という質問に対する回答の集計であり、したがって研究を実施した年度の成果で、また、単なる「聞き取り」の結果なので客観性に欠ける。ただ、こうした試みを試験研究機関が行ったという点に関しては高く評価されるところである。

(改善策)

ある研究がいくらの収益につながったかという試算は、現在のところ難しい問題である。上記のアンケート調査では研究を実施した年度の成果を計っているが、ほとんどの研究成果は次年度以降に発生するものである。したがって、研究完了後の 2 ~ 3 年後に追跡調査を行い、成果を享受している企業の売上への貢献度等を調査し、当該研究が群馬県の経済にどれだけ貢献したかの経済効果の評価を行うことが望まれる。

産業技術センターは県の試験研究機関であるので、その結果の公表と研究の成果を県民に報告するべきであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか**意見****14 特許の取扱について**

特許の出願状況と特許による収入について

(現状及び問題点)

平成 16 年度における特許出願の件数と特許権の取得件数は次のとおりである。

区 分	平 13 年度以前	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度	累 計
出願件数	12 (9)	9 (8)	16 (16)	16 (16)	53 (49)
取得件数	7	-	2	2	11

(注) カッコ内は平成 16 年度末時点において出願中のものである。

産業技術センターは、各研究員が自己の技術力を向上させる取り組みの成果として特許を位置付けており、従来以上に研究員に特許取得について積極的になるように指導している。その結果、近年の特許出願件数は増加している。

群馬県職員勤務発明規程（昭和 30 年訓令甲第 17 号）により、特許利用料により収入がある場合には、職員にその収入の 30% が割り振られることとされている。

特許出願中のもの及び特許権登録されているものには単独出願のものと企業との共同出願のものがあり、平成 16 年度末時点における各件数は以下のとおりである。

区 分	単独出願	共同出願	合 計
出願件数	15	34	49
取得件数	2	9	11

以上のような出願及び取得の状況に対して、平成 16 年度における特許権による収入は発生していない。なお、過去において特許による収入があったのは 1 件で、当該特許については平成 7 年度においてすでに特許権放棄されている。

(改善策)

産業技術センターの活動の成果として特許の出願件数を 1 つの指標として位置付けることは、客観的な判断材料として理解できる。

しかし、特許の取得や特許権の維持にはコストがかかることもあり、特許権による収入を確保することも引き続き実践されたい。

15 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 38 点・415,939 千円に上る。群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターの開設があったので、多額の投資になっているものである。また、産業技術センターの開設時に計画された設備投資は総額 40 億円であった。

ただ、現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も 5 年もすれば陳腐化する状況であり、常に大規模な投資を継続しない限り、産業技術センターの優れた施設・機器の維持は難しいと思われる。

それに対して、県財政は困難な状況であり、多額の機器投資を毎年継続するのは難しい。

そこで、産業技術センターはその優れた施設・機器と人材等の研究資源を活かして、競争的資金を積極的に獲得し、少しでも多くの研究費を確保することが求められる。

監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。(単位：千円)

節区分	内 容	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
使 用 料	機器開放		2,708	9,864
手 数 料	依頼試験	28,468	37,328	57,674
諸 収 入	国等受託事業収入	13,059	17,224	8,790
	民間企業からの受託研究	3,000	9,700	13,727
	開発研究調整費企業負担(研究費の9割)	2,182	1,447	735
予 算 配 布	県新政策課研究開発推進費...県内部振替	2,190	12,062	14,286
合 計		48,899	80,469	105,076

この 3 年間で件数、金額とも飛躍的に増加している。これは、群馬産業技術センター及び東毛産業技術センターで新たに整備した設備が本格的に稼動したこと及び産業技術センターの方針で職員による企業訪問に注力してきたことが実って効果を挙げたことが原因として考えられる。

ただ、産業技術センターの規模及び今後の拡充等を考慮すると、十分ではない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り活性化を目指す必要がある。

現在でもかなり実績が上がっているが、産業技術センターの今後の研究資源の拡充の必要性を考慮すると、なお一層の努力が求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

16 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

(1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成17年3月31日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当センター	他試験場	行政機関	計
研究職	55人	39.8	10.8	0.2	1.2	12.1
行政職	9人	43.4	2.1	0.0	16.1	18.2
平均		40.3	9.6	0.2	3.3	13.0

以下の取り組みによって、研究職の平均年齢はかなり若い(39.8歳)。ただその分他試験場及び行政機関の経験が各々0.2年及び1.2年と極端に短い。

(2) 新しい人事制度の主な取り組みは、以下のとおりである。

選考採用...従来から制度はあったが、産業技術センターは年齢制限なしで平成13年度より組織的にとりいれている。平成16年度末現在選考採用の職員は、所長を初めとして12名在職している。

任期付研究員(3年間)...初めて採用した。5年以上の民間経験者で、平成14年度より延べ4名採用、平成16年度末現在2名在職している。

との合計人数は14名になり、研究職55名に対し25%になるが、公設研究機関としてはかなり高い数値であり、上記(1)の職員在職年数調で比較的若い平均年齢の原因になっている。

民間企業への長期派遣研修制度(半年間)...平成17年4月より1名民間企業に派遣している。研修制度なので給与は県負担であり、毎年1名継続する方針である。

客員研究員...平成17年4月より月2回大学教員に来てもらって研究指導を受けている。非常勤特別職扱いでその費用は報償費として処理している。

研究開発グループの開設...平成17年4月発足させた同グループ(グループリーダー1名、研究員5名、任期付研究員2名)には依頼試験業務を行わず、新技術・新製品開発の研究に特化している。ただし、技術相談は受ける。

(改善策)

上記の取り組みは、群馬県の試験研究機関としては斬新なものであり、高く評価できるが、以下の事項についても検討されたい。

(1) 行政部門や他の研究機関との交流

産業技術センターは県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要

が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される。

(2) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

17 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

また、依頼試験の中には需要が殺到し、予約が1カ月以上入っている業務もあるが、業務の迅速化を検討する必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 産業技術センターの人件費は次のとおりである。(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	378,355	416,838	430,364
	行政職	55,284	72,772	70,741
	小 計	433,640	489,610	501,105
	嘱託職員	12,698	12,045	10,300
	臨時職員	1,092	1,077	1,099
	合 計	447,430	502,732	512,504
支出総額		697,246	911,069	911,880
支出総額に占める人件費割合		64.1%	55.1%	56.2%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考えられる。

また、職員（嘱託・臨時除く）一人当たり平均人件費は次のとおりである。

（単位：千円）

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	47	8,050	53	7,864	55	7,824
行 政 職	7	7,897	9	8,085	9	7,860
合 計	54	8,030	62	7,896	64	7,829

産業技術センターの業務内容は、調査研究業務、依頼試験・検査業務及び技術相談他業務であるが、従事時間は概ね 30%、20%、50%程度である。

- (2) 依頼試験の中には、需要が多く予約が 1 ヶ月以上先まで入っている業務もある。例えば東毛産業技術センターの計測の分野では、貴重な計測機器があるため、1 ヶ月半くらい予約が入っており、断っている例もあると聞いている。

（改善策）

- (1) 業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

嘱託・臨時職員の活用

業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

- (2) 需要が多い依頼試験には、迅速な対応ができるよう検討されたい。例えば依頼試験の所要日数を調査、分析の上、人員体制を整えることが考えられる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁）

18 行政コスト計算書の活用について(共通)

産業技術センターの運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	447,430	80.1	531,303	45.2	536,129	44.3
人件費	447,430		502,732		512,504	
退職給付費用			28,570		23,625	
ものにかかるコスト	109,216	19.5	597,418	50.9	609,109	50.3
物件費	1,920		442		1,736	
維持修繕費	85,117		138,783		136,900	
減価償却費			401,701		395,705	
委託費	22,178		56,490		74,766	
移転的なコスト	926	0.1	2,089	0.1	4,184	0.3
その他のコスト	917	0.1	42,370	3.6	60,526	5.0
公債費(利息支払)	917		11,310		29,466	
土地機会費用			31,060		31,060	
行政コスト総額	558,490	100.0	1,173,181	100.0	1,209,950	100.0
収入計	37,711		64,761		99,265	
行政コストの純額	520,778		1,108,419		1,110,685	
研究職員数(人)	47		53		55	
研究職員1人当たりコスト	11,080		20,913		20,194	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	256		545		547	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	558,490	1,173,181	1,209,950
機関現金支出額	697,246	911,069	911,880
差 額	138,756	262,112	298,070

(注) 1 機関現金支出額は6-11頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値であ

る。

- 2 産業技術センターは、平成 15 年度に旧工業試験場が組織改正されて発足したものであり、群馬産業技術センターと東毛産業技術センターが設置されている。平成 14 年度は旧工業試験場時代の運営であり、資料も不足していることから、退職給付費用及び減価償却費の計算を省略してある。

行政コスト総額は平成 15 年度組織改正により産業技術センターとなってから 5 億 5 千万円から 11 億円台と 2 倍近くになっている。上記注記のとおり平成 14 年度は退職給付費用及び減価償却費の計算を省略してあることもあるが、設備・機器の減価償却負担額が平成 15 年度・4 億円、平成 16 年度・3 億 9 千万円と多額に上るため一気に 11 億円台になったものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、平成 14 年度はマイナス 1 億 3 千万円であるが、これは備品購入費 139,674 千円を行政コスト計算から除外していることによる。平成 15 年度及び 16 年度の差額は 2 億 6 千万円から 3 億円弱ある。これは主に、退職給付費用、減価償却費、公債費（利息支払）及び土地機会費用である。

（行政コスト計算書試算の前提条件）

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

（1）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

（2）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和 52 年 5 月 1 日訓令乙第 4 号）による各種自動車及び取得価額 100 万円以上のもの）について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額 10%を控除した金額を耐用年数で除して算出してある。なお、取得年度の減価償却額は 1 年間の償却額の 2 分の 1 を計上し、償却期間終了のものは取得価額の 5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第 2 号（昭和 27 年総理府令第 73 号）を参考にした。

（3）公債費（利息支払）

産業技術センターの施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上してある。

(4) 土地機会費用

産業技術センターが利用している土地は無償貸与を受けているが、有償で借り受けた場合の賃借料を計算している。

(5) 県庁管理費の計算

県庁（産業経済局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、産業技術センター以外の所属で調定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金・日本自転車振興会補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

19 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

産業技術センターの研究課題を任意に1課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		群馬産業技術センター
研究課題		炭素系薄膜の新たなドライエッチング技術研究
予算区分		県単独
研究期間		平成16年度
研究に従事した人数		3人
当該研究のために取得した資産		なし
人件費	直接	1,181千円
	間接	179千円
経費	直接	1,253千円
	間接	369千円
減価償却費		955千円
支払利息		55千円
合計		3,995千円

研究の目的	高硬度・良好な化学的安定性等々、ダイヤモンドに匹敵する特徴を有する炭素系材料であるダイヤモンド・ライク・カーボン（DLC）薄膜について、この加工（食刻（エッチング）加工）技術の高度化を目指した。具体的には、真空中でのドライエッチング技術を用い現行の10倍程度の速い加工を可能にする技術の確立を目指した。
研究の成果	DLCドライエッチングの高速加工技術を確立した。現在、金型等へDLCのコーティングするサービスがある。この中には、古いDLC膜を剥離して、再度新たにDLCをコーティングすることがある。この際、本成果を用いると、その剥離工程のスピードを著しく向上でき、コスト競争力を高めることができる。
研究成果の公表手段	<p>特許出願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特願2004-185849「超小型針及びその製造方法」 ・特願2005-183293「炭素系薄膜の剥離方法」 <p>産業技術センター業務報告会、産学官出合いの場で成果を発表</p> <p>学会発表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気学会マイクロマシン・センサシステム研究会(May 2004) 口頭発表 ・Asia-Pacific Conference of Transducers and Nano-Micro Technologies (July 2004) ポスター発表 ・Diamond and Related Materials誌へ原著論文投稿中。
研究結果の普及状況	DLCコーティングは、現在、金型や切削工具等へのコーティングが行われているが、新たにプラスチック等へのコーティング技術として利用が拡大されつつある。将来これが拡大すると、DLCコーティングされたプラスチックのリサイクルが必要となる。この際、プラスチックのリサイクルにはDLCを剥離する必要があり、その際に本技術が大いに有望となる。

（研究課題別コスト試算の前提条件）

（１）研究課題の直接人件費の算定について

産業技術センターでは、平成16年度上半期迄は、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

（２）研究課題に係る間接人件費の算定について

所長、副所長、総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間

- あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
 - ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。
- (3) 研究課題に係る直接経費の算定について
研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。
- (4) 研究課題に係る間接経費の算定について
支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。
間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

20 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。その中で産業技術センターの各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共 同 研 究	国・独立行政法人	3 件	7 件	7 件
	県立8試験研究機関	9 件	0 件	2 件
	民間	17 件	20 件	25 件
合 計		29 件	27 件	34 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。また、産業技術センターでは技術開発相談グループを設置し、県内外の研究機関、大学・民間企業との連携促進及び外部との共同研究の企画・調整を図っていることは評価できる。

ただし、産業技術センターの規模、研究分野の広さ等から考慮して十分とはいえず、また、県立8試験研究機関との連携は十分ではないように思われるので、今後の検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが見られた。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、

特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかとと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で8試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。産業技術センターでも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立8試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能の状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立8試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立8試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立8試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁)

2.1 産業技術センターの今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で産業技術センターの今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

産業技術センターに現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

組織については、「産業技術センター整備計画検討」(平成10年度)で計画された80人体制に向け、平成17年度は77人、平成18年度に完成となる予定である。

予算については、一般財源が大幅に削減する中、外部資金及び国等補助金の確保に努め、平成17年度当初予算では、歳出9.22億円に占める外部資金及び国等補助金は1.78億円で19%である。

平成16年10月に産業技術センター中長期計画を策定し、「県内企業に信頼される(＝利用率全国一)の試験研究機関」を目指して、依頼試験(機器開放含む)や受託研究、技術相談件数等の実績目標を設定した。平成16年度の目標値に対しては、平均達成率101.7%でクリアすることができた。

表 中長期計画(平成16年10月策定)の目標と実績

技術支援		(単位：千円)			
区 分	平成15年度 実績	平成16年度		平成17年度 目標	平成18年度 目標
		目標	実績		
依 頼 試 験 (対平成15年度比) (目標達成率)	40,826	53,000 (1.3倍)	67,537 (1.65倍) (127.4%)	70,000 (1.7倍)	80,000 (2.0倍)
受 託 研 究 (対平成15年度比) (目標達成率)	9,700	15,000 (1.5倍)	* 13,727 (1.42倍) (91.5%)	17,000 (1.7倍)	20,000 (2.1倍)
技 術 相 談 (対平成15年度比) (目標達成率)	3,466件	8,000件 (2.3倍)	7,830件 (2.26倍) (97.8%)	9,000件 (2.6倍)	10,500件 (3.0倍)

*：当初目標13,000千円。9月補正で15,000千円に目標変更。

また、「成果の見えるセンター」として、研究業務についても製品サンプル化、特許出願等の成果を指標として設定し、企業の製品開発の支援に積極的に取り組んでいる。さらに平成17年度から企業の製品開発ニーズを支援する、公募型共同研究事業を実施している。

開発研究

区 分	平成15年度 実績	平成16年度		平成17年度 目標	平成18年度 目標
		目標	実績		
特許出願累積件数 (対平成15年度比)	38件	60件 (1.6倍)	* 54件 (1.4倍)	90件 (2.4倍)	130件 (3.4倍)
製 品 サ ン プ ル	4件		6件		10件

*：平成17年3月31日までに特許出願終了件数、提案は60件。

県内中小企業の利用の更なる増加と新規利用企業の開拓を図るため、企業訪問を積極的に進めている。また、各業界の中堅企業35社に対し、グループリーダーが四半期に1度訪問し、業界情報の収集や産業技術センターに対する要望・意見等を聴取している(企業訪問数 平成16年度延べ1,402社、平成15年度延べ1,350社)。

利用状況では、平成16年度に、技術相談、依頼試験、見学等で3.3万人余の企業関係者や県民の来所があった。特に、平成16年度は、利用が大幅に増加した(来場者数 平成16年度延べ33,575人、平成15年度延べ23,069人)。

(2) 課題

中長期計画の数値目標を達成する。そのため、中小企業が更に利用しやすいセンターとするのはもちろんのこと、職員一人一人の能力を更に高めるとともに、能力を発揮できる環境整備に努める。

産業技術センターの平成16年度県内実利用企業数は1,324社で4人以上事業所7,251社の18%である。今後、更に敷居を低くし、もっと多くの中小企業に利用してもらうため、引き続き企業訪問を積極的に行う。また、引き続き、研究成果等の発表の場である業務報告会を県民にオープンにするとともに、産学官出合いの場等を地域に出向いて開催するなど、さらに強力にPRしていく必要がある。

平成16年度決算において、歳出8.84億円に占める外部資金及び国等補助金は1.62億円で18%である。今後、更に県の一般財源の削減が予想される中、外部資金収入を増加させ、研究費を確保する。

付加価値の高い支援を充実させるために、今まで以上に開発研究に力を注ぎ、具体的な成果をさらに生み出すとともに、その成果を中小企業にアピールしていく。

平成16年度依頼試験利用者へのアンケート（CS調査）結果によれば、利用者の約8割が目的を達成し、9割以上が今後も利用したいとしているが、企業から要望のある依頼試験等の迅速化・的確化を図るとともに、企業のニーズを踏まえ依頼分析試験項目を見直す。また、優先割増料金や時間外料金制度を検討する。

運営の基本を「顧客満足」と「選択と集中」に置いているが、そのためにも職員のインセンティブをさらに高める。

産業技術センターの成果として、特許等の知的所有権を職員自ら提案できる力を更に高めるとともに、早期に取得できるようにする必要がある。

施設のメンテナンスについては最小の経費で最大の効果を得る観点から、引き続き改善を行う。

(3) 今後のあり方

・ 産業技術センターの役割

「中長期計画」によれば、産業技術センターのミッションは、ものづくり立県群馬を支える製造業の維持・発展を図るため、中小製造業が必要とする技術的課題に対し、先導的役割を果たすことである。

企業は、産業技術センターに対し、短期的には、技術に関する駆け込み寺機能（技術相談、依頼試験、分析等）を、長期的には、新技術開発の支援、人材育成、他機関との仲立ちやコーディネート等を期待している。

これから導き出される、産業技術センターの期待されるイメージは、中小企業の中央研究所であり、行政のシンクタンクである。

そのためには、「集中と選択」により、コアコンピタンスを確立することが重要であり、ヒト、モノ、カネが必要となる。ヒトでは、組織における自己マネジメント力の一層の強化、他機関と連携ができるだけの力を持つ職員のレベルアップ、モノでは最新鋭の装置の継続的補充、カネでは長期的な設備費の手当てが必要である。

加えて、（ア）権限委譲を受けて自己責任の組織になること、（イ）行政のシンクタンク機能を縦割りから離れて実質的な活用をすること、（ウ）独善性による弊害を避け

戦略的運営を行うための、利用者の意見聴取、中長期計画の策定、年度計画の策定と公表、顧客やスポンサーによる機関評価が必要である。

結局、真に中小企業から信頼され続ける組織になるためには、「プロセス重視」の体質から「スピードと結果重視」の体制に変革していくことが必要となっている。

・ 産業技術センターに求められる機能と今後の展開

平成16年度産業技術センター利用者へのアンケート（CS調査）結果によれば、産業技術センター利用の経済効果は、計44.6億円となっており、利用企業に大きな成果をもたらしたと言える。特に、技術相談は大きな成果をもたらしている。

技術相談は、中小企業にとって、共同研究や受託研究、人材育成、知的財産取得支援等のより密接な支援を受ける際の入り口としての役割を持つものであるとともに、産業技術センターにとって企業のニーズに接するアンテナ機能も有し、今後とも、維持・強化する必要があると考える。

次に、受託研究や共同研究等の開発研究支援は、中小企業の開発段階を支援することを通じ、中小企業がより高い付加価値を生む方法を習得することが期待できるもので、今後、拡充・強化する必要があると考える。

特に、実用化を前提とした企業との共同研究をさらに充実・強化し、清酒や食品等の地場産業を含めた中小企業の新製品開発を強力に支援していく。

また、他機関とのコーディネート、他機関への橋渡しは、中小企業が広いネットワークを築き、より多くの外部資源を活用できるように側面支援するもので、今後、拡充・強化する必要があると考える。

さらに、研修・講演会の開催や受入指導等の人材育成は、人的資源の涵養を通じて、中小企業が技術力で競争力を維持できる効果を期待できるもので、今後、拡充・強化する必要がある。

依頼試験・分析、検査は、現在、中小企業に対し大きな機能を担ってきたが、他の機関や民間企業の設備や機能が見ながら、担うべき範囲をより明確化し、企業ニーズに応える必要がある。

また、機器、施設開放は、他の機関との連携を視野に入れながら、整備すべき機器等をより明確化し、企業ニーズに応える必要がある。

（問題点）

産業技術センターから得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々のを射ているものと思う。

また、運営の効率性の追求という面に関しても、数々の先進的な取り組みを行っており、高く評価される。

今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの取り組みに対し賛同する面が多かったが、有益な研究・支援を行い、県民のニーズに合ったサービスを提供するためには、限られた研究資源を使って如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点がより求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で産業技術センターの今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。中にはすでに産業技術センターでは実施済のものも含まれているが、確認という意味で整理してみた。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段を用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

人事の活性化・適正化による研究業務の活性化を図る。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとにどの程度の工数がかかったかの実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

産業技術センターは県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているのかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(4) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

第 7

群馬県繊維工業試験場

目 次

概要

1	所在地.....	7 - 3
2	沿革.....	7 - 3
3	設置等根拠.....	7 - 3
4	業務概要.....	7 - 3
5	施設の概要.....	7 - 4
6	組織.....	7 - 4
7	平成16年度の主な事業内容.....	7 - 5
8	試験研究について.....	7 - 6
9	収入・支出の状況.....	7 - 7
10	全国の工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の研究員数.....	7 - 9
11	群馬県の繊維産業政策及び繊維工業試験場の位置付け.....	7 - 10
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	7 - 11

実地監査年月日

実地監査年月日.....		7 - 12
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....		7 - 12
(意見)		
1 同一業者の連続落札について.....		7 - 12
2 業務委託契約書の再委託禁止条項について.....		7 - 13
3 入札手続書類の保存について.....		7 - 13
4 契約条件の変更について.....		7 - 13

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....		7 - 14
(監査結果・指摘事項)		
5 必要がなくなった物品について(共通).....		7 - 14
(意見)		
6 備品の現品確認の記録保存について.....		7 - 16
7 機器利用状況の把握について(共通).....		7 - 16
8 情報・技術交流センターの利用状況について.....		7 - 18
9 火災共済付保状況について(共通).....		7 - 19

(利用者に必要な金額を負担させているか)

(意見)

- 1 0 受託研究における受託料の積算について(共通) 7 - 20
- 1 1 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通) 7 - 21
- 1 2 県外企業等に対する受託料設定について 7 - 21

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

(課題設定・研究成果に関する評価等の現状) 7 - 22

(意見)

- 1 3 研究課題の選定および評価制度の確立について 7 - 23
- 1 4 研究成果の調査、分析について(共通) 7 - 23

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

- 1 5 中長期計画について(共通) 7 - 24
- 1 6 外部資金の導入について(共通) 7 - 24
- 1 7 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通) 7 - 25
- 1 8 人事面の施策について(共通) 7 - 25
- 1 9 研究職員の育成について(共通) 7 - 26
- 2 0 業務の効率化の追求について(共通) 7 - 26
- 2 1 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通) 7 - 27
- 2 2 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通) 7 - 28
- 2 3 光熱水費節減について(共通) 7 - 28
- 2 4 行政コスト計算書の活用について(共通) 7 - 28
- 2 5 研究課題別原価計算について(共通) 7 - 30
- 2 6 研究成果の普及について(共通) 7 - 32
- 2 7 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通) 7 - 33
- 2 8 繊維工業試験場の今後のあり方について(共通) 7 - 34

群馬県繊維工業試験場

概要

1 所在地

桐生市相生町五丁目46番地 1

2 沿革

明治38年	染織業の改善発展を図るため、伊勢崎市に群馬県工業試験場を開設
大正3年～	群馬県物産陳列館伊勢崎支所、桐生図案調整所、伊勢崎図案調整所、伊勢崎図案研究所、群馬県繊維工業原料検定所桐生支所等の組織改編・改称を経て
大正10年	群馬県工業試験場の設置に伴い、群馬県工業試験場桐生分場、群馬県工業試験場伊勢崎分場となる
昭和11年	群馬県桐生工業試験場、群馬県伊勢崎工業試験場に改称
昭和12年	群馬県桐生機業補導所、群馬県伊勢崎機業補導所に改称
昭和19年7月	群馬県繊維科学研究所が発足（統合・前橋市）
昭和25年9月	群馬県繊維科学研究所桐生支所を設立
昭和31年4月	群馬県立桐生繊維工業試験場に改称
昭和32年2月	群馬県立伊勢崎繊維工業試験場を設立
昭和32年11月	群馬県桐生繊維工業試験場、群馬県伊勢崎繊維工業試験場に改称
昭和52年4月	桐生・伊勢崎両繊維工業試験場を統合し、群馬県繊維工業試験場（以下「繊維工業試験場」という。）として発足（桐生市）
平成11年10月	情報・技術交流センターが発足

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、繊維工業試験場の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第四十六款 繊維工業試験場

（業務）

第百三十八条 繊維工業試験場は、繊維工業に関する研究開発、技術支援、情報提供及び人材育成の業務を行う。

4 業務概要

繊維関係中小企業の振興と活性化を図るため、特に技術面からの支援を行い、業界の新製品開発技術の向上、新分野進出技術の開発、人材育成（後継者育成）等の諸課題に対応することを目的に次の業務を実施している。

- (1) 技術研究...織り編み、染色、繊維物性、化学、デザイン等の研究を行う。
- (2) 依頼試験・依頼加工...各種依頼試験・依頼加工を受託する。

- (3) **技術指導・技術相談**...技術講習会、研究会等の開催、技術相談を行う。
- (4) **人材育成**...後継者育成、従業員教育のための技術研修を行う。
- (5) **情報提供**...技術情報の収集・発信及び技術交流を推進する。

5 施設の概要

(1) 土地 9,219m²

地番	桐生市相生町五丁目 46 番地 1	桐生市相生町五丁目 51 番地 1
地目	宅 地	
面積	6,678 m ²	2,540 m ²
取得	桐生市長から無償借受	
借受契約期	平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	

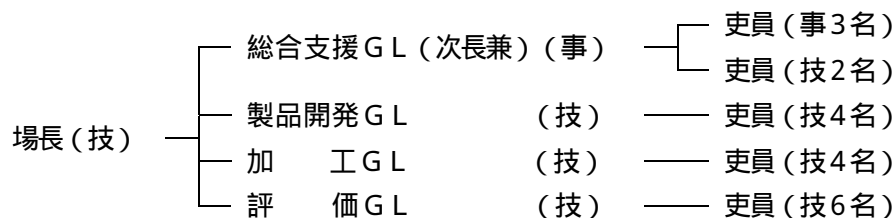
(2) 建物 (非木造) 5,404m²

主な施設

管理棟 (1,863m²)、研究棟 (2,619m²)、ボイラー棟 (55m²)、車庫 (52m²)、曝気槽室 (44m²)、脱水機室 (27m²)、薬品庫 (3m²)、高圧ガス容器置場 (4m²)、情報・技術交流センター本館 (685m²)、倉庫 (13m²)、自転車置場 (32m²)

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総合支援グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 場の企画運営に関すること。
- 3 技術相談及び技術支援の企画調整に関すること。
- 4 情報、デザイン及び人材育成に関すること。
- 5 情報・技術交流センターの管理に関すること。

製品開発グループ

- 1 新製品開発及び技術の応用に関すること。
- 2 編織製造技術及び準備工程技術についての研究開発及び試験に関すること。

加工グループ

- 1 染色、加工及び整理仕上げについての研究開発及び試験に関すること。

評価グループ

1 繊維素材、消費科学及び性能評価についての研究開発及び試験に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

職 種	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度
研 究 職	23	23	23	22	20
行 政 職	4	4	4	5	4
嘱 託	4	4	4	4	3
臨 時 職 員	2	3	3	3	2
合 計	33	34	34	34	29

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 繊維技術情報収集指導事業【決算額：4,834千円】

- ・ 繊維情報・資料を収集し、情報誌、ホームページ（アクセス件数：11,000件）や施設公開等で内容を提供した。
- ・ 繊維事業者を対象に講演会・講習会（参加数：241名）を実施した。
- ・ 受託研究（10テーマ）・プロジェクト研究（4テーマ）を実施した。
- ・ 専門技術研修（3課程・26名参加）を実施した。

(2) 繊維製品開発研究指導及びコンピュータ織物創作研究事業【決算額：6,337千円】

- ・ 県産シルクを用いた製品開発を行い、展示会出品及び技術相談に対応した。
- ・ 生糸の新規利用技術の基礎データ収集を行った。
- ・ 依頼試験・依頼加工（408件）及び技術相談による企業支援を行った。
- ・ 各種天然素材を用いた新製品の開発を行った。
- ・ 各種試験の結果をもとに企業支援を行うとともに、展示会出品（3回）、研究発表会（10回）で成果の普及を行った。

(3) 染色加工研究指導事業【決算額：3,461千円】

- ・ 依頼試験・依頼加工（988件）及び技術相談に対応し企業支援を行った。
- ・ 共同研究（6テーマ）を実施した。
- ・ 群馬大学工学部学生等のインターンシップ実習を受け入れた（20人）。

(4) 色染化学研究・繊維物性研究及び繊維製品デザイン研究指導事業【決算額：4,980千円】

- ・ 染色堅ろう度依頼試験（3370件）、技術相談に対応し、企業の新製品開発の支援を行った。
- ・ 繊維物性にかかる依頼試験（1984件）、技術相談に対応し、企業の新製品開発の支援を行った。
- ・ 研究成果の公表・普及のため、研究会・講演会での発表、論文発表、展示会への出品を行った。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全20課題)

(単位：千円)

区分	試験研究課題	担当部署	連携	予算
受託研究	1 トリコットハーフの耐紫外線評価	評価 G		61
	2 座繰り糸織物の開発研究	製品開発 G		60
	3 サンプル整経機による長尺整経研究	製品開発 G		80
	4 酸化剤及び還元剤を用いないパーマ処理方法の開発研究	製品開発 G		350
	5 抜食及び収縮処理の複合加工技術の研究	加工 G		100
	6 2-メタクリロイルアクリルアミド重合体を使用した繊維加工材の開発	加工 G		50
	7 トリコット生地耐紫外線評価	評価 G		49
	8 V O C 分析除去新規システムの開発	製品開発 G		300
	9 誘電泳動を利用した生物活性解析システムを伴う生物分離装置の開発	製品開発 G		350
	10 絹由来ポリペプチドを用いた天然及び合成繊維製品 ナノ表面加工技術の事業化研究	加工 G		500
プロジェクト研究	11 座繰生糸の加工および製品化に関する研究	製品開発 G		360
	12 繊維製品の紫外線遮蔽性およびフォトクロミック性に関する評価方法の研究	評価 G		230
	13 ポリエチレンネット素材へのシルクプロテイン混練加工による製品開発	加工 G		200
	14 リン脂質ポリマーを用いた肌に優しい天然繊維洗顔タオルの開発ならびに簡易型繊維加工剤の開発	加工 G		210
共同研究	15 蚕糸副産物(皮質)の高度利用に関する研究	加工 G	学官	651
	16 絹糸の表面改良加工技術の開発	加工 G	産官	
	17 金銀糸を利用したボディータオルの開発	評価 G	産官	
	18 フォトクロミック色素を応用した紫外線可逆変色性カーテンの開発	評価 G	産官	
	19 絹タンパク質を用いたプラスチック製品の修飾技術	加工 G	産官	
	20 トランスジェニックカイコを利用した高機能性繊維の開発	加工 G	産学官	4,653

(2) 最近の主な研究成果 (平成16年度)

実用化できる研究成果数...18件

広 報

- ・ インターネットホームページによる情報提供
- ・ 情報誌「せんい技術情報」の発行
- ・ メールマガジン「織工試だより」の配信

研究等の発表事項 27件

- ・ 研究会等発表 20件
- ・ 学会、専門誌等紙面発表 7件

特許の状況・数

- ・ 平成16年度特許出願件数 3件
- ・ 平成16年度末特許保有件数 1件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節区分		平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	備考
収入	手数料	8,706	8,187	8,881	9,246	9,963	(注)2
	製作品売払代金	105	57	9	62	18	
	受託事業収入	251	253	1,159	1,394	1,898	(注)3
	雑入	30	750	402	353	182	
	国庫補助金	16,722	15,564	11,085	1,312		(注)4
	国庫委託金	1,696					
	合計	27,512	24,813	21,539	12,369	12,062	
支出	報酬	6,246	6,246	6,228	6,150	4,446	嘱託報酬
	給料	122,426	125,736	119,489	117,606	102,276	職員給料
	職員手当等	72,560	74,656	67,545	62,751	56,445	期末勤勉手当他
	共済費	39,435	40,307	37,155	35,381	31,149	共済費負担金
	賃金	2,991	2,331	2,268	2,217	1,861	臨時職員賃金
	報償費	2,422	2,205	1,514	1,190	788	嘱託賞与等
	旅費	3,868	3,995	4,126	2,715	2,659	会議・研修会・学会等
	交際費	57	37	28	78	65	
	需用費	29,679	26,467	24,904	24,202	20,636	(注)5
	役務費	1,615	1,298	1,139	1,164	1,071	
	委託料	14,911	14,353	12,200	12,255	8,916	(注)6
	使用料・賃借料	76	25	25	25	14	
	工事請負費	5,746	4,535	5,658	7,867	840	施設関連工事
	原材料費	3,509	3,295	2,809	3,944	3,357	試験用資材等
	備品購入費	31,127	30,774	26,763	8,336	5,029	(注)7
	負担金・補助交付金	586	711	745	361	892	
	公課費	26	26	26	26	26	
合計	337,288	337,003	312,627	286,274	240,477		
収支差額		309,776	312,189	291,088	273,905	228,415	

(注)1 本表は繊維工業試験場の決算に、関係課における繊維工業試験場に係る執行分を加えている。

2 手数料は主に試験手数料であるが、毎年若干増加している。

3 受託事業収入は受託研究の確保に重点を置いた結果、平成14年度から増加している。

4 国庫補助金は設備・備品購入に対する補助金であり、平成15年度以降減少している。

5 需用費は主に光熱水費及び試験研究用資材の購入代である。なお光熱水費は電気料、都市ガス料及び水道料であるが、節減努力しており、若干減少している。

6 委託料は清掃、一般廃棄物搬出処理、排水設備保守、電気保安管理及び機器保守点検等である。

7 備品購入費は主に試験研究用備品等であるが、国庫補助金の減少に伴い減少している。

(2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	報酬	6,228		6,150		4,446	
	給料	119,489		117,606		102,276	
	職員手当等	67,545		62,751		56,445	
	共済費	37,155		35,381		31,149	
	賃金	2,268		2,217		1,861	
	小計	232,686	74.4	224,106	78.2	196,178	81.5
場運営費	報償費	778		742		524	
	旅費	1,118		790		588	
	交際費	28		78		65	
	需用費	13,367		13,645		11,485	
	役務費	777		637		692	
	委託料	4,913		4,634		4,034	
	使用料賃料	25		25		14	
	工事請負費	5,658		7,867		840	
	負担金	100		45		574	
	公課費	26		26		26	
	小計	26,792	8.5	28,494	9.9	18,847	7.8
研究費	報償費	736		448		264	
	旅費	3,008		1,925		2,071	
	需用費	11,536		10,556		9,150	
	役務費	361		526		378	
	委託料	7,287		7,620		4,881	
	原材料費	2,809		3,944		3,357	
	備品購入費	26,763		8,336		5,029	
	負担金	644		316		318	
	小計	53,147	17.0	33,673	11.7	25,451	10.5
合計		312,627	100.0	286,274	100.0	240,477	100.0
備品購入費除く研究費		26,384	8.4	25,337	8.8	20,421	8.4
研究者数		23人		22人		20人	
研究者1人当たり研究費		1,147		1,151		1,021	

10 全国の工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の研究員数

(平成16年4月1日現在)

	機 関 名	研究者数	
1	山形県工業技術センター	4	
2	山形県工業技術センター 置賜試験場	6	
3	福島県ハイテクプラザ 福島技術支援センター	8	
4	埼玉県産業技術総合センター 北部研究所	4	
5	茨城県工業技術センター 繊維工業指導所	4	
6	神奈川県産業総合研究所	4	
7	東京都立産業技術研究所	墨田庁舎	20
		八王子庁舎	12
8	山梨県富士工業技術センター	10	
9	山梨県工業技術センター	3	
10	栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター	12	
11	群馬県繊維工業試験場	20	
12	新潟県工業技術総合研究所 素材応用技術支援センター	14	
13	長野県工業技術総合センター 情報技術部門	6	
14	福井県工業技術センター 化学・繊維部	19	
15	石川県工業試験場 繊維生活部	23	
16	富山県工業技術センター 生活工学研究所	17	
17	静岡県浜松工業技術センター	8	
18	愛知県産業技術研究所	尾張繊維技術センター	23
		三河繊維技術センター	15
19	名古屋市工業研究所	12	
20	三重県科学技術振興センター 工業研究部	2	
21	岐阜県製品技術研究所	16	
22	京都府織物・機械金属振興センター	21	
23	京都市産業技術研究所 繊維技術センター	30	
24	大阪府立産業技術総合研究所 科学環境部繊維応用系	16	
25	大阪市立工業研究所	6	
26	和歌山県工業技術センター	7	
27	兵庫県立工業技術センター 繊維工業技術支援センター	7	
28	奈良県工業技術センター	8	
29	滋賀県東北部工業技術センター		12
		能登川支所	3
		高島支所	3
30	岡山県工業技術センター	7	
31	広島県東部工業技術センター	8	
32	鳥取県産業技術センター 機械素材研究所	4	

	機 関 名	研究者数
33	愛媛県繊維産業試験場	1 2
34	徳島県立工業技術センター	1
35	福岡県工業技術センター 化学繊維研究所	2 1
36	鹿児島県大島紬技術指導センター	1 2
37	沖縄県工芸指導所	7

(注) 平成16年度産業技術連携推進会議・繊維部会(工業系都道府県立試験研究機関のうち繊維分野の団体)総会に提出された各試験研究機関の業務概要書から抽出したものである。

11 群馬県の繊維産業政策及び繊維工業試験場の位置付け

以下は、繊維工業試験場からの聞き取りによるものである。

(1) 群馬県の繊維産業政策

日本の繊維産業が21世紀に向けてのサバイバル競争に打ち勝ち、確固たる基盤を再構築するため、平成15年7月、経済産業省は産業構造審議会繊維産業分科会で、繊維ヴィジョン「日本の繊維産業が進むべき方向ととるべき政策」を了承した。

この中で、生産や流通のロスを大幅に削減し、世界有数の技術力、デザイン力などを活用したコストパフォーマンスの良い商品を開発・生産・販売する構造に改革すれば、国際競争力を持った強力な産業に再生する可能性は十分あるとしている。

そこで、平成15年度からは「中小繊維製造事業者自立事業」が実施され、その効果が期待されているところである。

また本県でも、「e-Vision新ぐんま経済社会ヴィジョン」を策定し、2000年から2025年までの21世紀初頭における群馬の経済社会の方向を展望している。そこでは、e-Visionで示した政策理念を具体化し、その推進体制を確立するため、基本理念等を明らかにした「群馬県ものづくり・新産業創出基本条例」が平成13年に制定・施行され、その中で「ものづくり産業の振興を支援する中核的施設その他公設試験研究機関を整備し、その機能の充実を図ることにより、ものづくり産業を支える技術に関する研究開発を促進し、技術の交流及び移転の進展を図ること。」とうたい、強さと優しさのある元気な経済社会、「元気な群馬」を目指している。

(2) 繊維工業試験場の位置付け

現在、国内の繊維関連企業は中国をはじめ諸外国からの大量な繊維製品の流入により、ものづくり企業として非常に厳しい環境を強いられている。このような状況のなかで、県内繊維産業も厳しい状況は例外ではない。県内繊維産業は長い伝統と高度技術を併せ持つ重要な地場産業であり、かつ小規模零細の企業群が産地を形成しているところが特徴である。このような繊維産業が将来性のある産業として発展していくためにも、今後他の産業との連携を一層深めていかなければならないものである。

しかし、全国の各産地にあった多くの繊維工業試験場、指導所は機関の再編統合に伴い工業技術センター、技術研究所の1部門として存続するものが多くなり、繊維部門の縮小傾向に拍車がかかっている。さらには高校、大学、国の教育・研究機関でも繊維部門がなくなる方向にあり、繊維業界にとっては技術的な後ろ盾がますます弱体化し、厳しい事業

環境に追い込まれているのが現状である。

このような状況下において、地元業界からは繊維産業の振興・発展のためには繊維工業試験場の産地存続が不可欠との強い要望がなされており、単独の専門的な特色ある公設試験研究機関として地域繊維産業振興に寄与することが期待されている。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

繊維工業系の公設試験研究機関には、国・都道府県・大学・民間が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

機関の種類・名称	機関の内容	繊維工業試験場の特徴
国立研究機関 ・ (独)産業技術総合研究所	学術的な研究	実用化を目指した研究
群馬県立試験研究機関 ・ 群馬産業技術センター	繊維以外の工学に広く対応	繊維工学に特化
県内大学等の専門教育機関	基礎研究及び情報科学	実用化を目指した研究及び情報科学の応用(実用的システム等)
民間企業	民間で出来る分析業務	民間では出来ない(利益を出しにくい)分析業務

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 6 月 29 日

【本監査】平成 17 年 7 月 28 日、29 日及び 8 月 3 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

平均落札率等の概要

繊維工業試験場の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	6 件	5 件	2 件
	平均落札率	96.2%	94.3%	96.8%

繊維工業試験場の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	12 件	5 件	4 件
	平均契約率	96.2%	94.9%	95.8%

意見

1 同一業者の連続落札について

毎年契約される冷暖房設備保守点検業務委託は指名人が限定されている結果、実質的に競争入札の実効性に乏しい。

（現状及び問題点）

本契約については、毎年 4 者の指名競争入札になっているが、結果として 3 ヶ年連続して同一業者が同額にて落札している。他の 3 者は毎年同一で、入札価格がいずれも予定価格を超えているため、実質的には落札業者との競争関係にない状況にある。積算価格、予定価格が年々引き下がる中で、同一価格での落札が続く状態では競争入札が有効に機能しているのか疑問である。

（改善策）

指名競争入札については、実質的な競争状況をつくる必要がある。

2 業務委託契約書の再委託禁止条項について

業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度の冷暖房設備保守点検業務委託契約書には再委託の禁止条項が定められていなかった。同年度の庁舎清掃業務委託契約書も同様であった。

(改善策)

業務委託契約書には、合理的理由がある場合を除き再委託の禁止条項を必ず設けるとされたい。

3 入札手続書類の保存について

指名人への入札執行通知書の控えが保管されていなかった事例があった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度津田駒 E R 織機用架物作成委託契約は個人 3 者を指名人として競争入札されたものだが、いずれも県の登録業者でないため、入札保証金、契約保証金の收受も必要であり、これらが明記された入札執行通知書が不可欠であるが、保存されていない。しかし、各保証金の收受は実施されているため、単純に保存洩れの状況と認められる。

(改善策)

入札手続の適正な執行を裏付ける書類は確実に保存する必要がある。

4 契約条件の変更について

入札時に示された納期限より契約書の納期限が延長されていた事例があったが、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。

(現状及び問題点)

平成 14 年度簡易貫流式蒸気ボイラー購入契約では、入札時の仕様書には納期は「契約後 2 カ月以内」とされていたにもかかわらず、6 月 5 日付けの契約書では 8 月 30 日に延長されている。落札業者が決定されてからの条件変更は競争入札の公正性を阻害するものと判断される。

この事例では実際には 7 月 10 日に納品・検査が完了しているため、結果としては問題がなかったものの、注意を要する。

(改善策)

競争入札による契約の場合、入札時に示された条件は変更できないことを徹底するべきである。

(監査の視点) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか

施設設備及び備品の概要

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

箇所	土地	建物	重要物品(注2.3)		
	取得価額	取得価額	管理担当	数	取得価額
管 理 棟	0(注1)	183,280	総合支援G	8	16,812
			評 価 G	40	133,048
研 究 棟		278,689	製品開発G	43	238,396
			加 工 G	44	199,219
情報・技術交流センター		18,750			
そ の 他	12,201				
合 計	0(注1)	492,921		135	587,476

建物、工作物、重要物品総合計金額 = 1,080,397千円

- (注) 1 土地の所有者はすべて桐生市であり、繊維工業試験場は桐生市より無償にて借り受けている。
 2 重要物品は1点100万円以上の備品である。
 3 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に帰属させて記載している。
 4 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建 物	5 件	8,455 千円
重 要 物 品	103 件	474,625 千円
合 計	108 件	483,080 千円

監査結果 指摘事項

5 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

取得価額100万円以上の重要物品について過去3年度の間に老朽化して使用に耐えないという理由で以下のとおり、49,646千円の不用・廃棄決定を行っている。

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
件 数	2件(注1)	6件(注2)	該当なし	8件
取得価額	13,356千円	36,290千円	該当なし	49,646千円

(注) 1 昭和52・59年度取得各1点。

2 昭和51年度取得4点、昭和60・62年度取得各1点。

監査人が現品確認をした際に、以下の多数の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。

管理グループ名	使用不能(注1)		使用可能(注2)		合 計	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
加工グループ	7	31,442千円	3	18,380千円	10	49,822千円
製品開発グループ	4	28,908千円	7	17,878千円	11	46,786千円
評価グループ	3	6,155千円	0	0千円	3	6,155千円
合 計	14	66,505千円	10	36,258千円	24	102,763千円

(注) 1 不用・廃棄決定済5点(昭和58年度取得2点、昭和63・平成元・平成3年度取得各1点)、
不用・廃棄未決定9点(昭和37・43・45・52・56・59・61年度取得各1点、昭和53年度取得2点)。

2 過去に長期間保有し、役割を終了(例:研究の終了)したため、使用機会はないが、使用可能であるため当分保有するもの(昭和43年度取得2点、昭和45・57年度取得各1点、昭和58年度取得3点、平成元年度取得1点、平成7年度取得2点)。

使用不能のもののうち、5点、32,336千円については、平成17年9月に不用・廃棄決定を行っているが、本来であれば使用不能な状態になった段階で不用決定すべきものである。

これらは、毎年削減されている予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことがその主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

また、使用可能なのに不稼働となっている理由の中には、担当者が退職したため、ほかに機械を操作できる人が不在になってしまったというものがある。試験研究機関は業務内容が属人的なものであること、また、後継者が確保できないといったことで、不稼働物品が発生する可能性はある程度はやむを得ないとしても、このような状態は望ましいものではない。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第231条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-16頁)

意見

6 備品の現品確認の記録保存について

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、その実施状況については記録を残す必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則第 231 条は、「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。繊維工業試験場では規定に基づき現品確認を実施しているが実施した記録が残されていない年度があった。

(改善策)

備品の現品確認は備品の実在性を確認できるほか、備品の利用状況や稼働状況、整理状況等も確認することができるので備品管理の観点からは有効である。備品の現品確認を実施するに当たっては、実施時期、実施方法、実施手続、実施している間の備品の取扱や報告方法等事前の説明を十分に行い、実施状況については記録として残す必要がある。

7 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。
(単位：台数、千円)

管理担当	加工 G		製品開発 G		評価 G		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	金額	構成比
稼働状況								
30 日未満	4	42,724	5	82,690	2	18,525	143,939	58.6%
31 日～90 日	2	23,191	3	36,746	1	12,000	71,937	29.3%
91 日～180 日	1	8,851	0	0	0	0	8,851	3.6%
181 日～	1	8,925	1	11,760	0	0	20,685	8.4%
合計	8	83,691	9	131,196	3	30,525	245,412	100.0%

年間稼働日数が 30 日未満の機器が対象資産中金額ベースで 58.6%も占めている。

また、重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数 A	年間日数 B	利用率 A/B	内部利用日数	外部利用日数	使用簿	備考
1	自動柄出しシステム	S57/12	37,686	2	243	0.8%	2	0		1
2	シマトロニックジャカードコンピュータ - 制御横編機	S57/ 2	14,552	0	243	0%	0	0	×	2
3	ドビー付きレピア織機	H13/ 1	14,332	65	243	26%	65	0		
4	直織システム (エンドレス型)	S60/ 1	13,714	40	243	16%	40	0	×	
5	真空転写捺染機	S63/12	13,500	52	243	21%	20	32	×	
6	自動トレースシステム	H 9 / 9	12,400	4	243	1%	3	1		3
7	拡布型液流染色機	H 7 /12	12,380	0	243	0%	0	0	×	4
8	走査電子顕微鏡分析装置付	H 6 /10	12,000	60	243	24%	52	8		
9	全自動サンプル整経機	S50/11	11,760	225	243	92%	220	5		
10	デザインコンピュータ - 一式	H 1 /11	11,160	0	243	0%	0	0	×	5
11	テレビカメラスキャナ -	S58/12	10,626	0	243	0%	0	0	×	5
12	フーリエ変換赤外分光光度計 顕微システム	H 4 /12	9,925	25	243	10%	25	0		
13	気流染色機	H13/12	9,691	77	243	31%	17	60		
14	自動調液装置	S61/10	9,334	0	243	0%	0	0	×	4
15	無製版プリントシステム	H14/10	8,925	219	243	90%	191	28		
16	色彩評価システム	H14/10	8,851	115	243	47%	15	100		
17	S O M E T Oレピア織機	H 5 /11	8,700	45	243	18%	45	0	×	6
18	片側レピア織機	H 3 /11	8,666	0	243	0%	0	0	×	7
19	加工機能付きテンタ -	H13/12	8,610	12	243	4%	5	7		
20	サーモビュア	H 2 /12	8,600	10	243	4%	10	0	×	8

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分

...あり ...ないが他の資料から正確に集計できるもの ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

- 1 A 3 サイズ以上の柄入力時のみ使用した。
- 2 担当職員 (操作精通) の退職により、試作について外部委託した。
- 3 プリント試作点数が少なかった。
- 4 新技術導入のために産地企業に先がけて導入したが、既にその役割が果たされ、最近の使用実績はなくなったが、 7 は特殊な絹の染色加工機として、 14 は染色工程の自動化に必要な機器として、今後の使用機会も見込まれるとのこと。
- 5 平成 17 年度廃棄予定。
- 6 特殊織物の製織のみ使用した。

- 7 片側レピア織機は太い糸をタテ系に用いたジャガード織物の製作に使用するものであるが、平成 16 年度は試作を行わなかった。しかし、今後は太い糸を用いる試作品の製作及び企業等からの要請による製作があれば使用する必要性が生じてくるとのこと。
- 8 企業からの測定依頼が少なかった。

利用率に注目してみると、連続して利用しているものが 2 点あるほか、30%以上のものが 2 点あるが、10%未満のものが 10 点もあり、うち年間まったく利用されていないものが 6 点もある。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられことは問題である。

また、機器類の稼動状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、県 8 試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼動実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も 5 年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

8 情報・技術交流センターの利用状況について

情報・技術交流センターは昭和 40 年建築の鉄筋コンクリート造りで老朽化が著しく、利用状況も十分とは言い難い。廃止を含めてその利用方法を再考する必要があると思われる。

(現状及び問題点)

情報・技術交流センターの利用実績(利用者数)は以下のとおりである。

年度	講習会等		科学技術週間	県民の日
	回数	人数	人数	人数
平成 14 年度	2 回	30 人	21 人	14 人
平成 15 年度	7 回	154 人	14 人	-
平成 16 年度	6 回	85 人	-	57 人

科学技術週間と県民の日には一般解放しているが、入場者数は上記のとおりであり、利

用状況も決して十分とは言い難い。利用日以外は鍵をかけて無人の状態である。

2階資料室には、群馬県の歴史的経緯から重要と考えて、「桐生お召し」を製造するのに使われた八丁撚糸機が動態保存されている。

(改善策)

講習等の企画回数の増加、PR等の充実等により利用度の向上に努めるべきであるが、老朽化が著しい施設の現状を考えた場合、廃止を含めて利用方法を再考する必要がある。

9 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-19頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか

意見

10 受託研究における受託料の積算について(共通)

受託研究の場合、研究にかかる費用を規定に従って積算して受託料を個別に設定することとされているが、積算が規定に従って行われているとは言い難い事例があった。

(現状及び問題点)

受託料は、「繊維工業試験場受託研究実施要綱」(平成11年4月1日施行)(以下「要綱」という。)で、人件費、旅費、原材料・消耗品費、光熱水費、設備使用料、役務費を以下のような算出基礎に従って計算することとされている。

項 目	算 出 基 礎
人 件 費	当該研究を実施する職員の給与に関係なく次に掲げる1人1時間当たりの人件費単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。 $1人1時間当たりの人件費 = \frac{\text{繊維工業試験場職員の給与総額}}{\text{繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
旅 費	群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第24号)による額とする。
原材料・消耗品費	当該研究に使用する消耗品、原材料の額とする。
光 熱 水 費	当該研究に使用する電力料金、ガス料金および水道料金とし、次に掲げる1時間当たりの各料金の単価に当該研究に要する延実働時間を乗じたものとする。
電力料金	1時間当たりの電力料金 = $\frac{\text{前年度繊維工業試験場の電力料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
ガス料金	1時間当たりのガス料金 = $\frac{\text{前年度繊維工業試験場のガス料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
水道料金	1時間当たりの水道料金 = $\frac{\text{前年度繊維工業試験場の水道料金}}{\text{前年度繊維工業試験場職員の延勤務時間数}}$
設 備 使 用 料	当該研究に使用する設備の維持管理費として、次に掲げる1台1時間当たりの単価に当該研究に要する延使用時間を乗じたものとする。 $\frac{\text{当該機器の購入価格}}{\text{耐用年数} \times 2,000 \text{ 時間}}$
役 務 費	当該研究に必要な郵便、電話料等とする。

平成16年度に実施された受託研究の受託料は、電力料および水道料金について年間使用料をベースに算定しており、上記の規定に従って算定されていなかった。

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 22 頁)

11 受託研究における受託料の算定方法の見直しについて(共通)

受託料に含まれる人件費は給与をベースに計算しているが、人件費には給与以外の費用もある。利用者の適正な負担はどうあるべきか、常に見直していくことが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 22 頁)

12 県外企業等に対する受託料設定について

受託料の設定は県外企業等と県内企業等と区別されていないが、試験場が県の予算により運営されていることを考慮すると格差を設けることが適当であると考えられる。

(現状及び問題点)

受託料の設定方法について、現状は県内企業等と県外企業等で同じ算定基準を適用している。

しかし、受託研究は原則として県内の企業等を対象としたものであり、例外的に受けている県外企業等の場合に同一の基準で受託料を計算することには疑問がある。

(改善策)

受託料が県民サービスを考慮して受託研究に直接的に発生すると想定される実費相当額を請求しているものと考え、県外企業等からの受託研究の受託料には試験場の運営に係る間接費相当額などを含めたフルコストを請求する方法にするなど格差を設けて適切な料金設定をすることが望まれる。

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

繊維工業試験場によれば以下のとおりである。

(1) 課題設定

繊維工業試験場で取り組んでいる研究は経常研究、プロジェクト研究、共同研究、受託研究であり、各々の目的遂行を目指して取り組んでいる。その取り組み課題については、下記のようなあらゆる機会を捉えて消費者ニーズはもとより、産地・業界のニーズの把握にも努め、課題選定に結びつけている。内容としては厳しい業界を取り巻く状況を踏まえ、海外製品に対抗できる付加価値の高い新製品・新技術開発に関するもの、今後の繊維業界を考えた場合、衣料分野のみならず非衣料・脱衣料分野への取り組みを見過ごすことはできない。したがって今後ますます重要視されるであろう新分野開拓に力を注がねばならないと思っているところである。

業界との情報交換会（和装部会（桐生織物協同組合）、技術開発委員会（桐生刺繍商工業協同組合）、意見交換会（群馬県繊維工業技術振興会）等）の中から

技術相談

企業訪問

他の研究機関や大学からの呼びかけに応じ、現場で対応できる範囲の分担および会場からの応募

職員の発意（各種の情報をもとに今後取り組む必要があると思われるもの）

企業の新製品・新技術開発係わる受託研究。

取り組み課題は各グループ内で検討したうえ、最終的には繊維工業試験場のグループリーダー会議で決定している。

(2) 成果の発表および普及

成果については、下記に示すような機会やメディア媒体を通して、できるだけ速やかに発表及び普及に努めている。

繊維工業試験場研究発表会

せんい技術情報（情報誌）

ホームページ

メールマガジン

講習会

学会（繊維学会、品質工学会等）

業務報告（年報）

産業技術連携推進会議（産技連）繊維部会分科会、地域部会の研究会等

産技連繊維部会「全国繊維技術交流プラザ」への出品

ジャパНКリエーション、ジャパンテキスタイルコンテスト、ハイブリッド絹展ほか各種展示会に出展

意見

13 研究課題の選定および評価制度の確立について

研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立されたい。

(現状及び問題点)

現状行われている研究課題の選定プロセスでは、技術相談や企業訪問などから捕捉された民間のニーズを基に試験場内部でテーマを絞り込み、場長が最終的に決定している。その方法では研究課題の必要性や有効性等の評価が繊維工業試験場内部での検討にとどまっており、外部からの客観的な評価、検討が加えられていない。

(改善策)

研究課題の選定に当たっては次のような観点から評価される必要がある。

- ・ 社会的ニーズから考えての必要性、緊急性があるかどうか。
- ・ 研究課題が他の研究機関で行われたものでないかどうか(研究課題の重複の有無)
- ・ 公平性(県民生活、地場産業の向上に資するか)
- ・ 経済性(研究にかかるコストに対して期待される成果は十分かどうか)

これらの観点から研究課題が選定されている必要があるが、現状の方法では検討過程が閉鎖的であり、また専門的になる可能性があることから外部評価制度の導入が必要である。

また、研究課題の検討は選定時だけでなく、研究途中においても研究の進捗度合いや、当初見込んでいた研究成果の見直し、研究方法などの見直しをする手続きを設けて研究課題の有効性等について経過のモニタリングができる制度の導入を検討されたい。

14 研究成果の調査、分析について(共通)

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか

意見

15 中長期計画について(共通)

現時点では、中長期計画は策定されていない。繊維工業試験場の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

16 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 12 点・39,287 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
受託事業収入	1,159	1,394	1,898
	(6 件)	(7 件)	(10 件)
国庫補助事業	11,085	1,312	
	(1 件)	(1 件)	
合 計	12,244	2,706	1,898
	(7 件)	(8 件)	(10 件)

平成 14 年度の国庫補助事業は、経済産業省の地域再生産業集積対策事業に係る補助金であり、全額研究用機器の購入に充てている。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

17 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

18 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

- (1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職員	人数	平均年齢	勤務年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	20 人	40.9 歳	15.4 年	1.3 年	0.1 年	16.8 年
行政職	4 人	47.3 歳	2.5 年	0 年	26.5 年	29.0 年
平均		41.9 歳	13.2 年	1.1 年	4.5 年	18.8 年

研究職員の平均年齢は 40.9 歳、県への入庁後の平均在職は 16.8 年である。また、研究職員 20 人中当场以外の勤務経験があるのは 1 人だけである。

- (2) 一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

繊維に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

- (1) 任期付研究員制度について

人事の滞留化によって、研究活動及び組織の活性化に支障をきたす恐れがある。研究課題の内容によって、数年間の任期付研究員制度の採用を検討されたい。なお、繊維工業試験場では平成 18 年度から採用予定であるが、今後も活用されたい。

- (2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

なお、繊維工業試験場では従前より「選考採用」として民間人等の中途採用を行ってきた(平成 14 年度及び平成 15 年度各 1 人)。今後も活用されたい。

(3) 行政部門や他の研究機関との交流

繊維工業試験場は県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

19 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

20 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

繊維工業試験場の人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	188,214	173,085	159,567
	行政職	35,017	41,653	29,521
	小 計	223,231	214,739	189,088
	嘱託職員	7,187	7,150	5,229
	臨時職員	2,268	2,217	1,861
	合 計	232,686	224,106	196,178
支出総額		312,627	286,274	240,477
支出総額に占める人件費割合		74.4%	78.2%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文

部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考えます。

また、職員（嘱託・臨時除く）一人当たり平均人件費は次のとおりである。

（単位：千円）

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	23	8,183	22	7,867	20	7,978
行 政 職	4	8,754	5	8,330	4	7,380
合 計	27	8,267	27	7,953	24	7,878

繊維工業試験場の業務内容は、調査研究業務、依頼試験・検査業務及び技術相談・民間普及業務がそれぞれおおむね 3 分の 1 程度で、各々に重点を置いている。

これらの業務は、研究職員が従来どおりの方法で行っているが、この内 依頼試験・検査業務については、研究職員の管理・監督の下、嘱託・臨時職員のさらなる活用を図ることができる余地があると思われる。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 20 名に対して、臨時・嘱託職員は 5 名の在職でその事務分掌は以下のとおりである。

職 種	所属グループ	職員数	職務内容
嘱 託	製品開発グループ	2 人	作業員
	評価グループ	1 人	依頼試験の実施・相談取次ぎ
臨 時 職 員	総合支援グループ	1 人	事務補助
		1 人	内外清掃
合 計		5 人	

実質的に依頼試験・検査業務の補助をしているのは嘱託 3 人である。

繊維工業試験場では、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

（改善策）

業務効率化の項目として、繊維工業試験場の施設設備を視察した際、作業的な工程がかなりあると見受けられたので、それらの作業を嘱託職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

対策の実行により、依頼試験・検査業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待されるので検討されたい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁）

2.1 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁）

2.2 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.3 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

2.4 行政コスト計算書の活用について(共通)

繊維工業試験場の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	245,432	74.3	234,513	72.7	214,021	74.9
人件費	232,686		224,106		196,178	
退職給付費用	12,745		10,407		17,843	
ものにかかるコスト	79,241	24.0	82,437	25.6	65,887	23.0
物件費	2,809		3,944		3,357	
維持修繕費	37,422		37,270		26,102	
減価償却費	26,809		28,967		27,510	
委託費	12,200		12,255		8,916	
移転的なコスト	745	0.2	361	0.1	892	0.3
その他のコスト	5,078	1.5	5,078	1.6	5,078	1.8
公債費(利息支払)	0		0		0	
土地機会費用	5,078		5,078		5,078	
行政コスト総額	330,497	100.0	322,391	100.0	285,880	100.0
収入計	10,454		11,057		12,062	
行政コストの純額	320,043		311,333		273,817	
研究職員数(人)	23		22		20	
研究職員 1 人当たりコスト	13,914		14,151		13,690	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民 1 人当たりコスト(円)	157		153		134	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額 (単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	330,497	322,391	285,880
機関現金支出額	312,627	286,274	240,477
差 額	17,870	36,117	45,403

(注) 機関現金支出額は7-7頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

繊維工業試験場の行政コスト総額は、平成14年度から平成16年度にかけて減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、17百万円から45百万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び土地機会費用である。

(行政コスト計算書試算の前提条件)

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

(1) 退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

(2) 減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品(「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和52年5月1日訓令乙第4号)による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの)について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号(昭和27年総理府令第73号)を参考にした。

(3) 土地機会費用

繊維工業試験場が利用している土地は無償貸与を受けているが、有償で借り受けた場合の賃借料を計算している。

(4) 県庁管理費の計算

県庁（産業経済局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、繊維工業試験場以外の所属で測定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

25 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

繊維工業試験場の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名	繊維工業試験場	
研究課題	繊維製品の紫外線遮蔽性およびフォトクロミック性に関する評価の研究	
予算区分	県単独	
研究期間	平成 16 年度	
研究に従事した人数	2 人	
当該研究のために取得した資産	紫外線強度計 (89,000 円)	
人件費	直接	458 千円
	間接	123 千円
経費	直接	192 千円
	間接	73 千円
減価償却費	78 千円	
支払利息	- 千円	
合 計	927 千円	

研究の目的	<p>太陽光の下で紫外線強度計を用い、繊維製品のフォトクロミック色素を応用した製品の紫外線による可逆変色性や紫外線遮蔽性について評価する方法を検討し、繊維産業における新製品の開発に寄与することを目的とする。</p>
研究の成果	<p>マイクロカプセル化フォトクロミック色素を吸着させた様々な繊維素材について、紫外線強度計を用いて紫外線強度を確認しながら、可逆変色性を太陽光の下で評価する方法を確立した。</p> <p>また、紫外線遮蔽性についても、カーテンなどの製品の前後で紫外線強度を同時測定する方法によって、自然光による実用的な評価方法が可能であることを確認できた。</p>
研究成果の公表手段	<p>業界ニーズを把握して研究課題を選定しているため、そのきっかけとなった企業に対して成果を提供。</p> <p>企業の新製品の開発で応用されたものについては、宣伝効果の大きい新聞、テレビなどのマスメディアを通じて広く周知に努めている。</p> <p>繊維工業試験場の情報誌やホームページ、業務報告に掲載する。</p> <p>繊維工業試験場研究発表会等において成果を発表。</p> <p>興味を持った企業に対しては個別に情報提供する。</p>
研究結果の普及状況	<p>研究成果を利用して、カーテンに関する特許出願を行った企業は、県の補助金事業を利用して実用化に向けた製品開発を進めている。</p> <p>衣料品に関してもオリジナル商品としてインターネットによる新形態の自社販売に挑戦している企業もある。</p> <p>新聞等により成果発表を知った企業等からの問い合わせも多数あり、提供した情報は大いに活用されているものと確信している。</p>

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

繊維工業試験場では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時

間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数の資料の提出を受け、それらの数値から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると思込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

場長、総合支援グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等にかかる資料の提出を受け直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

2.6 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

平成16年度の「実用化できる研究成果数(技術移転数)」は18件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、繊維工業試験場研究報告及び実用書等技術解説等の発表論文数は27件に及んでいる。また、特許出願件数は3件であった。これらの活動は評価されるが、研究成果の公表媒体について検討する必要があると思われる。

(改善策)

研究成果の迅速な普及は、繊維工業試験場の課題として今後取り組むべき重要課題であると思われるので、その方法について検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁)

2.7 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。

その中で繊維工業試験場の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共同研究	国・独立行政法人			2 件
	県立 8 試験研究機関	2 件		6 件
	大学・高専	4 件	5 件	4 件
	民間	6 件	8 件	6 件
	その他	1 件		
受託研究	県立 8 試験研究機関			1 件
	大学・高専			1 件
	民間	5 件	6 件	10 件
	その他(県)	1 件	1 件	2 件
合 計		19 件	20 件	32 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。ただし、十分とは言えず、また、県立8試験研究機関との連携は少なく今後の検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分がかかり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のもので散見された。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかとと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。繊維工業試験場でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立試験研究機関の 8 試連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在、まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

2.8 繊維工業試験場の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で繊維工業試験場の今後の運営は 効率性の追求、 行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

また、施設・設備の老朽化問題及び県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しも今後検討すべき課題である。

(現状及び課題)

繊維工業試験場に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

繊維産業は衣食住の一つとして、また生活文化産業として、私たちに非常に身近でかつ重要な存在である。しかし、現在国内繊維関連企業は中国をはじめ諸外国からの大量な繊維製品の流入により、ものづくり企業として非常に厳しい環境を強いられている。

このような状況下にあって、地元業界からは繊維産業の振興・発展のためには繊維工業試験場の存続が不可欠との強い要望がなされており、単独の専門的な特色ある公設試験研究機関として地域繊維産業振興に寄与することが期待されている。

繊維工業試験場の目的は業界の振興・活性化を側面から支援することであり、そのた

めに「研究開発」「技術支援（依頼試験・技術相談等）」「情報提供」「人材育成」といった基本的な機能を中心に業務を遂行している。各機能とも必要不可欠な機能であり、新しい機能を組み込みつつ充実させていくが、将来的には開発研究部門の一層の強化・拡充を図ることが、繊維産業発展に必要であると考え。

現在の急激な経済構造の変革の時代にあっては、より高度に支援できる体制を作り、積極的に業界の支援強化を図り、業界と共に新たな繊維時代を創造する役目を果たさねばならない。

(2) 課題

評価機関の設置

試験場を業界にとって有用で、利用しやすい機関とするため、業界ニーズの把握をはじめ、研究課題の選定、導入設備機器の選定、研究成果の評価等を検討する外部の有識者による評価機関を設置する。

開発研究を積極的に行う体制整備

開発研究を進めるにあたっては業界ニーズの把握はもとより、今後はより消費者ニーズの把握に努める必要がある。従って研究課題の吸い上げ、研究課題の決定、及び研究成果について適正に評価する体制を整備し、併せて成果発表会、普及講習会を開催して積極的に技術移転を推進する。

技術支援の充実

繊維工業試験場利用企業は100%中小零細の企業群でありながら、分業工程別に組織され多様な最終製品を作り出している。その産地の中で、繊維工業試験場が担う試験研究の役割は大きいものがある。

こうした繊維産地の特徴から、技術相談、技術指導、依頼試験等技術支援部門の重要性も挙げられる。

業界の繊維工業試験場への要望も、これらの継続を求めている。なかでも依頼試験の成績書（日本工業規格（JIS）に準拠した試験方法で実施した結果を依頼者に報告するもの）は品質証明として流通段階に必須のものと位置付けられ、現時点では、他で対応できる機関のない状況下にある。このような産地を取り巻く状況の中で、繊維工業試験場の経済効果については技術支援、特に依頼試験・依頼加工により、産地出荷額から勘案すると約45億円の製品出荷に寄与していると推測されている。

この依頼試験を単なる試験のための試験としてではなく、品質の向上、高付加価値化及び新製品開発のための基礎・性能試験として捉え、部門別の対応ではなく、総合的に取り組み、技術相談・指導とともに技術支援の重要部門と認識して積極的に対応する。

また、こうした業務から積極的に業界ニーズや研究シーズを汲み取り、技術支援のみならず開発支援の研究も行っていくことが必要である。

情報力の強化

未来産業としての繊維産業にとって情報力の強化は極めて重要である。また業界自体の情報ネットワーク化も推進しなければならない。

人材育成

繊維業界において生き残りを図るためには、まず、繊維に携わる後継者の養成が求められている。その上で、製品の高付加価値化、新用途開発、新製品開発が強く望まれる。

そのためにはソフト・ハードともに技術革新・改良の必要性が高まっており、これらを担う人材の育成が急務である。このことは中小企業における新しいニーズを生み出す製品開発の中核となる人材を育成することであり、産地の活性化の一つの手段である。

また、繊維研究（繊維産業）は技術（デザインを含む）を最終製品の物作りまで行い完結させることができ、個人の能力を製品化に結びつけることのできる数少ない工業部門である。そのためにもこのような部門を支援する公設試験研究機関としては、今後継続的に繊維産業に携わる人材を育成する事が必要である。

研究員が意欲を持てる職場環境の構築

大学等における繊維関係学部、学科が少なくなっている現在では、当試験場職員も繊維以外を専攻した職員が多くを占めてきている。繊維に特化した研究施設とはいえ、さまざまな学科を専攻した職員が配属されることにより、広い視野に立って研究・技術支援業務に携わることができる。さらに従来企業等における実務経験者や平成 17 年度はじめて任期付研究員の採用試験を実施するなど、より即戦力としての人材確保に努めているところであるが、職員自ら研鑽を重ねることにより、他県にない繊維に特化した専門機関の研究員というプライドを持つことも必要である。技術者養成機関が少なくなっている現在、産地繊維産業における中核的役割を果たす技術者の育成は必然的に試験場が行わなくてはならず、

- ・ 学会、研修会、セミナーへの参加
- ・ 大学院社会人特別選抜入学制度の活用
- ・ 他機関との連携・共同研究の推進
- ・ 機関内研修の推進（大学等との連携による）

等に積極的に取り組み、職員の資質向上に努めるとともに、研究・支援機関として十分その機能が発揮しやすい体制づくりに努めるものである。

地方独立行政法人化

独立行政法人化については、行政改革大綱（平成 17 年度～平成 19 年度）に、地方独立行政法人制度の活用について「大学・試験研究機関等について実施計画期間内に制度導入を積極的に検討。」と盛り込まれたところであり、他県の状況も踏まえながら、公設試験研究機関の有用性、経済性及び将来性の観点から、公設試験研究機関統廃合、公益化、独立行政法人化などについての全庁的な検討を踏まえ、主務課である

工業振興課や群馬産業技術センターと連携する中で検討していきたい。

(問題点)

繊維工業試験場から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々のを射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、以下の問題点があると思われた。

(1) 効率的運営追求の必要性について

有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(2) 施設・設備の老朽化問題について

施設・設備の老朽化は著しく、このまま継続していくのは非効率であり、近い将来大幅な設備投資が必要であると思われる。現在、大規模改修は予算的に困難であり、最低限の応急的な修繕を実施している。

平成 17 年 3 月 31 日現在の施設・設備の状況は以下のとおりである。

区 分	取得価額	耐用年数経過済		割 合 /	備 考
		数量	取得価額		
建物	492,921 千円	5 件	8,455 千円	1.7%	(注)1
工作物	14,780 千円	1 件	10,971 千円	74.2%	
重要物品	587,476 千円	103 件	474,625 千円	80.7%	(注)2
合 計	1,095,177 千円	109 件	494,051 千円	45.1%	

(注) 1 主な建物は管理棟 183,280 千円、研究棟 278,689 千円であり、鉄筋コンクリート造のため耐用年数は 50 年とされ、築後 29 年経過したものであるが、実際には老朽化が著しく、要修理箇所も散見される。

2 試験研究用機器の老朽化は著しく、部屋全体が陳腐化して使っていないものがあった。

(3) 県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しについて

県内繊維産業の衰退は著しく、産業自体が大きく変わってきている。以下は、繊維工業試験場で提示された産業統計資料(工業統計調査結果)である。なお、1981 年以降のデータは従業員数 4 人以上の事業所を対象としている。

県内製造品出荷額等

(単位：億円)

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948 年(昭 23)	119	43	36.13	1978 年(昭 53)	29,073	2,019	6.94
1953 年(昭 28)	636	257	40.40	1983 年(昭 58)	49,748	2,196	4.41
1958 年(昭 33)	999	284	28.42	1988 年(昭 63)	68,155	2,123	3.11
1963 年(昭 38)	3,018	639	21.18	1993 年(平 5)	81,292	1,980	2.43
1968 年(昭 43)	7,262	1,040	14.32	1998 年(平 10)	80,850	1,450	1.79
1973 年(昭 48)	16,976	1,794	10.56	2003 年(平 15)	72,855	890	1.22

県内事業所数の推移

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948年(昭23)	4,172	1,629	39.04	1978年(昭53)	17,260	4,835	28.01
1953年(昭28)	8,931	4,839	54.18	1983年(昭58)	9,816	1,795	18.28
1958年(昭33)	10,595	5,626	53.10	1988年(昭63)	10,218	1,686	16.50
1963年(昭38)	13,547	6,349	46.86	1993年(平5)	9,553	1,430	14.96
1968年(昭43)	14,687	5,940	40.44	1998年(平10)	8,753	1,094	12.49
1973年(昭48)	16,397	5,058	30.84	2003年(平15)	7,251	727	10.02

県内産業別従業者数の推移

(単位：人)

年	県計	繊維工業	割合(%)	年	県計	繊維工業	割合(%)
1948年(昭23)	69,144	27,346	39.54	1978年(昭53)	225,554	31,458	13.94
1953年(昭28)	84,532	40,284	47.65	1983年(昭58)	234,996	21,615	9.19
1958年(昭33)	107,370	44,545	41.48	1988年(昭63)	259,993	20,430	7.85
1963年(昭38)	178,652	53,351	29.86	1993年(平5)	258,086	16,914	6.55
1968年(昭43)	208,961	47,858	22.90	1998年(平10)	244,727	12,411	5.07
1973年(昭48)	238,985	39,540	16.54	2003年(平15)	215,189	7,986	3.71

このように、かつて繊維産業は県内でも重要な位置を占めていたが、現在では衰退の一途をたどり、平成15年においては、製造品出荷額890億円(県内割合1.22%)、事業所数727(県内割合10.02%)、従事者数7,986人(県内割合3.71%)といずれも過去最低の水準となっている。

繊維工業試験場は、明治38年に染織業の改善発展を図るため、伊勢崎市に群馬県工業試験場を開設したのがその始まりであり、以来、研究開発、技術支援(依頼試験・技術相談等)、情報提供、人材育成等を通じて隆盛を極めた群馬県の繊維産業を県行政として側面から支援してきた。

しかし、上記のような県内繊維産業の状況を踏まえて県立の試験研究機関としての繊維工業試験場の存在意義を考える時期に来ているのではないかとと思われる。

(改善策)

(1) 効率的運営追求の必要性

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で繊維工業試験場の今後の運営はどうあるべきかという点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

ア 中長期計画による戦略的な運営を目指す。

- イ 競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。
- ウ 評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。
- エ 人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。
- オ 研究職員の育成のための方策を検討する。
- カ 業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。
- キ 研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。
また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。
- ク 光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

行政としての公正性、公平性の確保

繊維工業試験場は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

- ア 研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。特に繊維工業試験場の場合、研究課題の必要性、有効性等に関する評価プロセスを確立する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。
- イ 行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。
- ウ 研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

研究成果の普及について

研究成果の迅速な普及は、今後取り組むべき重要課題であると思われるのでその方法について検討されたい。

研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(3) 施設・設備の老朽化対策について

将来の大規模改修または改築等及び設備投資の計画の策定については、早急に行う必要があると思われるが、繊維工業試験場の今後のあり方及び県の試験研究機関としての位置付けをどのようにするのかを十分検討したうえで策定する必要がある。

さらに、投資計画の具体化には県民に対するアカウンタビリティを果たすために建設費等の初期投資や改修費用なども含め、県民の負担がいくらになるかを明らかにする必要がある。いずれにしても現在の状況のまま継続することは、非効率であり、何らかの対策が必要であると思われる。

(4) 県内繊維産業の衰退と繊維工業試験場の存在意義の見直しについて

県内繊維産業の衰退については前述したとおりであるが、繊維工業試験場については、現状において今後試験研究機関として存続させて研究を続ける必要があるのかどうかの判断が必要であると思われる。すなわち、過去の延長線上で捉えるのではなく一度すべて白紙の状態に戻し、その上で繊維工業試験場が過去に果たしてきた成果、現在の受益者のニーズを考慮し、存在意義を見直していく必要があると思われる。

存在意義を見直すにあたっては、以下の点を考慮する必要がある。

県内繊維産業及び事業者の状況の把握

県内繊維産業及び事業者の状況がどうなっているかを十分調査し、県内の事業者等直接の受益者や県民が繊維工業試験場に何を求めているのか、すなわちそのニーズを正確に把握しなければならない。

そのうえで、県立試験研究機関が公費を投入してでも支援しなければならない行政上の必要性は何かを明確にしておく必要がある。

県内繊維産業及び事業者等直接の受益者に対する貢献度を明確にすること

試験研究の成果、技術支援（依頼試験・技術相談等）、情報提供、人材育成等の繊維工業試験場の業務が受益者にどれだけの利益を与えているかを明確にする必要がある。その場合なるべく具体的な数値で算出することが望ましい。

繊維工業試験場では、概要の部で記載したように、実用化できる研究成果数をはじめとして最近の主な研究成果を示す資料を作成して県民に開示しているが、試験研究、技術相談等により、当該企業にどのような支援がなされ、その結果当該企業の業績、あるいは県民の雇用にどのような成果が上がったかについての具体的な資料は作成していないが明確にしておく必要がある。

他機関との統合について

県内繊維産業衰退によって、関係事業所及び従事者への県の支援に係る行政コストは相対的に多額になっており、県行政の公平性を考慮した時、検討しなければならない問題であると思う。

その場合、他機関との統合も選択肢の一つとして考慮すべきであろう。統合による管理部門の人件費削減等により管理コストを削減し、効率的な運営を行い、また、試験研究機関の規模を繊維産業の規模に合わせて削減すれば、現状のニーズに合わ

せた支援体制の構築は可能であると思われる。

具体的には繊維工業試験場と群馬産業技術センターは、工業振興課を主務課とする公設試験研究機関であり、研究課題は異なるものの、県内の工業振興のための技術指導、技術支援を行っている。したがってその設置目的、実施事業についても共通のものが相当あり、検討する価値はあると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

